

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	適正な行政管理の実施			番号	①				
評価方式	総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施(評価は未実施)						
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般	総務本省	行政管理実施費	行政管理の実施に必要な経費		114,520		248,029	
		管区行政評価局	行政評価等実施費	行政管理の実施に必要な経費		42,193		44,060	
	小 計					一般会計	< 156,713 >	の内数	< 292,089 >
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計					一般会計	< >	の内数	< >
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
合 計					一般会計	< 156,713 >	の内数	< 292,089 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数

(千円)

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-①)

政策 ^(※1) 名	政策1:適正な行政管理の実施				担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室)	作成責任者名	行政管理局企画調整課長 七條 浩二 行政管理局行政情報システム企画課長 奥田 直彦 行政管理局管理官 水野 靖久	
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。						分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:行政運営の改善・効率化の実現 ・行政の信頼性の確保及び透明性の向上 [中間アウトカム]:ICTを活用した業務・システム改革が各府省において実施され、国民が受ける行政サービスの質が向上すること ・独立行政法人の共通的な制度が適正かつ円滑に運用されること ・行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度が適正かつ円滑に運用されること						政策評価実施予定時期	令和4年8月	
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度			年度ごとの実績(値) ^(※2)			
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	
IT等を活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	各府省におけるデジタル・ガバメントに関する取組の推進	①	各府省におけるデジタル・ガバメント中長期計画の見直し実施率	-	100%	-	100%	100%	各府省(※)では、中長期計画を策定し、デジタル・ガバメントを推進することとされている。令和元年12月に策定されたデジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)では、各府省が各府省中長期計画の見直しを行うに当たって留意すべき点等を要領として取りまとめ、各府省中長期計画の実効性を確保する観点から、内閣官房と総務省が各府省の見直しを支援することとされている。各府省は少なくとも毎年一回、中長期計画の見直し・拡充を行うこととされている。これを踏まえ、測定指標「各府省におけるデジタル・ガバメント中長期計画の見直し実施率」を設定することとした。 ※策定対象機関数は23(令和2年3月31日時点)
	各府省における業務改革の取組の推進	2	電子決裁を検討するとされている項目(6省庁7項目)※のうち、具体的な内容が「デジタル・ガバメント中長期計画」に記載されて継続的に取組が示されている項目数 (※ただしシステムが整備済等対応が完了したものは除く) <アウトプット指標>	0	電子決裁を検討するとされている7項目がすべてデジタル・ガバメント中長期計画に記載される	7項目すべて記載済 (各年度ごと進捗状況をフォロー)	電子決裁を検討するとされている項目(6省庁7項目): 電子決裁移行加速化方針の別紙1(電子決裁を検討する業務類型等)のⅡ1(2)関係(膨大な紙の添付書類等があるもの(国民からの申請等の行政手続に基づくものを除く。))及びⅡ2関係(業務システムが文書管理システムに接続せず、独自の決裁機能も持たない業務)に定められたもの。	7項目すべて記載済	「電子決裁移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)に基づき、総務省は、各府省に提供している文書管理システムの処理能力向上や使い勝手の向上に計画的に取り組むほか、各府省における電子決裁への移行の進捗状況の継続的な把握や、業務改革(BPR)を推進する立場からの各府省の取組への支援を行うこととする(各府省の取組の進捗に応じて、「デジタル・ガバメント中長期計画」の記載ぶりは変わり得るもの)。 加えて、中長期計画の改定と合わせて、総務省が必要な調査を行うなど、各府省の取組について定期的にフォローアップを行うこととし、その結果はデジタル・ガバメント関係会議に報告することとされている。 なお、測定指標に※で記載のとおり、対応が完了した項目については、翌年度の目標値からは除外する。 ※「電子決裁移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定) https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/denshikessai_ho_usin.pdf
	毎年度行う「公共サービス改革基本方針」の見直しに向けた取組を推進し、公共サービス改革法の目的を達成するため、官民競争入札等監視委員会の関与の下、市場化テストの実施の在り方等に関し、不断の見直しを行うことにより、市場化テストの良好な運用を促進	3	終了プロセス等に移行した事業の割合 <アウトプット指標>	54%	60%	56%	58%	60%	公共サービス改革法の趣旨・目的は、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することにあるところ、官民競争入札等監視委員会の指摘・指導等を踏まえ、市場化テストの実施の在り方等に関して見直しが行われた結果、公共サービスの質の向上、経費削減等の良好な実施結果が得られた事業については、終了プロセス等に移行することとなるため、当該終了プロセス等に移行した事業の割合を指標として設定する。
						55% (216/390) ※216事業中、終了プロセス186事業、新プロセス30事業	-	-	

<p>独立行政法人の共通的な制度の適正かつ円滑な運用の確保</p>	<p>独立行政法人の共通的な制度を運用するに当たった課題等の把握と対応</p>	<p>④</p>	<p>独立行政法人の共通的な制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>平成30年度末の制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 【平成30年度末時点において把握している課題】 ・独立行政法人会計基準における連結財務諸表部分の見直し ・特例随意契約制度の見直し ・見直しを行った制度の周知</p>	<p>平成30年度</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかにした課題等について対応を実施</p>	<p>令和3年度</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかにした課題等について対応を実施</p> <p>・国立研究開発法人の機能の一層の向上と柔軟な業務運営の確保及びガバナンス強化という課題に対し、特例随意契約制度における調達に係る公正性確保のためのガバナンス強化等措置、同制度の適用範囲や調達の上限額についての見直しを行うため、内閣府と共同で検討会(令和元年5月～令和2年3月)を開催した。検討会の結果を踏まえ、現在、同制度の運用状況を踏まえた見直しに向け、作業を行っている。 ・独立行政法人の財務報告のより一層の活用という課題に対し、独立行政法人の連結財務諸表の活用状況及び出資の状況等を踏まえ、連結財務諸表の作成の目的や連結の範囲等について、『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』の改訂(令和2年3月)を行った。 ・平成30年度に改定等を行った独立行政法人の「目標策定指針」及び「評価指針」や、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」等について、主務省や法人等における改定等の趣旨の浸透・定着を図るため、シンポジウム(令和元年9月)や説明会(同年10月)の開催などを通じ、周知に取り組んだ。</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかにした課題等について対応を実施</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかにした課題等について対応を実施</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年閣議決定)における改革の目的として「大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図る」とされたところ、この改革の成果を発揮するためには、平成27年4月以後の新たな独立行政法人の共通的な制度の運用実態及びその課題等を適切に把握し、必要な対応をしていくことが求められていることから、指標として設定。</p>
-----------------------------------	---	----------	--	--	---------------	---	--------------	---	---	---	--

<p>行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じ必要な情報を提供を実施</p>	<p>⑤</p>	<p>行政手続制度、行政不服審査制度の普及 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>平成27年4月施行の改正行政手続法及び28年4月施行の改正行政不服審査法について、各府省や各地方公共団体における主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供</p>	<p>平成30年度</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>令和3年度</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>平成26年6月に成立・公布された改正行政不服審査法関連3法のうち、平成27年4月に改正行政手続法が、28年4月に改正行政不服審査法がそれぞれ施行された。 改正行政手続法については、新たに処分等の求めや行政指導の中止等の求めが規定された。また、改正行政不服審査法は、公正性の向上、利便性の向上の観点から旧行政不服審査法の仕組みを抜本的に見直した。これらの制度を定着させることは、公正性、利便性の向上や救済手段の充実・拡充を図るために重要であり、また、これらの制度を一般国民が利用しやすくなるためには、その受け手となる各府省や各地方公共団体が主体的に担当者の資質の向上を図ることが肝要であると考えられることから、その取組状況を把握し、情報提供を行うことを指標として設定。 なお、各機関の取組状況を把握する一環として、施行状況調査を実施している。 【参考】各府省の取組状況の把握の例 平成29年度公布の命令等に係る意見公募手続のうち、根拠法令の条項を明示したものの割合 97.2% (970件/998件 行政手続法施行状況調査結果) 平成29年度公布の命令等に係る意見公募手続のうち結果の公示を行った案件について、結果の公示を命令等の公布の日又はそれ以前に行ったものの割合 96.9% (960件/991件 行政手続法施行状況調査結果) 審査請求の新規申立件数 平成30年度 64,088件 (行政不服審査法施行状況調査結果) 上記の内、同年度中に処理が終了した件数 23,858件 (行政不服審査法施行状況調査結果)</p>
<p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること</p>	<p>国民への説明責務を全うするため、開示決定期限の遵守の徹底を図ること</p>	<p>⑥</p>	<p>国の行政機関等における情報公開制度において、期限内(※)に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等) ※ 原則30日以内。延長した場合には延長期限内 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>行政機関：100% 独立行政法人等：99.7% 【算定根拠】 ・行政機関：期限内128,538件、期限超過53件(100%) ・独立行政法人等：期限内7,436件、期限超過25件(99.7%) ※小数点第二位四捨五入</p>	<p>平成30年度実績値)</p>	<p>100%</p>	<p>令和3年度</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>開示請求件数が増加傾向にある現状を踏まえて、行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、期限内(原則30日以内。延長した場合には延長期限内)に開示決定等がなれることが、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、期限内に開示決定等がされたものの割合について指標及び目標値を設定(平成29年度実績値を基準として目標値を設定)。</p>
<p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること</p>	<p>職員研修により、情報公開制度の趣旨及び内容等の徹底を図ること</p>	<p>7</p>	<p>国の行政機関等の職員に対する情報公開制度の運用に関する研修における理解度等の割合 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>参加機関等数：708 参加者数：1,254人 理解度：76.6%</p>	<p>平成30年度</p>	<p>平成30年度値を上回る</p>	<p>令和3年度</p>	<p>平成30年度値を上回る</p>	<p>平成30年度値を上回る</p>	<p>平成30年度値を上回る</p>	<p>施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、各行政機関等における情報公開制度の円滑な運用が図られるものとして、指標及び目標値を設定(平成30年度実績値を基準として目標値を設定)</p>
<p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること</p>	<p>職員研修により、個人情報保護制度の趣旨及び内容等の徹底を図ること</p>	<p>8</p>	<p>国の行政機関等の職員に対する個人情報保護制度の運用に関する研修における理解度等の割合 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>参加機関等数：708 参加者数：1,254人 理解度：58.8%</p>	<p>平成30年度</p>	<p>平成30年度値を上回る</p>	<p>令和3年度</p>	<p>平成30年度値を上回る</p>	<p>平成30年度値を上回る</p>	<p>平成30年度値を上回る</p>	<p>施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、各行政機関等における個人情報保護制度の円滑な運用が図られるものとして、指標及び目標値を設定(平成30年度実績値を基準として目標値を設定) 【参考指標】個人情報の漏えい等事案の件数(施行状況調査の結果(毎年度、前年度の状況を調査)) 平成28年度：行政機関 644件、独立行政法人等 687件 平成29年度：行政機関 554件、独立行政法人等 789件 平成30年度：行政機関 640件、独立行政法人等 880件</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度				
(1)	行政管理実施事業(昭和21年度)	170百万円 (140百万円)	172百万円 (146百万円)	157百万円	1~8	<p>○各府省におけるICTを活用した業務・システム改革を推進し、行政運営の改善、効率化及び行政サービスを向上。</p> <p>○独立行政法人通則法等の独立行政法人に関する共通的な制度の企画・立案を通じ、独立行政法人の業務運営を適正化。</p> <p>○公共サービス改革基本方針の改定や、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い指針等を作成するなどして、競争の導入による公共サービスの改革を推進。</p> <p>○行政運営の基本的、共通的なルール(行政手続法、行政不服審査法、行政機関情報公開法、行政機関個人情報保護法等)について、各行政機関の運用状況の把握、各行政機関等における適正な運用となるよう普及啓発、国民の利便性の向上を図るよう周知活動等を実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共サービス改革法の対象事業数に占める終了プロセス等に移行した事業の割合:60%以上(令和3年度) ・国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合:100%(令和3年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の窓口業務における民間委託の導入効果に関する調査:1件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>業務・システム改革に関する取組や、行政手続法、行政機関等情報公開法などの行政運営の基本的、共通的なルールについて、各行政機関等の運用状況の把握等を行うことにより、行政の適正かつ効率的な運用が推進されることとなるため、行政サービスの向上、行政運営の効率化、国民の権利利益の保護等に寄与する。</p>	0001	
(2)	独立行政法人通則法(平成11年)	-	-	-		独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。		
(3)	行政手続法(平成5年)	-	-	-		処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。		
(4)	行政不服審査法(昭和37年)	-	-	-		行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する。		
(5)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)	-	-	-		行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。		
(6)	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)	-	-	-		独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。		
(7)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年)	-	-	-		国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する。		
(8)	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年)	-	-	-		国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする。		
政策の予算額・執行額		170百万円 (148百万円)	172百万円 (147百万円)	157百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						-	-	-

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

注 測定指標1は、施策目標の達成状況をより正確に測るため、新たに設定し追加する。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	行政評価等による行政制度・運営の改善			番号	②				
評価方式	総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり						
(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	行政評価等実施費	行政評価等の実施に必要な経費		242,667		233,269	
	一般会計	管区行政評価局	行政評価等実施費	行政評価等の実施に必要な経費		774,205		831,371	
	小 計					一般会計	1,016,872		1,064,640
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計					一般会計			
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
合 計					一般会計	1,016,872		1,064,640	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数

主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-②)

政策 ^(※1) 名	政策2:行政評価等による行政制度・運営の改善				分野	行政改革・行政運営
政策の概要	政府内にあって施策や事業の担当府省とは異なる立場から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の政策効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、政策や制度・業務運営の見直し、改善方針について勧告等を行う。 【政策評価の推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政策評価の質及び実効性の一層の向上を図る。 【行政相談】国民の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関にあっせん・通知を行うことにより、個々の苦情の解決や行政の制度・運営の改善を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	【最終アウトカム】:国民に信頼される質の高い行政の実現がされること 【中間アウトカム】:以下の三つの機能を通じて、内閣の重要課題や各府省の行政上の課題の解決が促進されること ①行政評価局調査の結果に基づき改善方針が提示されることで、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること ②政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が推進され、国民への説明責任が果たされること ③行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	980	1,017	1,086	1,017
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	980	1,017	1,086	
執行額	868	896	970			

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	第3章2(1)③ EBPMをはじめとする行政改革の推進 第4章2 令和2年度予算編成等について
	規制改革実施計画	令和元年6月21日	I 6 規制所管府省の主体的な規制改革への取組

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)		
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)						
			平成29年度	平成30年度	令和元年度				
	① 全国規模の調査に基づく勧告等について、2回目のフォローアップ時点での改善措置率 ^(※) <アウトカム指標> ※①該当年度に2回目のフォローアップを実施した調査について、調査ごとに2回目のフォローアップ時点での改善措置件数/勧告等における指摘事項数を算出、②年度ごとに①の結果の平均値を算出、③過去3年間の平均値を「改善措置率」として算出	91.6% (過去3年間の改善措置率(平成26年度90.5%、27年度91.9%、28年度92.4%)の平均値) 【平成28年度】	91.6%以上	94.4% (平成27年度91.9%、28年度92.4%、29年度98.8%の平均値)	94.4%以上	96.1% (平成28年度92.4%、29年度98.8%、30年度95.5%の平均値)	96.1% (平成29年度98.8%、30年度95.5%、令和元年度93.9%の平均値)	過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値以上 【令和元年度】	イ

<p>各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方針を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること</p>	<p>行政評価局調査を実施</p>	<p>業務改革による行政評価局調査の効果的な実施</p> <p>①従来型の全国計画調査の実施期間 ②コンパクト調査の実施期間 ③機動的な調査(臨時調査)の実施件数及び実施期間 ④その他業務改革の実施状況</p> <p><アウトプット指標></p>	<p>従来型の全国計画調査は、全国50局所に分散配置した調査要員を、調査ごとに固定した規模で動員し、おおむね1年を目途に結果を取りまとめ【平成28年度】</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめる。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめる。 ③必要な場合は、機動的な調査(臨時調査)を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。</p> <p>①平成29年度において、勧告、公表等を行った従来型の全国計画調査10本のうち、「公文書管理に関する行政評価・監視」については10か月で取りまとめ公表した一方、「森林の管理・活用に関する行政評価・監視」については公表までに1年8か月を要しているが、これは、本省において補足(追加)的に調査する必要があったことによるもの、「土砂災害対策に関する行政評価・監視」については公表までに1年6か月を要しているが、これは関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことによるものである。なお、上記10本の調査について、取りまとめに要した期間の平均値は1年4か月となっている。</p> <p>②平成29年度においては、コンパクト調査として「高速道路における逆走防止対策の推進に関する調査」を4か月、「太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査」を6か月で取りまとめ、公表した。</p> <p>③当該年度においては、機動的な調査(臨時調査)を実施しなかった。</p> <p>④行政評価局の地方組織再編により、調査ユニットの柔軟な編成が可能となったことにより、調査テーマ間の業務分担の見直しを行い、業務量の多い調査テーマの調査担当職員の人数を増やすなど、調査体制の充実を図った。また、WEB会議システムの活用により、これまで、調査従事者の一部しか参加できなかった調査計画の伝達会議を全調査従事者が視聴することが可能となったほか、タブレット端末の活用により調査先でのインターネットを通じた関連情報の収集や、調査対象機関からの資料提供を効率的に行うことが可能となった。以上のほか、共有フォルダを活用した局所における実地調査結果の速やかな共有を行っており、これらの取組は、調査手順の効率化や本省・局所間での意思疎通及び問題意識の深化を通じ、調査の効果的な実施に寄与していると考えられる。</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめる。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめる。 ③必要な場合は、機動的な調査(臨時調査)を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。</p> <p>①平成30年度に公表した従来型の全国計画調査8本のうち、「下請取引の適正化に関する行政評価・監視」については約1年で取りまとめた。他方、「クールジャパンの推進に関する政策評価」及び「農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価」については、公表まで2年以上を要したが、これは、関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことによる。上記8本の公表までの期間の平均は、2年以上の期間を要した調査の影響もあって、約1年7か月であった。</p> <p>②平成30年度に公表した「鳥獣被害対策に関する実態調査-ICTを活用した対策の条件整備を中心として-」については、約9か月で取りまとめた。</p> <p>③平成30年度においては、「賃金構造基本統計問題に関する緊急報告」を平成31年2月から3月の約1か月で取りまとめ、公表した。これは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の不適切事案について、施策や事業を担当する府省とは異なる立場から行政評価・監視を行っている当局が実施することとされたものである。</p> <p>④調査の設計から取りまとめに至る各段階で局幹部と担当室との意思疎通の機会を一層回り、手戻りを少なくするとともに、平成29年度に引き続き、各調査テーマの業務量に応じた機動的な人員配置を行うほか、WEB会議システム等を活用した効率的な情報共有に取り組んだ。また、取りまとめの途上においても、アンケート調査結果や中間的な公表を行い、関係府省との問題認識の共有、関係者への情報提供を行った。これらの取組は、調査手順の効率化や本省・局所間での意思疎通及び問題意識の深化を通じ、調査の効果的な実施に寄与していると考えられる。</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめる。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめる。 ③必要な場合は、機動的な調査(臨時調査)を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。</p> <p>①令和元年度に公表した従来型の全国計画調査5本のうち、最も長期間の調査となった「地籍整備の推進に関する政策評価」は、公表まで約2年を要したが、これは、関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことによる。上記5本の公表までの期間の平均は約1年7か月となり、平成30年度と同様であった。</p> <p>②日々行っている情報収集により、災害派遣等に使用される自衛隊車両及び救急業務を行う救急車が高速道路において緊急対応に支障を生じかねない状況が見られるとの情報に接したことで、令和元年9月から、「緊急自動車等におけるETC活用等に係る実態調査」を実施し、年度末に当局としての見解を取りまとめた。また、政策評価審議会における議論を踏まえ、令和2年1月から3月の約3か月で「都道府県指定文化財(美術工芸品)の管理状況に関する調査」を行い、取りまとめた。本調査の結果を踏まえ、令和2年度に都道府県指定文化財(美術工芸品)の保護・継承に関する行政評価・監視を実施する予定。</p> <p>③上記②のとおり(上記②の調査は、機動的な調査(臨時調査)でもある。このほか、建設残土の投棄により、崩落等の住民の生活安全を脅かす問題が発生している状況が見られ、また、政策評価審議会においてもこの問題について指摘があったことから、第3期に「土壌汚染対策に関する行政評価・監視」を予定していたが、令和2年1月、機動的に「建設残土対策に関する実態調査」を行うこととした。</p> <p>④これまで、調査の進捗を「方向性」、「中間報告」等に区切り、それぞれの区切りのタイミングで局幹部へ報告・相談していたものを、局幹部とより柔軟に意思疎通するため、進捗状況の区切りを廃止し、局幹部へ随時、状況を報告・相談することとした。そ</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめる。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめる。 ③必要な場合は、機動的な調査(臨時調査)を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。</p> <p>【令和元年度】</p>
---	-------------------	---	--	--	--	--	---

政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと	政策評価審議会等の知見を活用した政策評価の推進及び客観性担保評価活動の一環として点検を実施		③	<p>政策評価の質及び実効性の向上 〈アウトカム指標〉</p> <p>【参考指標】 規制、租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価の点検数 〈平成29年度〉 規制に係る政策評価の点検数：－（ガイドライン改正のため未実施） ・租税特別措置等に係る政策評価の点検数：40件 ・公共事業に係る政策評価の点検数：21件</p> <p>〈平成30年度〉 ・規制に係る政策評価の点検数：112件 ・租税特別措置等に係る政策評価の点検数：59件 ・公共事業に係る政策評価の点検数：30件</p> <p>〈平成31年度（令和元年度）〉 ・規制に係る政策評価の点検数：120件 ・租税特別措置等に係る政策評価の点検数：38件 ・公共事業に係る政策評価の点検数：12件</p>	<p>28年度の政策評価審議会政策評価制度部会（以下「制度部会」）による政策評価の改善案の提言（目標管理型、規制）前における各府省の政策評価の実施状況【平成28年度】</p>	<p>①総務省が提示した政策評価の改善案（28年度）の反映状況及び今後の課題（各府省政策評価担当部局・有識者からのヒアリング等により把握）。</p> <p>②政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施</p> <p>①政策評価の改善案の反映状況及び今後の課題については以下のとおりである。</p> <p>i) 目標管理型評価については、総務省が提示した改善案（28年度）の後に示された「統計改革推進会議最終取りまとめ（H29.5.18）」も踏まえ、28年度実施施策に関する評価書を対象に検証を行ったところ、分析の妥当性、目標・測定指標の適切な設定に関して十分とは言えないもの（具体例：外部要因等の影響が分析されていない、測定指標の目標値が定量的に定められていないが、目指す水準が明らかでない）が確認された。</p> <p>一方、一部の府省について当局で確認を行ったところ、目標と測定指標との因果関係を明確化するための取組や、事前分析表に設定された測定指標のうち、どれが主要なものであるかの明示等の改善（具体例：財務省の事前分析表において主要な指標を明示）が見られた。</p>	<p>①総務省が提示した政策評価の改善案（28年度・29年度）の反映状況及び今後の課題（各府省政策評価担当部局・有識者からのヒアリング等により把握）。</p> <p>②政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施</p> <p>①政策評価の改善案の反映状況及び今後の課題については以下のとおりである。</p> <p>i) 目標管理型評価については、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（H29.5.18）及び「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成29年度）」（H30.3.2制度部会）を踏まえ、30年度における実証的共同研究として、関係府省及び学識経験者と協働し、IoTサービス創出支援事業」、「女性活躍推進」、「競争政策広報」及び「訪日インバウンド」の4つのテーマを題材に、ロジックモデルの活用、（必要に応じ）データ収集・調査の実施、統計的手法等の活用による政策効果の分析等を通じた検証を行った。当該研究においては、政策効果の検証に応用しやすいタイプの施策や、多様な検証の手法例を取り上げ、具体的な事例の発信を通じて、各府省のEBPMの取組に対するリーディングケースを提示する。</p>	<p>①総務省が提示した政策評価の改善案（28年度～30年度）の反映状況及び今後の課題（各府省政策評価担当部局・有識者からのヒアリング等により把握）。</p> <p>②政策評価制度部会における議論も踏まえ、政策評価の改善状況を総括する。</p> <p>①政策評価の改善案の反映状況及び今後の課題については以下のとおりである。</p> <p>i) 目標管理型評価については、平成30年度に引き続き、実証的共同研究を実施。令和元年度は、「競争政策における広報」（継続）、「地方公共団体の行動変容につながる効果的な普及啓発手法」及び「財政教育プログラム」の3つのテーマを題材に、検証を行った。</p> <p>また、EBPMに関して造詣が深く、かつ、実務的な観点から意見をいただける有識者を「行政評価局アドバイザー」として委嘱。総務省、関係府省、行政評価局アドバイザー等学識経験者などが連携して当該実証研究を実施した（結果についてはR2.5.8公表）。</p> <p>また、これまでの実証的共同研究の成果や課題等について、制度部会委員や行政評価局アドバイザーとの意見交換を行うことを通じて、分析し、明らかにした。</p>	<p>の結果、分析の内容や議論を通じて新たに発生した問題意識に応じた柔軟な対応により、より深みのある取りまとめが可能になることを期待している。</p> <p>また、従来の形式（報告等）にこだわらない結果処理や調査結果とりまとめ時期の柔軟化・弾力化などの調査手法の見直しを行った。見直し結果を踏まえて、上記の「緊急自動車等におけるETC活用等に係る実態調査」を行政評価局レポートとして取りまとめた。</p> <p>そのほか、必要に応じて、フォローアップ後に報告事項への対応を促し、改善を促進する取組を行った（例：貸切バスの公示運賃の見直しについて—貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視（平成29年7月）の報告事項のフォローアップ—（令和元年11月14日に行政評価局レポートとして公表））。</p> <p>このように、手法の見直しにより、よりタイムリーに調査結果等を公表することが可能となった。</p>	<p>総務省が提示した政策評価の改善案（28年度～30年度）の反映による各府省の政策評価の質及び実効性の向上</p> <p>【令和元年度】</p>

ii) 規制評価については、H29.7に「政策評価に関する基本方針」及び「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の改正を行い、同年10.1から施行している。改善状況を把握した結果、遵守費用の定量化が不十分な例が見られるなど、課題が残る状況である。

iii) 公共事業評価については、「完了後の事後評価」を題材として、各省の参考に資するための情報を提供することを主眼として改善方を中間的に整理したものであり、引き続き関係省にその内容の周知を図るとともに、最終的な取りまとめに向けた情報収集を実施した。

ii) 規制評価については、改正した「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」施行後のH29.10からH30.3までに各府省において作成された評価書のうち、法律又は政令により新設・改廃される112件の規制を対象に点検した結果、遵守費用の定量化が不十分な例(定性的な記載にとどまるものが事前評価40件・事後評価11件の計51件)が見られたほか、事前評価が意思決定過程でどのように活用されたか記載されていないなどの状況が見られたことから、改善すべき点を各行政機関へ指摘するとともに、費用及び効果の定量化がなされている推奨事例(費用及び効果が全て金銭価値化され、効果が費用を正当化できているものなど)の横展開を行った。

iii) 公共事業評価については、総務省が提示した改善方策(29年度)を踏まえ、公共事業所管省における評価の運用状況等を把握したところ、公共事業所管省と事業主体である地方公共団体等との間で、評価業務に関する情報共有が十分でないなどの状況も見られた。

②政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施した内容は以下のとおりである。

i) 目標管理型評価については、「統計改革推進会議最終取りまとめ(H29.5.18)」を踏まえた検証に関して、H30.2.2の制度部会において、ロ部会の目標管理型評価ワーキンググループにおける検討内容を踏まえた審議・検討を行い、その後、同年3.2の政策評価審議会において、「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等」を了承し、各府省へ提示した。今後、ロジックモデルの活用の在り方等について、「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」(以下「実証的共同研究」)等において引き続き検討する。

②政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施した内容は以下のとおりである。

i) 目標管理型評価については、30年度における実証的共同研究に関して、H31.2.19の第18回制度部会(持ち回り開催)及び同年3.4の第14回政策評価審議会(第19回制度部会との合同)にて進捗状況を報告するとともに、4つのテーマからなる当該実証的共同研究に取り組んだ結果に対する気付き等を取りまとめた「報告書総論」を同年4.26に公表した(当該公表の旨もR1.5.17の第15回政策評価審議会(第20回制度部会との合同)にて報告)。引き続き、当該実証的共同研究を実施し、ロジックモデルの活用の在り方等について検討する。

ii) 規制評価については、H30.4からH31.3までに各府省において作成された評価書のうち、法律又は政令により新設・改廃される120件の規制を対象に、改善方を踏まえて改正した「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の主要ポイント(遵守費用の定量化等)の実施状況を中心に点検を実施した。その結果、遵守費用の定量化が不十分な例(定性的な記載にとどまるものが事前評価60件・事後評価3件の計63件)が引き続き見られたことから、改善すべき点を各行政機関に指摘するとともに、費用及び効果の定量化がなされている推奨事例(費用及び効果が全て金銭価値化され、効果が費用を正当化できているものなど)の横展開を行った。また、各府省から規制評価の実施に係るヒアリングを実施し、運用における課題検討の参考となる情報を得た。

iii) 公共事業評価については、平成29年度の改善方策も踏まえ、公共事業所管省における評価の運用状況等を把握したところ、公共事業所管省と補助事業主体である地方公共団体等との間で、評価に関する情報共有や連携が十分でないなどの状況が引き続き見られた。

②政策評価制度部会等において政策評価の改善及び今後の方向性について検討を実施した内容は以下のとおりである。

i) 目標管理型評価については、過去2年間実施した実証的共同研究の総括として、以下のとおり、成果、課題の把握、今後の方向性についての検討を行った。
・実証的共同研究に関わった全8府省にヒアリングを実施。「EBPMを推進していくための知見を得ることができた」「事業の現状が把握できた」「新たな行政手法を打ち出すことができた」といった、EBPMの実践や政策改善に関する肯定的意見が示され、着実に実証的共同研究の成果が出ていると評価できる。

				<p>ii) 規制評価については、H30.2.2の制度部会において、上記制度改正の実施状況を審議した。今後、点検結果の各府省への指摘の在り方や更なる取組の必要性について検討する。</p> <p>iii) 公共事業評価については、H30.2.2の制度部会において、政策評価における事業の直接・波及効果の取扱いなど、同部会の公共事業評価ワーキンググループ(以下「公共事業評価WG」)における検討内容を踏まえた審議・検討を行い、同年3.2の政策評価審議会において、「公共事業に係る政策評価の改善方策」を了承し、各府省へ提示した。今後、点検活動や委員視察等を通じて、共通課題やその改善方策について検討する。</p>	<p>ii) 規制評価については、H30.2.2の制度部会において、上記制度改正の実施状況を審議した。今後、点検結果の各府省への指摘や更なる取組の必要性について検討する。</p> <p>iii) 公共事業評価については、公共事業評価WGで審議・検討しつつ点検を実施するとともに、公共事業評価の改善の参考とするため、公共事業評価WG委員による地方公共団体の視察を実施。視察結果は、H31.2.19の制度部会及び同年.3.4の政策評価審議会に報告。今後、点検活動、国の地方支分部局や地方公共団体からの情報収集、委員視察等を通じて、共通課題やその改善方策について検討する。</p>	<p>・ 制度部会委員や行政評価局アドバイザー、その他有識者の知見を活用し、これまでの実証的共同研究の成果を整理し、課題及び今後の取組の方向性について検討を行った。その結果については、「実証的共同研究の成果と今後の取組について」として取りまとめ、これを踏まえた改善を図りつつ、引き続き研究に取り組む。なお、「実証的共同研究の成果と今後の取組について」は、R2.5.8に公表するとともに、各府省へ提示した。</p> <p>ii) 規制評価については、第21回制度部会(R1.7.10)において、上記①の点検結果を踏まえた各行政機関への主な指摘事項や今後の方向性などに関し、同部会の規制評価ワーキンググループ(以下「規制評価WG」)での検討結果、諸外国における取組状況を踏まえて審議した。また、平成29年の「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の改正以降、各行政機関において十分に同ガイドラインが遵守されていない等の現状を踏まえ、規制に係る政策評価の改善に向けた今後の方向性について、R2.3の規制評価WG、第23回制度部会において議論を行い、今春以降、遵守費用の定量化やEBPM的思考の現状把握、課題の整理、諸外国制度研究の実施等について検討し、令和4年度に総括することとした。</p> <p>iii) 公共事業評価については、平成29年度の改善方策を踏まえつつ、公共事業評価WGの知見を活用しながら点検を実施した。点検の結果、関係省に対して指摘した事項については、評価書の修正や評価マニュアルの改定など必要な対応が講じられていることを確認しており、一定の改善が図られている。引き続き、点検活動、公共事業所管省や地方公共団体等からの情報収集を通じて、共通課題やその改善方策について検討する。</p>
--	--	--	--	---	---	---

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	行政相談委員と協働する等して行政に対する国民の相談案件を吸い上げること	4	行政相談の総受付件数 ＜アウトカム指標＞	17万件以上 164,145件 【平成28年度】	17万件以上 かつ前年度実績以上	17万件以上 かつ前年度実績以上	17万件以上 かつ前年度実績以上 【令和元年度】	□
	受け付けた苦情等について、必要あっせん等を実施すること	⑤	苦情あっせん解決率 ＜アウトカム指標＞	95.0%以上 94.2% 【平成28年度】	95.0%以上 かつ前年度実績以上	95.0%以上 かつ前年度実績以上	95.0%以上 かつ前年度実績以上	□

目標達成度の測定結果	(※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり					
	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、実績値が目標値を上回った。また、測定指標②については、各年度の公表までの期間の平均がおおむね1年とはならなかったものの、行政評価局調査の効果的な実施のため、コンパクト調査、機動的な調査及び業務改革を実施した。以上から、目標達成に向けて着実な進展が見られた。 ・測定指標③については、総務省において改善方策等を踏まえた点検活動等を実施しており、その結果、各行政機関において一部改善が見られた。また、制度部会等において、現状の分析や課題の把握等に努め、改善の方向性について議論を行い、令和元年度には一定の方向性を示した。このように、総務省においては、課題の把握及びこれを踏まえた対応を行ってきたところであるが、依然として各ガイドラインに沿った評価が行われていない等の課題が見られ、施策目的である「政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進」を達成しているとは言えないことから、引き続き取り組む必要がある。 ・測定指標4については、平成29年度は156,178件、30年度は169,100件と大幅に増加したが、令和元年度は163,689件にとどまった。いずれの年度も目標は達成していないものの、おおむね目標値に近い実績を示している。 ・測定指標⑤については、平成29年度が97.2%、30年度が95.2%と当初2年間は目標を達成しており、令和元年度は94.7%と目標は達成できなかったものの、おおむね目標値に近い実績を示している。 						
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>【行政評価局調査】 ＜施策目標＞各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること 当該施策目標については、各年度の公表までの期間の平均がおおむね1年とはならなかったものの、その他改善措置率に係る指標等については目標を達成しており、目標達成に向けた着実な進展が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、全ての年度において目標を達成することができた。 ・測定指標②のうち、「②コンパクト調査の実施期間」、「③機動的な調査（臨時調査）の実施件数及び実施期間」については、コンパクト調査及び機動的な調査を必要に応じて実施した。また、「④その他業務改革の実施状況」については、従来の形式（勧告、通知等）にこだわらない結果処理や調査結果とりまとめ時期の柔軟化・弾力化などの調査手法の見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえ、「緊急自動車等におけるETC活用等に係る実態調査」を行い、行政評価局レポートとして取りまとめた。一方で、「①従来型の全国計画調査の実施期間」については、各年度の公表までの期間の平均がおおむね1年とはならなかった。これは、勧告内容等の質を高めるため、関係データ・事例の整理・確認等を精査したことに伴うものである。今後はより適正な調査の進行管理に努めていきたい。 <p>【政策評価の推進】 ＜施策目標＞政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が推進され、国民への説明責任が果たされること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理型政策評価については、平成30年度から実証的共同研究を実施し、2年間で7テーマを扱った。当該研究により、個別の政策の改善を図ることが可能となるとともに、政策効果等の把握、ロジックモデルの活用等、政策改善・評価を行う上での気付きを得るなど、政策評価の質の向上に資する成果をあげることができた。 ・他方、実証的共同研究の効果を最大限に高めるためには、より多くの知見の蓄積や、本研究に関与した行政機関以外の者に対しても研究成果を還元していく取組の必要性など課題も明らかになっており、これらを改善し、より有効性を高める研究を実施していく必要がある。 ・規制評価については、評価期間を通じて、平成29年度に示された改善方策を踏まえた点検活動を行うとともに、優良事例の横展開、諸外国の事例紹介等を行い、政策評価の質の向上を促す取組を行ってきた。しかし、遵守費用の定量化が不十分な例が多く見られる（遵守費用の定量化率は2割以下）など、改善が見られない。このため、課題を的確に把握し、その改善方策を検討するため、令和元年度から検討を開始した。 ・公共事業評価については、評価期間を通じて、平成29年度に示された改善方策を踏まえた点検活動を行うとともに、地方公共団体の取組を把握し、議論の参考にするなど、政策評価の質の向上を促してきた。各府省の政策評価の取組は、公共事業所管省と補助事業主体である地方公共団体等との間で、評価に関する情報共有や連携が十分でないものなど、依然として改善を要する評価書が見られるが、点検活動における総務省の指摘を踏まえ、各府省においてマニュアルの改善が図られる等、着実に政策評価の質の向上に向けた取組が行われている。 <p>【行政相談】 ＜施策目標＞行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること 当該施策目標については、各測定指標（4及び⑤）が、目標を達成していないものの目標に近い実績を示していることから、相当程度進展があったと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標4については、平成29年度は156,178件、30年度は169,100件と大幅に増加したが、令和元年度は163,689件にとどまった。いずれの年度も目標は達成していないものの、おおむね目標値に近い実績を示している。 ・測定指標⑤については、平成29年度が97.2%、30年度が95.2%と当初2年間は目標を達成した。令和元年度は94.7%と目標は達成できなかったものの、おおむね目標値に近い実績を示している。 <p>測定指標4について、目標を達成できなかった要因としては、①災害時も含め、総務省以外の他機関における各種相談窓口の多様化・細分化が進化したことによる相談先の分散化、②情報化社会の進展による照会案件のネットなどを活用した解決など、総務省の「行政相談」をめぐる外部環境が構造的に変化していることが考えられる。また、測定指標⑤について、令和元年度に目標を達成できなかった要因としては、あっせんの対象となった案件中、各府省において対応に時間を要する案件の件数が他の年度に比して、相対的に多かったことが考えられる。</p>							
評価結果								

次期目標等への反映の方向性	<p>【行政評価局調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、行政評価局調査の結果行った勧告に対する関係府省の改善措置により、実際の行政上の課題・問題点が解消されることが重要であることから、全国規模の調査に基づく勧告等について、引き続き、フォローアップ時点での改善措置率を指標とする。 なお、従前、勧告等の半年後に1回目、1年半後に2回目のフォローアップを行っていたところであるが、令和2年度から、調査結果の公表時に、内容に応じて、原則1年から2年後までの間で特定した時点でフォローアップを行うこととしている。 ・従前、行政評価局調査の実施状況を図る指標として「業務改革による行政評価局調査の効果的な実施」を設定していたところであるが、「総務省政策評価に関する有識者会議」の有識者の御意見を踏まえ、より施策目標の達成度を測るために有効と考えられる「テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法（コンパクト調査又は機動的な調査）により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表できたか」を指標として設定。 <p>【政策評価の推進】</p> <p>設定した施策の達成目標「政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が推進され、国民への説明責任が果たされること」は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）の目的であり、政策評価制度を所管する本省として、引き続き、当該目標が達成されるよう、適切な施策手段を検討・実施し、必要に応じて改善していかなければならない。</p> <p>測定指標③について、上記目標を達成するためには、各行政機関の特性を踏まえつつ適切に課題を認識し、これを踏まえた効果的な施策手段を講じ、状況に応じて改善していく必要があることから、引き続き、課題の把握と対応状況を測定指標として設定する。</p> <p>なお、令和2年3月下旬以降、急速に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に対する各行政機関の対応を踏まえつつ、政策評価制度を所管する総務省として、評価書の提出期限の後ろ倒し等、必要な措置を講じていく必要がある。</p> <p>※令和2年5月19日、各府省政策評価担当官に対して、目標管理型の政策評価及び租税特別措置等に係る政策評価の評価書の提出期限の後ろ倒しを通知</p> <p>【行政相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標4については、行政相談委員との協働を充実させる等して行政に対する国民の相談案件をできるだけ吸い上げることが、制度の機能を発揮させる上で不可欠であることから、これらの活動の成果を測定するものとして、引き続き、「行政相談の総受付件数」を測定指標として設定し、過去の実績と次期中期目標期間の推計値（ピーク時以降のトレンド（平成4年度：233,334件⇒令和元年度：163,689件）で試算すると、次の3年間（令和2～4年度）の総受付件数は、162,192～167,207と推計される。）を踏まえ、目標値を「16.5万件以上を維持すること」としたい。 ・測定指標5については、受け付けた苦情等について、必要なあっせん等を行い、その解決を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善に反映させることが行政相談制度の目的であることから、引き続き「苦情あっせん解決率」を測定指標として設定し、過去の実績が既に高い水準を達成していることを踏まえ、目標値を「95%以上を維持すること」としたい。 		
	<p>（令和3年度予算概算要求に向けた考え方）</p> <p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>令和3年度予算概算要求への主な反映内容</td> <td>実証的共同研究について、上記政策評価のとおり、取組を改善しつつ、引き続き取り組むことが効果的であると考えられるため、令和3年度についても所要の予算要求を行う。それに合わせ、政策評価の実施等を見直し、要求額を合理化する。</td> </tr> </table>	令和3年度予算概算要求への主な反映内容	実証的共同研究について、上記政策評価のとおり、取組を改善しつつ、引き続き取り組むことが効果的であると考えられるため、令和3年度についても所要の予算要求を行う。それに合わせ、政策評価の実施等を見直し、要求額を合理化する。
	令和3年度予算概算要求への主な反映内容	実証的共同研究について、上記政策評価のとおり、取組を改善しつつ、引き続き取り組むことが効果的であると考えられるため、令和3年度についても所要の予算要求を行う。それに合わせ、政策評価の実施等を見直し、要求額を合理化する。	
<table border="1"> <tr> <td>税制、法令、組織、定員等への主な反映内容</td> <td>-</td> </tr> </table>	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	-	
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	-		

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省政策評価に関する有識者会議の有識者から、評価の記述等について御意見をいただき、指標①に算出式を追記、指標②の実績欄を修正、次期目標等への反映の方向性欄において新型コロナウイルス感染症に係る記載を追記するなど評価書に反映させるとともに、次期事前分析表では、より施策目標の達成度を測るために有効と考えられる測定指標に修正した。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の行政評価局調査の結果（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html） ・政策評価ポータルサイト（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html） ・政策評価審議会の取りまとめ結果（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/torimatome.html） ・各府省の政策評価の点検（客観性担保評価活動）（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/kyakukan.html） ・政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/chousakenkyu.html）
-------------------------------	--

担当部局課室名	行政評価局総務課 他2課	作成責任者名	行政評価局総務課長 砂山 裕	政策評価実施時期	令和2年9月
---------	-----------------	--------	-------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績（値）又は施策の進捗状況（実績）」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績（値）の年度を示している。

※3 凡例「イ」：目標達成、「ロ」：目標未達成であるが目標（値）に近い実績を示した、「ハ」：目標未達成であり目標（値）に近い実績を示していない、「ニ」：目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 施策目標「各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること」の指標②の平成29年度実績欄の③について、コンパクト調査及び機動的な調査を実施するかどうかはその時の社会情勢や局内の調査リソースを総合的に判断して行うものであり、必ずしも実施しなければならないものではないため、記載を修正した。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等				番号	③	
評価方式	総合・実績事業		政策目標の達成度合い	モニタリング実施(評価は未実施)			
(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額	
	会計	組織/勘定	項	事項		2年度 当初予算額	3年度 概算要求額
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	地方行政制度整備費	地方行政制度の整備に必要な経費		786,263	780,389
	小 計				一般会計	< 786,263 > の内数	< 780,389 > の内数
					特別会計	< > の内数	< > の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの							
	小 計				一般会計	< > の内数	< > の内数
					特別会計	< > の内数	< > の内数
合 計					一般会計	< 786,263 > の内数	< 780,389 > の内数
					特別会計	< > の内数	< > の内数

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-③)

政策 ^(※1) 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等				担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 石塚 雅啓
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。						分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 [中間アウトカム]:地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立し、地方公共団体等の人事行政に関する根本基準を確立すること。						政策評価実施予定時期	令和4年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)			
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	地方自治法及びその運用の見直しにより地方自治制度が改善されること	① 地方自治制度の見直し、普及<アウトプット指標>	第32次地方制度調査会の審議状況を踏まえ、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私とのベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、地方自治制度の見直しを含めて検討を開始。 【平成30年度】	第32次地方制度調査会に必要に応じ見直しを実施。	令和3年度	第32次地方制度調査会の任期である令和2年7月までの答申に向け事務局を運営する。また、答申において提言された法令事項について、地方六団体からの意見等を踏まえ、地方自治法改正案を立案。閣議決定時点の反映度を指標とする。 更に、法成立の暁には、円滑な施行に向け各地方公共団体に対して情報提供を行う。		第32次地方制度調査会の諮問事項として、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私とのベストミックスその他の必要な地方行政のあり方について、調査審議を求めるとされたことを踏まえ、指標として設定。 【参考】 ・第32次地方制度調査会開催回数(平成30年度) ⇒総会:2回、専門小委員会:12回(令和元年度) ⇒総会:2回、専門小委員会:23回
人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を進めること	地方交付税措置等の支援策を通じた連携中枢都市圏が全国展開されること	2 連携中枢都市圏の形成数<アウトプット指標> 【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPI】	31圏域(平成30年度末現在)	35圏域	平成30年度	35圏域(令和4年度までの目標値)	34圏域	人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する連携中枢都市圏の形成が重要である。 そのため、連携中枢都市圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。 【連携中枢都市圏の形成数について、新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、上記KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※令和元年度事前分析表においては、目標年度を令和3年度にしていたが、新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPIと合わせるため、令和4年度に変更した。 ※連携中枢都市圏:地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点

地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと	スマート自治体の推進	3	<p>(1) AI・RPA等の革新的ビッグデータ処理技術を活用する市区町村数</p> <p>(2) AI・RPA等の活用による歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)の情報提供【新経済・財政再生計画改革工程表2018のKPI】</p> <p><アウトプット指標></p>	<p>【市区町村数】 79</p> <p>【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	平成29年度	<p>【市区町村数】 300</p> <p>【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	令和2年度	<p>【市区町村数】 150</p> <p>【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体へ情報提供。</p>	<p>【市区町村数】 300</p> <p>【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体へ情報提供。</p>	<p>今後の労働力の供給制約の中、地方公共団体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるため、職員が職員でなければならない業務に注力できる環境を整える必要があり、そのためには、AI・RPA等を活用したスマート自治体の実現を推進していく必要があることから、AI・RPA等の革新的ビッグデータ処理技術を活用する市区町村数及びAI・RPA等の活用による歳出効率化効果等の情報提供を指標として設定。(基準年度及び目標年度は新経済・財政再生計画改革工程表2018のKPIIに合わせている。)</p>
	業務改革に関する取組が進むこと	4	<p>(1) 窓口業務のアウトソーシングを実施した市区町村数</p> <p>(2) 総合窓口(※)の導入を実施した市区町村数</p> <p>(3) 窓口業務のアウトソーシング等の実施による歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)の情報提供【新経済・財政再生計画改革工程表2018のKPI】</p> <p><アウトプット指標></p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 208市区町村 総合窓口の導入 185市区町村</p> <p>【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	平成26年度	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 416市区町村 総合窓口の導入 370市区町村</p> <p>【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	令和2年度	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 416市区町村 総合窓口の導入 370市区町村</p> <p>【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 425市区町村 総合窓口の導入 236市区町村</p> <p>【情報提供】 地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査を実施し、平成31年4月1日時点における地方行革の取組状況について、令和2年3月27日に公表した。</p>	

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること	地方公共団体の適正な定員管理に向けた取組が行われること	5	地方公共団体の適正な定員管理のために必要な情報の提供 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	平成30年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	令和3年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方分権の一層の進展による地方公共団体の役割の増大、住民ニーズの高度化・多様化、厳しい財政状況等を踏まえると、地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。また地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。国としては、地方公共団体の定員管理や給与等について、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。
	地方公共団体の適正な給与制度・運用が図られること	⑥	地方公共団体の給与制度・運用の適正化に必要な情報の提供 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	平成30年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	令和3年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	【参考指標(平成29～令和元年度実績)】 ○地方公務員数の推移(各年度4月1日現在) 地方公共団体の総職員数 (令和元年度)274万653人(対前年比+3,793人) (平成30年度)273万6,860人(対前年比▲5,736人) (平成29年度)274万2,596人(対前年比+5,333人) ○ラスパイルズ指数の状況(各年度4月1日現在) 地方公共団体(全団体)のラスパイルズ指数 (令和元年度)99.1 (平成30年度)99.2 (平成29年度)99.2 ○給与制度・運用の適正化 適正化の取組例(各年度4月1日現在) ・給与の「わたり(注)の制度がある団体が減少 (令和元年度)8団体(全団体の0.4%) (平成30年度)8団体(全団体の0.4%) (平成29年度)12団体(全団体の0.7%) ・自宅に係る住居手当のある団体が減少 (令和元年度)203団体(全団体の11.4%) (平成30年度)210団体(全団体の11.7%) (平成29年度)238団体(全団体の13.3%) ○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 各人事委員会において、地域民間給与水準を反映した勧告等を実施。
	地方公共団体の適正な給与水準が確保されること	7	給与情報等公表システムによる公表実施率 ＜アウトプット指標＞	実施率99.8% (1,785/1,788) (平成30年4月30日現在)	平成30年度	実施率100%	令和3年度	実施率100%	実施率100%	(注)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、等級別基準職務表に適合しない級への格付を行うことや、実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。

<p>地方公共団体の人事制度改革が適正に行われること</p>	<p>8</p>	<p>地方公共団体の人事制度改革に係る情報提供 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>平成27年度</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>令和2年度</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対して必要な情報を提供。</p> <p>・会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査ヒアリングを実施(6月、7月)。 ・各団体における関係条例案の議会提案予定時期等の調査を実施(4月、9月、1月)。 ・事務処理マニュアルの追加Q&A(6月、1月)、FAQ(10月)及び会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について通知(12月)を发出。 ○主な会議 ・会計年度任用職員制度意見交換会(富山県 5/17) ・市町村等人事担当課長会議(山形県 5/24) ・会計年度任用職員制度に係る説明会(岐阜県 6/25) ほか</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>地方公共団体における行政ニーズが多様化・高度化する現状にあることを踏まえて、各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながると思われることから、指標として設定。</p> <p>【参考】情報提供の具体例 ・事務処理マニュアル等の提供、各団体の準備状況等に関する調査結果のフィードバック、全国会議での説明や都道府県ごとの説明会の開催、運用上の留意事項に関する通知の发出等</p> <p>【参考】任期付採用の実施団体及び人数(各年度4月1日現在) (令和元年度実績) 688団体(15,227人) (平成30年度実績) 661団体(14,495人) (平成29年度実績) 611団体(13,595人)</p> <p>※令和2年4月に施行された会計年度任用職員制度の運用状況等を踏まえ、令和3年度以降の目標を設定する予定。</p>
<p>地方公共団体の人事評価制度が適正に運用されること</p>	<p>⑨</p>	<p>地方公共団体の人事評価制度の活用について、活用の促進に資する情報の提供 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>平成30年度</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に対して必要な情報を提供。</p> <p>・平成31年4月1日時点の人事評価結果の活用状況調査を実施。 ・調査結果を踏まえ、未活用団体を中心に地方公共団体ヒアリングを実施(7月、9月) ・人事評価結果の活用促進のため、都道府県庁まで出向き、地方公共団体に対して助言を行った(7月～2月。8団体)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>平成26年5月の地方公務員法改正により、新たに人事評価制度が導入され、平成28年4月1日から施行となったことを踏まえ、各地方公共団体において人事評価制度を任用・給与等に活用することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、公務効率及び住民サービスの向上に繋がることが期待されることから、指標として設定。</p> <p>【参考】人事評価結果の任用、給与への活用状況(各年度4月1日現在) ○昇給 (令和元年度実績) 928団体 (平成30年度実績) 784団体 (平成29年度実績) 460団体 ○勤労手当 (令和元年度実績) 1,032団体 (平成30年度実績) 864団体 (平成29年度実績) 554団体 ○昇任・昇格 (令和元年度実績) 926団体 (平成30年度実績) 678団体 (平成29年度実績) 343団体 ○分限 (令和元年度実績) 870団体(※) (平成30年度実績) 191団体 (平成29年度実績) 90団体 (※)平成30年度までは実際に活用した団体数。令和元年度は活用(見込みも含む)した団体数。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。)	112百万円 (89百万円)	96百万円 (73百万円)	85百万円	1~9	①地方分権の確立を目指した地方自治法の見直しについて取りまとめるための研究会開催等を行う。②市町村振興、広域連携のあり方、一部事務組合・広域連合のあり方について調査・研究をする。③住民基本台帳制度等の円滑な運用のため、必要な助言や情報提供を行う。④地方行革の推進に必要な助言や情報提供等を行う。⑤地方公務員の人事管理、勤務条件、給与制度、定員管理及び人材育成確保については、調査、助言及び情報提供を行う。 【活動指標(アウトプット)】 地方自治制度等に関する各種研究会:18回(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方行政制度の整備に必要な経費を措置することにより、地方行財政制度、広域連携のあり方等について調査・研究等を行い、それらの成果を活かすことで、より適切な地方行政制度を円滑に運営することにより、地方分権型社会の確立に寄与する。	0004
(2)	市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)	6百万円 (2百万円)	6百万円 (4百万円)	2.3百万円	-	市町村合併の協議記録は、史的価値が高い資料であり、各合併協議会や市町村のホームページにおいて公開されている合併に関するデータを検索することができる「合併デジタルアーカイブ」で提供する。また、各合併市町村において進められているまちづくりの課題の解決に向けた取組に対する必要な支援を行う。 【活動指標(アウトプット)】 合併デジタルアーカイブの維持管理:1回(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域自治組織の活用などにより、コミュニティの振興に向けた取組等を進める観点から、合併市町村の実態を把握し、適切に助言を行うとともに、合併デジタルアーカイブの維持管理を実施することにより、地方分権型社会の確立に寄与する。	0005
(3)	地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)	20百万円 (9百万円)	15百万円 (9百万円)	13百万円	1	地方議会の一層の活性化に向け、都道府県・市町村の枠を超えて地方議会議員が一堂に会して、地方議会活性化のためのアイデアや先進的な取組事例に触れることにより、各議会があらためて自ら議会のあり方を模索することを促すこと等を目的として、地方議会活性化に関心のある地方議会議員、事務局職員等を対象にシンポジウムを開催する。また、地方議会については、住民の関心の低下やなり手不足の問題、また議会運営における課題などが指摘されているところ、地方議会の活性化への対策、議会のあり方等を含めた様々な調査研究等を行うことを目的として、当該調査分析等に関する業務委託等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 シンポジウムの参加者数:418人(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 シンポジウムの開催回数:1回(令和2年度) 研究会の開催回数:7回(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方議会の果たすべき役割や今後のあり方等について意見交換を行うシンポジウムを開催することや、地方議会における住民の関心の低下やなり手不足の問題について研究会を実施することが、地方議会議員及び議会事務局職員による議会の活性化方策の検討の促進や地方議会への住民の参画等につながることで、もって地方分権型社会の確立に寄与する。	0006
(4)	地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度)	1.9百万円 (0.6百万円)	2百万円 (0.1百万円)	2百万円	-	地方独立行政法人法制度の見直しの必要性及びその方向性について、外部有識者を交えた研究会等による調査・研究を実施し、その結果について地方公共団体への情報提供を行う。 【成果指標(アウトカム)】 法令や施策等への反映数:3件(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 研究会等の開催回数:2回(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方独立行政法人制度の見直しの必要性及びその方向性について、外部有識者を交えた研究会等による調査・研究を実施し、その結果についての地方公共団体への情報提供を実施することにより、制度の方向性を検討することで、地方行政体制を整備することに寄与する。	0007

5	圏域における広域連携の推進等に要する経費(平成26年度)	126百万円 (43百万円)	204百万円 (112百万円)	100百万円	2	<p>市町村の区域をまたいだ、個別行政分野における施策の方針や計画の共同作成、地方公共団体間での経営資源(人材、施設、インフラ等)等の共同活用など、地域全体として持続可能な行政体制の確保に向けて積極的に挑戦する取組を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査の結果、新たな広域連携の取組がなされたことが確認された団体数:7団体(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 事業実施箇所数:7件(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 人口減少・少子高齢社会においても、全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能な形で提供していくため、「連携中核都市圏」を始めとした多様な広域連携に係る取組の深化を図ることで、地方分権型社会の確立に向けた地方自治制度の構築に寄与する。</p>	0008
6	業務改革モデルプロジェクトの実施に要する経費(平成28年度)	111百万円 (111百万円)	—	—	—	<p>地方自治体において①住民サービスに直結する窓口業務②業務効率化に直結する庶務業務等の内部管理業務に焦点を当て、民間企業の協力のもとBPRの手法を活用しながらICT化・オープン化・アウトソーシングなどの業務改革を一体的に行い、住民の利便性向上につながるような取組をモデル的に実施。モデル事業の実施を通じて改革の手法を確立し、その手法を横展開。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 モデル事業数 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業数:7件(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 民間企業の協力のもとBPRの手法を活用しながら住民の利便性向上に繋がる業務改革にモデル的に取り組む自治体を支援することにより、汎用性のある改革モデルを構築し、その横展開を図ることで、窓口業務のアウトソーシングなど業務改革に関する取組が進むことに寄与する。</p>	—
7	地方自治法施行70周年記念行事に要する経費(平成29年度)	—	—	—	—	<p>平成29年度は、昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて70周年に当たる極めて意義深い節目の年であることを踏まえ、地方自治関係者を迎え、関係関係僚列席の下、記念式典を挙げる。あわせて、地方自治功労者、監査事務功労者に対する総務大臣表彰を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 記念式典の参加者数:3,063人(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 記念式典の開催回数:1回(平成29年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方自治法施行70周年記念行事に要する経費により、記念式典の実施、功労者への総務大臣表彰を行うことで、これまでの地方自治の歩みを振り返り、国民を挙げて地方自治の意義と重要性を認識することで、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展に寄与する。</p>	—
8	基幹統計として実施する地方公務員給与実態調査に要する経費(平成29年度)	52百万円 (42百万円)	—	—	—	<p>平成29年度は、調査結果の集計等に必要となる地方公務員給与実態調査システムの改修を行い、平成30年度は、当該システムを用いて、①平成30年4月1日に在職する地方公務員(一般職)の給料等について悉皆調査を実施し、一般職の地方公務員数、職種別職員数、平均給料月額、平均基本給月額等の実態を明らかにし、②特別職は、その定数、給料月額、報酬額について調査する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 基礎資料の作成数:1(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査対象:地方公共団体職員 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方公務員給与実態調査(基幹統計)を実施することにより、地方公務員の給与の実態を明らかにし、それを地方公共団体の給与制度等に関する助言等に活用することで、地方公共団体の適正な給与制度・運用が図られることに寄与する。</p>	—
9	会計年度任用職員制度の円滑な制度導入に向けた支援事業(平成30年度)	23百万円 (1百万円)	13百万円 (0.2百万円)	—	8	<p>令和2年4月1日施行に向け、各地方公共団体は法の施行に向け必要な準備等を行い、これに対し総務大臣は地方公共団体の準備等の状況を把握した上で、必要な助言等を行うことが義務付けられている。このため、総務省においては、各地方公共団体において会計年度任用職員制度の円滑な制度導入が図られるよう、事務処理マニュアル等の提供、都道府県ごとの説明会の開催、各地方公共団体の準備状況の把握及びそれを踏まえた助言等を行う。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 事務処理マニュアルのQ&A追加回数:3回、施行に向けた留意事項通知:1回(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 会計年度任用職員制度の円滑な制度導入に向けた支援事業を実施することにより、各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化が進められることで、地方公務員制度にて能率的かつ適正な公務の運営が確保されることに寄与する。</p>	0009

(10)	被災市区町村応援職員確保システム構築事業(平成30年度)	22百万円 (5百万円)	22百万円 (8.3百万円)	22百万円	—	<p>「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」の報告において提言された「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援職員の派遣等を円滑に実施することができるよう、総務省、消防庁、地方公共団体の全国的連合組織及び各地方公共団体等が合同で定期的な訓練を実施する。それを踏まえて、「被災市区町村応援職員確保システム」に係る必要な見直し等を図る。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 訓練実施ブロック数:3回(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 被災市区町村応援職員確保システムを構築することにより、大規模災害発生時に被災市区町村の行政機能を確保し、被災住民の生活再建を早期に、かつ、円滑に進め、全ての地方公共団体の人的資源をフルに活用することで、効果的な地方行政体制の整備に寄与する。</p>	0010
(11)	高齢地方公務員の活用方策等研究会(平成30年度)	3百万円 (0百万円)	3百万円 (0百万円)	—	—	<p>平成31年4月に公的年金の報酬比例部分が63歳に引き上がり、地方公務員の雇用と年金の接続を確実に図る必要があるところ。「経済財政運営と改革の基本方針2017」を受けて、国家公務員等の検討状況を踏まえつつ、地方公務員の雇用と年金の接続の在り方について検討するとともに、高齢地方公務員の活用方策について検討を行う。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 地方公共団体と意見交換を行い課題の抽出:5(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国としては、地方公共団体の任用や勤務条件等について、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、地方公共団体に必要な情報提供を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。</p>	0011
(12)	自治体行政スマートプロジェクトの実施に要する経費	—	139.4百万円 (155.9百万円)	139百万円	3	<p>自治体の基幹的な業務(住基・税など)について、人口規模ごとに複数自治体による検討グループを組み、そのグループ内で、業務プロセスの団体間比較を実施することで、AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築する。本事業終了後、AI・RPA等のICTの具体的な活用方法も含めた業務プロセスの標準化モデルを全国展開する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 標準的かつ効率的な業務プロセスの構築を目指すモデル事業数:21事業(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業数:5事業(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 BPRの手法による標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、AI・RPAなどを活用したスマート自治体の実現を促進する。</p>	0012
(13)	自治体における情報システムの標準化に要する経費	—	—	420.4百万円	3	<p>自治体の情報システムや様式・帳票の標準化を具体的に検討する「自治体システム等標準化検討会」を開催し、自治体の情報システムに係る標準仕様書の作成等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 標準仕様書を定めた業務数:6業務(令和4年度) 【活動指標(アウトプット)】 標準仕様書の作成に取り組む業務数(総務省関係):5業務(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 自治体の様々な業務分野における情報システムの標準化が図られ、情報システムに係る人的・財政的負担が縮減されることで、効率的な業務運営の達成に寄与する。</p>	新02-0001
(14)	地方自治法(昭和22年)	—	—	—	1~4	<p>地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大纲を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障する。</p>	

(15)	地方公務員法(昭和25年)	—	—	—	5~9	地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資する。									
(16)	地方公務員給与実態調査規則(昭和33年)	—	—	—	6	統計法に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査の施行に関して必要な事項を定める。									
政策の予算額・執行額		444百万円 (302百万円)	500百万円 (364百万円)	786百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済財政運営と改革の基本方針2020</td> <td>令和2年7月17日</td> <td>第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタル・ニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進 AD44 — デジタル・ガバナメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速 2. 「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ ⑥ 持続可能な地方自治体の実現等</td> </tr> <tr> <td>成長戦略フォローアップ</td> <td>令和2年7月17日</td> <td>Ⅲ. 各分野の当面の主要な取組 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 ①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実 6. 個別分野の取組 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)スマート公共サービス ②地方公共団体のデジタル化の推進</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタル・ニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進 AD44 — デジタル・ガバナメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速 2. 「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ ⑥ 持続可能な地方自治体の実現等	成長戦略フォローアップ	令和2年7月17日	Ⅲ. 各分野の当面の主要な取組 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 ①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実 6. 個別分野の取組 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)スマート公共サービス ②地方公共団体のデジタル化の推進
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)													
経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタル・ニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進 AD44 — デジタル・ガバナメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速 2. 「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ ⑥ 持続可能な地方自治体の実現等													
成長戦略フォローアップ	令和2年7月17日	Ⅲ. 各分野の当面の主要な取組 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 ①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実 6. 個別分野の取組 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)スマート公共サービス ②地方公共団体のデジタル化の推進													

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	地域振興（地域力創造）			番号	④					
評価方式	総合・ <u>実績</u> 事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり							
(千円)										
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額				
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	地域振興費	地域振興に必要な経費		2,522,710		3,237,517		
	小 計				一般会計	< 2,522,710 >	の内数	< 3,237,517 >	の内数	
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの										
		小 計				一般会計	< >	の内数	< >	の内数
						特別会計	< >	の内数	< >	の内数
合 計					一般会計	< 2,522,710 >	の内数	< 3,237,517 >	の内数	
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数	

主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-④)

政策 ^(※1) 名	政策4:地域振興(地域力創造)			分野	地方行財政	
政策の概要	地域経済の好循環の更なる拡大や、定住自立圏構想等新たな圏域づくりの推進、地域おこし協力隊やJETの活用等地域の自立の促進、過疎対策の推進など地域振興の施策に取り組む。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 地方圏において人口減少が急速に進む中で、地方創生と地域経済の好循環の確立、地域の連携、自立促進を実現する。 [中間アウトカム]: 地域経済に「雇用」を生み出し、「為替変動にも強い地域経済構造」の構築、条件不利地域の自立・活性化、地域多文化共生の推進・地域のグローバル化等を実現する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	4,098	3,300	2,993	2,523
		補正予算(b)	0	0	105	0
		繰越し等(c)	831	915	△380	
		合計(a+b+c)	4,928	4,216	2,718	
執行額		2,717	2,301	2,119		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年6月15日	第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 6. 地方創生の推進 (1) 地方への新しいひとの流れをつくる (2) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援 (3) まちづくりとまちの活性化 (4) 意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等 (5) これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展
	経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化 (1) Society5.0時代の実現 (3) 人口減少下での地方施策の強化・人材不足の対応 3. 地方創生の推進 (1) 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出 (4) 地方分権改革の推進等 (5) 対流促進型国土の形成 5. 重要課題への取組 (3) 外国人材の受入れとその環境整備 (4) 大規模国際大会等の成功とスポーツ・文化芸術立国の実現 (5) 資源・エネルギー、環境対策 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 1. 新経済・財政再生計画の着実な推進 2. 経済・財政一体改革の推進等 (1) 次世代型行政サービスの構築を通じた効率と質の高い行財政改革 (2) 主要分野ごとの改革の取組
	経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章 「新たな日常」の実現 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 (1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ 5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現 (4) 持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献

<p>未来投資戦略2017</p>	<p>平成29年6月9日</p>	<p>Ⅲ 地域経済好循環システムの構築</p> <p>1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の付加価値を高め、生産性を向上することがローカルアベノミクスの鍵である。 事業者は、地域に根差し、現場感覚に優れ、産業構造などの環境変化に迅速・柔軟に対応できるという特性を有している一方、生産性の伸び悩みや人手不足に直面している。 域内外の「ヒト・モノ・カネ・データ」の循環は、これまで地域の事業者へ十分に行き渡って来なかった。これを改善するとともに、地域に雇用と所得を生み出し、経済環境の変動等にも強く真に自立した地域経済構造を確立することや、日本経済の抱える課題に先行して直面する中小企業・小規模事業者の再生を実現することで、日本経済再生の試金石とする。</p> <p>iii) 地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの充実強化 ・地域の産官学金等が一体となって取り組む施策を引き続き推進しつつ、このうち、地方創生の観点から革新的な施策の案について提案募集等を行い、先導性と横展開可能性の最も優れた提案について、地方創生推進交付金や地域経済循環創造事業交付金、農山漁村振興交付金等関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、近未来技術の実装等による新しい地方創生を目指す。</p>
<p>未来投資戦略2018</p>	<p>平成30年6月15日</p>	<p>Ⅱ 経済構造革新への基盤づくり</p> <p>[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備</p> <p>1. 基盤システム・技術への投資促進</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的政策</p> <p>iii) 新たな技術・ビジネスへの対応</p> <p>③ シェアリングエコノミーの促進</p> <p>・地域における社会課題解決や経済の活性化を図るため、自治体等によるモデル的取組事例への支援を行い、低未利用スペースの活用や働き場の創出などシェアリングエコノミーの活用を促進する。</p>
<p>成長戦略フォローアップ</p>	<p>令和元年6月21日</p>	<p>I. Society5.0の実現</p> <p>1. デジタル市場のルール整備</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>ii) データ流通の促進</p> <p>5. スマート公共サービス</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i) 個人、法人による手続の自動化</p> <p>ii) 行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p> <p>7. 脱炭素社会の実現を目指して</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的政策</p> <p>IV) エネルギー分野での取組</p> <p>Ⅲ 人口減少下での地方施策の強化</p> <p>3. 人口急減地域の活性化</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p>
<p>ニッポン一億総活躍プラン</p>	<p>平成28年6月2日</p>	<p>5. 「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた取組の方向</p> <p>(11) 地方創生 地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方創生は、一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つである。地域において育まれた伝統・文化、人と人とのつながり、日本人の心の豊かさといった財産をいかしながら進めていくことが重要である。 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」21及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」22に基づき、ローカルアベノミクスの推進、潜在的希望者の地方移住・定着の実現、地域の実情に応じた働き方改革、連携中枢都市圏の形成等を通じ、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域特性に即した課題解決を進め、人口減少と地域経済の縮小を克服する。</p>

<p>まち・ひと・しごと創生基本方針2017</p>	<p>平成29年6月9日</p>	<p>Ⅲ.各分野の施策の推進</p> <p>4.時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <p>①まちづくりに関する地域連携の推進</p> <p><概要></p> <p>○定住自立圏</p> <p>・圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成するため、定住自立圏の形成に向けた取組を更に広げるとともに、各圏域における取組の更なる深化を支援する。</p> <p><具体的取組></p> <p>◎定住自立圏の取組内容の深化</p> <p>・平成32年度に定住自立圏の形成数を140圏域とすることを旨とする(平成29年4月1日現在:118圏域)。</p> <p>・より効果的な施策・事業に連携して取り組むことにより定住自立圏の取組を深化させていくため、年内に定住自立圏共生ビジョンに磨きをかける進捗管理の方法や定住自立圏の目的達成に効果を発揮した施策を把握し、優良事例を全国展開することで各圏域の取組を支援する。</p> <p>④集落生活圏維持のための小さな拠点及び地域運営組織の形成</p> <p>人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった地域運営組織の形成を進めるとともに、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク等による「小さな拠点」の形成を推進し、利便性の高い地域づくりを図る。</p>
<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)</p>	<p>平成29年12月22日</p>	<p>アクションプラン(個別施策工程表)</p> <p>(2)-(オ)-⑤「地域おこし協力隊」の拡充</p> <p>●短期・中長期の工程表</p> <p>2020年KPI(成果目標)</p> <p>○地域おこし協力隊の活動隊員数4,000人(2020年度)</p> <p>本文</p> <p>Ⅲ.今後の施策の方向</p> <p>3.政策パッケージ</p> <p>(4)-(ア)-D-①地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等</p> <p>中心市街地の活性化に関する法律等を活用し、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」づくりを推進するため、関係府省庁の連携を強化し、インバウンド波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備支援の充実を図る。</p> <p>また、一定の地域にひとと企業が集積することによる「密度の経済」を「稼ぐ力」の向上につなげていくためには、外国人観光客のインバウンド需要の取込みや高齢者等の健康長寿サービス需要への対応、若年者・創業者のチャレンジによる新たな需要への対応等の視点から、まちづくり会社等の新しい公共を担う民間主体の経営の安定などのソフト施策と、コンパクトシティの形成などのハード施策との連携を図ることが不可欠である。このため、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けた地域のまちづくりを支援するため、関係府省庁一体となって取りまとめた包括的政策パッケージを今後も改訂するとともに、地方都市における「稼げるまちづくり」の取組事例集「地域のチャレンジ100」、「ローカル版知的対流拠点づくりマニュアル」の周知を図り、稼げるまちづくりの取組の全国への展開を図る。</p>
<p>まち・ひと・しごと創生基本方針 2018</p>	<p>平成30年6月15日</p>	<p>Ⅱ.地方創生の基本方針</p> <p>1.ライフステージに応じた地方創生の充実・強化</p> <p>2.「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の策定・実行</p> <p>(1)若者を中心としたUIJターン対策の抜本的強化</p> <p>(2)女性・高齢者等の活躍による新規就業者掘り起こし(6年間で24万人)</p> <p>(3)地方における外国人材の活用</p> <p>(4)国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信</p> <p>Ⅲ.各分野の施策推進</p> <p>1.わくわく地方生活実現政策パッケージ</p> <p>(1)UIJターンによる起業・就業者創出(6年間で万人)</p> <p>(2)女性・高齢者等の活躍による新規就業者掘り起こし(6年間で24万人)</p> <p>(3)地方における外国人材の活用</p> <p>(4)地域おこし協力隊の拡充(6年後に8千人)</p> <p>(5)子供の農山漁村体験の充実</p>
<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)</p>	<p>平成30年12月21日</p>	<p>Ⅲ.今後の施策の方向</p> <p>3.政策パッケージ</p> <p>(2)地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>(オ)地方移住の促進</p> <p>①地方移住希望者への支援体制</p> <p>②地方居住の本格推進(都市農村交流、「お試し居住」、「二地域居住」の本格推進)</p> <p>③移住・定住施策の好事例の横展開</p> <p>④「生涯活躍のまち」の推進</p> <p>⑤「地域おこし協力隊」の拡充</p> <p>⑥地域の多様な関わりの創出</p> <p>⑦地方生活の魅力の発信</p> <p>⑧UIJターンによる起業・就業者創出</p>

	<p>まち・ひと・しごと創生基本方針2019</p>	<p>令和元年6月21日</p>	<p>II 第2期に向けての基本的な考え方 3. 第2期における新たな視点 (1) 地方へのひと・資金の流れを強化する</p> <p>III 各分野の当面の主要な取組 2. 地方への新しいひとの流れをつくる (4) 「関係人口」の創出・拡大</p> <p>V. 各分野の施策の推進 1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす (2) 新しい産業の創出と社会的課題に対応する地域経済社会システムの構築 2. 地方への新しいひとの流れをつくる (4) 地方移住の推進 (5) 「関係人口」の創出・拡大 (6) 子供の農山漁村体験の充実 (7) 地域おこし協力隊の拡充 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる (5) 多文化共生の地域づくり 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する (1) 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり (2) Society5.0の実現に向けた技術の活用 (3) 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり等の推進 (5) まちづくりにおける地域連携の推進 (8) 集落生活圏維持のための「小さな拠点」及び地域運営組織の形成</p>
	<p>まち・ひと・しごと創生基本方針2020</p>	<p>令和2年7月17日</p>	<p>第2章 政策の方向 II 経済活動の回復～地域経済の立て直し～ 1. 地域経済・生活の再興 (2) 交流、賑わいの再活性化 2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正 (2) 地方への移住・定着の推進 (3) 地域とのつながりの構築</p> <p>第3章 各分野の政策の推進 1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする (1) 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現 2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる (1) 地方への移住・定着の推進 (2) 関係人口の創出・拡大 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1) 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保</p>

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
				平成29年度	平成30年度	令和元年度		
地域経済の好循環の更なる拡大のため、地域資源を活用した地域の雇用創出と消費拡大を図ること	産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援	① 地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)の投資効果及び雇用創出効果<アウトカム指標> ※投資効果は、交付金の確定額に対する初期投資額の割合を示したもの。「(補助額+融資額)/補助額」で算出。 ※地元雇用創出効果は、交付金の交付決定額に対する地元雇用件費の割合を示したもの。「地元雇用件費(融資期間分)/補助額」で算出。	投資効果:2.1倍 地元雇用創出効果:4.9倍 (平成26年度から平成28年度までの累積) 【平成28年度】	26年度から28年度までの投資効果及び地元雇用創出効果以上 (投資効果:2.15倍、地元雇用創出効果4.93倍)	27年度から29年度までの投資効果及び地元雇用創出効果以上 (投資効果:2.34倍、地元雇用創出効果5.49倍)	28年度から30年度までの投資効果及び地元雇用創出効果以上 (投資効果:2.62倍、地元雇用創出効果4.74倍)	直近3年度の投資効果及び地元雇用創出効果以上 【令和元年度】	イ
				投資効果:2.67倍 地元雇用創出効果:5.98倍	投資効果:2.57倍 地元雇用創出効果:3.86倍	投資効果:2.69倍 地元雇用創出効果:4.84倍		
投資効果は目標を達成した。地元雇用創出効果は、地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、相当程度の雇用が創出されることを示す指標であることから、事業開始後複数年の実績が必要であるため、評価の判断材料に含めないことが妥当と判断した。								
エネルギーの地産地消を進め、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムの構築を目指すマスタープランの策定を支援	2	分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン新規策定団体数 <アウトプット指標>	4団体 【平成29年度】	4団体以上	4団体以上	4団体以上	4団体以上 【令和元年度】	イ
				4団体	3団体	8団体		

	過疎地域の自立促進に係る措置を実施	3	過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合 ＜アウトカム指標＞	-0.62%以上 (平成20~22年度の平均) 【平成22年度】	-0.62%以上	-0.62%以上	-0.62%以上	-0.62%以上 【令和2年度】	-
				-0.56%	-0.57%	-0.60%			
過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気をつくること	中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する取組	4	定住自立圏の協定締結等圏域数 ＜アウトプット指標＞ 【新経済・財政再生計画関連：地方行財政改革・分野横断的な取組分野4-1(持続可能な地方行財政基盤の構築)⑮】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】 ※定住自立圏：中心市(人口5万人程度以上)と近隣市町村が、集約とネットワークの考え方にに基づき、圏域全体として必要な生活機能を確保するため、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的として形成される圏域をいう。	79圏域 【平成26年度】	140圏域			140圏域 【令和6年度】	-
				121圏域	123圏域	127圏域			
過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気をつくること	子どもの地域住民とのふれあいや農林漁業等を体験する機会の確保	5	子ども農山漁村交流プロジェクトへの参加児童割合 ＜アウトプット指標＞ ※「(該年度の参加児童数)÷(該年度の学校基本調査における児童数)×100」で算出	0.93% (平成26~28年度の平均) 【平成28年度】	0.93%以上	0.93%以上	0.93%以上	0.93%以上 【令和元年度】	イ
				0.96% 62,375人 / 6,448,658人(小学生)	0.95% 60,903人 / 6,427,867人(小学生)	0.99% 94,719人 / 9,586,687人(小学生・中学生) ※R1から参加児童数(特別交付税措置ベース)に中学生を追加			
過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気をつくること	地域力の維持・強化を図るため担い手となる人材を確保	⑥	地域おこし協力隊員の人数 ＜アウトプット指標＞	3,978人 【平成28年度】	8,000人以上(令和6年度までの目標値)			8,000人以上 【令和6年度】	-
				4,830人	5,530人	5,503人			
過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気をつくること	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数 ＜アウトプット指標＞ ※中心市街地活性化ソフト事業：市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定された中心市街地活性化基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費(一般財源所要額)の50%を特別交付税により措置するもの。	7	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数 ＜アウトプット指標＞ ※中心市街地活性化ソフト事業：市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定された中心市街地活性化基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費(一般財源所要額)の50%を特別交付税により措置するもの。	654件 (平成27~28年度の平均) 【平成28年度】	654件以上	654件以上	654件以上	654件以上 【令和元年度】	ハ
				631件	618件	617件			

多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	外国青年を日本に招致し、地域の国際化に従事するJETプログラムを推進	⑧ JETプログラムの招致人数 <アウトプット指標>	JETプログラムの招致人数 4,952人 (平成28年7月1日現在、 新規1,946人、再任用3,006人) 【平成28年度】	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保 5,163人 (新規1,906人、再任用3,257人)	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保 5,528人 (新規2,201人、再任用3,327人)	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保 5,761人 (新規2,091人、再任用3,670人)	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保 【令和元年度】	イ
	外国人住民に対する行政サービス等の提供について、地方公共団体の指針・計画の策定を推進	9 「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況 <アウトプット指標>	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%(平成29年4月1日現在) 【平成28年度】 ※「(プランを策定している外国人率2%以上の市の数)/(外国人率2%以上の市の数)×100」で算出。	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上 85% (137団体/161団体)	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上 85% (160団体/188団体)	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上 89% (184団体/207団体)	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上 【令和元年度】	イ

	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(※4) 目標達成度合いの測定結果	(判断根拠) 測定指標1は「政策の分析」欄に記載のとおり、投資効果は目標を達成したが、地元雇用創出効果については、地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、相当程度の雇用が創出されることを示す指標であることから、事業開始後複数年の実績が必要であるため、評価の判断材料に含めないことが妥当と判断した。 測定指標2、5は目標達成を示した。 測定指標7は「政策の分析」欄に記載のとおり、「目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない」と評価した。 測定指標3、4は目標年度には達していないが、目標達成に向けて着実に進捗しているところ。 測定指標6は、目標年度に達していないが、「政策の分析」欄に記載のとおり、引き続き目標達成に向けて取り組むこととしたい。 測定指標8は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えており、全ての年度において目標達成を示した。 全体の達成状況を踏まえ、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
評価結果	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>地域経済の好循環の更なる拡大のため、地域資源を活用した地域の雇用創出と消費拡大を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、毎年度地域経済好循環拡大会議で全国をブロックごとに訪問するなど、地方公共団体や金融機関へ事業をPRすることにより、創業支援ニーズの掘り起こしに努めるとともに、地域課題の解決に効果的な事例を紹介することなどにより、投資効果は目標を上回ることができた。一方、地元雇用創出効果は、地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、相当程度の雇用が創出されることを示す指標であることから、事業開始後複数年の実績が必要であるため、評価の判断材料に含めないことが妥当と判断した。なお、補助額については、平成27年度までは「国費」のみで、平成28年度からは、地域の主体性を高める観点から地方負担が導入されたため、「国費+地方費」で算出している。 測定指標2については、平成30年度には目標を一時的に下回ったものの、関係省庁タスクフォースや民間事業者等とも連携しながら周知活動を行うことで令和元年度には目標の2倍の実績を挙げた。また、地域力創造グループに「事業化ワンストップ相談窓口」を開設し、関係省庁タスクフォースによる支援措置の活用などの相談を随時受け付けることで事業化まで見据えた実効性のある支援を行った。
		<p><施策目標>過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気をつくること</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標3については、目標年度は令和2年度であるが、過疎地域等自立活性化推進交付金等を活用し、過疎対策に取り組む市町村等を支援したことによって、平成29年度及び平成30年度の実績は同年度の目標を達成している。令和元年度の実績についても、測定に用いるデータが公表され次第、検証することとする。 測定指標4については、目標年度は令和6年度であるが、定住自立圏構想推進セミナー(令和元年度は岐阜市・新潟市で実施)等での取組事例の情報提供等の結果、平成30年度から4圏域増加し、令和元年度末には127圏域となった。引き続き、定住自立圏構想推進セミナーでの取組事例の周知や自治体からの相談等に対する丁寧な対応を通じて、新たな圏域形成の促進に取り組むこととする。 測定指標5については、「交流モデル事業(6団体)」、「計画策定モデル事業(2団体)」、「子ども農山交流プロジェクトセミナー(全国3カ所、約120名参加)」及び「子供都市・農山漁村交流体験活動」による地域づくり研修(1回、一泊二日、約20名参加)等を実施することにより、特に小学生の参加者が着実に増加し、目標を達成できた。 測定指標6については、地方公共団体に対する制度周知(全国10カ所で開催)のほか、「地域おこし協力隊全国サミット(参加者約1,000名)」の開催等により広く制度をアピールすることによって、平成29年度(4,830人)及び平成30年度(5,530人)と隊員の数が順調に増加したが、令和元年度は、隊員募集数(H30:2,830、R1:2,884)に対しての任用等決定数(H30:1,738、R1:1,652)が減少したこと等により、前年度比27名減の5,503人となった。任用決定については、個々の自治体が判断することであり、様々な要因があり得る。そのため断定的なことを申し上げるのは極めて困難であるが、隊員の受入数が前年度から大きく減少した自治体などにその理由を伺ったところ、「募集団体が増えたことに伴い、自団体への応募が減った又は無かった」、「応募があっても、応募者と地域側の考えをマッチできず十分な採用が出来なかった」などの声があった。引き続き、マッチング機会の充実を含めた隊員数の拡充に取り組むこととする。 測定指標7については、目標に届かなかった。原因としては、中心市街地活性化制度自体の活用が全国の市のうち2割程度にとどまっていることが考えられるが、その理由として、本制度が多様な地域で活用できることや多様な支援策の活用方策が十分に市町村に認識されていないことなどが考えられることから、今後は、単なる制度周知にとどまらない、より市町村に寄り添った周知・支援が必要である。総務省としては、制度を主管する内閣府と連携しながら、制度が一層効果的に活用されるよう、自治体からの相談等に対する丁寧な対応や、令和2年3月に策定された「中心市街地活性化促進プログラム」に基づき、市町村のニーズを踏まえ、計画検討段階から効果的な制度の活用を助言するハンズオン支援の強化等に取り組むこととする。
		<p><施策目標>多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標8については、インバウンドの増加や新学習指導要領の実施といった近年の状況を踏まえ、外務省や文部科学省とともにJETプログラムのより一層の活用を促す通知を发出しているほか、各種会議において活用促進に係る資料を配付し積極的な活用の検討をお願いしており、結果として平成29年から毎年、前年度を上回る人数を招致し、目標を達成することができた。 測定指標9については、日本国内で在留外国人の数が増加し続けている中、各種会議や研究会等において多文化共生推進に係る指針・計画の必要性をアピールするとともに、自治体に対して多文化共生アドバイザー制度等を通じ支援を行うことで策定率が向上している。なお、未策定団体へのフォローとしては、上記のとおり各種会議や研究会等において指針・計画の必要性をアピールするとともに、多文化共生アドバイザー制度等を通じ支援を行っている。

次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1のうち、投資効果については、目標を達成しているため、会議などの場で地方公共団体や金融機関へ事業をPRすることにより、創業支援ニーズの掘り起こしに努めるとともに、地域課題の解決に効果的な事例を紹介することなどにより、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。なお、地元雇用創出効果については「政策の分析」欄に記載のとおり、地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、相当程度の雇用が創出されることを示す指標であり、事業開始後複数年の実績が必要であることから、当該効果は参考指標とする。地域経済循環創造事業の成果を検証することは今後も施策目標達成の指標として重要であることから、測定指標を今後検討していくこととする。 ・測定指標2については、目標を達成しているため、関係省庁タスクフォースや民間事業者等とも連携しながら周知活動を行う等、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 ・測定指標3は、過疎地域は人口減少と高齢化が著しいため、過疎地域に人を呼び込む取組みと共に、過疎地域における定住を促進することが重要であることから、現行過疎法の期限である令和2年度末に向けて引き続き過疎対策に取り組むこととする。 ・測定指標4は、順調に圏域数が増加傾向にあることから、目標達成に向け、引き続き、定住自立圏構想推進セミナーや事例集の公表等での取組事例の周知や自治体からの相談等に対する丁寧な対応などを通じて、効果的・効率的な業務運営を行うこととする。 ・測定指標5は、評価対象政策の測定指標等に対する有識者からの御意見を踏まえ、測定指標を「参加児童割合」から「参加児童数」に改めた。「交流モデル事業」及び「交流計画策定支援事業」を推進することにより、全国の地方公共団体への普及、横展開によって、本取組を推進することにより、引き続き、全国児童数の増加に努めたい。 ・測定指標6は、令和6年度までの目標値8,000人に向けて、一層、隊員募集数の拡大、隊員のなり手の確保及び事前マッチング機会の充実に取り組むこととする。 ・測定指標7は、令和2年3月に「中心市街地活性化促進プログラム」(中心市街地活性化本部決定)が策定されたところであり、中心市街地活性化制度に取り組む地方公共団体を支援するために、中心市街地活性化ソフト事業についても、少なくとも毎年654件以上の実施件数を目標として引き続き取り組んでいく。 ・測定指標8について、招致人数は年々増加を続けているため、引き続き自治体国際化協会や外務省などと協力し、広報や海外青年等への周知を積極的に行い、さらなる人数の増加に向け取り組むこととする。 ・測定指標9については、目標を達成しているため、引き続き指針・計画の必要性をアピールし、令和2年度中に行う「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を機に、さらなる策定率の向上に向け取り組むこととする。
	(令和3年度予算概算要求に向けた考え方)
	I 予算の拡大・拡充
令和3年度予算概算要求への主な反映内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)については、新型コロナウイルス感染症防止対策の実施により事業費の増が見込まれることから、増額要求を行う。 ・定住自立圏構想の推進については、定住自立圏構想推進セミナーの開催による事業費の増が見込まれることから、増額要求を行う。 ・都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進については、新型コロナウイルス感染症防止対策の実施により事業費の増が見込まれることから、増額要求を行う。 ・地域おこし協力隊の推進については、新型コロナウイルス感染症防止対策の実施により事業費の増が見込まれることから、増額要求を行う。 ・過疎地域等自立活性化推進交付金(名称変更を予定)については、現行過疎法の期限切れを見据えた新たな過疎対策に取り組むこと及び新型コロナウイルス感染症を見据えた変革を一気に進める必要があることから、増額要求を行う。
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月に開催された「総務省の政策評価に関する有識者会議」において、行政経営コンサルタントの田淵先生、明治大学の西出先生から御意見を頂き、測定指標6の目標への進捗状況について政策の分析欄に詳細を記述、測定指標7の未達成要因の分析や今後の課題について政策の分析欄に詳細を記述する等、評価書に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省(地域力の創造・地方の再生)ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/index.html) ・総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daiyo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html) ・文部科学省 学校基本調査(https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm)
-------------------------------	---

担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	自治行政局地域政策課長 足達 雅英	政策評価実施時期	令和2年9月
---------	--	--------	-------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	地方財源の確保と地方財政の健全化			番号	⑤				
評価方式	総合 (実績) 事業		政策目標の達成度合い	モニタリング実施(評価は未実施)					
(千円)									
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額			
	会計	組織/勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象となっているもの	一般会計	総務本省	地方財政制度整備費	地方財政制度の整備に必要な経費		51,757		62,726	
	交付税及び譲与税配付金特別会計	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金に必要な経費		16,588,216,999		16,193,331,578 +事項要求	
	交付税及び譲与税配付金特別会計	総務本省	地方交付税交付金	東日本大震災復興に係る地方交付税交付金に必要な経費		342,349,012		事項要求	
	交付税及び譲与税配付金特別会計	総務本省	地方特例交付金	地方特例交付金に必要な経費		200,727,000		190,508,000	
	交付税及び譲与税配付金特別会計	総務本省	地方特例交付金	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に必要な経費				127,900,000	
	小 計					一般会計	51,757		62,726
						< >の内数	< >の内数		
					特別会計	17,131,293,011		16,511,739,578 +事項要求	
						< >の内数	< >の内数		
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの	一般会計	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費		15,608,534,600		15,810,387,922 +事項要求	
	一般会計	総務本省	地方特例交付金	地方特例交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費		200,727,000		318,408,000	
	東日本大震災復興特別会計	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費		339,816,142		事項要求	
	交付税及び譲与税配付金特別会計	総務本省	国債整理基金特別会計へ繰入	国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費		31,789,709,421		32,038,267,145	
	小 計					一般会計	15,809,261,600		16,128,795,922 +事項要求
						< >の内数	< >の内数		
					特別会計	32,129,525,563		32,038,267,145 +事項要求	
						< >の内数	< >の内数		
合 計					一般会計	15,809,313,357		16,128,858,648 +事項要求	
						< >の内数	< >の内数		
					特別会計	49,260,818,574		48,550,006,723 +事項要求	
						< >の内数	< >の内数		

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑤)

政策(※1)名	政策5: 地方財源の確保と地方財政の健全化			担当部局課室名	自治財政局財政課 他4課			作成責任者名	自治財政局財政課長 出口 和宏		
	政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。			分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政					
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	【最終アウトカム】: 住民生活の安心・安全の確保、一億総活躍社会、地方創生の実現 【中間アウトカム】: 極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する。									政策評価実施予定時期	令和3年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠				
				年度ごとの実績(値) ^(※2)							
施策手段		基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度					
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	1	一般財源総額 一般財源比率 <アウトカム指標>	平成30年度一般財源総額(通常収支分)62兆1,159億円 (水準超経費除き60兆2,759億円) 平成30年度一般財源比率(通常収支分)66.9%	平成29年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	令和2年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において、標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保することから、指標として設定。【測定指標2の地方債依存度について、新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】		
	2	地方債依存度 <アウトカム指標> 【新経済・財政再生計画 関連: 地方行財政改革・分野横断的な取組02-19】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	平成30年度地方債依存度(通常収支分)10.6%	平成29年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	令和2年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	【参考】 平成29年度一般財源総額(通常収支分) 62兆803億円 (水準超経費除き60兆2,703億円) 平成29年度一般財源比率(通常収支分) 67.0% 平成28年度一般財源総額(通常収支分) 61兆6,792億円 (水準超経費除き60兆2,292億円) 平成28年度一般財源比率(通常収支分) 67.5% 平成27年度一般財源総額(通常収支分) 61兆5,485億円 (水準超経費除き60兆1,685億円) 平成27年度一般財源比率(通常収支分) 66.9% 平成29年度地方債依存度(通常収支分) 10.6% 平成28年度地方債依存度(通常収支分) 10.3% 平成27年度地方債依存度(通常収支分) 11.1%		
	3	借入金残高 <アウトカム指標>	平成30年度末見込み192兆円	平成29年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	令和2年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	借入金残高 平成29年度末見込み 195兆円 平成28年度末見込み 198兆円 平成27年度末見込み 199兆円		
	4	財源不足への対応 <アウトカム指標>	平成30年度財源不足額(通常収支分)6兆1,783億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 1兆4,017億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆9,865億円 ・財源対策債の増発 7,900億円	平成29年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	令和2年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	平成29年度財源不足額(通常収支分)6兆9,710億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆359億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆453億円 ・交付税特別会計借入金償還繰延べ 1,000億円 ・財源対策債の増発 7,900億円 平成28年度財源不足額(通常収支分)5兆6,063億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 1兆283億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆7,880億円 ・財源対策債の増発 7,900億円 平成27年度財源不足額(通常収支分)7兆8,205億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆5,155億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆5,249億円 ・財源対策債の増発 7,800億円		
	5	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置 <アウトカム指標>	震災復興特別交付税 平成30年度(当初)4,227億円	平成29年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	令和2年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	※臨時財政対策債: 地方財源の不足に対処するため、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される地方債。 ※財源対策債: 地方財源の不足に対処するため、投資的経費に対する充当率を臨時的に引き上げるために発行される地方債。	
									震災復興特別交付税 平成29年度(当初) 4,503億円 平成28年度(当初) 4,802億円 平成27年度(当初) 5,898億円		

地方財政の健全化を推進すること	地方財政の健全化のために地方公共団体財政健全化法の適切な運用等を実施	6	実質公債費比率等の状況 ＜アウトカム指標＞	平成29年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	令和2年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	<p>極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要があることから、指標として設定。</p> <p>【参考】 実質公債費比率等の平均値 ○平成27年度決算 ・実質公債費比率 都道府県 12.7% 市町村 7.4% ・将来負担比率 都道府県 175.6% 市町村 38.9% ○平成26年度決算 ・実質公債費比率 都道府県 13.1% 市町村 8.0% ・将来負担比率 都道府県 187.0% 市町村 45.8% ○平成25年度決算 ・実質公債費比率 都道府県 13.5% 市町村 8.6% ・将来負担比率 都道府県 200.7% 市町村 51.0%</p>			
								<p>平成28年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県11.9%、市町村6.9% ・将来負担比率 都道府県173.4%、市町村34.5%</p>	<p>平成29年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県11.4%、市町村6.4% ・将来負担比率 都道府県173.1%、市町村33.7%</p>	<p>平成30年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県10.9%、市町村6.1% ・将来負担比率 都道府県173.6%、市町村28.9%</p>	<p>【参考】 財政健全化団体等の数(当該年度をもって計画を完了した団体を除く) ○平成27年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 9団体 (10公営企業会計) ○平成26年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 11団体 (13公営企業会計) ○平成25年度 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 17団体 (18公営企業会計)</p>
								<p>平成28年度末における財政健全化団体等の数(平成28年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 8団体 (9公営企業会計)</p>	<p>平成29年度末における財政健全化団体等の数(平成29年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 11団体 (11公営企業会計)</p>	<p>平成30年度末における財政健全化団体等の数(平成30年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 7団体 (7公営企業会計)</p>	<p>【参考】 当該年度をもって計画を完了した団体数 ○平成27年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 5団体 (5公営企業会計) ○平成26年度 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計) ○平成25年度 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体 (7公営企業会計)</p>
<p>平成28年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 0団体 (0公営企業会計)</p>	<p>平成29年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計)</p>	<p>平成30年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 4団体 (4公営企業会計)</p>	<p>【参考】 健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ○平成27年度 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 3団体 (3公営企業会計) ○平成26年度 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 2団体 (2公営企業会計) ○平成25年度 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体 (5公営企業会計)</p>								
<p>平成28年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体 (1公営企業会計)</p>	<p>平成29年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 4団体 (4公営企業会計)</p>	<p>平成30年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 3団体 (3公営企業会計)</p>									

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度				
(1)	地方財政制度の整備に必要な経費 (昭和23年度)	49百万円 (39百万円)	51百万円 (43百万円)	52百万円	1～6	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の財政に関する制度の企画・立案のための調査等 地方債に関する制度の企画及び立案、地方債の発行の同意等並びに地方債の適正かつ効果的な運用に関する地方公共団体等への情報提供等 地方公共団体、地方公営企業の財政の健全化に向けた調査・分析 地方公営企業制度に関する制度の企画・立案に係る検討会の開催 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替指標／(参考)一般財源総額 代替指標／(参考)地方債依存度 代替指標／(参考)実質公債費比率(都道府県) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方財政計画の策定 地方交付税法等の一部を改正する法律案の成立 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより、安定的な財政運営に必要な地方財源の確保に寄与する。</p>	0023	
(2)	地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費	16,702,625百万円 (16,702,625百万円)	17,207,517百万円 (17,207,517百万円)	17,156,175百万円	1,4,5	地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより、安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する。		
(3)	地方交付税法 (昭和25年)	—	—	—	1～5	地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化する。		
(4)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成19年)	—	—	—	6	地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資する。		
政策の予算額・執行額		16,702,674百万円 (16,702,664百万円)	17,207,568百万円 (17,207,560百万円)	17,156,227百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度までにおいて、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
						平成28年度以降の復旧・復興事業について(復興推進会議決定)	平成27年6月24日	財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、(中略)支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	分権型社会を担う地方税制度の構築			番号	⑥					
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	相当程度進展あり						
(千円)										
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額				
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	地方税制度整備費	地方税制度の整備に必要な経費		37,239		37,277		
	小 計					一般会計	< 37,239 >	の内数	< 37,277 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの										
	小 計					一般会計	< >	の内数	< >	の内数
						特別会計	< >	の内数	< >	の内数
合 計					一般会計	< 37,239 >	の内数	< 37,277 >	の内数	
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数	

主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-⑥)

政策 ^(※1) 名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築			分野	地方行財政	
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。 そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図る。 [中間アウトカム]:税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築及び地方税の応益課税を強化する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	39	34	55	37
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	39	34	55	0
執行額	30	29	44			

政策に係る内閣 の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	平成31年度税制改正の大綱	平成30年12月21日	消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しを行う。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う。また、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)の創設等を行う。このほか、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)					
			平成29年度	平成30年度	令和元年度			
地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	国と地方の税源配分の在り方の見直し	1 国・地方間の税源配分比率 <アウトカム指標>	国:地方 = 61.0:39.0 (平成27年度決算) 【平成28年度】	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。			地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。 【令和元年度】	□
		② 歳入総額に占める地方税の割合 <アウトカム指標>	地方税の割合 38.4% (平成27年度決算) 【平成28年度】	国:地方 = 60.5:39.5 (平成28年度決算)	国:地方 = 61.5:38.5 (平成29年度決算)	国:地方 = 61.7:38.3 (平成30年度決算)		
		3 地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標>	地方税計 最大値/最小値 2.5倍 (平成27年度決算) 【平成28年度】	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	地方税の割合 38.8% (平成28年度決算)	地方税の割合 39.4% (平成29年度決算)		
	地方税の偏在性が小さい地方税体系の構築	地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標>	地方税の偏在性が小さい地方税体系を構築する。	最大値/最小値 2.4倍 (平成28年度決算)	最大値/最小値 2.3倍 (平成29年度決算)	最大値/最小値 2.3倍 (平成30年度決算)	税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する。 【令和元年度】	

住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	地域の実情に対応した政策を展開するため、地方税制度の改革	4	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組 ＜アウトプット指標＞	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 36項目 (平成29年度税制改正による導入数 13項目) 【平成28年度】	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。			地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。 【令和元年度】	イ
		⑤	地方税における税負担軽減措置等のうちの「政策減税措置」の見直し ＜アウトプット指標＞	74項目を見直し (うち10項目を廃止・縮減) (平成29年度税制改正) 【平成28年度】	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 38項目 (平成30年度税制改正による導入数2項目)	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 38項目 (平成31年度税制改正による導入数0項目)		
				55項目を見直し (うち20項目を廃止・縮減) (平成30年度税制改正)	80項目を見直し (うち3項目を廃止・縮減) (平成31年度税制改正)	67項目を見直し (うち23項目を廃止・縮減) (令和2年度税制改正)		引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。 【令和元年度】	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠)	測定指標2及び5は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。測定指標2及び5については、目標を達成した。その他の指標1、3及び4について、目標を達成又は目標達成に近い実績を示した。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)		<p>＜施策目標＞「地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること」(測定目標1、2及び3に該当)</p> <p>→指標1「国・地方間の税源配分比率」について、令和元年度の実績値では地方が38.3%と平成28年度の基準値(39.0%)に比べ0.7ポイント低下している。これは平成28年度から平成30年度にかけての税収の増加幅が、国税の所得税より地方税の個人住民税の方が小さいことが主な要因であり、個人住民税では比例税率を採用していること、金融所得課税に係る税率が所得税(15%)より個人住民税(5%)は低いことにより、所得の伸びに対する税収の増加が相対的に小さいことによる。</p> <p>→指標2「歳入総額に占める地方税の割合」について、令和元年度の実績値では40.2%と平成28年度の基準値(38.4%)と比べ1.8ポイント増加している。これまで、個人住民税の3兆円の税源移譲(H19～)、地方消費税の充実などに取り組んできたところであり、今後とも地方税の充実確保に努めてまいりたい。</p> <p>→指標3「地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較」について、令和元年度の実績値では2.3倍と平成28年度の基準値(2.5倍)と比べ税源の偏在性が小さくなっている。これは、平成30年度税制改正において地方消費税の税収を最終消費地により適切に帰属させる観点から清算基準の見直しを行ったことにより、結果として、税源の偏在性が小さくなったことによる。また、令和2年度以降、地方消費税の税率引上げ、法人住民税法人税割の交付税原資化の拡大や、平成31年度税制改正において創設した特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の効果が発現することにより、税源の偏在性がさらに小さくなることが期待される。</p> <p>＜施策目標＞「住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること」(測定目標4及び5に該当)</p> <p>→指標4「地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組」については、平成24年度税制改正で導入された地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の導入数について、令和2年度税制改正においては累計で39項目と平成28年度の基準値(36項目)と比べ拡充が進んでいるものといえる。</p> <p>→指標5「地方税における税負担軽減措置等のうちの「政策減税措置」の見直し」については、令和2年度税制改正においては、既存の67項目について見直しを行った結果、23項目を廃止・縮減することとした。住民自治の確立に向けた地方税制度改革において、一定の取組は進んでいるものと判断される。</p>
	次期目標等への反映の方向性		<p>・測定指標1、2及び3について、引き続き、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に努めることとする。</p> <p>・測定指標4及び5について、引き続き、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施するよう努めることとする。</p> <p>・法定外税をはじめとする課税自主権に係る制度は、地域特有の課題を解決するための重要な財源確保手段であり、その活用を図る自治体への支援を行うことは、地方独自の行政サービスの向上促進につながると考えられるため、「法定外税や超過課税の導入団体及び件数」を次期測定指標として設定。(新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPIと同じ指標として設定) (令和3年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p>
	令和3年度予算概算要求への主な反映内容	引き続き、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行うため、対前年度同額程度の要求を行うこととする。	
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	特になし。	

学識経験を有する者の知見等の活用	令和2年3月及び7月に開催された「総務省の政策評価に関する有識者会議」において、鎌倉女子大学学術研究所の山本清教授、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生から、評価書の記述について御意見を頂いた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	政府税制調査会 (https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/index.html) 税制改正(地方税) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)
-------------------------------	--

担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 寺崎 秀俊	政策評価実施時期	令和2年9月
---------	---------------	--------	-----------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

※6 「地方税」とは、地方税法(昭和25年第226号)第1条第4号に規定する地方税をいう。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	選挙制度等の適切な運用				番号	⑦			
評価方式	総合(実績)事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施(評価は未実施)						
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織/勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	選挙制度等整備費	選挙制度等の整備に必要な経費		201,722		207,887	
	一般会計	総務本省	選挙制度等整備費	衆議院議員総選挙に必要な経費				68,571,535	
	一般会計	総務本省	選挙制度等整備費	最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費				560,692	
	小 計				一般会計	< 201,722 >	の内数	< 69,340,114 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計				一般会計	< >	の内数	< >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
合 計					一般会計	< 201,722 >	の内数	< 69,340,114 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数

(千円)

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑦)

政策(※1)名	政策7:選挙制度等の適切な運用		担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課他3室		作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 清田 浩史		
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。		分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等		政策評価実施予定時期	令和3年8月		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	最終アウトカム:民主政治の健全な発達 中間アウトカム:日本国憲法の精神に則り、選挙制度を確立し、その選挙が公明且つ適正に行われることを確保するとともに、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支の状況を明らかにし、公明で公正な政治活動を確保する。		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠				
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの実績(値) ^(※2)			
				基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	投票率の向上に向け有権者が投票しやすい環境を整備する	① 選挙制度に関する調査研究を行うとともに、有権者が投票しやすい環境整備の方策等を検討し、制度改正を実施 <アウトプット指標>	学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」等にて選挙制度に関する調査研究を行い、ICTを活用した投票環境の向上等を柱に各方策の検討を実施	平成29年度	令和2年度	選挙制度に関する調査研究を行い、研究会報告等とまとめ、実施可能なものから制度改正を実施	選挙制度に関する調査研究を行うとともに、これまでの研究会報告等とまとめ、実施可能なものから制度改正を実施	選挙制度に関する調査研究を行うとともに、これまでの研究会報告等とまとめ、実施可能なものから制度改正を実施	投票率が低下傾向にある中、選挙制度に関する調査研究を行う必要があり、ICT技術の進展等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備する必要があることから、指標として設定。 【参考(衆・参各5回ずつの投票率)】 ○第48回衆議院議員総選挙(H29.10施行) 53.68% ○第47回衆議院議員総選挙(H26.12施行) 52.66% ○第46回衆議院議員総選挙(H24.12施行) 59.32% ○第45回衆議院議員総選挙(H21.8施行) 69.28% ○第44回衆議院議員総選挙(H17.9施行) 67.51% ○第25回参議院議員通常選挙(R1.7施行) 48.80% ○第24回参議院議員通常選挙(H28.7施行) 54.70% ○第23回参議院議員通常選挙(H25.7施行) 52.61% ○第22回参議院議員通常選挙(H22.7施行) 57.92% ○第21回参議院議員通常選挙(H19.7施行) 58.64% ○第20回参議院議員通常選挙(H16.7施行) 56.57%

<p>公明かつ適正な選挙執行を実現するため、国民の選挙に対する意識を向上させること</p>	<p>主権者教育の推進のため、常時啓発事業の実施等</p>	<p>2 常時啓発事業の実施及び選挙管理委員会等が実施する主権者教育等の取組の支援等 〈アウトプット指標〉</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施(高校生向けの副教材の作成等)や選管等が実施する出前授業に対する支援(主権者教育アドバイザーの派遣等)を実施</p>	<p>平成29年度</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施(高校生向けの副教材の作成等)や選管等が実施する出前授業に対する支援(主権者教育アドバイザーの派遣等)を実施</p>	<p>令和2年度</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施(高校生向けの副教材の作成等)や選管等が実施する出前授業に対する支援(主権者教育アドバイザーの派遣等)を実施</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施(高校生向けの副教材の作成等)や選管等が実施する出前授業に対する支援(主権者教育アドバイザーの派遣等)を実施</p>	<p>いずれの選挙においても投票率が低下傾向にあるため、投票行動につながるような、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業などを実施する必要があるため、常時啓発事業の実施等を指標として設定。 特に若者の投票率が著しく低い中、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、選挙が公明かつ適正に行われるよう、新たに投票の権利を得る若者に対して、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、高校生に向けた主権者教育の推進事業の柱である出前授業の実施選管数を別途、指標として設定。 ※主権者教育とは、「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子供たちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組を進めることなどにより、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育てるもの。 【参考(直近の国政選挙投票率)】 ○第48回衆議院議員総選挙(H29.10施行) 全体 53.68% 10代 40.49% ○第25回参議院議員通常選挙(R1.7施行) 全体 48.80% 10代 32.28% 【参考(平成29年度取組実績)】 ○主な取組 ・高校生向け副教材の作成:生徒用 約130万部、教師用約1万4千部 ・主権者教育アドバイザー派遣:39件実施 ○その他の取組 ・若者啓発イベントの開催 参加者:約1,100人(Youtube Live視聴者を含む) ・モデル事業:7件実施 ・研修事業:21件実施 ・若者啓発クイズ動画の作成 ・大学生等による選挙出前授業モデルの作成 ・選挙出前授業見本市の開催 【参考(平成29年度出前授業の取組状況)】 ○実施選管787団体、実施高校1,517校、その他学校(小学校、中学校、大学等)1,315校</p>
<p>公明かつ適正な国民投票の執行を実現するため、国民投票制度の認知度を高めること</p>	<p>国民投票制度の内容の周知啓発による環境整備</p>	<p>3 国民投票制度の認知度 〈アウトカム指標〉</p>	<p>国民投票制度の認知度:82.8%(第48回衆議院議員総選挙全国意識調査(平成30年7月公表)による)</p>	<p>平成29年度</p>	<p>国民投票制度の認知度:80%以上</p>	<p>令和2年度</p>	<p>国民投票制度の認知度:80%以上</p>	<p>国民投票制度の認知度:80%以上</p>	<p>国民投票権年齢を18歳に引き下げる等を含む憲法改正国民投票法改正法が平成26年6月20日に公布・施行され、施行後4年以降は投票権年齢が18歳に引き下がることを踏まえ、制度内容を有権者、選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定。 ※国民投票制度の認知度は、(公財)明るい選挙推進協会が国政選挙及び統一地方選挙後に実施する全国意識調査にて、国民投票制度を①よく知っている、②知りたい内容を知っている、③内容は知らないが「国民投票(制度)」という言葉は聞いたことがあるという回答数を基に算出している。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費除く。)	55百万円 (33百万円)	62百万円 (41百万円)	61百万円	1.4	<p>国外に居住する選挙人について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿登録事務(市町村選挙管理委員会に委託)に必要な諸様式や在外投票に必要な投票用紙等の物資を作成し、在外公館及び市町村選挙管理委員会に対し送付する。国政選挙について、都道府県又は市町村選挙管理委員会に対し、必要な技術的助言等をし、事務の適正な処理に関する情報を提供するために必要となる統計をまとめる。選挙の公正を確保しつつ、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図るための具体的方策について検討するため、研究会を開催する。政治資金規正法及び政党助成法に基づき、政治団体から提出される収支報告書等について形式審査及び要旨の官報告示を行うとともに、収支報告書等を閲覧に供する。また、請求に応じ少額領収書等の写しの開示業務を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 代替指標/在外選挙人名簿登録者数:100,745人(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・在外選挙人名簿登録者数:100,745人(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 選挙制度等の整備に必要な経費を措置することにより、研究会等を開催し、必要な技術的助言等を行うことで、都道府県又は市町村選挙管理委員会にて適切な選挙制度が行われ、公職選挙法に則った選挙制度が確立することに寄与する。</p>	0025
(2)	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)	107百万円 (93百万円)	119百万円 (112百万円)	118百万円	2.3	<p>(1)高校生向け副教材の作成、(2)選挙権年齢引下げの周知啓発、(3)選挙啓発研修会開催、(4)参加型学習教材作成</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 参加者数の前年度比増 ・代替指標/研修会(3種類)への参加者数:709人(令和元年度) 参加者数の前年度比増 ・代替指標/啓発イベントへの参加者数:2,653人(令和元年度) 高校生向け副教材の作成 ・代替指標/副教材の作成部数:121万部(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 研修会(3種類)の1種類ごと開催数:16回(令和元年度) 若者フォーラムの開催数:1回(令和元年度) 高校生向け副教材の配布学校数:6,530校(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 参加・実践等を通じた政治意識向上の事業を実施することにより、国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることで、有権者の投票参加を促すとともに、公正かつ厳正な選挙執行の実現に寄与する。</p>	0026
(3)	マイナンバーカードの選挙事務への活用等に関する調査研究事業・政見放送手話通訳士研修会の事務委託事業(平成29年度)	23百万円 (13百万円)	—	—	1	<p>更なる有権者の利便性向上のため、選挙の公正を確保することを前提として、選挙事務においてマイナンバー制度を活用することができれば、有権者及び選挙事務を行う選挙管理委員会の双方にとってメリットをもたらすものであると考えられるため、今後のマイナンバー制度の利用範囲の拡大にあわせて、マイナポータル及びマイナンバーカードを活用した選挙事務の実施可能性について調査研究を行う。また、参議院選挙区選挙において手話通訳を付すために必要な政見放送における手話が可能な手話通訳士を十分に確保するため、研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 新たにマイナンバー制度等を活用した選挙事務を行う団体数:150(令和元年度) 政見放送手話通訳士研修会の履修者数:98人(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究結果報告書の作成:1回 政見放送手話通訳士研修会の開催件数:4回 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 マイナンバーカードの選挙事務への活用等に関する調査研究事業・政見放送手話通訳士研修会の事務委託事業により、今後のマイナンバー制度の利用範囲の拡大にあわせて、マイナポータル及びマイナンバーカードを活用した選挙事務の実施可能性について調査研究を行うとともに、研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催し、手話通訳士を確保することで、民主政治の健全な発達に寄与する。</p>	—

(4)	衆議院議員総選挙に必要な経費(平成29年度)	—	—	—	—	<p>平成29年10月22日に実施した第48回衆議院議員総選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに当該選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、新聞広告業者など関係する事業者に交付したもの。また、同日併せて執行された第24回最高裁判所裁判官国民審査(最高裁判所裁判官国民審査法第2条の規定による)における審査公報及び裁判官氏名等掲示の作成等を行うために必要な経費と、執行経費基準法に基づき、都道府県に交付したもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 公正な国政選挙の確実な実施・代替指標/実施した選挙の数:2(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 衆議院議員総選挙等に必要な経費を支出することにより、公職選挙法等の趣旨に則った公明かつ適正な選挙執行等がなされることで、民主政治の健全な発達に寄与する。</p>	—					
(5)	参議院議員通常選挙に必要な経費(令和元年度)	—	57,079百万円 (55,813百万円)	0百万円	—	<p>第25回参議院議員通常選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに当該選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、交通事業者等関係する事業者に交付したもの。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 参議院議員通常選挙に必要な経費を支出することにより、公職選挙法等の趣旨に則った公明かつ適正な選挙執行等がなされることで、民主政治の健全な発達に寄与する。</p>	0027					
(6)	投票環境の向上等に要する経費	—	23百万円 (18.1百万円)	23百万円	1	<p>・タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票機による電子投票の改善等について調査研究の実施。 ・研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究により整理した課題の数等:1件(令和元年度) 政見放送手話通訳士研修会の履修者数:60人(令和元年度) 【活動実績(アウトプット)】 調査研究報告書の作成:9.9百万円(令和元年度) 政見放送手話通訳士研修会の開催件数:4件(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電子投票の改善等の調査研究を行うとともに、研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催し、手話通訳士を確保することで、有権者が投票しやすい環境の整備に寄与する。</p>	0028					
(7)	公職選挙法(昭和25年)	—	—	—	1~3	<p>日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び市長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明かつ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期する。</p>						
(8)	日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年)	—	—	—	3	<p>日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行う。</p>						
(9)	政治資金規正法(昭和23年)	—	—	—	4	<p>議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与する。</p>						
政策の予算額・執行額		185百万円 (143百万円)	59,833百万円 (58,255百万円)	202百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	—	—	—
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)										
—	—	—										

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	電子政府・電子自治体の推進			番号	⑧				
評価方式	総合・ 実績 事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施(評価は未実施)						
(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	電子政府・電子自治体の推進に必要な経費		418,995,610		154,387,742	
	小 計				一般会計	< 418,995,610 >	の内数	< 154,387,742 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計				一般会計	< >	の内数	< >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
合 計					一般会計	< 418,995,610 >	の内数	< 154,387,742 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑧)

政策 ^(※1) 名	政策8: 電子政府・電子自治体の推進				担当部局課室名	大臣官房(個人番号企画室)、行政管理局(行政情報システム企画課)、自治行政局(住民制度課、地域政策課地域情報政策室)			作成責任者名	大臣官房参事官(個人番号企画室) 渡邊 繁樹 行政管理局行政情報システム企画課長 奥田 直彦 自治行政局地域政策課地域情報政策室長 神門 純一	
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施する。								分野【政策体系上の位置付け】	電子政府・電子自治体	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 世界最高水準のIT活用を通じた、安全・安心・快適な国民生活を実現する。 [中間アウトカム]: 電子政府及び電子自治体の推進により、国民の利便性向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を実現する。								政策評価実施予定時期	令和4年8月	
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) ^(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度		目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
e-Govの運営・継続的な改善	1	①電子申請件数	②API対応ソフトウェアからの電子申請件数 <アウトプット指標>	①11,351千件 ②8,570千件	平成30年度	①31,148千件 ②23,515千件	令和3年度	①15,892千件 ②11,997千件	①22,248千件 ②16,796千件	①31,148千件 ②23,515千件	30年度までは、「電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数」を測定指標としていたが、有識者より、「事業レビューシート」のアウトプット指標であるAPI対応ソフトウェアからの電子申請件数等を参考指標に設定して補完してはどうか」という御意見をいただき、御指摘の趣旨を踏まえ、「電子申請件数」及び「API対応ソフトウェアからの電子申請件数」を測定指標として設定することとした。 目標値については、適切に進捗管理を行えるよう具体的な数値を設定することとし、策定時点で把握できる30年度の件数を基準に、それぞれ前年度比140%を目指すこととして設定した。
		①13,331千件 ②9,865千件	-	-							
総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること	②	情報システム統一研修のうち、橋渡し人材育成に係る研修(課長補佐級)の修了者数(①プロジェクト推進系、②セキュリティ系) <アウトプット指標>		①62人 ②65人	平成30年度	①令和2年度実績以上 ②令和2年度実績以上	令和3年度	①平成30年度実績以上 ②平成30年度実績以上	①令和元年度実績以上 ②令和元年度実績以上	①令和2年度実績以上 ②令和2年度実績以上	政府機関におけるセキュリティに係る人材が圧倒的に不足しているとともに、システム管理や業務改革に関する知識・経験を有する人材も不足していることに加えて、一般職員の情報リテラシーも不十分であることを踏まえて、各府省の「橋渡し人材」(セキュリティ・ITに関する一定の専門性と、所管行政に関する十分な知識・経験を有し、高度専門人材と一般行政との橋渡しとなるセキュリティ・IT人材)の育成及び一般職員の情報リテラシー向上等を目的として、情報システム統一研修を実施することとしている。 これまで、十分な受入体制を計画的に整備し、受講生が所定のカリキュラムを修了できるようにすることが肝要であることから、同研修に係る集合研修の受講定員を測定指標として設定してきた。 しかしながら、その一定の水準が整備できたこと及び情報システム統一研修が「橋渡し人材のスキル認定の基本的な考え方」において、橋渡し人材として職務を遂行するに必要となるセキュリティ・ITに係る知識を修得する中核的な手段として位置付けられたため、今後は、その中でも橋渡し人材育成(特にその最終段階である課長補佐級)のために開催されている研修の修了者(個別のコースの修了者の合計の延べ人数ではなく、橋渡し人材としてのスキル認定に必要となるプロジェクト推進系又はセキュリティ系いずれかの全てのコースの修了者)を継続的に輩出することが、橋渡し人材の育成に貢献できているものと考え、そのプロジェクト推進系及びセキュリティ系それぞれの修了者数を測定指標とする。 目標設定に当たっては、基準値を平成30年度の修了者数として、令和元年度以降は、基準値を下回ることのない修了者数とするので、セキュリティ・IT人材を継続的に育成することを目標値として設定した。 【参考指標】 平成29年度修了実績: 13,453人(集合研修1,204人、eラーニング12,249人) 平成30年度修了実績: 16,795人(集合研修1,752人、eラーニング15,043人)
		①74人 ②85人	-	-							

	電子決裁への移行の推進のための環境整備	3	電子決裁拡大への対応 ＜アウトプット指標＞	376.9万件	平成30年度	利用機関における電子決裁の増に対応し、システムの処理能力の向上等を行うこと	令和3年度	利用機関における電子決裁の増に対応し、システムの処理能力の向上等を行うこと	利用機関における電子決裁の増に対応し、システムの処理能力の向上等を行うこと	利用機関における電子決裁の増に対応し、システムの処理能力の向上等を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・総理指示(平成30年3月23日閣僚懇談会)により、各行政機関は、更新等の履歴が厳格に管理できる電子決裁システムへの移行を加速することとされた。 ・業務プロセス全体の見直しと電子化の中で電子決裁への移行を加速化するための方針として、「電子決裁移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)が策定され、その中で「総務省は、各府省に提供している文書管理システムの処理能力の向上や使い勝手の向上に計画的に取り組む」とこととされた。 ・これにより、文書管理システムを利用した電子決裁の増が見込まれるとともに、利用機関における電子決裁への移行加速のために必要な環境整備が総務省に求められていることから、電子決裁拡大への対応(文書管理システムの処理能力向上や使い勝手の向上等)を測定指標(文書管理システムを使用した電子決裁件数を参考指標)として設定し、利用機関における電子決裁の増に対応し、システムの処理能力の向上等を行うことを目標とする。 <p>【参考指標】 平成29年度電子決裁件数341.2万件 平成30年度電子決裁件数376.9万件(対前年度10.5%増)</p>		
地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供し、効率的な電子自治体を実現すること	コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化等に資するため自治体クラウドの導入等を推進	④	クラウド導入市区町村数 ＜アウトカム指標＞ 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関係】	クラウド導入市区町村数:平成30年度1,060団体、うち自治体クラウド導入団体は407団体。	平成30年度	クラウド導入市区町村数:令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体。	令和5年度	クラウド導入市区町村数:令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体	クラウド導入市区町村数:1,182団体 うち自治体クラウド導入団体数:497団体(H31.4.1現在)	—	—	クラウド導入市区町村数が平成30年度において、1,067団体の現状にあることを踏まえて、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日)において、クラウド導入市区町村数を令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体とされていることから指標として設定。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関係】	
	地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施	5	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率 ＜アウトプット指標＞	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率:平成30年度100%(45/45)	平成30年度	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率:100%	令和3年度	対応率100%	対応率100%(46/46)	—	—	地方行税政に関する基礎データベースを確保することが重要となっている現状を踏まえ、総務省内の各課室における地方行税政の施策に係る基礎データの収集・分析を行い、各種施策の立案等に資する統計データの作成等を行っており、制度改正等に伴う帳票変更等の各課室からの新規要望に対して、着実に実施するため指標として設定。	
番号制度の円滑な実施により、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること	情報提供ネットワークシステムの安定的な稼働	6	特定個人情報の情報連携基盤となる情報提供ネットワークシステムの稼働率 ＜アウトプット指標＞	計画停止や災害による停止を除く主要な業務の稼働率100%	平成30年度	計画停止や災害による停止を除く主要な業務の稼働率100%	令和3年度	100%	100%	100%	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、情報提供ネットワークシステムを設置・管理している。情報提供ネットワークシステムは、同法の規定により特定個人情報を各機関において情報連携するための基盤となる基幹的なシステムであり、安定的に運用することが重要であることから、指標として設定。 ・基準値は、システムの設計・開発時に決定した要件定義に基づくもの。なお、ここで言う「主要な業務」とは、情報提供業務及び情報提供等記録管理業務を指す。 <p>99.86%</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※3)			関連する 指標(※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	情報システム高度化等推進事業(平成16年度)	287百万円 (246百万円)	285百万円 (271百万円)	318百万円	—	<p>総務省におけるPMO及び省内情報セキュリティ対策を推進する立場として、外部専門家(CIO補佐官及び総務省最高情報セキュリティアドバイザー)と共に主として以下の業務を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省内情報システムの設計・開発及び運用に係る担当部局に対する評価・助言、進捗管理の支援・助言 ・省内情報システムの整備等に係る予算要求や調達機能要件・経費等の妥当性評価 ・情報システム担当者に対する業務研修、省内職員を対象とした情報セキュリティ教育 ・省内電子政府関係施策及び情報セキュリティ対策施策の企画・立案の支援、情報セキュリティ監査等 ・省内のメールセキュリティ強化 <p>※ PMO(Portfolio Management Office 府省全体管理組織)、CIO(Chief Information Officer 情報化統括責任者)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 情報セキュリティ研修(e-ラーニング)受講率:100%(毎年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 41名(CIO補佐官3名、最高情報セキュリティアドバイザー1名、PMO支援5名、情報セキュリティ対策支援18名、メールセキュリティ強化14名):34人(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総務省におけるPMOとして、外部専門家(CIO補佐官及び総務省最高情報セキュリティアドバイザー)と共に、省内情報システムの整備等に係る予算要求や調達機能要件・経費等の妥当性評価、情報システム担当者に対する業務研修、省内職員を対象とした情報セキュリティ教育、省内電子政府関係施策及び情報セキュリティ対策施策の企画・立案の支援、情報セキュリティ監査等の業務を実施することにより、総務省におけるデジタル・ガバメントの推進を図る。</p>	0029
(2)	総務省LAN整備・運用事業(平成12年度)	2,851百万円 (2,804百万円)	3,074百万円 (3,000百万円)	4,530百万円	—	<p>全国約80拠点の庁舎、約7,000名のユーザをネットワーク(回線)で接続し、電子メール、電子掲示板、ファイル共有、インターネット・政府共通ネットワーク接続の機能を提供する基盤として、総務省LANを統一的に整備・運用する。</p> <p>また、各部局が利用する業務システムの基盤として必要となる機能を提供する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・運用等SLA※SLA(Service Level Agreement サービスの品質達成水準):99%(毎年度) ・満足度調査平均点:75点(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ユーザー数:7,000人(令和2年度) テレワーク利用実績:23,090人(令和元年度) WEB会議利用実績:7,263回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総務省の全国約80拠点の庁舎、約7,000名のユーザをネットワーク(回線)で接続し、電子メール、電子掲示板、ファイル共有、インターネット・政府共通ネットワーク接続の機能を提供する基盤として、総務省LANを統一的に整備・運用し、各部局が利用する業務システムの基盤として必要となる機能を提供することにより、電子政府を推進する。</p>	0030
(3)	総務省共通基盤支援設備整備・運用等事業(平成14年度)	289百万円 (283百万円)	179百万円 (175百万円)	179百万円	—	<p>府省共通の情報システム(一元的な文書管理システム及び職員認証サービス(GIMA))及び省内の情報システム(総務省LAN等)を省内基盤等と連携させる等の機能を提供する、総務省共通基盤支援システムを整備・運用する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 SLA(Service Level Agreement サービスの品質達成水準):99.9%(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ユーザー数:7,000人(令和元年度) 連携データ件数:5,800,000件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 府省共通の情報システム(一元的な文書管理システム及び職員認証サービス(GIMA))及び省内の情報システム(総務省LAN等)を省内基盤等と連携させる等の機能を提供することにより、これらのシステムへの職員情報登録や利用認証に係る事務が効率化され、電子政府の推進に寄与する。</p>	0031

<p>(4)</p>	<p>総務省ホームページ運営事業(平成12年度)</p>	<p>77百万円 (65百万円)</p>	<p>80百万円 (75百万円)</p>	<p>73百万円</p>	<p>—</p> <p>総務省ホームページのウェブ・サーバ等の構築・運用、ウェブコンテンツの制作及びアクセシビリティ確保等の管理運営を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ホームページへのアクセス数(ページビュー):130百万件(令和5年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 サーバ正常稼働時間:8,784時間(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総務省ホームページのウェブ・サーバ等の構築・運用、ウェブコンテンツの制作及びアクセシビリティ確保等の管理運営を行い、総務省が所管する行政情報の迅速な発信及び各種ご意見・ご提案の受付を実施することにより、国民の利便性の向上及び行政運営の透明性の向上等に寄与する。</p>	<p>0032</p>
<p>(5)</p>	<p>電子政府関連事業(政府情報システム基盤整備)(平成15年度)</p>	<p>19,971百万円 (19,346百万円)</p>	<p>22,585百万円 (21,600百万円)</p>	<p>25,229百万円</p>	<p>—</p> <p>・PFの運用(対象システムのPF移行の支援、共通・横断的に対策を実施することで有効なセキュリティ対策の実施を含む)。 ・NWの運用。 ・政府認証基盤(以下「GPKI」という。)の運用。</p> <p>なお、令和2年度より内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室の下で一括要求・一括計上(内閣官房新02-0008 政府共通プラットフォームの整備及び運用(情報通信技術調達等適正・効率化推進費)、新02-0011 政府認証基盤の整備及び運用(情報通信技術調達等適正・効率化推進費)、新02-0015 政府共通ネットワーク等の整備及び運用(情報通信技術調達等適正・効率化推進費))。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・第1期PFの水準に比較した年間運用等経費の削減幅 ・セキュリティ向上効果 ※上記2項目については、定量的指標としての設定を検討しているものであり、試算方法及び目標年度について検討中。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・PFの稼働率:100%(令和元年度) ・NWの稼働率:100%(令和元年度) ・GPKIの稼働率:100%(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 政府共用の情報システム基盤(PF、NW、GPKI)を一元的に運用することにより、個別府省での構築・運用が不要となるほか、共通・横断的に実施することで有効なセキュリティ対策の効果的な実施が図られ、政府全体としてのシステム経費の効率化やセキュリティの向上に寄与する。</p>	<p>0033</p> <p>内閣官房新02-0008 内閣官房新02-0011 内閣官房新02-0015</p>
<p>(6)</p>	<p>総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営(平成15年度)</p>	<p>1,187百万円 (1,187百万円)</p>	<p>1,802百万円 (1,443百万円)</p>	<p>1,835百万円</p>	<p>3</p> <p>以下の府省共通情報システムの一元的な管理・運営を行う。 ・文書管理システム(電子決裁機能、行政文書ファイル管理簿調製機能等を提供するシステム) ・法令検索等システム(法令(憲法、法律、政令、府省庁令等)・閣議情報のデータベース及び法案等作成業務の支援システム) この他に予算規模が1億円未満のシステムとして政府情報システム管理データベースがある。</p> <p>なお、令和2年度より内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室の下で一括要求・一括計上(総務省0034「総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営」より内閣官房新32-0000「情報通信技術調達等適正・効率化推進費」)。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・文書管理システム 電子決裁件数:417万件(令和元年度) ・法令検索等システム アクセス件数:10,891万件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 行政機関等に共通する公文書管理や法制執務等の業務を支援する情報システムを一元的に整備・運用することにより、各行政機関等における情報システムの整備が不要となるほか、当該業務を適正で効率的に実施できることとなり、行政運営の合理化、効率化に寄与する。</p>	<p>0034</p> <p>内閣官房新02-0009 内閣官房新02-0010 内閣官房新02-0013</p>

<p>(7)</p>	<p>電子政府関連事業(ICT人材育成)(昭和35年度)</p>	<p>128百万円 (86百万円)</p>	<p>83百万円 (81百万円)</p>	<p>(総務省) 27百万円 (内閣官房) 56百万円</p>	<p>2</p> <p>以下の分野において、集合研修及びeラーニングを実施している。 ①PMO構成員、PJMO構成員等橋渡し人材に対する研修 (注)PMO(program management office)は各府省のIT統括組織、PJMO(project management office)は各府省でITを担当している主な部局をいう。 ・重点分野別研修(調達・積算、プロジェクトマネジメント、情報セキュリティに関する研修) ・情報技術分野(データベース、ネットワーク)に関する研修 ②情報リテラシー向上に関する研修等 ③府省共通システムの利用者等に対する研修 令和元年度は、集合研修10コース37回、eラーニング11コース132回実施(随時実施している③を除く)。 なお、オンライン研修システムの整備及び運用に係る経費については、令和2年度より内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室の下で一括要求・一括計上(内閣官房 新32-0001 情報システム調達効率化等推進費)。 【成果指標(アウトカム)】 ・情報システム統一研修のうち、橋渡し人材育成に係る研修(課長補佐級)の修了者数:令和2年度実績以上(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・情報システム統一研修の集合研修コース開催数:37回(令和元年度) ・情報システム統一研修のeラーニング コース開催数:132回(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 情報システム統一研修の実施を通じた橋渡し人材の育成等により、国民の利便性向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等の実現に資する電子政府の担い手を輩出する。</p>	<p>0035 内閣官房新02-0014</p>
<p>(8)</p>	<p>電子政府関連事業(国民利便性向上・行政透明化)(平成13年度)</p>	<p>2,331百万円 (2,240百万円)</p>	<p>3,132百万円 (2,529百万円)</p>	<p>(総務省) 970百万円 (内閣官房) 871百万円</p>	<p>1</p> <p>○電子政府の総合窓口(e-Gov)の管理・運営 電子政府の総合窓口(e-Gov)を通じて、各省庁に対する電子申請や意見提出を24時間365日受け付ける窓口サービスを提供しているほか、各府省の組織、業務、所管法令、パブリックコメント募集状況などの閲覧、そのほか各府省がインターネットを通じて発信している行政情報を総合的・一元的に提供する。また、各省におけるe-Govを活用した行政手続のオンライン化及び電子決裁への移行を促進し、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、申請受付から審査・決裁・文書保存に至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行うための仕組みについて検討する。 なお、運用管理経費等については、令和2年度より内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室の下で一括要求・一括計上(内閣官房 新32-0012 情報システム調達効率化等推進費 電子政府の総合窓口システム等の整備及び運用(情報通信技術調達等適正・効率化推進費))。 【成果指標(アウトカム)】 e-Govを通じた電子申請件数:31,148千件(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・e-Govの電子申請APIに対応したソフトウェア数(e-Govとの連携に必要な試験に合格したソフトウェア数):71件(令和元年度) ・API対応ソフトウェアからの電子申請件数:9,865千件(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 行政手続のオンラインによる受付サービスを提供することにより、国民の利便性向上と行政運営の合理化、効率化等に寄与する。</p>	<p>0036 内閣官房新02-0012</p>
<p>(9)</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費(平成15年度)</p>	<p>4百万円 (2百万円)</p>	<p>4百万円 (2百万円)</p>	<p>4百万円</p>	<p>—</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムに係る情報セキュリティ対策を維持・向上させるため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する地方公共団体等の職員に対するセキュリティ研修会等を全国各都道府県で開催し、制度改正及び最新のセキュリティ対策についての説明を行い、セキュリティ意識の向上を深める。また、住民基本台帳ネットワークシステムに係る課題、セキュリティ対策等について検討する会議を開催し、制度改正も視野に課題の抽出・検討を実施する。 【成果指標(アウトカム)】 セキュリティ自己点検の自己点検結果の平均点(満点3) 【活動指標(アウトプット)】 住基ネット担当者説明会(都内)の開催、住基ネット担当者研修会(47都道府県)への参加:47(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費を措置することにより、地方公共団体等の職員のセキュリティ意識を高め、住民基本台帳ネットワークシステムの安定稼働により国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化に寄与する。</p>	<p>0037</p>

(10)	地方行税政統計等・災害時等における情報通信メディアの活用 に要する経費(平成23年度)	80百万円 (79百万円)	146百万円 (113百万円)	77百万円	4.5 自治行政局及び自治税務局における地方行税政の施策に係る基礎データの集計・分析を行うシステムの 借り上げ及び地方自治統計調査のデータベース作成・管理、統計処理等を実施。また、通信衛星 ネットワークについては、災害時における地方公共団体との情報伝達手段として、行政上必要な情 報を迅速かつ適確に伝達するとともに、平時には国の施策や各種会議の放映等の映像情報の伝達 を実施。 【成果指標(アウトカム)】 ・情報通信メディアについて:災害時における総務省と地方公共団体の情報通信手段の確保 ・代替指標/データ処理を実施した調査等の業務の件数 【活動指標(アウトプット)】 ・地方行税政統計等:連続停止時間24時間以上の件数:0件(令和元年度) ・災害時等における情報通信メディア不稼働率0.2%以下/年:0%(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方行税政に関する基礎データの収集・分析を行うことにより、総務省が行う地方行税政に係る施策 (情報政策を含む。)の立案を助け、もって自治体による便利な行政サービスの提供や効率的な自治 体運営の実現に寄与する。また、衛星通信ネットワークを利用することにより、災害時における国と地 方公共団体の通信手段を確保するとともに、平時における国から地方公共団体への情報発信手段を 多様化し、もって地方公共団体の耐災害性の向上や情報化の推進に寄与する。	0038
(11)	電磁的記録式投票導入支援経費(平成14年度)	4百万円 (0百万円)	2百万円 (0百万円)	2百万円	— (1)電子投票システムの信頼性の向上 民間検査機関を活用し、電子投票機の技術的条件への適合確認(負荷条件試験、プログラムチェック 等)を行い、その結果を地方公共団体に情報提供することにより、安心して電子投票を導入できる環 境を構築する。 (2)電子投票システム調査検討会の開催 電子投票導入事例の評価分析や技術的な課題の検討を行い、地方公共団体への情報提供を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・電子投票システムの信頼性の向上 ・代替指標/電子投票機を用いた選挙の実施件数 【活動指標(アウトプット)】 適合確認の実施件数:0件(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電磁的記録式投票導入支援経費を措置することにより、システム上の様々な課題に対する取組を行 い、電子投票システムの信頼性を向上させることで、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効 率化に寄与する。	0039
(12)	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等 経費(平成16年度)	466百万円 (404百万円)	321百万円 (321百万円)	63百万円	— 政治団体の事務負担の軽減、総務省及び都道府県選挙管理委員会の業務の効率化を図るため、政 治団体による届出等のオンライン提出を可能とする機能、総務省及び都道府県選挙管理委員会によ る届出等の官報告示データの作成等の業務を効率的に処理する機能等を搭載した「政治資金・政党 助成関係申請・届出オンラインシステム」の構築・運用を行うもの。 また、情報入手に係る国民の利便性向上を図るため、総務大臣届出分の政治資金収支報告書及び 政党交付金使途等報告書のインターネット公表を行うもの。 【成果指標(アウトカム)】 届出告示件数(総務大臣届出分)、収支報告書要旨告示件数(総務大臣届出分)、会計帳簿・収支報 告書作成ソフト等ダウンロード件数、オンライン申請利用件数 【活動指標(アウトプット)】 各種届出及び収支報告書に係る業務システム新規登録件数(総務大臣届出分及び都道府県選管届 出分):75,145件(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム」の構築・運用を行うことにより、政治団体の 事務負担の軽減、総務省及び都道府県選挙管理委員会の業務の効率化が図られることから、国民 の利便性、行政運営の効率化の向上等に寄与する。	0040

(13)	地方財政決算情報管理システム等運営経費(平成13年度)	234百万円 (230百万円)	254百万円 (250百万円)	241百万円	<p>地方公共団体を対象とする地方財政状況調査、公共施設状況調査及び地方公営企業を対象とする地方公営企業決算状況調査を電子化し、「地方財政の状況」(地方財政白書)、「地方公営企業決算の概況」ほか各種統計資料の作成等、国・地方公共団体双方の業務の効率化を図るとともに、国民との情報の共有化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・代替指標/地方財政状況調査等から作成した、地方財政決算情報に関する各種資料のエクセル形式でのHP公開項目数 【活動指標(アウトプット)】 調査団体数: 11,399団体(令和元年度) ・地方財政状況調査等 3,091団体(うち一部事務組合等 1,303団体) ・地方公営企業決算状況調査 8,308事業 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方財政決算情報管理システム等を運営することで、地方財政に関する各種統計資料の作成、HP等における徹底した情報公開を実施することにより、地方公共団体の財政状況が「見える化」され、国民によるチェック及び国民自らによる財政分析が可能となることから、国民の利便性、行政運営の透明化の向上等に寄与する。</p>	0041
(14)	自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等(平成23年度)	71百万円 (43百万円)	94百万円 (14百万円)	48百万円	<p>地方公共団体における自治体クラウドの取組の加速については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)や、「世界最先端IT国家創造宣言」官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)において言及されている。また、「新経済財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議)において、「自治体クラウドの一層の推進に向け、各団体はクラウド導入等の計画を策定し、国は進捗を管理する」とされている。閣議決定等を踏まえ、自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 クラウド導入市区町村数: 1,600団体(令和5年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究報告書の作成・公表: 14百万円(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方公共団体における自治体クラウドの取組を加速するための調査研究等を行い、その成果を取りまとめた上で地方公共団体に対し情報提供等を実施することにより、地方公共団体の情報化や業務の効率化に寄与する。</p>	0042
(15)	社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(個人番号カードの普及・利活用に要する経費)(平成24年度)	19百万円 (3百万円)	19百万円 (7百万円)	27.5百万円	<p>マイナンバーカードはICチップに搭載されている電子証明書や空き領域の部分を用いて行政サービスを受けるための基盤としても活用され、今後、健康保険証やチケットレスサービスなど官民問わず様々なサービスで用いられる予定であることから、個人番号カードの普及拡大に資するための調査研究や周知・啓発活動を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・代替指標/マイナンバーカードの継続的な交付団体数: 1,741(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 活動の対象となった市区町村数: 1,741(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(個人番号カードの普及・利活用に要する経費)により、マイナンバーカードの普及・利活用方策の検討等を行い、国民の利便性の向上、行政運営の効率化に寄与する。</p>	0043
(16)	電子調達システムの維持運用(平成23年度)	1,124百万円 (0百万円)	1,466百万円 (1,373百万円)	0.4百万円	<p>政府調達(公共事業を除く)手続の電子化の推進・実現を図る一環として、役務、物品等の調達に係る国の内部手続を原則電子化し、事業者が入札に参加しやすい環境を整備するとともに、事務処理の迅速化・合理化を図るため、電子調達システム(府省共通)のシステム開発を行う。具体的には、各府省個別に構築された電子入札システムの府省共通化を図るとともに、契約締結に係る事務手続の電子化・効率化を図るものである。</p> <p>システムの維持運用に当たっては、政府調達(公共事業を除く)手続の電子化の一環として、役務・物品等の調達に係る国の内部手続を原則電子化し、事務処理の迅速化・合理化を図るため、平成21年8月に「調達業務の業務・システム最適化計画」を策定。同最適化計画に基づき、平成26年3月から本番運用を開始した「電子調達システム」の維持運用を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・システム利用件数を令和6年度までに20%以上(対令和元年度比)増加 【活動指標(アウトプット)】 ・企業等の利便性の向上 電子入札・契約が可能な件数: 31,438件(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電子調達システムを利用することにより、国は入札から請求まで電子化された事務処理の迅速化・合理化が図られ、事業者は調達窓口への移動・郵送費や契約書等の書類の保管費などのコストが削減されることとなるとともに、入札の透明性が確保されるため、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等に寄与する。</p>	0044

(17)	社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要する経費(平成25年度)	17,004百万円 (13,826百万円)	25,672百万円 (23,715百万円)	160,032百万円	—	<p>マイナンバーカード及び通知カードを安定的に発行できる環境を構築するとともに、情報連携の実施に必要な総合行政ネットワーク等を安定的に運用する環境を構築するため、マイナンバーカード及び通知カードの発行や必要なシステムの改修等を行う。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 安定的なマイナンバーカードの交付を実現し、マイナンバーカードの普及・利活用を推進する。 代替指標/マイナンバーカードの継続的な交付:1741団体(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 マイナンバーカード等の交付や社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要する経費を措置し、マイナンバー制度の運用に必要な事業を実施することは、マイナンバー制度の導入による国民の利便性の向上、行政運営の効率化に寄与する。</p>	0045
(18)	番号制度の実施に必要なシステム整備等事業(平成24年度) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関係】	7,228百万円 (7,141百万円)	11,419百万円 (11,352百万円)	18,663百万円	6	<p>行政機関等間でのマイナンバーを用いた情報連携の基盤となる情報提供ネットワークシステムの設置・管理を行うとともに、戸籍関係情報の令和5年度末までの情報連携の開始、今後の更なる情報連携の拡充等を踏まえ、引き続き円滑に情報連携を行うための次期システムの整備、地方公共団体における情報システムの整備に係る支援等を行う。</p> <p>なお、情報提供ネットワークシステムの設置・管理等に係る経費については、令和2年度より内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室の下で一括要求・一括計上(内閣官房新02-0007 情報提供ネットワークシステムの整備及び運用(情報通信技術調達等適正・効率化推進費))。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 情報提供ネットワークシステムを用いた情報提供件数:累計1億件以上(令和元年度以降) 【活動指標(アウトプット)】 コアシステムの計画停止や災害による停止を除く主要な業務の稼働率:99.86%(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 番号制度を円滑に実施するため、マイナンバーを活用した情報連携の中核となるシステムである情報提供ネットワークシステムの安定的な運用等を実施 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPIと同じ指標を成果指標としている。本システムを適切に設置・管理することが、当該KPIを達成するための前提となる。】</p>	0046 内閣官房新02-0007
(19)	電子行政サービスの改善方針に関する調査研究等に要する経費(平成25年度)	487百万円 (485百万円)	61百万円 (42百万円)	53百万円	—	<p>ICTを活用した行政サービスの質及び住民満足度の向上に繋がる改善方針に関する調査研究、地方公共団体における非識別加工情報を提供するための仕組みの円滑な導入に向けた検討を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究により整理した、地方公共団体における課題の数等 【活動指標(アウトプット)】 調査研究報告書の作成、公表:42百万円(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 住民サービスの向上や業務効率化の推進等を図ることが可能となるよう、ICTを活用した新しいサービスの提供や業務遂行の方策、個人情報保護しつつパーソナルデータの利活用を効果的に行うための方策等について調査研究を実施し、その成果を地方公共団体に対し情報提供することにより、地方公共団体における情報化の推進や住民サービスの向上、業務の効率化に寄与する。</p>	0047
(20)	女性活躍等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に要する経費(平成28年度)	11,476百万円 (10,077百万円)	—	—	—	<p>マイナンバーカード等への旧氏併記に係る住民基本台帳法施行令等の改正及びシステム改修等(カード管理システム等の全国システムの改修や1,741市区町村の既存住基システムの改修等)を行い、令和元年年11月5日までにマイナンバーカード等への旧氏の併記等ができるようにする。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 旧氏併記が可能となった地方公共団体の数:1,741(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付地方公共団体数:1,558(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 女性活躍等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に要する経費により、システム改修等を実施することで、マイナンバーカード等への旧氏の併記等ができるようになり、国民の利便性向上に寄与する。</p>	—
(21)	自治体情報セキュリティ強化対策事業(平成29年度)	47百万円 (15百万円)	99百万円 (41百万円)	105百万円	—	<p>「三層の対策」による情報セキュリティの強化を踏まえた情報セキュリティ対策を更に推進していくため、自治体情報セキュリティクラウドの今後のあり方や情報セキュリティ対策と業務効率化との両立等についての検討を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 自治体情報システム強靱性モデル導入した団体の割合 【活動指標(アウトプット)】 地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化:41百万円(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 急速に複雑・巧妙化しているサイバー攻撃に対し、LGWAN環境のセキュリティを確保し、自治体の情報セキュリティ対策の継続的強化を支援するプラットフォームを構築し、情報セキュリティ対策強化ガイドラインを策定する等、自治体の情報セキュリティ対策の強化を図ることで、安全で安心なICTを活用した電子行政を推進することに寄与する。</p>	0048

(22)	社会保障・税番号制度システム開発等委託費 (電子証明書のスマートフォンへの格納に要する経費)(平成30年度)	79百万円 (0百万円)	79百万円 (0百万円)	0百万円	—	既存の公的個人認証の認証局について、スマートフォンのSIMカードへの電子証明書の搭載を可能とするためのシステムの設計・開発・テスト等の作業を行う。 【活動指標(アウトプット)】 代替指標/システム改修等のために執行した経費:0百万円(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 既存の公的個人認証の認証局について、スマートフォンのSIMカードへの電子証明書の搭載を可能とするためのシステムの設計・開発・テスト等の作業を行うことにより、国民の利便性の向上、行政の効率化を図ることに寄与する。	0049
(23)	国民投票制度にかかる投票速報システム改修に要する経費	—	11百万円 (11百万円)	0百万円	—	新元号に対応したシステムの改修及び動作環境が古くなったOS等のアプリケーションバージョンアップのための改修を実施する。 【成果指標(アウトカム)】 改修の実施:システムの納品:1件(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 適切な機能を備えたシステムの調達:11百万円(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国民投票に関するシステム改修等に要する経費を措置し、国民投票制度の運用に必要なシステム改修を行うことは、総務省、都道府県選挙管理委員会及び市区町村選挙管理委員会の業務の効率化が図られることから、国民の利便性、行政運営の効率化の向上等に寄与する。	0050
(24)	在外選挙人の投票環境の向上のために必要な経費	—	254百万円 (253百万円)	141百万円	—	在外選挙インターネットの投票システム(プロトタイプ)による検証を行う。 【成果指標(アウトカム)】 調査研究により整理した課題項目の数:1(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究報告書の作成:254百万円(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 在外選挙人の投票環境の向上のための調査・検証事業に係る経費を措置し、在外選挙人のインターネット投票に係る調査・検証事業を行うことは、在外選挙インターネット投票の導入による在外選挙人の利便性の向上に寄与する。	0051
(25)	マイナンバーカードを活用した消費活性化と官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築に要する経費(令和元年度)	—	5,153百万円 (4,785百万円)	254,661百万円	—	厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポートなどに自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。(経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)) 【成果指標(アウトカム)】 マイキーID設定者数:40,000,000(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 マイナポイント事業費補助金を交付した地方公共団体数:479団体(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目無く下支え。(安心と成長の未来を拓く総合経済対策(令和元年12月5日閣議決定))	0052
(26)	マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に要する経費(令和2年度)	—	—	23,496百万円	—	マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用等のためのシステム改修等を行い、令和6年5月を目途にマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の海外継続利用を可能とするもの。 【成果指標(アウトカム)】 マイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の海外継続利用が可能となった地方公共団体数:1,741団体(令和6年度) 【活動指標(アウトプット)】 社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付地方公共団体数:1,741団体(令和2年度見込み) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に要する経費を措置し、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現することで、国民の利便性向上及び手続を処理する在外公館その他の行政機関等における事務負担の軽減が図られ、行政運営の効率化等に寄与する。	新02-0002

<p>(27)</p>	<p>RPAの導入に要する経費(令和2年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>13百万円</p>	<p>—</p>	<p>自治財政局及び自治税務局が実施する地方公共団体への各種調査等における集計業務等の効率化及び正確性の向上のため、RPA(Robotic Process Automation)を導入し、調査の集計、説明資料・公表資料の作成等の作業を自動化する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 RPAを導入した調査の数 【活動指標(アウトプット)】 RPAを導入した業務の数:5業務(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 RPAを導入することにより、地方公共団体への各種調査等における集計業務等の効率化及び正確性の向上が図られることで、地方税財政制度の企画・立案に必要な検討・議論の時間の確保に寄与する。</p>	<p>新02-0003</p>														
<p>(28)</p>	<p>マイナンバーカードを活用した住民票の写し等各種証明書のコンビニ交付促進事業(令和2年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1,696百万円</p>	<p>—</p>	<p>総務省において構築する住民情報バックアップデータ保管機能及び証明発行機能を有するクラウド型バックアップセンターを活用して、コンビニ交付サービス未導入の団体を対象として、コンビニ交付サービスの実証実験・効果検証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 コンビニ交付サービスを導入し、当該サービスの提供が可能となった地方公共団体数:70団体(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 本実証事業に参加した地方公共団体数:70団体(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本事業の実施により、コンビニ交付システムのクラウド基盤が構築されることで、より一層のコンビニ交付サービス導入の促進につながり、自治体窓口への来庁抑制等が図られ、行政手続きのオンライン化が推進されることから、国民の利便性向上と行政運営の効率化等に寄与する。</p>	<p>新02-0004</p>														
						<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1339 683 1498 826"> <p>施政方針演説等の名称</p> </th> <th data-bbox="1498 683 1576 826"> <p>年月日</p> </th> <th data-bbox="1576 683 2154 826"> <p>関係部分(抜粋)</p> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1339 826 1498 1106"> <p>デジタル・ガバメント実行計画</p> </td> <td data-bbox="1498 826 1576 1106"> <p>令和元年 12月20日</p> </td> <td data-bbox="1576 826 2154 1106"> <p>4 価値を生み出すガバナンス 4.4 人材確保・育成 (2) 情報システム統一研修に係る継続的な修了者の輩出と体系、実施内容等の見直し 5 行政手続のデジタル化 5.3 情報システムの整備に当たり講ずべき施策 (2) 行政機関等による情報システムの共用の推進 7 行政サービス連携の推進 7.2 サービスデザイン思考の導入によるe-Govの刷新 8 業務におけるデジタル技術の活用 8.3 電子的な公文書管理等 別紙3 更なる利便性の向上を図る行政手続等 1 オンライン化の共通基盤 2.e-Govを活用した行政手続オンライン化への対応</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1339 1106 1498 1214"> <p>世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画</p> </td> <td data-bbox="1498 1106 1576 1214"> <p>令和2年 7月17日</p> </td> <td data-bbox="1576 1106 2154 1214"> <p>第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 1.新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ① 行政のデジタル化の徹底</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1339 1214 1498 1313"></td> <td data-bbox="1498 1214 1576 1313"></td> <td data-bbox="1576 1214 2154 1313"> <p>第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 1.新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ③ 地方公共団体のデジタル化</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1339 1313 1498 1422"> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020</p> </td> <td data-bbox="1498 1313 1576 1422"> <p>令和2年 7月17日</p> </td> <td data-bbox="1576 1313 2154 1422"> <p>第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (1) 次世代型行政サービスの強力な推進—デジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速</p> </td> </tr> </tbody> </table>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(抜粋)</p>	<p>デジタル・ガバメント実行計画</p>	<p>令和元年 12月20日</p>	<p>4 価値を生み出すガバナンス 4.4 人材確保・育成 (2) 情報システム統一研修に係る継続的な修了者の輩出と体系、実施内容等の見直し 5 行政手続のデジタル化 5.3 情報システムの整備に当たり講ずべき施策 (2) 行政機関等による情報システムの共用の推進 7 行政サービス連携の推進 7.2 サービスデザイン思考の導入によるe-Govの刷新 8 業務におけるデジタル技術の活用 8.3 電子的な公文書管理等 別紙3 更なる利便性の向上を図る行政手続等 1 オンライン化の共通基盤 2.e-Govを活用した行政手続オンライン化への対応</p>	<p>世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画</p>	<p>令和2年 7月17日</p>	<p>第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 1.新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ① 行政のデジタル化の徹底</p>			<p>第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 1.新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ③ 地方公共団体のデジタル化</p>	<p>経済財政運営と改革の基本方針2020</p>	<p>令和2年 7月17日</p>	<p>第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (1) 次世代型行政サービスの強力な推進—デジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速</p>
<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(抜粋)</p>																			
<p>デジタル・ガバメント実行計画</p>	<p>令和元年 12月20日</p>	<p>4 価値を生み出すガバナンス 4.4 人材確保・育成 (2) 情報システム統一研修に係る継続的な修了者の輩出と体系、実施内容等の見直し 5 行政手続のデジタル化 5.3 情報システムの整備に当たり講ずべき施策 (2) 行政機関等による情報システムの共用の推進 7 行政サービス連携の推進 7.2 サービスデザイン思考の導入によるe-Govの刷新 8 業務におけるデジタル技術の活用 8.3 電子的な公文書管理等 別紙3 更なる利便性の向上を図る行政手続等 1 オンライン化の共通基盤 2.e-Govを活用した行政手続オンライン化への対応</p>																			
<p>世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画</p>	<p>令和2年 7月17日</p>	<p>第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 1.新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ① 行政のデジタル化の徹底</p>																			
		<p>第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 1.新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ③ 地方公共団体のデジタル化</p>																			
<p>経済財政運営と改革の基本方針2020</p>	<p>令和2年 7月17日</p>	<p>第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (1) 次世代型行政サービスの強力な推進—デジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速</p>																			

政策の予算額・執行額	65,336百万円 (59,666百万円)	76,271百万円 (71,574百万円)	421,621百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主要なもの)	新経済・財政再生計画改革工程表2019	令和元年 12月19日	5. 次世代型行政サービスの早期実現 5-1 政府全体のデジタル・ガバメントの推進 2 マイナンバー制度の利活用の促進等
					経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年 6月21日	第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化 (1) Society 5.0の実現 ⑤ スマート公共サービス (イ) マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築 Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に活用する。 具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポートなどに自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。 あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。 消費税率引き上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的なあり方について検討を行う。
					安心と成長の未来を拓く総合経済対策	令和元年 12月5日	Ⅲ. 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上 5. 切れ目のない個人消費の下支え GDPの6割弱を占める個人消費は、民需を中心とした持続的な経済成長の要であり、本経済対策の実行を通じて生産性向上に向けた取組を加速することにより、企業や家計の成長期待を喚起し、賃金の継続的な拡大につなげていくことが重要である。これに加えて、本年10月の消費税率引上げへの対応として実施しているキャッシュレス・ポイント還元を来年6月末まで着実に実施する。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を経た来年9月から令和3年3月末までの期間、マイナンバーカードを活用した消費活性化策(マイナポイントの付与、2万円の前払い等)に対し5,000ポイントの付与)を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目なく下支えする。その際、ポイント付与に必要となる手続についての支援や、中小・小規模店舗へのキャッシュレス対応端末の導入促進、端末操作に係るきめ細かい支援を行う。また、マイナンバー制度への正しい理解やマイナンバーカードの早期取得を促すとともに、地方公共団体等において、マイナンバーカードの発行・交付体制の整備を促進する。このほか、経済の好循環の実現に向け、安定的な資産形成と成長資金の供給拡大の推進に取り組む。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

※6 電子行政サービスの改善方針に関する調査研究及び情報提供については、「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」において、一定の検討が進み方向性が示された後に、再度、指標の検討を行うこととする。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	情報通信技術の研究開発・標準化の推進			番号	⑨				
評価方式	総合・実績事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施(評価は未実施)						
	(千円)								
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	情報通信技術研究開発推進費	情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費		7,354,156		15,716,534	
	一般会計	総務本省	情報通信技術研究開発推進費	情報通信技術分野の技術戦略に必要な経費		201,916		152,115	
	小 計				一般会計	7,556,072		15,868,649	
						<	>	の内数	<
					特別会計				
						<	>	の内数	<
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	一般会計	総務本省	国立研究開発法人情報通信研究機構運営費	国立研究開発法人情報通信研究機構運営費交付金に必要な経費		27,940,000		28,338,112	
	一般会計	総務本省	国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備に必要な経費		90,200		2,090,200	
	小 計				一般会計	28,030,200		30,428,312	
						<	>	の内数	<
					特別会計				
						<	>	の内数	<
合 計					一般会計	35,586,272		46,296,961	
						<	>	の内数	<
					特別会計				
						<	>	の内数	<

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑨)

政策 ^(※1) 名	政策9:情報通信技術の研究開発・標準化の推進				担当部局課室名	国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 電気通信システム課 他1課室 情報流通行政局 情報流通高度化推進室 サイバーセキュリティ統括官室	作成責任者名	国際戦略局 技術政策課長 柳島 智			
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:情報通信技術(ICT)によるイノベーションを創出し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会を実現 [中間アウトカム]:情報通信技術(ICT)の研究開発・標準化を推進することで、今後とも重要な産業であるICT分野を力強く成長させ、市場と雇用の創出に寄与						政策評価実施予定時期	令和4年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)		
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を開発・標準化を推進すること	重点的に推進すべき研究テーマにおける課題の抽出やその実行にあたっての研究開発評価の実施等により、効率的・効果的に研究開発を推進する体制を整備する。また、我が国の国際競争力強化が期待できる標準化分野について、関連する国際標準化機関における標準化動向の調査等を実施。	①	研究開発終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりか、それを上回る成果があったと判定された課題の割合 ＜アウトプット指標＞	89% (平成28年度～平成30年度の平均)	平成30年度	90%以上 (令和元年度～令和3年度の平均) (研究開発の終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回り成果があったと判断された課題の件数／研究開発の終了時における外部専門家による評価を実施した課題の件数)	令和3年度	90%以上 (平成29年度～令和元年度の平均)	90%以上 (平成30年度～令和2年度の平均)	90%以上 (令和元年度～令和3年度の平均)	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標の達成に向けて着実に取り組む必要がある。このような現状を踏まえ、研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、研究開発の終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回り成果があったと判断された課題の割合を指標として設定。目標値は平成31年度から3年間の実績の平均値が90%以上とする。 目標値は、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難なハイリスクな研究開発課題について、諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであるから、「統合イノベーション戦略」(平成30年6月15日閣議決定)において「失敗を前向きに捉え、原因を分析・評価し、次のステップでの資産として生かしていくように考え方を根本的に転換していく必要がある。」とされていることも踏まえ、一定程度の失敗がやむを得ないものとして定めている。 ＜参考:基準値算出のために用いた各年度の測定指標の実績値＞ 平成29年度:87% 平成30年度:86% 令和元年度:94%
		2	適切なPDCAサイクルのもとで研究開発を実施するために必要な研究開発評価を実施した割合 ＜アウトプット指標＞	100%	平成30年度	100% (当該年度に必要な研究開発評価を実施した回数／当該年度に必要な研究開発評価の実施回数)	令和3年度	100%	100%	100%	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要な情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標の達成に向け着実に取り組む必要がある。このような現状を踏まえ、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発を実施するため、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)において研究開発評価(事前評価、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価、追跡評価)を実施することが定められていることから当該年度に必要な研究開発評価を実施した割合を指標として設定。 目標値は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)において研究開発評価を実施することが定められていることから100%と定めている。

	<p>3</p> <p>研究開発成果の普及状況(標準化、実用化又は特許等を取 得した課題の割合) ＜アウトカム指標＞</p>	<p>97% (平成28年度～平成 30年度の平均)</p>	<p>平成 30年度</p>	<p>90%以上 (令和元年度～令和 3年度の平均)</p>	<p>令和 3年度</p>	<p>90%以上 (平成29年度～令和 元年度の平均)</p>	<p>90%以上 (平成30年度～令和 2年度の平均)</p>	<p>90%以上 (令和元年度～令和 3年度の平均)</p>	<p>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立・普及を推進するためには、研究開発成果の展開に向けて着実に取り組む必要がある。このような現状を踏まえ、研究開発成果の普及状況を定量的に評価・把握するため、各年度の追跡評価課題における標準化、実用化又は特許の取得状況等を指標として設定。目標値は令和元年度から3年間の実績の平均値が90%以上とする。</p> <p>目標値は、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難なハイリスクな研究開発課題について、諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであるから、「統合イノベーション戦略」(平成30年6月15日閣議決定)において「失敗を前向きに捉え、原因を分析・評価し、次のステップでの資産として生かしていくように考え方を根本的に転換していく必要がある。」とされていることも踏まえ、一定程度の失敗がやむを得ないものとして定めている。</p> <p>《参考：基準値算出のために用いた各年度の測定指標の実績値》 平成29年度：100% 平成30年度：94% 令和元年度：97%</p> <p>なお、研究開発の実施に当たっては、研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるように取り組んでいるところ。</p>
	<p>④</p> <p>標準化提案の検討における規格等の策定支援件数 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>10件 (平成28年度～平成 30年度の平均)</p>	<p>平成 30年度</p>	<p>6件以上</p>	<p>令和 3年度</p>	<p>6件以上</p>	<p>6件以上</p>	<p>6件以上</p>	<p>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立・普及を推進するためには、戦略的に標準化活動を推進し、国際標準の策定に貢献する必要がある。このような現状を踏まえ、情報通信技術の標準化の推進状況を定量的に把握するため、標準化提案の検討における規格等の策定支援を行い、標準化提案に寄与した件数を指標として設定。</p>
						<p>22件</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>《各年度の測定指標の実績値》 平成29年度：6件 平成30年度：18件 令和元年度：22件</p> <p>目標値の設定に当たっては、過去10年間の実績値(64件)から、年間6件以上として設定。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	戦略的情報通信研究開発推進事業(平成14年度)	1,578百万円 (1,478百万円)	1,533百万円 (1,462百万円)	1,218百万円	1	<p>ICT分野における競争的資金として、平成14年度からスタート。独創性・新規性に富む情報通信技術(ICT)分野の研究開発課題を大学・国立研究開発法人・企業・地方公共団体の研究機関等から広く公募し、「国の研究評価に関する大綱的指針」に準拠した「総務省情報通信研究評価実施指針」を踏まえて定めた評価基準に基づき、外部有識者による2段階の厳正な評価を経て採択された研究開発課題に対して研究費(直接経費と間接経費)を配分。重点領域型研究開発、若手ICT研究者等育成型研究開発、国際標準獲得型研究開発及び独創的な人向け特別枠の各プログラムを実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際標準獲得型研究開発において、研究開発終了時点で国際標準を獲得した件数:14件(令和2年度) 若手ICT研究者等育成型研究開発において、フェーズII(本格研究)を終了した研究開発実施者数(28年度から5か年):50名(令和2年度) 実施したすべての技術課題において達成率90%以上:90%(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発課題数:110件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>情報通信技術(ICT)分野において新規性に富む研究開発を支援することにより、未来社会における新たな価値創造、若手ICT研究者の育成、中小企業の斬新な技術の発掘、ICTの活用による地域の活性化、国際標準獲得等に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	0053
(2)	情報通信分野の研究開発に関する調査研究(平成4年度)	34百万円 (29百万円)	34百万円 (28百万円)	34百万円	2	<p>外部専門家及び産学官各界からの意見等を踏まえ、今後緊急かつ重点的に推進すべき新規研究テーマにおける課題の抽出及びその研究テーマの推進方策について調査・検討を行う。また、法令等に基づく政策評価等を、外部専門家・外部有識者による研究開発評価により適切に実施する。併せて、過年度に終了した研究課題に関する追跡調査の実施及び研究開発成果の公表・展開を図るための成果発表会を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該年度の研究開発課題に対する研究開発評価の実施率:100%(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の開催回数:9回(令和元年度) 当該年度に事前評価、基本計画書の審査、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価、追跡評価を行っている研究開発課題の件数(のべ件数):38件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>外部専門家からの意見等を踏まえ、新規研究テーマにおける課題の抽出及びその研究テーマの推進方策について調査・検討を行うとともに、外部専門家による研究開発評価等を適切に実施することにより、適切なPDCAサイクルの下での研究開発施策の実施に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	0054
(3)	情報通信分野における戦略的な標準化活動の推進(平成16年度)	150百万円 (148百万円)	132百万円 (131百万円)	118百万円	4	<p>知的財産戦略本部や総務省情報通信審議会等において取り上げられた重点分野等を中心に、標準化提案の検討を目的とした国内外の標準化動向等に関する調査等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際標準獲得件数:2件(令和3年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化寄与提案件数:22件(令和元年度) 調査研究の契約件数:9件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>我が国の国際競争力強化が期待できる標準化分野について、関連する国際標準化機関における標準化動向や今後の検討見込み、関係各国の標準化活動状況、関連するICTの最新の開発動向等に関する調査等を実施することにより、戦略的な国際標準化活動の推進に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの標準化の推進に寄与する。</p>	0055

(4)	ICTイノベーション創出チャレンジプログラム(平成26年度)	255百万円 (188百万円)	101百万円 (70百万円)	-	<p>ICT分野における我が国発のイノベーションを創出するため、ベンチャー企業、大学等による新技術を用いた事業化を支援(常時応募可能とし、補助率は民間団体等2/3、大学等の公益法人等10/10)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・新事業の創出を目指し、民間資金を呼び込むことが出来た又は見込みがあるプロジェクトの割合: 70%(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・支援課題件数: 2件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 情報通信分野における研究開発支援と事業化育成支援を一体的に推進し、革新的な技術シーズ・アイデアを活かした事業化等への支援を促進することにより、我が国発のイノベーションの促進や、新たな事業やサービスの創出に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	0056
(5)	医療・介護・健康データ活用基盤高度化事業(補助金)(平成28年度)	550百万円 (550百万円)	500百万円 (500百万円)	500百万円	<p>以下のとおり、医療等分野における先導的なICT活用の研究に取り組む。 ①AIを活用した保健指導システム研究推進事業: 健診・レセプトデータ、事例データ等を収集し、AIによる解析を行うことで、個々の自治体での保健指導における最適施策を抽出するモデルを構築 ②8K等高精細映像データ活用研究事業: (a)8K内視鏡システムを応用した遠隔手術支援システムの開発、(b)高精細映像データを活用したAI診断支援システムの構築を実施</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・高精細映像データを活用したAI診断支援システムの構築件数: 1件(令和元年度) ・8K内視鏡システムを応用した遠隔手術支援システムの開発件数: 1件(令和3年度) ・AIを活用した保健指導支援システムの構築件数: 2件(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実施したプロジェクトの件数: 6件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 医療等分野における先導的なICT活用の研究に取り組むことで、先進的な事例が全国各地域に普及展開することにつながり、国民一人ひとりが安全に自らの健康・医療・介護情報を管理し、老後まで安心して健康に暮らせる社会の実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	0057
(6)	ナショナルサイバートレーニングセンターの構築(平成29年度)	1,507百万円 (1,491百万円)	1,487百万円 (1,374百万円)	1,500百万円	<p>巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対し、実践的な対処能力を持つセキュリティ人材を育成するため、平成29年4月より、NICTの「ナショナルサイバートレーニングセンター」において、以下の実践的サイバー演習等を推進。 ①国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習(CYDER) ②2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた大会関連組織のセキュリティ担当者等を対象とした実践的サイバー演習(サイバーコロッセオ) ③若手セキュリティオペターの育成(SecHack365)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・CYDERを受講した人数: 3,000人(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・CYDERの開催回数: 105回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 近年巧妙化・複雑化するサイバー攻撃により、政府機関や民間企業等において情報漏えい等の被害が頻発しており、サイバー攻撃に対処可能な人材を育成することは急務である。ついては国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)に組織したナショナルサイバートレーニングセンターにおいて人材を育成することで、我が国のサイバー攻撃への対応能力を強化し、国民が安心して安全に利用できるネットワーク環境を実現する。</p>	0058

<p>(7)</p>	<p>「IoT/BD/AI情報通信プラットフォーム」社会実装推進事業(平成29年度)</p>	<p>260百万円 (254百万円)</p>	<p>426百万円 (409百万円)</p>	<p>-</p>	<p>1.3</p> <p>国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)等が研究開発を行う最先端の音声処理、自然言語処理をはじめ、我が国の強みのあるAI基盤技術を様々な分野に早急に展開することで、データ収集とAIによる解析で新たな価値創出を図ることが決定的に重要である。このため、産学官のオープンイノベーションによる、人間と自在な対話可能な次世代サービスの実現のようなAI基盤技術の先進的利活用モデルの開発やその国際標準化を支援することで、「IoT/BD/AI情報通信プラットフォーム」の構築と社会実装を推進し、我が国の持続的な経済成長と国際競争力の強化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI基盤技術の先進的利活用モデルの構築件数:4件(令和元年度) ・国際標準の獲得件数:2件(令和元年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発課題数:4件(令和元年度) ・国際標準提案件数:2件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>最先端のAI基盤技術を様々な産業分野に早急に展開し、データ収集とAI解析により価値創出を図るため、産学官のオープンイノベーションによる先進的利活用モデルの開発や国際標準化を推進し、新たな価値創出基盤となる「IoT/BD/AI情報通信プラットフォーム」の構築と社会実装を推進する。 (IoT: Internet of Things BD: Big Data AI: Artificial Intelligence)</p>	<p>0059</p>
<p>(8)</p>	<p>次世代人工知能技術の研究開発(平成29年度)</p>	<p>200百万円 (189百万円)</p>	<p>204百万円 (189百万円)</p>	<p>-</p>	<p>1.3</p> <p>脳のメカニズムに倣い、少数データ、無作為データからリアルタイムに取捨選択しながら、特徴・意味を抽出し、分類・学習すること等を可能とする次世代人工知能技術の実現に向けた研究開発を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続評価又は終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った成果があがった課題の割合:90%(令和元年度) ・研究開発終了5年後(令和6年度)までに国際標準を獲得した件数:1件(令和6年度) ・研究開発終了5年後(令和6年度)までに研究開発成果の実装を行った件数:1件(令和6年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術課題数:2件(令和元年度) ・特許出願数:4件(令和元年度) ・標準化提案数:4件(令和元年度) ・論文掲載数:7件(令和元年度) ・研究発表数、報道発表数:62件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>脳科学の知見を取り入れた次世代人工知能技術の研究開発を推進することにより、我が国が直面する少子高齢化による労働力不足等の社会的課題の解決やSociety5.0の実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	<p>0060</p>
<p>(9)</p>	<p>衛星通信における量子暗号技術の研究開発(平成30年度)</p>	<p>310百万円 (296百万円)</p>	<p>356百万円 (346百万円)</p>	<p>340百万円</p>	<p>1.3</p> <p>安全な衛星通信ネットワークの構築を可能とするため、小型衛星に搭載可能な量子暗号通信技術、光地上局の高感度受信技術及び空間光通信・高精度捕捉追尾技術を確立し、航空機等による実証実験を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <p>研究開発終了5年後までに研究開発成果の実装を行った件数:1件(令和9年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術課題数:4件(令和元年度) ・特許出願数:1件(令和元年度) ・論文掲載数:0件(令和元年度) ・研究発表数、報道発表数:3件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>人工衛星に適した情報セキュリティ技術を開発することにより、人工衛星を標的にしたサイバー攻撃の大幅な低減、また、人工衛星を介した量子暗号通信ネットワークを実現することにより、量子暗号通信網の広域化の実現に資するため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	<p>0061</p>

(10)	革新的AIネットワーク統合基盤技術の研究開発(平成30年度)	512百万円 (511百万円)	697百万円 (694百万円)	697百万	<p>今後、5G(第5世代移動通信システム)の導入やIoT機器の急速な普及に伴い、通信量が爆発的に増加するとともに、交通、医療・介護、農業、製造業等の様々な分野で新たなサービスが創出され、それぞれのサービスごとに伝送速度、伝送遅延、同時接続数等の多種多様な要件がネットワークに求められることが見込まれる。これらの要件に対応しつつ、ネットワークが多種多様なサービスの実現に資する基盤となっていくためには、AI(人工知能)が持つ機能を活用しつつ、人の行動変化に伴うネットワーク等の状況に応じてダイナミックにネットワークリソースを自動最適制御する技術を確立することが重要である。これにより、多種多様なサービス要件を満たすネットワーク環境が随時提供され、様々な分野におけるサービスの創出を通じて、我が国における世界に先駆けたSociety5.0の実現や、国際競争力の強化に寄与することを目的とする。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・継続評価又は終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った成果があがった課題の割合:90%(令和元年度) ・研究開発終了5年後までに研究開発成果の実装を行った件数:2件(令和7年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:6件(令和元年度) ・特許出願数:9件(令和元年度) ・標準化提案数:7件(令和元年度) ・論文掲載数:4件(令和元年度) ・研究発表数、報道発表数:18件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 AIが持つ機能を活用し、人の行動変化に伴うネットワーク等の状況に応じてダイナミックにネットワークリソースを自動最適制御する技術を確立することで、通信量の爆発的な増加や多種多様なサービス要件に対応し、世界に先駆けたSociety5.0の実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	0062
(11)	新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発(平成30年度)	953百万円 (935百万円)	967百万円 (945百万円)	952百万円	<p>これまでに開発された1Tbps級光伝送技術よりも更に低消費電力化を実現しつつ、高速大容量化と柔軟で効率的な運用を実現する5Tbps級(運用単位)の光伝送用信号処理技術、光ファイバ1本当たりの伝送容量を飛躍的に拡大するマルチコアファイバ光伝送技術等を確立するとともに、高効率光アクセスメトロ技術を確立することで、急速に増大する通信トラフィックに対応する高速大容量・低消費電力の光ネットワークの実現に寄与する。また、開発成果の国際標準化・市場展開を推進し、我が国の光ネットワーク技術の国際的な競争力を強化する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・継続評価又は終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った成果があがった課題の割合:90%(令和元年度) ・研究開発終了3年後までに国際標準を獲得した件数:3件(令和6年度) ・研究開発終了5年後までに研究開発成果の製品化を行った件数:3件(令和8年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:18件(令和元年度) ・特許出願数:19件(令和元年度) ・標準化提案数:2件(令和元年度) ・論文掲載数:5件(令和元年度) ・研究発表数:55件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 運用単位での5Tbps級の光伝送用信号処理技術、マルチコアファイバ光伝送技術、高効率光アクセスメトロ技術に関する研究開発を実施することにより、大容量データ伝送を可能にする光ネットワーク実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	0063

(12)	高度対話エージェント技術の研究開発・実証(平成30年度)	200百万円 (193百万円)	137百万円 (132百万円)	137百万	<p>海外の大手ICT企業が大規模な対話プラットフォームを構築してデータの蓄積を行い、そのデータによって高度な人工知能を生み出そうとしている熾烈な国際競争の中において、我が国が対抗するためには、一刻も早く、自然言語処理技術の社会実装を加速させ、貴重な日本語データを我が国の手元で活かすような仕組みを構築することが必要。</p> <p>そのため平成30年度より、従来の「命令実行」型対話技術(所謂「スマートスピーカー」)では実現困難な、世界的に認められた「おもてなし」に代表される日本の対人関係観を反映した「よりそい」型対話を実現すべく研究開発・実証を実施。開発した対話プラットフォームについては、オープンソースとして公開し、高度対話技術の利活用を推進するサービス開発コミュニティの育成を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続評価又は終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った成果があがった課題の割合:90%(令和2年度) ・研究開発終了5年後までに研究開発成果の実装を行った件数:1件(令和7年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術課題数:3件(令和元年度) ・特許出願数:1件(令和元年度) ・標準化提案数:0件(令和元年度) ・論文掲載数:0件(令和元年度) ・研究発表、報道発表数:2件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>世界的に認められた「おもてなし」に代表される日本の対人関係観を反映した「よりそい」型対話を実現可能とする高度対話エージェント技術の研究開発・実証を推進することで、開発コミュニティの構築等を促しつつ、自然言語処理技術の社会実装を促進するとともに、我が国ならではの社会課題の解決や社会貢献に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	0064
(13)	災害時における多言語音声翻訳システムの高度化(平成30年度)	2百万円 (0百万円)	818百万円 (799百万円)	-	<p>NICTが開発した多言語音声翻訳システムを実際の社会に普及させるために必要な技術として、雑音抑圧技術、位置情報を活用した翻訳精度向上技術、翻訳自動学習技術及び特殊文字認識技術の研究開発に取り組み、多種・多様な翻訳サービスを提供する企業等が共通して利用可能な多言語音声翻訳プラットフォームを構築する。また、平成30年台風21号及び北海道胆振東部地震において訪日外国人等に対する多言語での避難情報等の提供が不十分な面があったため、適切な避難行動が困難な事態が発生したことから、情報提供基盤の抜本的強化に向けて多言語音声翻訳基盤技術の高度化を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続評価及び終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った進捗及び成果があがった課題の割合:90%(令和元年度) ・クラウド型翻訳サービスプラットフォーム構築技術を確立したこと:1件(令和元年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術課題数:4件(令和元年度) ・特許出願数:7件(令和元年度) ・論文掲載数:14件(令和元年度) ・研究発表、報道発表数:20件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>多言語音声翻訳技術を高度化し、かつ翻訳サービスを提供する企業等が共通して利用可能な多言語音声翻訳プラットフォームを構築し、実社会に実装することに加え、災害時にも外国人に十分な情報提供等が実施できるよう翻訳プラットフォーム構築技術を確立することにより、「言葉の壁」をなくし、自由でグローバルなコミュニケーションの実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	0065
(14)	研究開発型スタートアップ支援に関する調査研究(令和2年度)	-	-	50百万円	<p>ICT分野において有望な技術シーズを持ちながらも、ベンチャーキャピタル等民間リスクマネー市場で事業化可能性の評価が困難とされる、試作品開発等に必要資金のギャップがある等様々な課題がある。このような課題に対して諸外国における政策動向及びその効果、国内における研究開発型ICTスタートアップ・ベンチャー企業が抱える課題の調査を実施するとともに、ICT分野の研究開発型スタートアップ・ベンチャー企業に対し政府として取り組むべき支援策等について検討をおこなう。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を反映した事業によって支援されたプロジェクトによる民間資金の呼び込み割合:70%(令和6年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書本数 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>本事業の実施により、ICT分野の研究開発型スタートアップ・ベンチャー企業に対し政府として取り組むべき支援策等の調査結果が得られ、今後関連の事業において研究開発成果を生み出すことに寄与する。</p>	新02-0005

(15)	グローバル量子暗号通信網構築のための研究開発(令和2年度)	-	-	1,444百万円	1.3	<p>これまで、量子暗号通信の基盤となる技術を確立すべく、地上の2地点間通信技術の研究開発(内閣府SIP第二期)及び衛星通信における量子暗号技術の研究開発(総務省委託研究)に取り組んでいるところである。これらの技術の高度化に加え、量子暗号通信の普及には、双方(地上系及び衛星系)を組み合わせたネットワーク化技術が不可欠である。そこで、地上系については、通信のさらなる長距離化技術(長距離リンク技術及び中継技術)を確立し、衛星系については、衛星ネットワーク化技術の確立及び地上系との統合検証に向けた取組みを実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・研究開発終了5年後(令和11年度)までの研究開発成果の製品化数:2件(令和11年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:4件(令和2年度) ・特許出願数: ・論文掲載数: ・研究発表、報道発表数:</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 近年の量子コンピュータ研究の加速化により、実用的な量子コンピュータが実現されることで、現代暗号の安全性が破綻することが懸念されていることから、グローバル規模での量子暗号通信ネットワークを構築するための技術を確立することで、量子コンピュータ時代においても国家間や国内重要機関間の機密情報のやりとりが可能となるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	新02-0006
(16)	多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発(令和2年度)	-	-	1,400百万円	1.3	<p>世界の「言葉の壁」をなくし、グローバルで自由な交流を実現するため、国立研究開発法人情報通信研究機構が開発したAIによる多言語翻訳技術の更なる高度化により、2025年度までに、文脈に応じた言葉の統一、周囲の状況や文化的背景等を考慮して話者の意図を補完した翻訳、議論にも利用可能な翻訳等を可能とする要素技術を確立し、高精度かつ低遅延な実用レベルの同時通訳を実現するための研究開発を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・本事業で確立する要素技術を活用した製品・サービス化数:20件(令和9年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:3件(令和2年度) ・特許出願数: ・論文掲載数: ・研究発表、報道発表数:</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 多言語音声翻訳技術を高度化し、かつ翻訳サービスを提供する企業等が共通して利用可能な多言語音声翻訳プラットフォームを構築し、実社会に実装することにより、「言葉の壁」をなくし、自由でグローバルなコミュニケーションの実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	新02-0007
(17)	南極地域観測事業費(昭和31年度)(文部科学省からの移替え)	32百万円 (30百万円)	24百万円 (18百万円)	19百万円	-	<p>南極地域観測統合推進本部(本部長:文部科学大臣)において策定された南極地域観測計画に基づき、地球温暖化など地球環境変動の解明に向け各分野における地球の諸現象に関する研究・観測を推進するため、南極地域において継続的に電離層観測を実施する。 南極基地においては、国際基準に基づく、電離層電子密度プロファイル、電波伝搬特性の観測、長期間にわたる観測データの蓄積、宇宙環境変動を示すオーロラ、地磁気、電離層擾乱等の情報のリアルタイムデータ収集を実施する。 航海中の船上においては、ITU-Rの勧告に基づく、電波伝搬に影響する電離層の状態観測を行うことで、広い距離範囲にわたる電波伝搬の資料の収集を実施する。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 極域の電離層を長期間観測することで得られた観測データを基礎データとして提供することにより、太陽風による衛星被害の減少や高々度を飛行する飛行機の通信状況の悪化を回避するために必要不可欠な宇宙天気予報業務や、地球規模の物理現象をモデル化する研究開発に資することとなるため、安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	-

(18)	科学技術イノベーション創造推進費(自動走行システム分)(内閣府からの移替え)(平成26年度)	340百万円 (335百万円)	-	-	-	<p>・「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」については、総合科学技術・イノベーション会議が関係府省の取組を俯瞰して、我が国産業における有望な市場創造、日本経済再生につなげるために推進すべき課題・取組を特定し、必要な経費を総合科学技術・イノベーション会議が定める方針の下に重点配分されており、SIPにおける課題・取組の一つとして、「自動走行システム」が選定されている。</p> <p>・実施に当たっては内閣府から総務省を含めた関係省庁に対して移替えられ、総務省から研究主体(企業、大学、研究開発法人等)に委託費等の形で交付されている。</p> <p>・道路上での様々な交通状況においても自動走行システムの高度な安全性を確保するため、近接する車両や歩行者等との間で互いに位置・速度情報等をやり取りする車車間・路車間・歩者間通信、また、天候等、周りの環境の影響を受けずに交差点やその周辺等の車両・歩行者の存在等を把握可能なインフラレーダー(路側設置型高分解能ミリ波レーダー)等を組み合わせることにより、一般道や自動車専用道での事故回避等を図る高度運転支援システムの開発及び当該開発に係る実証実験を実施する。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>公道での実証実験等を通じて、近接する車両や歩行者等との間で互いに位置・速度情報等をやり取りする車車間・路車間・歩者間通信、また、天候等、周りの環境の影響を受けずに交差点やその周辺等の車両・歩行者の存在等を把握可能なインフラレーダー(路側設置型高分解能ミリ波レーダー)等の技術を確立することにより、自動走行システムの実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	-
(19)	科学技術イノベーション創造推進費(医療研究開発推進事業費補助金)(平成28年度)(内閣府からの移替え)	150百万円 (150百万円)	-	-	-	<p>個人の医療・介護・健康情報を時系列的に管理できるPHR(Personal Health Record)機能や、医療・健康データの収集・解析による診療やデータヘルス推進の支援を実現する技術の確立等に向けて、以下の施策を実施。</p> <p>① PHR機能の実現</p> <p>個人の健康・医療・介護情報をポータブルかつ効率的に管理・活用できる情報連携技術のモデル研究</p> <p>② AIを活用したデータヘルス推進</p> <p>健診・レセプトデータの解析・機械学習等を通じた利活用のユースケースの検討及び課題の検証を行い、AIを活用した保険者による健康指導の支援に向けた具体的な方策を研究</p> <p>③ 8K等高精細技術を活用した内視鏡システムの試作機の開発、内視鏡診断支援システムの試作機の開発</p> <p>高精細技術を活用した医療機器等の医療上の有用性等の検証を行うとともに、高精細映像データの更なる利活用に向けた具体的な方策と課題の検討・検証等を実施。</p> <p>(以上について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対し必要経費を補助)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <p>・医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムを活用したモデルの件数:7件(平成30年度)</p> <p>・個人が医療・介護・健康データを時系列的に管理するPHRの具体的なサービスモデル及び情報連携技術モデルの件数:6件(平成30年度)</p> <p>・8K等高精細技術を活用した内視鏡システムの試作機モデルの件数:1件(平成30年度)</p> <p>・内視鏡診断支援システムの試作機モデルの件数:1件(平成31年度)</p> <p>・AIを活用した保健指導支援システムモデルの件数:1件(平成31年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <p>・実施したプロジェクトの件数:10件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>医療等分野における先導的なICT利活用の研究に取り組むことで、先進的な事例が全国各地域に普及展開することにつながり、国民一人ひとりが安全に自らの健康・医療・介護情報を管理し、老後まで安心して健康に暮らせる社会の実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	-
(20)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(所得税、法人税)(昭和42年度)	-	-	-	-	<p>当該措置は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すものである。</p>	-
(21)	技術研究組合の所得計算の特例(法人税)(昭和36年度)	-	-	-	-	<p>技術研究組合は、相互に補完関係を有する複数のパートナーによる共同研究を通じて、成長性の高い成果の創出を目的としている。当該措置は、技術研究組合が試験研究用資産を取得する際の所得計算の特例を講ずることで、研究開発の初年度における費用負担軽減を図ることにより、技術研究組合の研究活動を促進するものである。</p>	-
(22)	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置(法人住民税)(昭和60年度)	-	-	-	-	<p>当該措置は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すものであり、中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することで、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、地方公共団体と国とが丸となって、取り組んでいるものである。</p>	-

政策の予算額・執行額	7,992百万円 (7,678百万円)	7,389百万円 (7,079百万円)	7,556百万円	政策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					統合イノベーション 戦略2020	令和2年7月 17日	第I部 4. 重点的に取り組むべき課題 (3) 科学技術・イノベーションの源泉である研究力の強化(知の創造) 第III部 第2章 知の創造 (3) 社会課題の解決に向けた戦略的な研究開発(社会実装を目指した 研究開発と破壊的イノベーションを目指した研究開発) 第3章 知の社会実装 (2) 創業 第5章 戦略的に取り組むべき基盤技術 (1) AI技術 (3) 量子技術 第6章 戦略的に取り組むべき応用技術 (1) 安全・安心(大規模な自然災害・感染症の世界的流行等、 様々な脅威に対する 総合的な安全保障の実現)
					第5期科学技術基 本計画	平成28年1月 22日	第2章 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組 第3章 経済・社会的課題への対応 第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 第5章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築
					世界最先端デジタル 国家創造宣言・官民 データ活用推進基 本計画	令和2年7月 17日	第2部 官民データ活用推進基本計画 II 施策集
					成長戦略 フォロー アップ	令和2年7月 17日	4. オープン・イノベーションの推進 (2) 新たに講ずべき具体的施策
					知的財産推進計画 2020	令和2年5月 27日	6. 工程表 (1) 「知的財産推進計画2020」重点事項
					経済財政運営と改 革の基本方針2020	令和2年7月 17日	第3章「新たな日常」の実現 3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える 生産性向上 (2) 科学技術・イノベーションの加速

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の「かっこ書き」の年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	情報通信技術高度利活用の推進			番号	⑩						
評価方式	総合・実績事業		政策目標の達成度合い	モニタリング実施(評価は未実施)		(千円)					
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額					
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額			3年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	情報通信技術高度利活用推進費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費		4,601,117			9,111,864		
	一般会計	総合通信局	情報通信技術高度利活用等推進費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費		32,462			33,500		
	東日本大震災復興特別会計	復興庁	生活基盤行政復興政策費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費		28,394			1,851		
	小 計				一般会計	< 4,633,579 >	の内数	< 9,145,364 >	の内数		
					特別会計	< 28,394 >	の内数	< 1,851 >	の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの											
	小 計				一般会計	< >	の内数	< >	の内数		
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数		
合 計					一般会計	< 4,633,579 >	の内数	< 9,145,364 >	の内数		
					特別会計	< 28,394 >	の内数	< 1,851 >	の内数		

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑩)

政策(※1)名	政策10: 情報通信技術高度利活用の推進		担当部局課室名	情報流通行政局 情報通信政策課等	作成責任者名	情報流通行政局 情報通信政策課 課長 豊嶋 基暢						
	政策の概要	ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会的システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。				分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)					
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 全ての国民一人ひとりが「真の豊かさ」を実感できる世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現すること。 [中間アウトカム]: 我が国の経済再生や様々な社会課題(超高齢社会、地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等)を解決するためには、あらゆる領域に活用される万能ツールであるICTの高度利活用の推進が不可欠である。このような現状を踏まえ、これまで整備してきたICT利活用のための基盤も活用しながら、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための環境整備を実施する。					政策評価実施予定時期	令和4年8月					
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	令和元年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会的システムの構築を図ること	1	国内生産額に占めるICT産業の割合 <アウトカム指標>	全産業中最大規模(平成27年版情報通信白書)	令和元年度	全産業中最大規模を維持	令和3年度	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	情報通信技術(ICT)は、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、経済再生や社会的課題の解決に大きく貢献するものである。 国内生産額に占めるICT産業の市場規模が大きいため、ICTによる新たな産業・市場を創出されていることにつながるから、指標として設定。 【参考】 「ICTの経済分析に関する調査」 ・平成29年版 95.7兆円/968.5兆円 9.9% ・平成28年版 84.1兆円/964.2兆円 8.7% ・平成27年版 82.2兆円/942.3兆円 8.7% ・平成26年版 81.8兆円/924.0兆円 8.9%	
	2	放送コンテンツの海外展開の促進 (放送コンテンツの海外販売作品数) <アウトカム指標>	放送コンテンツ海外販売作品数(3,703本)	平成30年度	放送コンテンツ海外販売作品数(5,000本)	令和7年度	「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツ関連海外販売作品数の増加に寄与する。	「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツ関連海外販売作品数の増加に寄与する。	「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツ海外販売作品数の増加に寄与する。	放送コンテンツの海外展開は、放送コンテンツを通じた日本の地域産品・サービスの輸出拡大や訪日外国人観光客の増加といった大きな波及効果が期待でき、「クールジャパン戦略」等の国家戦略にも大きく貢献するものである。 海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施することにより、日本の放送事業者等と海外の放送事業者等との関係構築や、海外で受容される放送コンテンツの制作についてのノウハウの蓄積などが進み、放送コンテンツの海外販売作品数の増加に寄与する。 (これまでの実績) 平成30年度(基準年度) 3,703本 ※旧目標の売上高500億円は、平成30年度に達成(519.4億円)。 放送コンテンツの海外展開を通じて、我が国産業の国際競争力強化及び地域経済の活性化を推進するためには、日本の魅力を伝える多様なコンテンツを数多く発信することが重要であると考え、「放送コンテンツの海外販売作品数」を新たな指標として設定。		
ICTによる新たな産業・市場を創出すること											集計中 (令和3年5月頃追記)	

	テレワークの推進等により、地方創生や働き方改革を実現する	3	(1)テレワーク導入企業の割合 (常用雇用者100人以上の企業) (2)テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合 <アウトカム指標>	(1)11.5% 【平成24年度】 (2)7.7% 【平成28年度】 ※指標に該当するテレワーカーの割合は、平成28年度より取得を開始。	(1)平成24年度 (2)平成28年度	(1)平成24年度比で3倍 (2)平成28年度比で倍増	令和2年度	(1)テレワーク導入企業の割合：平成30年度値以上 (2)テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合：平成30年度値以上	(1)テレワーク導入企業の割合：34.5(%) (2)テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合：15.4(%)		若者や女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどのICTサービスを利用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方が選択できる社会の実現が求められている。 この現状を踏まえて、「世界最先端デジタル国家創造宣言」(令和元年6月14日閣議決定)において、雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランスの実現への取組としてテレワークの普及・促進等が明記されている。同工程表において、2020年には、テレワーク導入企業の割合を2012年度比で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を2016年度比で倍増と目標に定められており、目標達成に向けて施策の進捗状況を計測するため、導入企業の割合及びテレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を指標として設定。 【参考】 ・平成26年度 (1)11.5% ・平成27年度 (1)16.2% ・平成28年度 (1)13.3% (2)7.7% ・平成29年度 (1)13.9% (2)9.0% ・平成30年度 (1)19.1% (2)10.8%
	障害や年齢によるデジタル・ディバイドを解消するため、情報バリアフリー環境を整備	4	「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業で3年以上前に終了した案件の事業化率 <アウトカム指標>	平成26年度までの案件の事業化率：33.3% (対象助成件数6件)	平成30年度	平成29年度までの案件の事業化率：25%	令和3年度	平成27年度までの案件の事業化率：25%	平成28年度までの案件の事業化率：25%	平成29年度までの案件の事業化率：25%	ICTの進展は、日常生活を始めとする多くの場において様々な恩恵をもたらしている一方、障害や年齢等により、その恩恵を十分に享受できていない者も多く存在している。 このようなデジタル・ディバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる社会の実現が求められており、障害者基本計画(第4次)(平成30年3月閣議決定)では、国が取り組むべき施策分野として情報アクセシビリティの向上が掲げられているところ。 具体的には、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供を促進するための助成を実施し、その助成終了3年経過時の事業化率を指標とすることで、助成の成果を評価する。
ICTによる社会課題の解決	Lアラートにより、災害時に必要となる情報が住民に迅速かつ確実に届く環境を整備	5	Lアラート高度化システムを整備している都道府県の数 <アウトカム目標>	0都道府県	平成30年度	15都道府県	令和2年度	令和2年度までに15都道府県			未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)において、地域の防災力を高めるためのLアラート高度化システム※については、平成32年度までに15の都道府県へ導入を図ることとされていることから指標として設定。 ※Lアラート地図化システム(従来、避難指示等をテキスト情報で配信していたLアラート情報を、地図化して提供可能とするもの)等を指す。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	地域情報化の推進(本省)(平成20年度)	95百万円 (90百万円)	96百万円 (80百万円)	122百万円	1	<p>地域が抱える様々な課題をICTを活用して解決を図ろうとする地方公共団体等に対して、ICTの知見、ノウハウを有する専門家を派遣するとともに、ICT基盤の環境整備方策やICT利活用の推進方策等に関する調査研究・普及啓発等を実施すること等により、地域情報化を推進するための取組を総合的かつ一体的に実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・生活に身近な分野でのIoTを活用した取組により地域情報化を実現した地方公共団体数:800団体(令和2年度) ・AI、RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数:500件(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・地域情報アドバイザーの派遣団体数:347件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ICTの専門人材の派遣と優良事例の発掘・紹介、横展開方策の検討を一体的に実施することにより、地方自治体等のICTを活用した地域課題解決の取組を効果的、効率的に推進することとなるため、社会課題の解決に寄与する。</p>	0066
(2)	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業(平成13年度)	100百万円 (82百万円)	102百万円 (61百万円)	199百万円	1.4	<p>(1)身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発を行う者に対し、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「NICT」という。)が、必要な経費の2分の1を上限として助成 (2)高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けて、新たな技術等の研究開発を行う者に対し、必要な経費の2分の1を上限として助成 (3)障害当事者参加型のICT機器・サービス開発強化のため、障害関連情報について、実際に収集・加工を行い、効果的な障害関連情報共有プラットフォームの機能について、調査・検証を実施</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率:70%(令和2年度) ・「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業終了後3年以上経過した案件の事業化率:25%(令和2年度) ・障害関連情報共有プラットフォームの構築:1件(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成事業者数:5件(令和2年度) ・「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」の助成事業者数:4件(令和2年度) ・障害当事者参加型の仕組みの構築のための意見交換の回数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 障害者・高齢者を対象とする情報通信機器・役務の開発・提供を助成することにより、障害者・高齢者のICT利活用が促進され、デジタル・ディバイド(情報格差)という社会課題の解決に寄与する。</p>	0067
(3)	字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進(平成9年度)	400百万円 (373百万円)	400百万円 (376百万円)	430百万円	-	<p>「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「NICT」という。)が、字幕番組、解説番組、手話番組を制作する者等に対して、その制作費等の2分の1(在京キー5局の字幕番組は生放送番組に限る。)を上限として助成を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・在京キー5局における対象の放送番組に占める字幕放送時間の割合:100%(令和4年度) ・在京キー5局における対象の放送番組に占める解説放送時間の割合:13.5%(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・助成事業者数:123者(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 字幕番組、解説番組、手話番組を制作する者等に対する制作費等の助成により、字幕放送及び解説放送等の普及を促進することで、全ての視聴者がテレビジョン放送による情報へのアクセス機会を確保できるようになり、ICT利活用による社会課題の解決の推進に寄与する。</p>	0068

(4)	全省庁的統一資格審査実施経費(平成13年度)	642百万円 (604百万円)	753百万円 (710百万円)	9百万円	<p>1</p> <p>本事業は、全省庁統一資格(物品・役務等)に係る(ア)競争契約参加者の資格に関する官報公示事務、(イ)資格審査システムによる審査等事務、(ウ)申請書写の受領、申請書データ変換・入力、資格決定通知出力・発送等に係る事務、(エ)申請者及び事務担当者からの問合せ対応業務等全省庁統一参加資格審査の実施に必要な業務を実施しているほか、調達情報の一元的提供、システムの運用監視業務等を実施しており、システムの利用実態や利用者からの改善要望を踏まえたシステム提供、競争参加資格申請時の添付書類の撤廃等、利用者視点に立ったサービスを提供する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・システム稼働率:99.5% 【活動指標(アウトプット)】 ・競争参加統一資格の登録数:6.3万件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 システムの運用監視を適切に実施することにより、全省庁に対し安定的な統一参加資格審査を可能とすることで、統一参加資格申請者の調達窓口への移動・郵送コスト削減や行政事務を効率化することとなるため、ICT利活用により社会課題の解決を推進することに寄与する。</p>	0069
(5)	電気通信行政情報システムの維持運用(昭和49年度)	350百万円 (335百万円)	608百万円 (564百万円)	496百万円	<p>1</p> <p>本システムは、電波法、電気通信事業法、放送法等に基づく無線従事者、電気通信資格者、高周波利用設備、電気通信番号、端末機器の技術基準適合、届出電気通信事業者、一般放送等に関する申請・届出受付、審査、決裁、原簿登録・変更及び許可状等発給の許認可業務等を支援するための情報をデジタルデータ化するためのシステムであり、国民等への便利で安心な行政サービスの提供並びに本省及び地方総合通信局(10か所)及び沖縄総合通信事務所における円滑かつ効率的な業務遂行を支えている。本事業では、本システムの安定的な維持・運用を図るため、必要な電子計算機を借用し、システムの運用・保守を行っている。</p> <p>なお、本事業については、適宜、法令等の改正に対応したシステム改修を行って国民へのサービスの向上に努めているとともに、最適化及びシステムの運用コスト削減のため、システム基盤を政府共通プラットフォームへ移行している。今後は、システムの安定的運用に引き続き努めるとともに、クラウドへの移行やシステムの刷新に向けた中期的計画を策定し、さらなる利便性の向上及びシステムの効率化に取り組んでいる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・システムの安定稼働:99.5% ・電子計算機等借料(コスト)の削減(H18年度の執行額を100とした場合、執行額の指数):20.2 【活動指標(アウトプット)】 ・システムの維持のための点検等の回数:12回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信行政に関わる法令等に基づく許認可等の業務処理を行うための情報システムを安定運用することにより、総合通信局等における許認可事務等の円滑かつ効率的な業務遂行に資するとともに、国民等への便利で安心な行政サービスの提供が実現することとなるため、ICT利活用により社会課題の解決を推進することに寄与する。</p>	0070

<p>(6)</p>	<p>情報通信政策のための総合的な調査研究(昭和60年度)</p>	<p>97百万円 (87百万円)</p>	<p>93百万円 (80百万円)</p>	<p>93百万円</p>	<p>1</p> <p>(1) 我が国の情報通信産業における財・サービスの市場実態の変化を把握するとともに、経済社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割等総合的な観点からの調査分析を実施することにより、適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資する。また、調査結果を活用した情報通信白書を公表する。 (2) 我が国の国際競争力の強化を図り、企業等の国際重視の志向の浸透を図ることを目的として、IoT国際競争力指標を策定・公表する。 (3) 我が国の国際競争力強化を図ること等を目的に、諸外国のICT産業の担い手である企業者と政策立案者との意見交換等をグローバルに実施する国際会議(世界デジタルサミット)を実施する。 (4) 海外のIoT推進団体との連携強化のために必要な、国内外における最新のICTに関する動向や状況を把握するための調査研究を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・国民の情報リテラシーの向上、情報通信政策の普及のため、「情報通信白書」のホームページアクセス数を150万アクセス程度又はそれ以上とする(令和2年度)。 ・世界デジタルサミット来場者数を2,000人程度又はそれ以上とする(令和2年度)。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・情報通信政策のための総合的な調査研究結果を活用した情報通信白書の公表、IoT国際競争力指標の策定・公表及び国際会議の開催、IoT推進団体の連携強化に当たって必要な現状の把握:計4件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 市場実態の変化や国際競争力の動向を把握し、経済・社会の課題解決に果たすICTの役割を総合的に分析することにより得られる成果は、情報通信政策(ICT利活用の推進策等)の立案・遂行の基礎資料となるため、ICT利活用による社会課題の解決の推進に寄与する。</p>	<p>0071</p>
<p>(7)</p>	<p>情報通信技術の利活用に関する調査研究(平成16年度)</p>	<p>33百万円 (30百万円)</p>	<p>51百万円 (29百万円)</p>	<p>46百万円</p>	<p>1.4</p> <p>様々な社会的課題の解決に向けたICT活用に関し、ICT活用の社会的ニーズ及びその制度的・技術的課題に関する調査研究を通じ、継続的に調査・分析を行う。具体的には、最新のICTの技術動向の調査や応用可能性の評価、利用者のリテラシーの現状、社会でのICT活用による効果検証・評価、ICT活用に向けた制度的・技術的課題の検証、課題解決に向けたルール整備等について、適切な現状把握や今後の方策の検討を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査研究の成果物の活用事例数:7件</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・調査件数:5件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 令和2年度においては、情報アクセシビリティに配慮した電子書籍のガイドラインの策定・拡充や規格標準化等の推進を行うことにより、情報アクセシビリティに配慮された電子書籍の流通環境が改善され、高齢者や障害者に対するデジタル・デバイドの解消につながるため、ICT利活用による社会課題の解決に寄与する。</p>	<p>0072</p>
<p>(8)</p>	<p>地域情報化の推進(地方)(平成18年度)</p>	<p>37百万円 (30百万円)</p>	<p>35百万円 (25百万円)</p>	<p>32百万円</p>	<p>1</p> <p>地域が抱える様々な課題をICTを利活用して解決を図ろうとする地方公共団体等に対して、ICT利活用セミナー等を通して、ICT基盤の環境整備方策、ICT利活用の推進方策等に関する普及啓発等を実施すること等により、地域情報化を推進するための取組を総合的かつ一体的に実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・生活に身近な分野でのIoTを活用した取組により地域情報化を実現した地方公共団体数:800団体(令和2年度) ・AI、RPAなどの革新的なビッグデータ処理技術を活用する地域数:500件(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・総合通信局等におけるセミナー開催数:38件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 優良事例の発掘・紹介、横展開方策の検討を一体的に実施することにより、地方自治体等のICTを利活用した地域課題解決の取組を効果的、効率的に推進することとなるため、社会課題の解決に寄与する。</p>	<p>0073</p>

(9)	ふるさとテレワーク推進事業(平成26年度)	378百万円 (303百万円)	38百万円 (38百万円)	-	<p>地方自治体や民間企業等に対し、サテライトオフィス等のテレワーク環境を整備するための費用の一部を補助して、地方でも都市部と同じように働ける環境を実現し、人や仕事の地方への流れを促進する。なお、働き方改革の実現に向けて、ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの普及を推進するための、2020年に向けた国民運動プロジェクト「テレワーク・デイ」の実施、セミナー開催やイベントへの出展、先進事例の収集・広報の実施など、企業等におけるテレワークの導入支援については平成30年度で事業を終了した。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合:15.4%(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実施するプロジェクト数:2件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本事業では、「ふるさとテレワーク」の全国展開を実施することにより、人や仕事の地方への流れを促進するとともに、国内企業等におけるテレワーク全般の普及啓発を図り、地方創生や一億総活躍社会の実現に資することとしているため、テレワークの普及状況に係る測定指標を設定しているものである。</p>	0074
(10)	より高度なスマートシティ実現に向けた都市OS実装支援事業(平成26年度)	246百万円 (200百万円)	223百万円 (156百万円)	221百万円	<p>ICTを活用した分野横断的なスマートシティ型の街づくりに取り組む地方公共団体等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費(機器購入、システム構築及び体制整備に向けた協議会開催等に係る費用)の一部を補助。なお、平成29年度まで本事業の一部として実施していた、防災・医療・健康・観光等各分野における成功モデルの普及展開については、平成30年度より地域IoT実装総合支援施策の一部として実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・分野横断的なデータ活用によるスマートシティの実装数:20件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の交付決定数:5件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域が抱える様々な課題解決や地域活性化・地方創生を目的として、防災・医療・健康・観光、教育等各分野における成功モデルの普及展開を推進することに加え、分野横断的なスマートシティ型の街づくりを推進することによって、ICT活用により社会課題の解決を推進することに寄与する。</p>	0075
(11)	公的個人認証サービス利活用推進事業(平成27年度)	610百万円 (600百万円)	337百万円 (227百万円)	95百万円	<p>①スマートフォンへの公的個人認証サービスの利用者証明機能格納に向けた検討 ②スマートフォンの利活用ユースケースの実現に向けた検討 ③電子私書箱ワンストップサービスの実現に向けた検証 ④テレビを活用した公的個人認証サービスの利活用の実現に向けた検討 ⑤市区町村の窓口での印鑑登録証明書等の各種証明書交付に係る検証</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・公的個人認証サービスの民間の署名検証者の認定件数:14者(令和2年度) ・サービス数あるいは提供場所数:20件(令和2年度) ・マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの機種数:80件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実証したユースケースの件数:3件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 公的個人認証サービスの利活用事例の具体化や公的個人認証サービスを活用する際の技術面、制度面等の課題の検証、必要なルール整備等を行うことで、民間における利活用に向けた取組が促進され、結果として幅広い分野でのマイナンバーカード(公的個人認証サービス)の利活用場面が拡大することになるため、ICT利活用のための環境を整備することに寄与する。</p>	0076

<p>(12)</p>	<p>地域防災等のためのG空間情報の利活用推進(平成28年度)</p>	<p>200百万円 (198百万円)</p>	<p>57百万円 (52百万円)</p>	<p>55百万円</p>	<p>5</p> <p>地震・津波等による広域災害や緊急性を要する大規模災害に対応するため、準天頂衛星等の測位から得られるG空間情報(地理空間情報)を活用した先端的なG空間防災システムについて、地方公共団体等への普及促進を行う。 Lアラート(災害情報共有システム)に関する研修やセミナーを通じた普及啓発等を行うことで、地方公共団体やライフライン事業者等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・G空間防災システム実装自治体数:100件(令和2年度) ・Lアラート高度化システムを導入している都道府県数:15都道府県(令和2年度) ・Lアラート運用開始都道府県数:47都道府県(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・地理空間情報等の活用推進に向けた普及啓発のセミナー等の開催数:5件(令和元年度) ・Lアラートや防災情報システム等の活用推進に向けた人的支援・普及啓発等の研修・セミナー等の開催数:14件(令和元年度) ・Lアラート情報等のデジタルサイネージの表示に関する標準表示形式案に関する調査報告書数:1件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 Lアラートについて、地方公共団体職員等の利用者を対象とした研修やセミナーを行い、平成30年度に標準仕様を策定したLアラート地図化システム等の普及啓発や支援を実施することで、Lアラート高度化システムを整備している都道府県数の増加に寄与。</p>	<p>0077</p>
<p>(13)</p>	<p>医療・介護・健康データ利活用基盤高度化事業(平成28年度)</p>	<p>200百万円 (197百万円)</p>	<p>365百万円 (349百万円)</p>	<p>152百万円</p>	<p>-</p> <p>全国各地で整備されている地域の医療機関等をつなぐ医療情報連携基盤(EHR)について、クラウド技術を活用し、介護事業者等も含めた双方向の情報連携の実現や医療圏を越えた連携を実現するEHRの整備を行う団体等に対して、その事業費への補助を行う。 8K等の高精細医療データの医療分野での収集・分析・活用に向け、高精細医療データを活用した遠隔診断や病理診断の実証事業等を実施する。 医療機関と介護施設の連携、医療機関と個人の連携(オンライン診療等)におけるデータ流通のルール作りを資する技術課題の解決等に向けた実証等を行う。 遠隔医療モデルの構築、レセプトデータを活用した診療支援モデルの構築、個人の生涯にわたる医療等のデータを時系列で管理し、本人の判断のもと多目的に活用する仕組み(PHR)におけるルール作りを資する実証等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・人口カバー率5%(3次医療圏については2.5%)を達成する基盤の数:15件(令和3年度) ・モデル数:1件(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・実施したプロジェクトの件数:10件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 医療機関と介護事業者間や広域の地域医療圏における情報連携等を新たに実現し、医療・介護・健康データを活用するための情報連携基盤や8K等の高精細医療映像データ利活用のための基盤を構築・高度化することで、効果的な医療の実現と国民の健康寿命の延伸に貢献する。</p>	<p>0078</p>
<p>(14)</p>	<p>IoTネットワーク運用人材育成事業(平成29年度)</p>	<p>215百万円 (194百万円)</p>	<p>143百万円 (139百万円)</p>	<p>-</p>	<p>-</p> <p>①最適制御技術を開発・実装した人材育成環境を、インターネットの結節点であって、様々な事業者が多様な機器で相互接続するIX(インターネットエクステンジ)に整備する。 ②通信事業者、ユーザー企業や教育機関等が同環境を用いて技術者の人材育成を図る。 ③ネットワーク管理・運用に必要なスキル明確化やその認定の在り方の検討を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・スキルの認定を受けた技術者等の人数:120人(令和元年度)</p> <p>【成果指標(アウトプット)】 ・研修の実施回数:12回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 最適制御技術を開発・実装した人材育成環境を整備し、それを用いてネットワーク技術者の人材育成を実施する。必要となるスキルを明確化し、スキルの認定制度の在り方の検討結果を踏まえ、育成した人材へ認定を付与し、IoT/ビッグデータ時代のネットワークを支える人材の育成を推進するとともに、ICT利活用のための環境整備に寄与する。</p>	<p>0079</p>

<p>(15)</p>	<p>スマートスクール・プラットフォーム実証事業(平成29年度)</p>	<p>265百万円 (245百万円)</p>	<p>207百万円 (202百万円)</p>	<p>-</p>	<p>-</p> <p>専ら教職員が利用する「校務系システム」と、児童生徒等も利用する「授業・学習系システム」間の安全かつ効果的・効率的な情報連携方法について、文部科学省と連携して実証し普及を図る。 具体的には、データ活用の促進、セキュリティの確保、コストの削減、運用の円滑化、クラウド環境への移行促進等の観点から、学校内外において情報通信技術面での実証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・クラウド上の教材等を利活用可能に係る技術仕様の周知を実施:100%(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・スマートスクール・プラットフォーム標準仕様:1策定数(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 学校現場において、多様なデータを安全かつ効果的・効果的に利活用可能な基盤を構築し、技術仕様等にとりまとめて普及することは、「情報通信技術高度利活用の推進」に寄与するものである。</p>	<p>0080</p>
<p>(16)</p>	<p>次世代映像配信技術に関する実証(平成30年度)</p>	<p>995百万円 (969百万円)</p>	<p>123百万円 (111百万円)</p>	<p>-</p>	<p>-</p> <p>次世代映像配信技術の社会実装を図るべく、以下のような取組を通じて、必要な技術仕様等の策定やステークホルダー間の連携を促進する。 ○4K・8K衛星放送に係る高度なサービスの実現に向けた技術の実証 ○ネット同時配信等が本格化した場合のトラフィック需要推計 ○ケーブルテレビによるIPネットワークを活用した放送技術の実証 など</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・次世代映像配信技術の実装に必要な技術仕様や運用基準の策定件数:4件(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・本事業で検証された技術の件数:3件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 多地点・多場面・多デバイスに対して安定的かつ効果的に高精細・大容量の映像配信を可能とする次世代映像配信技術の実装を図ることで、国民の利便性向上や地域経済の活性化、映像コンテンツ市場等の関連市場の創出に寄与する。</p>	<p>0081</p>
<p>(17)</p>	<p>地域ICTクラブ普及推進事業(平成30年度)</p>	<p>150百万円 (167百万円)</p>	<p>183百万円 (120百万円)</p>	<p>-</p>	<p>-</p> <p>「地域ICTクラブ」の全国展開に向けて、次の項目の調査・実証等を行うことにより、地域の特性や実施主体の属性別に全国展開のモデルとなるクラブを試行し、設置・運営に関するガイドラインの策定・普及等を行う。 ①モデルクラブを設立し、地域ICTクラブを持続的に運営していくためのガイドラインを策定するための地域実証、②ガイドライン等策定のための研究会の設置、③ガイドラインを普及させ、またモデル実証の成果を普及するための成果発表会の開催等の施策を実施する。 なお、本事業で策定した地域ICTクラブの設置・運用に係るガイドラインは、企業、地域人材、学校において活用できるように、「未来の学びコンソーシアム」等を通じて普及展開を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・実証を経て設置する地域ICTクラブの数(会場数):80箇所(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実証事業で採択した地域ICTクラブのモデル数:17件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 Society5.0時代に対応可能な人材を育成するため、地域各地で子供たちがプログラミング等のICT活用スキルを学ぶ仕組み(地域ICTクラブ)を構築することは、IT人材の裾野を広げ、ひいては起業家の育成や高度ネットワーク・セキュリティ人材、IoT・AIユーザー企業等の人材の育成に資する。これにより情報通信技術高度利活用社会の実現にも資する。</p>	<p>0082</p>

(18)	地域オープンデータ推進事業(平成30年度)	320百万円 (301百万円)	199百万円 (198百万円)	199百万円	-	<p>「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)が掲げる、地方公共団体におけるオープンデータ取組率100%の達成に向けて、都道府県及び市区町村職員を対象に全国でオープンデータの推進に必要な知識・技術等を習得できる研修を行う。また、オープンデータの官民による利活用を促進するため、民間ニーズが高い地方公共団体保有データに関する共通フォーマットの策定や普及啓発活動等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・オープンデータに取り組む地方公共団体数/全地方公共団体数:100%(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・地方公共団体職員向けのオープンデータ研修の受講人数:467人(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方公共団体職員向けオープンデータ研修や民間企業のオープンデータに関するニーズと地方公共団体との調整・仲介等を通じて、ICT利活用のための環境整備及び地方公共団体のオープンデータの取組率向上に寄与する。</p>	0083
(19)	放送コンテンツ海外展開強化事業(平成30年度)	351百万円 (350百万円)	1,654百万円 (1,615百万円)	1552百万円	2	<p>放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業(観光業、地場産業、他のコンテンツ等)、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、「クールジャパン戦略」、「ビジットジャパン戦略」、「地方の創生」、「TPP/日EU・EPAの活用促進」等に資する放送コンテンツを制作、発信するとともに、様々な運動プロジェクトを一体的に展開する取組等を支援する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・放送コンテンツの海外販売作品数:5,000本(令和7年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・発信された放送コンテンツの量:273時間(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送コンテンツの海外展開を通じて、観光地や地域産品といった日本の魅力の海外発信を強化することにより、訪日観光客の増加や地域産品の販路拡大等を促進し、我が国産業の国際競争力強化及び地域経済の活性化を図り、新たな産業・市場を創出すること。</p>	0084
(20)	ブロックチェーン利活用推進事業(平成30年度)	119百万円 (115百万円)	95百万円 (84百万円)	-	-	<p>これまでのブロックチェーン技術の活用に関する取組の方向性についての取りまとめや、利用者利便性向上に向けた検討を踏まえ、官民の幅広い分野においてブロックチェーン技術の活用について実証・検証を行い、運用面、ルール面及び技術面の課題を抽出する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・実証で扱ったユースケースにおける、従来型のデータベース技術を用いた業務と比較した業務効率化の度合い:20%(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・実証したユースケースの件数:3件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 新たな技術であるブロックチェーン技術の活用について実証・検証を実施することで、運用面、ルール面及び技術面の課題を抽出すること等により、官民の幅広い分野におけるブロックチェーン技術の社会実装に寄与する。</p>	0085

(21)	情報信託機能活用促進事業(平成30年度)	327百万円 (299百万円)	100百万円 (96百万円)	150百万円	-	<p>情報信託機能を用いた具体的なユースケースの実証事業を複数公募し、情報信託機能を活用したサービス等の提供にあたっての運用上の課題等の抽出、解決策の検討及びモデルケースの創出を実施する。実証の結果は、平成30年6月に公表された「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」における認定スキームの見直しに向けた検討の基礎とすることにより、本実証事業を通じて、情報銀行の社会実装を促す。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・情報信託機能の認定基準により認定された事業の数:15件(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・実証したモデルケースの件数:4件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 一定の基準を満たした情報銀行の社会的認知を高めるため、民間の団体等で情報銀行の任意の認定を行う際の基準の指針を定め、認定を進めることで、利用者が関与する形でパーソナルデータの安全な活用を促し、企業にも個人にもメリットのあるデータ流通を促すといった社会課題の解決に寄与。</p>	0086
(22)	地域IoT実装・共同利用総合支援施策(平成30年度)	460百万円 (372百万円)	353百万円 (279百万円)	400百万円	1	<p>超少子高齢化等が進展する地域においては、生活や産業の基盤が従来の形で維持できなくなりつつある。IoT実装を通じた官民データ活用による課題解決が期待されるが、予算や人材の制約等により、地域における取組が進んでいない。そのため、民間活力を最大限に活用しつつ、地域におけるIoT実装を進めるため、計画策定支援、実装事業の支援等を総合的に実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・生活に身近な分野でのIoTを活用した取組により地域情報化を実現した地方公共団体数:800団体(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・計画策定・推進体制構築支援事業における地方公共団体支援数:6件(令和元年度) ・地域IoT実装推進事業(補助事業)の完了件数:33件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 生活に身近な分野における地域へのIoTの実装により、地域課題解決・地域活性化の取組に貢献することとなるため、社会課題の解決に寄与する。</p>	0087
(23)	Lアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策事業(平成30年度)	0百万円 (0百万円)	200百万円 (200百万円)	-	5	<p>Lアラートの地図化システムにおいて、気象関係情報や他団体の避難情報の発令状況、過去の発令状況の表示等を可能とし、避難指示等の発令の判断からLアラートへの情報発信までの災害対応業務を円滑かつ迅速に行えるよう支援するシステムの構築を早急に進めるため、その標準仕様を速やかに策定する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・Lアラート高度化システムを導入している都道府県:15都道府県(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・Lアラートの地図化システムを災害対応支援システムに機能拡張する際の標準仕様の策定:1件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 Lアラートの地図化システムにおいて、気象関係情報や他団体の避難情報の発令状況、過去の発令状況の表示等を可能とし、避難指示等の発令の判断からLアラートへの情報発信までの災害対応業務を円滑かつ迅速に行えるよう支援するシステムの構築を早急に進めるための標準仕様を速やかに策定し、平成30年度に標準仕様の策定を行ったLアラートの地図化システムと併せてその成果の全国展開に向けた普及活動等を進めることで、Lアラート高度化システムを整備している都道府県数の増加に寄与。</p>	0088

(24)	パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策事業(平成30年度)	0百万円 (0百万円)	120百万円 (120百万円)	-	<p>4K8K等コンテンツの映像配信プラットフォームにおいて、自治体での被災状況、避難情報等に係る情報集約を可能とし、各パブリックビューイング会場に対して避難情報の提供を円滑かつ迅速に行えるよう支援するシステムの構築を早急に進めるための実証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・4K8K等コンテンツの映像配信プラットフォームに避難情報を発信する機能を拡張する際の標準仕様の策定件数:1件(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・実施した事業の件数:2件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 4K8K等コンテンツの映像配信プラットフォームに避難情報を発信する機能を拡張する際の標準仕様を策定することにより、被災状況、避難情報等に係る情報集約が可能となり、情報通信技術利活用社会の実現に資する。</p>	0089
(25)	モバイル決済モデル推進事業(平成30年度)	0百万円 (0百万円)	850百万円 (843百万円)	-	<p>(一社)キャッシュレス推進協議会が統一QRコードである「JPQR」の規格を策定したことを踏まえ、特定地域の店舗等に低廉な手数料率でJPQRを導入するモデル実証を行う。これにより、地域の小規模店舗を含めJPQRを利用したモバイル決済を地域で面的に導入するためのモデルを確立することで、全国への展開につなげる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・キャッシュレス決済比率:40%(令和5年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・統一QR「JPQR」導入店舗数:1.2万件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 QRコード決済等については、その普及が期待されているものの、様々な仕様のQRコード決済が登場し、店舗側では決済手数料の負担に加え、決済事業者ごとの仕様や業務プロセスの異同による業務・設備導入の負担が大きくなっている。平成31年3月QRコード決済等の統一仕様につき、短期間のうちに普及させ、社会のキャッシュレス化を推進し、社会課題の解決に寄与。</p>	0090
(26)	革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業(平成30年度)	1百万円 (0百万円)	389百万円 (339百万円)	-	<p>活用が進められていない自治体行政分野へのAI導入やクラウドサービスとしてのAI導入について標準化を行うとともに、ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化(RPA)導入の初期費用を補助を行うことにより、地方公共団体における革新的ビッグデータ処理技術の早期導入を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・AI、RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数:500件(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・標準仕様書・導入手順書策定数(改定を含む):1件(令和元年度) ・RPA導入補助事業の完了件数:78件(令和元年度) ・AI実証地域の完了数:3件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 自治体行政分野へのAI導入標準化やRPA導入補助を実施することにより、地方自治体における革新的ビッグデータ処理技術の早期導入を推進し、自治体の業務効率化や地域課題の解決を実現。これにより、政策目標として掲げる社会課題解決の推進及びICT利活用のための環境整備に寄与。</p>	0091

<p>(27)</p>	<p>地上基幹放送設備に関する緊急対策事業(平成30年度)</p>	<p>0百万円 (0百万円)</p>	<p>993百万円 (953百万円)</p>	<p>-</p>	<p>地上基幹放送に関する緊急対策事業として以下を実施。 (1) 災害時に地方公共団体等がラジオ放送で情報を届けることができるよう、臨時災害放送局設備が未整備の地方総合通信局5カ所に当該設備を整備。(本事業における政策評価は、政策11:放送分野における利用環境の整備として計上。) (2) 災害時における聴覚障害者の情報入手手段確保のため、放送番組の音声を自動で文字化し、スマートフォン等に表示させる技術の実用化等に対し経費を助成。 (3) 各放送局が災害情報をネットで迅速かつ円滑に提供できる共通の配信基盤を整備。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・臨時災害放送局等の円滑な開設に向けた地方公共団体における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取決めの締結、開設に向けた送信点調査の実施等):10%(令和元年度) ・システムの実用化:1件(令和2年度) ・災害情報等の共通の配信基盤整備に必要な技術仕様や運用基準の策定件数:1件(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・送信点調査、運用訓練等(説明会等含む)の実施:26回(令和元年度) ・聴覚障害者への字幕情報提供システムの構築:1件(令和元年度) ・本事業で検証された技術の件数:1件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 字幕放送時間の割合は、年々上昇しているものの、深夜に災害が発生した場合、放送事業者は発災後に字幕付与のための要員を参集することから、大規模災害時等の緊急放送に字幕を付与するまでに時間を要する状況であり、その間、聴覚障害者は災害情報を入手することが困難であることから、聴覚障害者や高齢者を含めた、多くの視聴者がテレビジョン放送の内容を理解し、情報アクセスの機会を確保できるようになり、ICTの利活用による社会課題の解決の推進に寄与する。</p>	<p>0092</p>
<p>(28)</p>	<p>電子委任状活用促進事業(平成31年度)</p>	<p>-</p>	<p>20百万円 (20百万円)</p>	<p>19百万円</p>	<p>各種行政手続において電子委任状を统一的に利用可能とするため、各種手続のシステム担当へのヒアリングや各種手続における委任事項等の標準化を行い、また、マイナンバーカードを用いて電子委任状を発行・利用する際の本人確認等を行うための仕様、電子委任状の記録方法のうち取扱事業者記録ファイル方式で作成された電子委任状の有効性の確認方法について調査検討を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・電子委任状法に基づく電子委任状を活用可能な行政手続数:2件(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・調査検討対象とする行政手続数:6件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 行政手続について、発行手続がワンストップ化された電子委任状への対応を進めることで、情報通信技術利活用社会の実現に寄与する。</p>	<p>0093</p>
<p>(29)</p>	<p>テレワーク普及展開推進事業(平成31年度)</p>	<p>-</p>	<p>197百万円 (195百万円)</p>	<p>248万円</p>	<p>「テレワーク・デイズ」等による国民運動の展開、先進事例の収集及び表彰、セミナーの開催、専門家派遣等を実施するとともに、特に地域や中小企業におけるテレワークの導入促進に向け、中小企業を支援する団体にテレワーク普及担い手機能を付加し、「テレワーク・サポートネットワーク」として地域展開を推進。 また、ICTの専門家による相談対応を拡充すること等により、企業及び地方自治体によるセキュアなテレワークの導入を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合:15.4%(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・セミナー開催数 ・テレワーク先駆者百選事例の公表数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」について、セミナー開催やイベントへの出展、先進事例の収集・広報の実施、企業等におけるテレワークの導入支援やセキュアなテレワークの導入推進などを通じて、テレワークの普及展開を推進することにより、働き方改革を加速することに寄与する。</p>	<p>0094</p>

<p>(30)</p>	<p>障害者・高齢者のためのインクルーシブ社会推進事業(平成31年度)</p>	<p>-</p>	<p>51百万円 (46百万円)</p>	<p>-</p>	<p>1.4</p> <p>障害者や高齢者がICTを活用するための環境作りについて、次の項目の調査・実証等を行うことにより、取組に必要な事項を具体化・整理し、その手法について普及展開する。 ①地理的、心理的に身近な人からICTを教えてもらう環境を整備するため、「デジタル活用支援員」の仕組みの構築に向け地域での検証を行う。 ②障害当事者参加型技術開発を推進するため、機器開発の際、企業が参考にできる障害関連情報共有プラットフォームを構築すべく、既存のデータ等の整理を行い、また、データベースに必要な各種機能についても調査を行う。 ③公的機関に対し、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるウェブアクセシビリティの向上に向けた取組を支援するため、講習会の実施やJIS規格改正を見据えた現状に対する調査等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・デジタル活用支援員のモデル構築:1件(令和2年度) ・障害関連情報共有プラットフォームの構築:1件(令和2年度) ・総務省「地方自治情報管理概要」による地方公共団体のJISへの準拠率:75.5%(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・「デジタル活用支援員」の仕組みの構築に向け行った地域での検証件数:2件(令和元年度) ・障害当事者参加型の仕組みの構築のための検討会開催回数:4回(令和元年度) ・JIS規格準拠に係る各公的機関への説明会回数:3回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本事業により、障害者や高齢者がICTを活用するための環境作りをすることで、デジタル・ディバイド(情報格差)という社会課題の解決に寄与する。</p>	<p>0095</p>
<p>(31)</p>	<p>AIネットワーク化の進展等に関する調査研究(平成31年度)</p>	<p>-</p>	<p>51百万円 (28百万円)</p>	<p>41百万円</p>	<p>1</p> <p>AIの開発及び利活用の促進やAIネットワーク化の健全な進展等について、ガイドライン等の国際的な合意形成及び国内での浸透を図るため、シンポジウム等を開催するとともに、そのための政策等の在り方に関する検討を行う。 具体的には、次のとおりである。① AIネットワーク化が進化した社会・経済の将来像やAIネットワーク化に関する評価の在り方、倫理的・法的課題等に関する次の検討 ア AIネットワーク化に関する評価指標の設定に関する検討 イ AIの開発・利活用、AIネットワーク化を推進するための各ステークホルダの役割分担の在り方等に関する検討 等 ② シンポジウム・ワークショップの開催</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・抽出した課題、整理した対応策等を参考として議論を行った国際的な団体等の数(G7、OECD等):2件(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・調査研究の実施、シンポジウム・ワークショップの開催:2件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 AIの開発及び利活用の促進、AIネットワーク化の健全な進展等について、調査研究の実施、シンポジウム・ワークショップの開催により、それらの課題等を抽出し、対応策を整理することは、G7やOECD等における国際的な議論に貢献することに繋がり、AIに関する指針の策定など国際的な合意形成に資することから、ICTによる新たな産業・市場を創出することに寄与する。</p>	<p>0096</p>
<p>(32)</p>	<p>サイバーセキュリティ情報共有推進事業(平成31年度)</p>	<p>-</p>	<p>339百万円 (311百万円)</p>	<p>359百万円</p>	<p>-</p> <p>通信事業者や放送事業者をはじめとする産業界の多様な主体のサイバー防護能力を強化するため、サイバー攻撃情報や脆弱性情報をより迅速に共有し、更なる効果的な対処に繋げる仕組みを確立する。①通信事業者や放送事業者をはじめとする産業界がサイバー攻撃情報を共有するための情報共有基盤において、脆弱性情報を新たな共有対象とするとともに、ソフトウェア資産情報と組み合わせることで、迅速かつ効果的な対処を実現、②日々公開される多種多様な脆弱性情報について、AIを活用した高精度な深刻度・信頼度評価を行い、結果を情報共有基盤で共有することにより、迅速かつ効果的な対処を実現、③総合通信局を中心として所管事業者等との情報共有等を実施する体制を構築</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・情報共有基盤を活用して情報共有を図る組織数:26者(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・情報共有する脆弱性情報の数:1,000件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 サイバー攻撃に関する情報共有を推進することにより、複雑化・巧妙化するサイバー攻撃による被害の防止等社会課題の解決に寄与する。</p>	<p>0097</p>

(33)	諸外国におけるサイバーセキュリティ動向の調査研究(平成31年度)	-	47百万円 (44百万円)	-	<p>①諸外国におけるサイバーセキュリティ政策の動向調査 ②各国ISPによるサイバーセキュリティ対策の動向調査 ③各国におけるサイバーセキュリティ技術開発の動向調査</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・二国間協議等を行った国・地域の数:5件(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・調査した国・地域・会議体の数:50件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 諸外国におけるサイバーセキュリティに関する政策・対策や技術動向の調査を踏まえ、より実情に即した二国間協議や多国間協議を効果的に実施することにより、日本国内や国際社会におけるICT利活用のための環境整備を図る。</p>	0098
(34)	地域IX・CDN等を活用したコンテンツ配信効率化等促進事業(令和元年度)	-	-	675百万円	<p>我が国は、インターネット通信の基盤であるIX・CDNが主に東京・大阪に集中して存在することにより、同一地域内の通信であっても都市部を経由するなどの非効率性や、都市部で災害が発生した際に全国のインターネット利用に影響が出るなどの脆弱性が懸念されている。これらの課題を解消し、コンテンツの効率的・安定的なネット配信を実現するため、通信事業者、放送事業者、コンテンツ事業者等の参画を得て、特定の地域で地域IX・CDN等の実証環境を構築し、トラフィック急増に備え、迅速・円滑に配信拠点の切替えや災害など配信障害に備えたバックアップを行うための体制・手段の検証等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・キャッシュからの配信量/トラフィック総量:15%(令和2年度) ・配信環境を利用する放送局、製作会社等の数:50社(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・実証実験実施箇所数 ・地域IXに接続するISP・CP等の数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 我が国のインターネットの更なる効率化と、コンテンツの効率的・安定的な配信の実現に寄与する。</p>	0099
(35)	多言語翻訳の普及推進(令和元年度)	-	-	100百万円	<p><地方自治体向けガイドラインの策定> 地方自治体が多言語翻訳システムを利用する際の共通課題等について整理し、ガイドラインとして取りまとめることで、同団体の課題を解消するとともに、外国人等の利便性向上や多言語翻訳の普及促進を図る。</p> <p><多言語翻訳コンテストの開催> 学生、スタートアップ企業等に、多言語翻訳技術に関する開発環境等を提供することによって、異なる分野の製品・サービスへの多言語翻訳技術の組み込み等による新たな製品・サービスを創出する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・多言語翻訳システムの導入機関数:10団体(令和4年度) ・サンドボックスを活用したユースケースのうち、サービスとして実現した件数:5件(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・多言語翻訳コンテストの開催数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方自治体向け多言語翻訳ガイドラインの策定及びサンドボックスサーバを活用した新たな多言語翻訳サービスの創出を通じて、利便性、セキュリティ、プライバシーにも配慮した実用性の高い多言語翻訳技術の実装を促進し、自由でグローバルなコミュニケーションが可能となる社会の実現に資する。</p>	0100

(36)	高度映像配信プラットフォームに関する実証(令和元年度)	-	-	149百万円	<p>実証を通じて、高度映像配信プラットフォームにおいて、8K映像を5G回線により多地点・多場面で同時に収集・配信する機能、8K映像のセキュアな管理方法、8K映像に対して解析分析等加えるアプリケーションとの接続インターフェース等にかかる技術面・運用面についての検討を行い、これら機能等をプラットフォームに追加する際の技術仕様を策定する。これをこれまで策定した技術仕様やガイドラインに反映することで、当該プラットフォームの産業横断的な活用を促進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・高度映像配信プラットフォームに、8K映像を5G回線を利用しながら多地点・場面で同時に収集・配信を行う機能を拡張する際の標準仕様の策定件数:1件(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・実施した実証事業の数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 高度映像配信プラットフォームの技術的課題の検証と技術仕様の策定等により、高度映像配信サービスの全国的な普及を図り、情報通信技術利活用社会の実現に資する。</p>	0101
(37)	地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証(令和元年度)	-	-	763百万円	<p>地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証の推進体制を早急に構築するため、実証プロジェクトの管理業務、地域での案件形成支援、実装・横展開が可能なプロジェクトの選定、実証プロジェクトの自走化支援、成果物のニーズ調査等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による継続評価及び終了評価の平均点:7割/満点(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・ローカル5G等実現に向けた実証件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 実証プロジェクトの管理業務、地域での案件形成支援、実装・横展開が可能なプロジェクトの選定、実証プロジェクトの自走化支援、成果物のニーズ調査等により、ローカル5G等を活用した地域課題解決モデルの構築及び横展開を推進することで、ICTによる新たな産業・市場の創出に寄与する。</p>	0102
(38)	Lアラート等による災害情報伝達の正確性・迅速性の向上に向けた実証(令和元年度)	-	-	93百万円	<p>・Lアラート(災害情報共有システム)により伝達される避難指示・避難勧告等の災害情報の正確性向上に向けた補正体制構築の実証を行う。 ・デジタルサイネージを活用した訪日外国人・在留外国人向け災害情報伝達の実証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・Lアラート高度化システムを導入している都道府県:15都道府県(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・Lアラート情報補正体制の構築に関する調査研究報告書 ・デジタルサイネージを活用したLアラート情報等災害情報の適切な表示に関する調査研究報告書</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 Lアラートにより伝達される避難指示・避難勧告等の災害情報の正確性・迅速性の向上を図ることで、情報発信者である地方公共団体等及び情報伝達者である各種メディアのより一層のLアラート活用を促進し、Lアラート高度化システムを整備するインセンティブを与えることで、整備都道府県数の増加に寄与。</p>	0103

(39)	教育現場の課題解決に向けたローカル5Gの活用モデル構築 (令和元年度)	-	-	237百万円	<p>ローカル5G基地局を設置することで教育現場における5G利用環境を構築し、5Gの特性(超高速、超低遅延、多数同時接続)を活かした活用モデルの構築(実証)を行い、教育上の意義・効果や導入上の留意点等をガイドブックとしてまとめる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・ローカル5Gを活用した教育を導入する際の参考となるガイドブック:1件(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・ローカル5Gの活用モデルの構築に向けた実証件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 教育現場の課題解決に向けたローカル5Gの活用モデルを構築することにより、ICT・デジタル技術(5G)を通じて、未来を担う創造的な人材育成と、地方創生に資する教育環境の充実を図り、ICTによる地域の活性化、先進的社会的システムの構築に資する。</p>	0104
(40)	国際見本市を通じた放送コンテンツの海外展開(令和2年度)	-	-	99百万円	<p>ローカル放送局等が国際見本市において番組を販売できるよう海外の主要見本市において、ローカル局統一ブースの組成、人脈形成支援、海外販売のノウハウ共有を実施。特に日本のコンテンツに関心が高い海外関係者が集まり、日本のローカル放送局等にとって地の利がある国内開催の見本市であるTIFFCOMIにおいては、多数の海外バイヤーの参加を促す取組みの実施、ローカル放送局等の制作者が海外の最新動向を把握するための海外の有力制作者等を招聘したセミナーの開催、ローカル放送局等の出展支援を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・放送コンテンツの成約金額:45億円(令和11年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・国際見本市における商談件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国際見本市等を通じて、我が国の番組を海外に向けて販売することや、海外との関係構築、海外販売におけるノウハウの蓄積などが進み、放送コンテンツ関連海外売上高の増加に寄与する。</p>	新02-0008
(41)	ネット同時配信時代におけるコンテンツ権利処理円滑化事業 (令和2年度)	-	-	104百万円	<p>放送事業者、番組製作会社、音効会社、コンテンツ配信事業者等が、アウトサイダー(著作権等管理事業者が著作権等を管理していない権利者をいう。以下同じ。)の楽曲をコンテンツに利用する際、当該アウトサイダーの特定から許諾交渉、使用料決済までを一体的に処理することを可能とする共通権利処理システムを設計・構築し、当該システムの実証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・共通権利処理システムの整備の件数:1件(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・共通権利処理システムに登録されたアウトサイダーの楽曲の数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 共通権利処理システムの実証を通じてコンテンツに係る権利処理を迅速かつ円滑に行うことができる環境整備を進めることで、良質なコンテンツの流通を促進し、国民生活の質の向上に寄与する。</p>	新02-0009

(42)	高度伝送技術の標準化等によるネットワークの有効活用に関する調査研究(令和2年度)	-	-	50百万円	<p>4K等の超高精細画像を含む放送や住民見守りサービス等の提供に伴う伝送容量増大による帯域不足を解決するため、トラフィックに応じて通信網及び放送網の情報容量を柔軟に変動させる技術等の調査・分析を行い、ケーブルテレビネットワークの有効活用を図る。 また、海外でも超高精細画像の放送を伝送するために帯域不足が発生するなどの共通課題があるため、上記調査・分析で得た技術は、海外における帯域不足などの課題解決にも資することから、ITU-T SG9などの場で国際標準化に向けた検討を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・国際標準化に必要な技術基準策定のための技術課題検証数:3件(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・実証実験数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 通信網及び放送網の情報容量を柔軟に変動させる技術の実装を図り、ケーブルテレビネットワークの有効活用することで帯域不足の解消に寄与するとともに、国際標準化を行うことでケーブルテレビに関連する市場等の活性化に寄与することで、ICT利活用のための環境整備を実施する。</p>	新02-0010
(43)	ICT人材育成・教育基盤構築事業(令和2年度)	-	-	88百万円	<p>・地域で子供たちにプログラミングに触れる機会を提供する地域ICTクラブに関して、カリキュラム・教材整理などの基盤構築や、好事例の共有など普及展開を実施 ・学校のICT環境整備(教育データ連携やクラウド活用の促進)に関する調査研究を実施 ・Society 5.0時代に対応するため、ICTの活用を通じて我が国の経済社会を支える人材の育成に資する調査研究を実施</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 -</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・地域ICTクラブの普及促進に係る調査数 ・Society5.0時代に対応した高度ICT人材の育成手法等の調査数 ・学校のICT環境整備に係る調査数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域ICTクラブの普及促進、高度ICT人材の育成手法及び学校のICT環境整備に係る調査を行うことにより、Society5.0時代に対応可能なICT人材育成、教育基盤の構築を推進することで、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会的システムの構築に資する。</p>	新02-0011
(44)	自治体AI共同開発推進事業(令和2年度)	-	-	296百万円	<p>AI活用が進められていない行政分野へのAI導入や、クラウドサービスとして共同利用できるAI導入についての開発実証等を行うことにより、自治体が共同で使えるクラウドAIサービスの導入に向けた標準仕様及び導入に当たっての留意点・手順を「自治体AI活用ガイドブック(仮称)」として確立し、全国の自治体におけるクラウドAIサービスの共同利用を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・AI、RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数:500件(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・標準仕様書・導入手順書策定数(改定を含む) ・AI実証地域の完了数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 自治体行政分野へのAI導入標準化を実施することにより、地方自治体における革新的ビッグデータ処理技術の早期導入を推進し、自治体の業務効率化や地域課題の解決を実現。これにより、政策目標として掲げる社会課題解決の推進及びICT利活用のための環境整備に寄与する。</p>	新02-0012

<p>(45)</p>	<p>サイバーセキュリティ政策に関する調査研究(令和2年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>105百万円</p>	<p>-</p>	<p>以下の調査を行う。 ①世界各国の政府、国際機関、事業者、研究機関等のサイバーセキュリティに関する動向の把握 ②データの信頼性を確保する基盤となる各種トラストサービスの制度化に資する調査(電子署名の周知啓発活動含む)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・①二国間協議等を行った国・地域の数:5件(令和2年度) ・②認定されたトラストサービスの業務数:10件(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・①調査した国・地域・会議体の数 ・②開催したセミナー・ワークショップ等の件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本調査を踏まえた、国際動向に基づくサイバーセキュリティ政策の立案・遂行により、サイバー攻撃に対する国家の強靱性やデータ流通の信頼性の確保に寄与する。</p>	<p>新02-0013</p>
<p>(46)</p>	<p>デジタル活用支援員推進事業(令和2年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>100百万円</p>	<p>1.4</p>	<p>地理的、心理的に身近な人からICTを教えてもらうデジタル活用支援員に関し、全国普及のための基本的なスキームについて実証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・デジタル活用支援員のモデル構築:1件(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・「デジタル活用支援員」の仕組みの構築に向け行った実証実験の件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本事業により、高齢者等がICT機器・サービスの活用方法を学べる環境づくりを推進することで、デジタル・ディバイド(情報格差)という社会課題の解決に寄与する。</p>	<p>新02-0014</p>
<p>(47)</p>	<p>情報アクセシビリティ確保のための環境整備(令和2年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>22百万円</p>	<p>1.4</p>	<p>① 公的機関におけるウェブアクセシビリティ対応の促進 ウェブアクセシビリティの規格であるJIS X8341-3を守るための公的機関向けの手順書である「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の普及啓発を行うとともに、今後のJIS規格の改正作業を視野に入れて、必要な調査等を実施。</p> <p>② ICT機器・サービスのアクセシビリティ向上に資する自己評価する取組の促進 企業が、自社で開発するICT機器・サービスが情報アクセシビリティ基準を満たしているかどうかを自己評価する取組を促すため、欧米のアクセシビリティ基準やJIS規格、各業界団体が過去に独自に策定した基準を踏まえた評価項目・基準の整理及び管理運用体制の検討のための調査を実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・総務省「地方自治情報管理概要」による地方公共団体のJISへの準拠率:75.5%(令和3年度) ・ICT機器・サービスのアクセシビリティ向上に資する評価の促進:1件(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・ICT機器・サービスのアクセシビリティ向上に資する自己評価の取組を促進するための意見交換の回数 ・JIS規格準拠に係る各公的機関への説明会回数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 障害者や高齢者がICTを活用するための環境づくりをすることで、デジタル・ディバイド(情報格差)という社会課題の解決に寄与する。</p>	<p>新02-0015</p>

<p>(48)</p>	<p>放送コンテンツを活用した海外への情報発信事業(令和2年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>866百万円</p>	<p>2</p>	<p>信頼度が高いメディアである放送の特性を活用し、日本と海外のメディアが連携し、影響力のある国際的なチャンネルにおいて、東南アジア、欧州等の世界各地に広く集中的に、我が国の現状や魅力に関する短時間番組等を放送する。併せて、放送局サイト等で、制作した番組や番組関連映像を配信するほか、海外におけるプロモーション等を実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・発信されたコンテンツの視聴者数(延べ人数)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・発信された放送コンテンツの量(番組の放送回数)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国際的な有力なチャンネルを通じて、我が国の番組を海外に向けて発信することや、海外との関係構築などが進み、放送コンテンツ関連海外売上高の増加に寄与する。</p>	<p>新02-0016</p>
<p>(49)</p>	<p>電子契約等普及促進事業(令和2年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>239百万円</p>	<p>-</p>	<p>本調査では、企業間における様々な文書のやり取り等を電子データでやり取りできる実フィールド環境を構築し、eシールの活用が期待できるユースケースでの実証を通じて、eシールの仕組みを実現するための技術的基準・運用基準等の調査を実施し、早期にeシールを制度化するための仕様について検討を行うこととする。あわせて、eシールを制度化した際に、各組織においてeシールの普及促進に資するよう、eシールを活用することによる業務効率化の具体的な効果を調査することとする。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・検討した基準に基づき提供開始されたeシール試行サービス数:1(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・調査研究により整理した基準の数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本調査を踏まえ、eシールの制度化を早期に行うことにより、組織が発行する電子データの発信元のなりすましや改ざんを防止し、信頼できる電子データを組織間でそのままやりとりすることが可能となり、社会全体のデジタル完結に寄与する。</p>	<p>新02-0017</p>
<p>(50)</p>	<p>被災地域情報化推進事業(平成24年度)(復興庁からの移替え)</p>	<p>111百万円 (42百万円)</p>	<p>53百万円 (7百万円)</p>	<p>38百万円</p>	<p>1</p>	<p>東日本大震災で被災した地方自治体が抱える課題について、当該地方公共団体が情報通信技術(ICT)を活用して効率的・効果的に解決する取り組みに対して支援を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・被災自治体等に対する共聴施設等整備事業完了地区における難視聴世帯数:0件(平成28年度) ・被災自治体等に対する地上ラジオ放送受信環境整備事業完了件数:1件(平成28年度) ・被災自治体等に対するブロードバンド基盤整備事業完了件数:1件(平成28年度) ・被災自治体等に対する公共施設等情報通信環境整備事業完了件数:0件(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・(共聴施設等整備事業)補助事業採択地区数:8件(令和2年度) ・(地上ラジオ放送受信環境整備事業)補助事業採択件数:0件(令和2年度) ・(ブロードバンド基盤整備事業)補助事業採択件数:0件(令和2年度) ・(公共施設等情報通信環境整備事業)補助事業採択件数:0件(令和2年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災で被災した地方自治体が抱える課題を解決するための事業に対して補助を実施し、復興に向けた新たな街づくりに合わせて、超高速ブロードバンド、放送の受信環境及び公共施設等向け通信基盤・システムの整備を推進することにより、被災地域におけるICTの活用の促進、インターネットを活用した商取引の活性化や企業誘致等につながるため、ICTによる新たな産業・市場を創出することに寄与する。</p>	<p>復興庁 0029</p>

(51)	電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年)	-	-	-	-	電子署名に関し、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するため、当該法第4条に基づき、安全性等に関する一定の基準に適合した特定認証業務の認定を実施。
(52)	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年)	-	-	-	4	社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることに鑑み、通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずることにより、通信・放送業務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資する。 当該法第4条に基づき、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送業務の提供、又は開発を行う者に対し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)を通じて、その経費の2分の1を上限に助成を実施。
(53)	特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年)	-	-	-	1	社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることに鑑み、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展に資する。
(54)	国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成28年改正)	-	-	-	-	国立研究開発法人情報通信研究機構法を改正し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の業務の範囲に、「サイバーセキュリティに関する演習その他の訓練」を追加(平成28年4月20日成立、同5月31日施行予定)。 NICTが有するサイバーセキュリティに関する技術的知見及び演習基盤を活用して、国の行政機関や重要インフラ事業者等を対象として、効果的な演習を実施する。
(55)	産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減(登録免許税)(平成26年度)	-	-	-	1	事業再編計画、特定事業再編計画の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、出資の受入れ、会社の設立等について、登録免許税の軽減
(56)	中小企業投資促進税制(所得税、法人税)(平成10年度)	-	-	-	1	中小企業者等が、機械装置等の取得等をした場合には、取得価額(船舶は取得価額の75%)の①30%の特別償却又は②7%の税額控除ができる。(資本金3千万超の中小企業は30%の特別償却のみ) ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。
(57)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(所得税、法人税)(平成15年度)	-	-	-	1	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。
(58)	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除(法人税)(平成10年度)	-	-	-	1	情報通信産業振興地域として定められた地区において、工業用機械等の取得をして電気通信業等の事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%(建物等については8%)の法人税額控除
(59)	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除(法人税)(平成10年度)	-	-	-	1	情報通信産業特別地区として定められた地区において新設された法人のうち認定を受けた法人について、設立後10年間、40%の所得控除
(60)	エンジェル税制(所得税)(平成9年度)	-	-	-	1	特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除
(61)	中小企業投資促進税制(法人住民税、事業税)(平成10年度)	-	-	-	1	中小企業者等が、機械装置等の取得等をした場合には、取得価額(船舶は取得価額の75%)の①30%の特別償却又は②7%の税額控除ができる。(資本金3千万超の中小企業は30%の特別償却のみ) ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。

(62)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(個人住民税、法人住民税、事業税)(平成15年度)	-	-	-	1	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。
(63)	沖縄情報通信産業振興税制(事業所税、減収補填措置)(平成10年度)	-	-	-	1	(1)1千万円以上の機械等及び1億円以上の建物等に係る情報通信産業等の事業の用に供する施設を新増築した場合に事業所税(資産割)課税標準を2分の1とする (2)事業の用に供する設備・不動産を新増設した者について、地方公共団体が事業税等を課さなかった場合又は不均一課税をした場合、地方交付税による減収補填
(64)	エンジェル税制(個人住民税)(平成9年度)	-	-	-	1	特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除
(65)	コンテンツ海外展開等促進基金(平成24年度)	-	-	-	2	①ローカライズ支援 経済産業省と総務省で共同で、公募による法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つ放送コンテンツ、映画等の映像コンテンツに対する現地語字幕の付与・吹き替え等(ローカライズ)に対して、1/2補助を実施する。 対象者:民間企業 ②プロモーション支援 経済産業省が、公募により選定する法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つプロモーションにつき、その活動費の一部を補助する。 対象者:民間企業 【成果指標(アウトカム)】 ・本施策のローカライズ支援を受けたコンテンツの量(時間)/本施策の支援を受けたプロモーション件数 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業者への交付決定額 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 公募による法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つ放送コンテンツ、映画等の映像コンテンツに対する現地語字幕の付与・吹き替え等(ローカライズ)に対して、1/2補助を実施することにより、日本の放送コンテンツの海外への販売を促進し、新たな市場を開拓するとともに、放送コンテンツ関連海外市場売上高の増加に寄与する。
(66)	中小企業経営強化税制(所得税、法人税)(平成29年度)	-	-	-	1	経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、設備(注)投資をする際、①即時償却又は②7%の税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)ができる。 ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。 (注)上記の「設備」とは、中小企業等経営強化法に規定する次の設備をいう。 [A類型]生産性向上設備(生産性が年平均1%以上向上) [B類型]収益力強化設備(投資利益率が5%以上のパッケージ投資)
(67)	中小企業経営強化税制(法人住民税、事業税)(平成29年度)	-	-	-	1	経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、設備(注)投資をする際、①即時償却又は②7%の税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)ができる。 ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。 (注)上記の「設備」とは、中小企業等経営強化法に規定する次の設備をいう。 [A類型]生産性向上設備(生産性が年平均1%以上向上) [B類型]収益力強化設備(投資利益率が5%以上のパッケージ投資)

政策の予算額・執行額	8,799百万円 (8,201百万円)	9,518百万円 (8,702百万円)	6,424百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					成長戦略	令和元年6月21日 (令和2年7月17日改訂)	成長戦略実行計画 成長戦略フォローアップ 令和元年度革新的事業活動に関する実行計画
					世界最先端IT国家 創造宣言・官民デ ータ活用推進基本計 画	平成29年5月30日 (30年6月15日改訂) (令和元年6月14日改訂) (令和2年7月17日改訂)	第1部 基本的考え方 第2部 II 施策集 別表

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	放送分野における利用環境の整備			番号	⑪				
評価方式	総合・実績事業		政策目標の達成度合い	モニタリング実施(評価は未実施)		(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織/勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	情報通信技術利用環境整備費	情報通信技術の利活用環境整備に 必要な経費		5,093,753		6,210,150	
	一般会計	総合通信局	情報通信技術高度利活用等推 進費	情報通信技術の利活用環境整備に 必要な経費		8,007		8,963	
	小 計					一般会計	< 5,101,760 >	の内数	< 6,219,113 >
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計					一般会計	< >	の内数	< >
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
合 計					一般会計	< 5,101,760 >	の内数	< 6,219,113 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-①)

政策 ^(※1) 名	政策11:放送分野における利用環境の整備			担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室	作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 犬童 周作
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。					分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:技術革新やそれに伴う環境変化が急速である放送分野において国民生活の利便性等の向上を図るとともに、我が国の対外情報発信力を強化する。 [中間アウトカム]:放送制度の必要な見直しを検討・実施するとともに、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請する。			年度ごとの目標(値)	年度ごとの実績(値) ^(※2)	政策評価実施予定時期	令和3年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
施策手段	①	基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること	放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等による環境整備	平成26年度	令和2年度	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	放送分野は技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化しているところ、これらに適切に対応していくことが求められている。このような現状を踏まえ、放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等を実施することは、国民生活の利便性の向上等に寄与することから、指標として設定。 なお、基準値及び基準年度については、放送法及び電波法の一部を改正する法律(平成26年法律第96号)の附則第12条「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送法第百六条の三第一項に規定する経営基盤強化計画の認定に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」の規定に基づき設定。
	①	平成26年度	令和2年度	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	
				・「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、「新たな時代の公共放送」、「放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用」及び「衛星放送の未来像」について検討を重ね、「第二次取りまとめ」を策定・公表(平成30年9月)。	・NHKのインターネット常時同時配信、NHKガバナンス改革、衛星基幹放送の周波数有効利用を内容とする放送法の一部を改正する法律(令和元年度法律第23号)が成立し、施行(NHK関連の規定:令和2年1月、衛星基幹放送関連の規定:同年3月)。		
				・規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)を受け、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」、「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」等を設置(平成30年11月)。	・同法の施行を受け、NHKはインターネット同時配信等のサービスである「NHKプラス」を試行的に開始(令和2年3月)。	—	
				・「放送を巡る諸課題に関する検討会」の「第二次取りまとめ」等を踏まえ、NHKのインターネット常時同時配信やNHKガバナンス改革等に関する「放送法の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成31年3月)。	・「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において取りまとめられた「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」を踏まえ、周波数の経済的価値を踏まえた割当手続(特定基地局開設料に関する制度)の対象に、「移動受信用地上基幹放送」(V-High帯域を活用した携帯端末向け放送)を追加する「電波法の一部を改正する法律案」を国会へ提出(令和2年2月)。		

<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には地方公共団体等に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図る。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行う。</p>	<p>臨時災害放送局の開設の円滑化を図るため、送信点調査や運用訓練等、運用研修・訓練を実施するとともに、可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行う。</p>	<p>2</p> <p>臨時災害放送局等の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等、運用研修・訓練の実施回数 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>大規模災害の発生時において地方公共団体等が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時からの送信点調査や運用訓練等やテレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えて、可搬型予備送信設備等を配備し、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練の実施についての検討。</p> <p>※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。</p>	<p>平成29年度</p> <p>機器設備の総合通信局等(11局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査や運用訓練等を実施。また、テレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えて可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を実施。</p>	<p>令和5年度</p> <p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 16回以上 (臨災局:6局×2回) (可搬型:4局×1回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p>	<p>東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として各地方公共団体が臨時災害放送局を開設し、被災者の生活安定等に大きく寄与したが、開設までに時間を要する地方公共団体もあったところ。そうした現状にあることを踏まえ、地方公共団体等が大規模災害時に避難情報等一刻を争う情報などの迅速な提供を行うためには、平時において事態を想定した訓練や効率的な運用を可能とする送信設備の設置場所等の選定が重要であることから、送信点調査及び運用訓練等の実施回数について指標として設定。</p> <p>また、熊本地震では、地上テレビ放送の中継局が被災した際、復旧までに時間を要したことから、本格復旧までの応急措置として、国が可搬型予備送信設備等を地方公共団体等に使用させることを可能とする体制を平成30年度から整備し、大規模災害時においてテレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えた運用研修・訓練の実施も目標(値)に追加した。</p> <p>【参考】臨時災害放送局の円滑な開設に向けた地方公共団体(※)における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結等)</p> <p>令和元年度:15.1%(11総合通信局等) 平成30年度:14.6%(6総合通信局) 平成29年度:14.6%(6総合通信局) 平成28年度:11.7%(4総合通信局) 平成27年度:9.5%(九州を除く3総合通信局) 平成26年度:6.1%(4総合通信局)</p> <p>(※)平成28年度までは、機器を配備した北海道、信越、四国及び九州の4総合通信局管内の地方公共団体。平成29年度からは、上記に加え、北陸及び中国の2総合通信局管内の地方公共団体も含めた6総合通信局管内の地方公共団体。なお、令和元年度は、当該機器が未配備である5総合通信局等(東北、関東、東海、近畿及び沖縄)に配備したことから、11総合通信局等の地方公共団体が該当。</p>
<p>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。</p>	<p>3</p> <p>NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。</p>	<p>平成29年度</p> <p>引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請。</p>	<p>令和2年度</p> <p>NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請。</p>	<p>NHKにおいて、きめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約2.5億世帯に増加。</p>	<p>NHKにおいて、よりきめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約3.4億世帯に増加。</p>	<p>海外視聴者を増やして外国人向けテレビ国際放送の充実を図るためには、NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請することが重要であることから、指標として設定。</p> <p>【参考】NHKにおける各年度の受信環境整備状況</p> <p>令和元年度:約3.4億世帯 平成30年度:約2.5億世帯 平成29年度:約2.4億世帯 平成28年度:約2.2億世帯 平成27年度:約2.1億世帯 平成26年度:約2億世帯 平成25年度:約1.9億世帯</p>

被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること	放送ネットワーク整備支援事業及び放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置（固定資産税）による環境整備	4 自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 <アウトプット指標>	19%	平成 25年度	100% (当該年度までに整備した件数/22局 (基準年度において整備対象となっている親局の移転・FM補完局等の整備局数))	平成 30年度	100% (22局/22局)		<p>ラジオは災害時における有用性が強く認識されたが、同時に、低地・水辺に立地する中波（AM）送信所の防災対策の必要性が明らかになったことを踏まえ、「国土強靱化アクションプラン2014（平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定）」では、平成30年度を目処として、自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者において、親局の移転・FM補完局の整備等の取組を進めてきた。</p> <p>当該取組により、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保することが可能となることから、自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備を指標として設定。</p> <p>(参考値) 平成30年度 100% 平成29年度 86% 平成28年度 73% 平成27年度 55% 平成26年度 45% 平成25年度 19%</p> <p>(参考値)親局の移転・FM補完局等の整備局数 平成30年度 3局 平成29年度 3局 平成28年度 4局 平成27年度 2局 平成26年度 10局</p>
ケーブルテレビ網の光化を促進することにより、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に寄与すること	放送ネットワーク整備支援事業により、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築のためのケーブルテレビ網の光化の環境整備	5 ケーブルテレビの光化率 <アウトカム指標>	11%	平成 28年度	50% (FTTH方式のケーブルテレビ加入世帯数/ケーブルテレビ加入世帯数)	令和 4年度	令和4年度に50%を目指す。	16%	<p>ケーブルテレビ網における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保するとともに、4K・8Kの視聴環境を構築するに当たっては、当該網の光化の促進が必要であることから、ケーブルテレビの光化率（ケーブルテレビ加入世帯のうち、FTTH方式の加入世帯数割合）について指標として設定。</p> <p>なお、本指標は「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日）中「（4K・8Kを）2020年に全国の世帯約50%で視聴されることを目指す」とこととされているため、年度ごとの目標は設定していない。</p> <p>(参考値) 平成29年度 13% 平成28年度 11% 平成27年度 10% 平成26年度 9.2%</p> <p>※令和元年度年度実績値については、令和2年度中に確定予定。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	放送ネットワーク整備支援事業(平成26年度)	2,328百万円 (1,935百万円)	282百万円 (221百万円)	663百万円	4	<p>放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、以下の費用の一部を補助 ①放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用(地上基幹放送ネットワーク整備事業) ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用(地域ケーブルテレビネットワーク整備事業) ③コミュニティ放送局の自動誘上装置等設備(災害情報等放送システム整備事業)、ケーブルテレビ事業者の広帯域無線システム(災害情報等代替伝送システム整備事業) (地方公共団体:補助率1/2 第三セクター、地上基幹放送事業者等:補助率1/3、コミュニティ放送事業者(③に限る): 2/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・整備済箇所数:2箇所(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の完了件数:16件(令和元年度) ・災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となるケーブルテレビネットワークについて、その2ルート化等の整備済箇所数:3箇所(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。</p>	0105
(2)	放送政策に関する調査研究(平成19年度)	52百万円 (49百万円)	66百万円 (63百万円)	83百万円	1	<p>放送は、不特定多数の者に対し、同時に、安価に情報提供を行うことが可能であり、災害情報、感染症対策に係る情報、民主主義の基盤に関する情報など、国民生活のうえで重要な社会的役割を果たしている。一方で、放送分野は、技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、社会ニーズも多様化する中、従来からの社会的役割を果たすためには、国民のニーズを適切に把握しつつ、新サービスの可能性や新技術の課題などを踏まえ、柔軟かつ迅速に放送政策の立案を行う必要がある。このため、放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するため、所要の調査・分析等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:9件(令和5年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・放送政策に関する調査・分析等の項目:8項目(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するための所要の調査・分析等を行うことにより、この成果を活用して、国民視聴者の多様なニーズや、放送が基幹メディアとして果たすべき公共的な役割について検討した上で、必要な制度整備・運用等を行うことができることとなるため、国民生活の利便性の向上等に寄与する。</p>	0106
(3)	国際放送の実施(昭和26年度)	3,544百万円 (3,544百万円)	3,594百万円 (3,594百万円)	3,594百万円	3	<p>放送法第65条第1項の規定に基づき、NHKに対して、必要な事項を指定して、国際放送の実施を要請する。実施に要する費用については、放送法第67条第1項の規定に基づき、国が負担する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・(ラジオ国際放送)3言語(日本語、中国語、朝鮮語)の1日あたりの放送時間:-(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送法第65条第1項の規定に基づき、海外における受信環境の整備等を指定して、テレビ国際放送の実施を要請し、この要請に応じてNHKがテレビ国際放送を実施することにより、テレビ国際放送の受信環境整備等が一層推進されることとなり、テレビ国際放送の充実に寄与する。</p>	0107
(4)	地域ICT強靱化事業(平成26年度)	30百万円 (28百万円)	15百万円 (14百万円)	14百万円	2	<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には地方公共団体等に対して貸し出す。大規模災害時において、テレビの中継局や共聴施設が被災し、被災地でテレビ放送が受信できなくなる場合に備えて、中継局や共聴施設の機能を一時的に代替可能な予備送信設備等を保管・運用するとともに、総合通信局等で当該設備等の運用研修・訓練を行い、大規模災害時に地方公共団体や共聴組合等を支援することができる職員を育成する等、運用体制を整備する。また、地方公共団体等が当該設備等を活用できるよう、運用マニュアルの更新等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・臨時災害放送局等の円滑な開設に向けた地方公共団体における取組状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結、開設に向けた送信点調査の実施等):17%(令和5年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・送信点調査、運用訓練等(説明会等含む)の実施:74回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合通信局等に配備した臨時災害放送局用の機器を用いて、送信点調査、運用訓練及び説明会等を実施することにより、地方公共団体等における臨時災害放送局等に係る運用のノウハウの蓄積がなされるため、災害時における臨時災害放送局等の迅速な開設に寄与する。</p>	0108

5)	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業(平成30年度)	0百万円 (0百万円)	3,951百万円 (3,356百万円)	2,858百万円	-	<p>停電及び局所的豪雨災害等に弱いなど課題があるケーブルテレビ事業者のケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助(地方公共団体:補助率1/2 第三セクター:補助率1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備済箇所数:30件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・交付決定数:28件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>停電及び局所的豪雨災害等に弱いなど課題があるケーブルテレビ事業者に対し、ケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助することにより、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化に資する。</p>	0109
6)	放送ネットワーク等災害復旧事業(平成30年度)	1百万円 (0.1百万円)	158百万円 (58百万円)	5百万円	-	<p>激甚災害に指定されている平成30年7月豪雨、台風20号及び台風21号によりケーブルテレビ施設及び地上デジタル放送共聴施設の被害を受けた市町村、市町村の連携主体又は第三セクターに対して、その復旧事業費を補助する。(市町村及び市町村の連携主体:補助率1/2、第三セクター:補助率1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧事業が完了した件数:11件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・復旧事業の補助金交付決定件数:2件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>激甚災害によりケーブルテレビ施設及び地上デジタル放送共聴施設の被害を受けた市町村等に対して、その復旧事業費を補助することにより、被災地のケーブルテレビ施設及び地上デジタル放送共聴施設といった国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の伝達手段の確保に寄与する。</p>	0110
7)	放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業(令和元年度)	-	31百万円 (30百万円)	30百万円	1	<p>(1)番組製作会社及び放送事業者に対するアンケートにより、放送コンテンツの製作取引に関する実態調査を実施するとともに、クロス集計などの手法によって、契約実態や取引構造について定量的な分析を実施する。</p> <p>(2)個別の取引に関する具体的な事実関係を把握することにより、アンケートを補充する観点から、番組製作会社及び放送事業者それぞれに対して、グループ・ヒアリング等を実施する。</p> <p>(3)放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が弁護士等の専門家に相談できる場を整備し、迅速かつ円滑な問題解決を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を活用した取引ルールの整備の件数:1件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・アンケートの有効回答数:560社(令和元年度) ・グループ・ヒアリング等の開催回数:5回(令和元年度) ・製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が専門家に相談できるよう、整備した場の数:6回(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>放送コンテンツの製作取引に関する実態(商慣習、契約実態、取引構造等)を調査し、実態を踏まえた取引ルールの整備に資するとともに、製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が専門家に相談できる場を整備することにより、放送コンテンツの製作環境の改善及びクリエイターの製作意欲の向上を図る。</p>	0111
8)	ケーブルテレビネットワーク光化による耐災害性強化事業(令和元年度)	-	4百万円 (3百万円)	1,084百万円	-	<p>災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保等の観点から、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークのFTTH化等の整備費用の一部を補助(地方公共団体:補助率1/2 第三セクター:補助率1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備済箇所数:11箇所(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・交付決定件数:11件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>災害時における停電に起因するケーブルテレビ事業者の停波について、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の伝達手段を確保し国民の安全・安心を確保するため、ケーブルテレビネットワークのFTTH化を行う。</p>	0112
9)	BS右旋帯域の再編に係る経費(令和2年度)	-	-	200百万円	-	<p>円滑な帯域再編を実現すべく、以下のような取組を通じて、必要な技術仕様等の策定や衛星放送の視聴者保護を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スロット数の変更やトラボン移動等を柔軟に行うための放送設備の仕様変更等に係る技術検証 ・帯域再編作業に係る周知・広報及び視聴者からの問合せ対応のためのコールセンターの設置 等 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スロットの縮減、トランスポンダの移動等を実施する番組の数:14番組(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・帯域再編に必要な技術検証件数 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>BS右旋帯域に新たに生まれる空き帯域を有効利用するために帯域再編を実施し、衛星放送市場のさらなる活性化を図る。</p>	新02-0018

(10)	4K・8K時代に対応したケーブルテレビ光化促進事業(平成29年度)	2,213百万円 (1,831百万円)	132百万円 (132百万円)	-	5	<p>4K・8K時代の本格化に対応し、4K・8Kの視聴できる環境を全国格差なく整備するため、過疎地域等の条件不利地域における4K・8Kの視聴に必要なケーブルテレビ網の光化等を支援する。 (地方公共団体:補助率1/2 第3セクター:補助率1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・4K・8Kを視聴する世帯数の割合:50%(令和2年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 超高精細技術の利活用等による、より高精細・高機能な放送サービスや本格的な放送・通信の連携サービスの実現、医療・介護など幅広い分野での社会的課題の解決等の利便を全国格差なく享受可能とする。また、地域密着メディアであるケーブルテレビの4K・8K対応により、約36兆円の経済波及効果(2020年までの累計)を通じた地域経済の活性化や雇用の創出、4K・8Kならではのコンテンツ制作・海外展開等を通じた地域の情報発信力や国際競争力の強化を実現する。</p>	-	
(11)	放送法(昭和25年)	-	-	-	1	<p>放送法(昭和25年法律第132号)第1条において、次のとおり規定されている。 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。</p> <p>一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。</p> <p>当該法律に基づき、国民生活の利便性等の向上を図ることを目的に、放送制度の必要な見直しを検討・実施。</p>		
政策の予算額・執行額		6,053百万円 (5,708百万円)	8,114百万円 (7,348百万円)	5,102百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						-	-	-

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「―」となることがある。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	情報通信技術利用環境の整備			番号	⑫				
評価方式	総合・実績事業		政策目標の達成度合い	モニタリング実施(評価は未実施)		(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	情報通信技術利用環境整備費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費		953,536		1,034,985	
	一般会計	総合通信局	情報通信技術高度利活用等推進費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費		8,829		9,991	
	東日本大震災復興特別会計	復興庁	生活基盤行政復興政策費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費		14,430		-	
	小 計					一般会計	962,365		1,044,976
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計	14,430		-	
						<	>の内数	<	>の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属すると 整理できるもの									
	小 計					一般会計			
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
合 計					一般会計	962,365		1,044,976	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計	14,430		-	
						<	>の内数	<	>の内数

<p>政策^(※1)名</p>	<p>政策12:情報通信技術利用環境の整備</p>	<p>担当部局課室名</p>	<p>総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他6課室 電波部 電波政策課 他4課室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 大村 真一 電波部電波政策課長 布施田 英生</p>
<p>政策の概要</p>	<p>電気通信事業分野における公正競争の促進、ブロードバンド環境の整備促進、電波利用環境の維持・改善により利用者利便の向上を図るとともに、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の確保を実現することにより、世界最高水準の情報通信技術(ICT)インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。</p>		<p>分野【政策体系上の位置付け】</p>	<p>情報通信(ICT政策)</p>	
<p>基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】</p>	<p>[最終アウトカム]:世界最高水準のICTインフラ環境の更なる普及・発展 [中間アウトカム]:電気通信事業分野の一層の競争促進を図る取組を実施することによる料金低廉化・サービス多様化や、ブロードバンド基盤の整備促進等による利用者利便の向上、ブロードバンド基盤の整備促進等による誰もがICTの恩恵を享受できる環境の実現、電波利用環境の維持・改善による無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談への対応、情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上等による電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現する。</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和3年8月</p>	

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績(値) ^(※2)			
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	
<p>電気通信事業分野の公正な競争環境の整備</p>	<p>①</p>	<p>公正な競争促進に向けた取組の進捗 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>平成29年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 ・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るにあたり、「電気通信市場検証会議」を開催し、平成30年8月、「電気通信事業分野における市場検証(平成29年度)年次レポート」を策定・公表。 ・モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うため、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」を開催(平成31年4月に中間報告書取りまとめ)。平成31年1月に「消費者保護ルールの検証に関するWG」と連携し、通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする「モバイルサービスの適正化に向けた緊急提言」を取りまとめ、当該提言を踏まえ「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出(令和元年5月成立)。 ・固定通信の接続料に関し、調査研究の成果を踏まえ平成31年度以降の算定方法の見直しについて検討を行い、第一種指定電気通信設備接続料規則を改正(平成31年3月5日公布)。 また、電気通信事業の公正な競争促進のため、「接続料の算定に関する研究会」において検討を行い、平成30年9月に第二次報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則を改正(平成31年3月8日公布)</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 ・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るにあたり、「電気通信市場検証会議」を開催し、令和元年8月、「電気通信事業分野における市場検証(平成30年度)年次レポート」を策定・公表。 ・モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うために開催した「モバイル市場の競争環境に関する研究会」において最終報告書を取りまとめ(令和2年2月)。 ・固定電話網に係るコストに関する情報収集等のため、最新の設備・通信技術等について調査研究を行い、その成果を踏まえ、令和2年度の接続料算定に必要となる第一種指定電気通信設備接続料規則を改正(令和2年1月10日公布)、同規則に基づきLRICモデルを通知。また、「長期増分費用モデル研究会」において令和4年度以降の接続料算定に適用し得るLRICモデルを検討。 ・電気通信事業の公正な競争促進のため、「接続料の算定等に関する研究会」において検討を行い、令和元年9月に第三次報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則を改正(令和2年1月27日公布)</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	<p>電気通信事業分野は技術革新のスピードが速く、急速な市場の変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められている現状を踏まえ、公正競争促進のため、電気通信市場の競争機能の有効性や競争は阻害要因等についての検証及びサービスに対する利用者の利便性の状況についての検証を行い、サービスに対する利用者の利便性の状況について検証を行い、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題を抽出し、競争環境の変化に応じた制度改正等につなげることが重要であることから、公正な競争促進に向けた取組の進捗を指標として設定。</p>

<p>情報システムのIPv6 対応の促進</p>	<p>2</p>	<p>情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動の実施箇所数 <アウトプット指標></p>	<p>年7箇所</p>	<p>平成 29年度</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p>	<p>令和 2年度</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p>	<p>IPv6対応が加速している国際動向への対応及び多種多様なデバイス等が接続されるIoT社会の構築に向け、IPv6対応の重要性が高まっており、情報通信システムのIPv6対応に係る普及啓発活動が必要となっていることを踏まえて、同活動の実施箇所数を測定指標として設定。</p>
<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の着実な執行</p>	<p>3</p>	<p>特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組の進捗 <アウトプット指標></p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>平成 29年度</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>令和 2年度</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについての収集・分析及び同法に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定。</p> <p>【参考】 (令和元年度値) 行政指導(警告メール) 約6,000通 報告徴収 0件 行政処分(措置命令) 0件</p> <p>(平成30年度値) 行政指導(警告メール) 約5,700通 報告徴収 4件 行政処分(措置命令) 0件</p> <p>(平成29年度値) 行政指導(警告メール) 約3,400通 報告徴収 6件 行政処分(措置命令) 2件</p> <p>(平成28年度値) 行政指導(警告メール) 約3,400通 報告徴収 7件 行政処分(措置命令) 0件</p> <p>(平成27年度値) 行政指導(警告メール) 約3,300通 報告徴収 21件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成26年度値) 行政指導(警告メール) 約3,600通 報告徴収 36件 行政処分(措置命令) 7件</p>	

<p>電気通信サービスの利用者の苦情・相談対応及びその内容の分析等を踏まえた電気通信サービスを安心・安全に利用する環境の整備</p>	<p>④</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組の進捗<アウトプット指標></p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、課題抽出のため、電気通信サービスの契約現場への覆面調査等を実施し、事業者における利用者への説明義務の執行状況を確認した。その調査結果等を踏まえ、説明が不十分とされた事項について、必要な改善指導やガイドライン改定の制度整備を行うとともに、事業者の改善状況のフォローを実施。</p>	<p>平成29年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスの改善のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容を抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導や制度整備（「電気通信事業法施行規則」における初期契約解除制度の対象役割へのMVNO音声通話付サービスの追加等やそれに伴う「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正）を実施。 ・情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」を踏まえ、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスを休廃止する際の利用者保護を図るための制度整備（「電気通信事業法」において、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスの休廃止に当たり事業者が利用者に周知する内容に関する事前届出を義務付け）を実施。 ・平成27年の電気通信事業法改正により充実・強化された現行の消費者保護ルールについて、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、その施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行うため、「消費者保護ルールに関するWG」を開催（平成31年4月に中間報告とりまとめ）。平成31年1月に「モバイル市場の競争環境に関する研究会」と連携し、通信料金と端末代金の完全分離や販売代理店の届出制度の導入等を内容とする「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を取りまとめ、当該提言を踏まえた「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出（令和元年5月成立）。</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容を抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導や制度整備（「電気通信事業法施行規則」における初期契約解除に伴う対価請求項目の追加やそれに伴う「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正）を実施。 ・平成27年の電気通信事業法改正により充実・強化された消費者保護ルールについて、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、その施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行うため、「消費者保護ルールに関するWG」を開催し、令和元年12月に報告書を取りまとめた。 また、平成31年1月に「モバイル市場の競争環境に関する研究会」と連携して取りまとめた「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を受け、通信料金と端末代金の完全分離、販売代理店への届出制度の導入、事業者及び販売代理店の勧誘の適正化等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律案を国会に提出し、5月に成立、10月より施行されている。本法改正を受け、その詳細を定める省令やガイドラインの整備を実施。</p>	<p>電気通信サービスに係る苦情・相談件数が増加、高止まりの現状にあることを踏まえると、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に重要であると考えられるため、指標として設定。</p> <p>【参考（各年度の相談受付件数）】 令和元年度：15,971件 平成30年度：10,466件 平成29年度：8,848件 平成28年度：9,093件 平成27年度：10,125件 平成26年度：6,952件 平成25年度：7,012件 平成24年度：6,811件 平成23年度：7,873件</p>
--	----------	---	---	---------------	--------------	--	---	---	--

電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現

<p>情報通信ネットワークの安全・信頼性基準等の見直し</p>	<p>⑤ 電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>電気通信事故の原因、対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、「情報通信ネットワークの安全・信頼性基準」等の見直し等を実施。</p>	<p>平成 29年度</p>	<p>電気通信事故の原因、対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、「情報通信ネットワークの安全・信頼性基準」等の見直し等を実施。</p>	<p>令和 2年度</p>	<p>平成30年度に発生したソフトウェアに起因する重大事故の原因・対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、情報通信ネットワーク等安全・信頼性基準等の見直しを検討中。</p>	<p>2件の「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」の改正を実施。</p>	<p>—</p>	<p>電気通信事故の分析・評価を電気通信事故検証会議等において実施し、分析等の結果、これまでに認識していない新たな原因が判明した場合は安全・信頼性基準への反映を実施(100%)。</p> <p>電気通信事故が大規模化・長時間化・多様化が進展している現状にあることを踏まえて、事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、指標として設定。</p> <p>【参考】 (令和元年度) 重大事故: 2件 電気通信事故検証会議開催回数: 5回 (平成30年度) 重大事故: 4件 電気通信事故検証会議開催回数: 6回 (平成29年度) 重大事故: 4件 電気通信事故検証会議開催回数: 6回 (平成28年度) 重大事故: 5件 電気通信事故検証会議開催回数: 6回 (平成27年度) 重大事故: 8件 電気通信事故検証会議開催回数: 7回</p> <p>(注)重大事故とは、以下の要件に該当する事故をいう。 ・電気通信役務の提供を停止又は品質を低下させた事故で、次の基準に該当するもの 一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務: 継続時間1時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの 二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務: 継続時間2時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間1時間以上かつ影響利用者数10万以上のもの 三 電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するLPWAサービス: 継続時間12時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間2時間以上かつ影響利用者数100万以上のもの 四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス(一から三までに掲げる電気通信役務を除く): 継続時間24時間以上かつ影響利用者数10万以上のもの又は継続時間12時間以上かつ影響利用者数100万以上のもの 五 一から四までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務: 継続時間2時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間1時間以上かつ影響利用者数100万以上 ・衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障の場合は、その設備を利用する全ての通信の疎通が2時間以上不能であるもの</p>
<p>電気通信機器の技術基準適合性の確保</p>	<p>6 市場調査を行う端末機器の台数 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>40台</p>	<p>平成 29年度</p>	<p>40台以上</p>	<p>令和 2年度</p>	<p>40台以上</p>	<p>40台以上</p>	<p>40台以上</p>	<p>市場に流通する通信機器の中には、技術基準に適合しない機器が確認されており、当該機器による利用者への不測の被害が危惧されている。そのため、電気通信機器の技術基準への適合性を確保することに資するものとして、市場調査を行う端末機器の台数及び関係者間で情報交換するMRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数を指標として設定。</p> <p>注:これまでMRA国際研修会の参加者数に係る令和2年度の目標値を240人としていたが、近年の電気通信・無線機器の社会経済への浸透、国際化の進展を受け、より高い目標として270人に変更した。</p> <p>【参考】 (令和元年度値) ・市場調査機器台数: 40台 ・MRA国際研修会参加者数: 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日)の趣旨を踏まえ、令和元年度のMRA国際研修会は中止</p> <p>(平成30年度値) ・市場調査機器台数: 40台 ・MRA国際研修会参加者数: 228人</p> <p>(平成29年度値) ・市場調査機器台数: 40台 ・MRA国際研修会参加者数: 240人</p> <p>(平成28年度値) ・市場調査機器台数: 39台 ・MRA国際研修会参加者数: 243人</p> <p>(平成27年度値) ・市場調査機器台数: 42台 ・MRA国際研修会参加者数: 240人</p>
<p></p>	<p>7 MRA国際研修会の参加者数 ＜アウトプット指標＞ (※MRA(Mutual Recognition Agreement): 相手国向けの機器の認証(機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認)を自国で実施することを可能とする二国間の協定)</p>	<p>240人</p>	<p>平成 29年度</p>	<p>270人</p>	<p>令和 2年度</p>	<p>270人</p>	<p>240人</p>	<p>270人</p>	<p>240人</p>

地域データセンターの整備推進	8	地域データセンターの整備について事業者への周知・啓発活動の年間の実施回数 <アウトプット指標>	年4件	平成30年度	年4件	令和2年度	年4件 5件	年4件 8件	年4件 —	地域データセンターの整備の実現のためには、データセンターを運営・管理する事業者やデータセンター利用企業等に周知・啓発を行うことが必要であるという現状を踏まえて、指標として設定。
無線システムの高度化や電波利用ニーズに応えるための国際調整や国内の他システムとの周波数共用の検討等の実施による移動通信システム用の周波数帯域幅の確保	9	移動通信システム用の周波数帯域幅の拡大 <アウトカム指標>	約900MHz幅(携帯電話等) 約350MHz幅(無線LAN)	平成29年度	平成29年度までに確保した移動通信システム用の周波数帯域幅に加えて、新たに周波数帯域幅(約2500MHz幅)を確保	令和2年度	2018年2月、情報通信審議会より、「5GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2018年6月、周波数割当計画を変更して屋外で利用可能な100MHz幅(無線LANチャネルとして80MHz幅)を確保。また、2018年7月、同審議会より、「第5世代移動通信システム(5G)の技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2019年1月、周波数割当計画を変更して携帯電話用周波数として合計2200MHz幅を確保。引き続き、移動通信システム用の周波数の拡大に向けた検討を継続。	2019年4月、情報通信審議会より「次世代高効率無線LANの技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2019年7月、周波数割当計画を変更し、5.6GHz帯無線LANの使用周波数帯の拡張により5MHz幅を確保。また、2019年6月、同審議会より、「地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システム(ローカル5G)の技術的条件等」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2019年12月、周波数割当計画を変更して携帯電話用周波数として100MHz幅を確保。引き続き、移動通信システム用の周波数の拡大に向けた検討を継続。	移動通信システム用の周波数帯域幅の拡大に向けた取組を実施することにより、平成29年度までに確保した周波数帯域幅に加えて、新たに周波数帯域幅(約2500MHz幅)を確保。 スマートフォン等の普及により、移動通信トラフィックは年々増加しており、移動通信用周波数は逼迫した状況にあるため、携帯電話、BWAや無線LAN等、移動通信システム用の周波数帯域幅の増加を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、「新サービス創出等による経済成長」、「利用者利便の増進」、「国際競争力の強化」の視点を総合的に判断等して、周波数帯域幅の拡大に向けた取組を指標として設定。 【参考】(周波数割当計画の態様による。) 携帯電話用約900MHz幅(平成29年度値) 無線LAN用約350MHz幅(平成29年度値) 携帯電話用約3100MHz幅(平成30年度値) 無線LAN用約450MHz幅(平成30年度値) 携帯電話用約3200MHz幅(令和元年度値) 無線LAN用約455MHz幅(令和元年度値)	
無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応した情報通信基盤の利用環境の維持・改善	10	新たな電波利用システムの実現に必要な技術基準等の策定 <アウトプット指標>	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	平成29年度	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	令和2年度	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。 第5世代移動通信システムの導入のための制度整備など5件 ローカル5Gの導入のための制度整備など8件	ICT技術の進展等に伴う通信速度の高速化や高機能化等の電波利用ニーズに応えるため、新たな電波利用システムの実用化を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、実用化に必要な制度整備の実施を指標として設定。 【参考】 5件(平成29年度値) 5件(平成30年度値) 8件(令和元年度値)

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年	令和元年度	令和2年度			
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究(昭和62年度)	158百万円 (143百万円)	211百万円 (190百万円)	231百万円	1	<p>電気通信事業分野における事業環境の整備に資するため、以下の調査を行う。</p> <p>(1)電気通信事業政策の包括的検証に関する調査研究 (2)電気通信事業における競争政策に関する調査研究 (3)電気通信事業における料金算定等に関する調査研究 (4)インターネット環境の整備・維持に関する調査研究 (5)無電柱化の更なる推進に向けた情報通信基盤の整備・維持に関する調査研究 (6)電話リレーサービスにおける交付金制度等に関する調査研究</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:9件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・本調査研究による成果物を資料として活用した研究会、審議会、報告書等の件数:78件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信分野における競争政策及び料金算定並びに情報通信基盤整備・確保の在り方等に関する調査研究を実施することにより、ブロードバンド化の進展、サービスの多様化による市場環境の変化を捉え、市場の変化等に対応した新たな規制の在り方について検討を行い、電気通信サービスの健全な発展の促進等、事業環境を整備することができることとなるため、適正な料金水準に基づくブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。</p>	0113
(2)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費(平成6年度)	343百万円 (311百万円)	417百万円 (384百万円)	475百万円	3.4	<p>電気通信分野における急速な技術革新に伴い電気通信サービスは一層高度化・多様化しているが、一方で依然増加傾向にある迷惑メール送信、サービス利用に伴うトラブルの多様化・複雑化等が課題となっている。こうした状況に的確に対応するため、的確かつタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図り、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、利用者保護に係る問題の抽出・分析、迷惑メール対策の実施、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応の促進等、消費者等への電気通信サービスに関する情報提供、法令等の周知を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:3件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・電気通信消費者相談センター等の苦情・相談件数:15,971件(令和元年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託の相談受付件数:2,674件(令和元年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託の情報受付件数:17,521,910件(令和元年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託のモニター受信機受付件数:765,637件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 迷惑メール対策、電気通信サービス利用者からの苦情・相談への対応、インターネット上の違法・有害情報への対応に係る相談、電気通信事業分野の消費者利益確保に向けた調査等を実施することにより、利用者保護に係る問題の抽出・分析を行い、的確かつタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図ることができることとなることから、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	0114
(3)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費(平成12年度)	32百万円 (29百万円)	48百万円 (35百万円)	47百万円	5.6.7	<p>電気通信事業分野における安全・信頼性の向上を図るため、年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している端末機器の技術基準への適合性を確認する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果等を活用した、ガイドライン等の見直しの件数:2件(令和3年度) ・市場調査の結果、技術基準への不適合が明らかとなった端末機器の台数に対する対応を実施した台数の比率:100%(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・市場調査を行う端末機器の台数:40台(令和元年度) ・MRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数:0人(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している端末機器の技術基準への適合性を確認することにより、大規模化・長時間化・多様化が進化する電気通信事故に対する事業者の取組を適切に確保する制度的枠組みの整備や電気通信機器の技術基準への適合性の確保を図ることができることから、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上の実現に寄与する。</p>	0115

(4)	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方)(平成22年度)	10百万円 (8百万円)	10百万円 (7百万円)	9百万円	3.4	<p>電気通信サービスの消費者利益の確保を図るため、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者、消費生活センター等との間の連携を強化し、電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等に迅速に対応するとともに、電気通信事業者等の自主的な取組の促進策等の検討材料とする。そのための関係者による継続的な意見交換や消費者関係施策の一体的推進に取り組む場として電気通信消費者支援連絡会を開催する。また、青少年等のリテラシー向上を図るため、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動(e-ネットキャラバン等)を展開していく。これらの取組を通じ、地域における電気通信サービスの安心・安全な利用環境の整備を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・e-ネットキャラバン参加者数:40万人(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・e-ネットキャラバンの講座開催数:2,660回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用について、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者及び消費生活センター等との間の連携を強化し、また青少年等のリテラシーについて、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動を展開していくことにより、消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用に迅速に対応し、行政としての対策や電気通信事業者等の自主的な取組促進策等の検討材料とともに、青少年等のリテラシー向上が期待できることとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	0116
(5)	国際VHF周波数変更対策のための損失補償(平成29年度)	52百万円 (10百万円)	18百万円 (1百万円)	-	10	<p>平成27年度のWRC(無線通信会議)においてITU-RのRR(無線通信規則)が改正され、国際VHFの一部の周波数をデジタルデータ通信用に変更することとなった。このため、平成29年度から平成30年度にかけて海岸局95局、船舶局6,102局に対して電波法第71条第1項により周波数変更命令を行い、今まで運用していた周波数を国際VHFの他の周波数に移行させるとともに、のうち工事が必要な無線局(海岸局95局、船舶局240局)については、電波法第71条第2項を適用して、平成29年度は100局、平成30年度は94局、令和元年度は28局についてその工事費用を補償した。(総数335局のうち、廃局や辞退により113局は対応不要となった)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・周波数変更命令対象無線局数:6,197局(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・損失補償を行った無線局数:28局(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 2015年世界無線通信会議(WRC-15)による国際電気通信連合(ITU)憲章に規定する無線通信規則の付録第18号の改正に基づき、周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)が改正された。本事業により新たな周波数割当計画による海上通信システムの円滑な導入及び船舶の航行安全の通信体制の確保が図られることにより、情報通信技術利用環境の整備に寄与するものである。</p>	0118
(6)	迅速な応急復旧のための体制整備に関する緊急対策事業(平成30年度)	0百万円 (0百万円)	230百万円 (171百万円)	-	-	<p>迅速な応急復旧のため、以下の体制整備を行う。 ・通信ネットワークの被害・復旧状況の集約作業において、事業者側の情報集約、事業者から総務省への情報受け渡しなどの手順を改善し、総務省側の情報集約を迅速に行えるようにする。 ・総務省及び通信事業者における被災直後の初動対応について、具体的な連絡体制や業務フローを改善し、改善した業務フロー等による訓練の実施により、初動対応の実効性を確保できるようにする。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・迅速な応急復旧のための体制整備に加わる組織数:7(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・防災訓練の参加人数:140人(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ・災害時等における初動対応等の訓練を通じて、関係機関間の連携等に係る具体的な連絡体制や業務フローを改善することにより、通信インフラの早期復旧に係る対応の実効性の確保に寄与するものである。</p>	0119
(7)	災害時における重要通信確保のための総合通信局への移動電源車の配備(令和元年度)	-	0百万円 (0百万円)	200百万円	-	<p>各総合通信局等の移動電源車の配備計画を見直し、災害による電気通信設備等への電源供給の途絶や、避難所等の重要拠点における停電に備えるため、当該移動電源車を派遣して、必要となる電源確保を迅速に行う体制を強化する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・新規配備台数:9台(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・移動電源車:0台(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ・総合通信局等に移動電源車を新たに配備することにより、災害時等における重要拠点の通信確保のための支援体制の強化に寄与するものである。</p>	0120

(8)	インターネット上の海賊版サイト対策に係る検討経費(令和2年度)	-	-	200百万円	-	<p>総務省の「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」最終報告書において、次の方針を示したことを踏まえ、総務省・通信事業者・権利者等が連携して、利用者権利を尊重しつつ効果的な対策を検討・実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISP(インターネットサービスプロバイダ)が、ユーザの同意を得て、ユーザのアクセス先をチェックし、特定の海賊版サイトへのアクセスを検出した場合に警告画面を表示する「アクセス警告方式」については、個別同意を前提とした試行的実施等の技術検証を進めるほか、引き続きユーザの意向や技術・コスト面の状況把握に努めること ・端末側における、青少年向けフィルタリングサービスや、セキュリティ対策ソフトによる対応策を着実に促進していくため、フィルタリングソフトのユーザ利便の向上や、セキュリティ対策ソフトへの海賊版リストの迅速な反映を可能とする枠組みを速やかに作ること ・民間主導の枠組みを尊重しつつ、適切な支援の在り方を検討するとともに、著作権教育・意識啓発、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、広告掲載の抑制といった海賊版対策を総合的に推進していくことが重要であること <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査研究の成果を活用した対策:3件(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実証実験及び調査実施件数 ・協議会・研究会等開催件数 ・セキュリティ対策ソフトにおいて海賊版サイトへのアクセス抑止方策を参照する企業数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 違法にアップロードされた日本の漫画等が、インターネット上で無料で閲覧できる海賊版サイトの登場により、著作権侵害及び具体的な経済的被害が生じている中、総務省・通信事業者・権利者等が連携して、利用者権利を尊重しつつ効果的な対策を検討・実施することにより、インターネット上における権利保護に資する方策の社会実装の促進に寄与する。</p>	新02-0019
(9)	情報通信基盤災害復旧事業費補助金(平成24年度)(復興庁からの移替え)	44百万円 (30百万円)	46百万円 (12百万円)	26百万円	-	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤(FTTH等のブロードバンドサービス施設、ケーブルテレビ等の有線放送施設及び公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設等)の復旧事業を支援することを目的として、特定被災地方公共団体又はその連携主体に対して、その復旧事業費の3分の1又は3分の2を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・復旧事業が完了した件数:35件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・復旧事業の補助金交付決定件数:2件(令和2年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧事業を支援することにより、被災地域の情報通信基盤の復旧を図ることとなるため、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ることに寄与する。</p>	復興庁 0029
(10)	電気通信事業法(昭和59年)	-	-	-	1,4,5,7	電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信業務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する。	
(11)	有線電気通信法(昭和28年)	-	-	-	5	有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによって、公共の福祉の増進に寄与する。	
(12)	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年)	-	-	-	1	1 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信業務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、地域電気通信事業を営むことを目的とする株式会社とする。	
(13)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年)	-	-	-	3	一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることに鑑み、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。	
(14)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年)	-	-	-	4	携帯音声通信事業者による携帯音声通信業務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備等の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止を図る。	
(15)	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成13年)	-	-	-	6,7	相互承認協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、電波法(昭和25年法律第131号)及び電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の特例を定める等の措置を講じ、もって特定機器に係る製造、輸出入、販売その他の事業活動の円滑化に資する。	
(16)	電波法(昭和25年)	-	-	-	9	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、周波数割当て等を実施。	

(17)	地域データセンター整備促進税制(法人税、固定資産税)(平成30年度)	-	-	-	8	電気通信事業者が対象設備(サーバー、ルーター又はスイッチ、電源装置)を取得した場合における取得価額の15%の法人税の特別償却及び固定資産税の3年間の課税標準4分の3。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 首都圏以外に整備して設置地域近傍からの利用を行う設備投資に対する法人税の特別償却・首都圏のデータセンターのバックアップを行うための設備投資に対する固定資産税減免を適用することにより、地域へのデータセンター整備が促進されることから、情報の円滑な流通に資する。 ※法人税の特別償却は令和2年3月31日で終了。固定資産税の課税標準の特例は令和4年3月31日まで延長。
(18)	固定系電気通信事業者に係る事業所税の特例措置(事業所税)(平成22年度)	-	-	-	1	固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税とする。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税にすることにより、当該事業の提供のための施設整備が促進されることから、低コストかつ高速のプロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。

政策の予算額・執行額	1,739百万円 (1,426百万円)	1,355百万円 (1,169百万円)	977百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (2) デジタルトランスフォーメーションの推進 ・光ファイバ整備を加速するとともに、プロードバンドのユニバーサルサービス化について検討し、2021年度に措置する。
世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和2年7月17日	第1部 I 新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7 社会基盤の整備 (3) デジタル格差対策 (4) データ流通環境の整備、セキュリティ/トラストの確保 IV 社会基盤の整備 1 5Gを軸とした協業促進によるインフラ再構築 (3) 5G環境等の普及、光ファイバ網の整備					
観光ビジョン実現プログラム2020	令和2年7月14日	別紙 インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策 視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現 ・災害用統一SSIDを利用した携帯キャリアWi-Fi及びエリアオーナーWi-Fiの無料開放・利用手続き簡素化を促進するため、災害用統一SSIDに関する周知等を行う。【継続】					
まち・ひと・しごと創生基本方針2020	令和2年7月17日	6. 新しい時代の流れを力にする (1) 地域における Society 5.0 の推進 (2) 地域における情報通信基盤等の環境整備 a) 5Gなどの情報通信基盤の早期整備					
知的財産推進計画2020	令和2年5月27日	5 コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築 (2) 模倣品・海賊版対策の強化					

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	電波利用料財源による電波監視等の実施			番号	⑬				
評価方式	総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり						
(千円)									
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象となっているもの	一般会計	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費		52,200,692		55,635,158	
	一般会計	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波利用技術の研究開発等に必要な経費		18,185,263		21,212,370	
	一般会計	総合通信局	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費		3,237,955		3,358,973	
	小 計				一般会計	< 73,623,910 >	> の内数 <	< 80,206,501 >	> の内数
					特別会計	<	> の内数 <	<	> の内数
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの									
	小 計				一般会計	<	> の内数 <	<	> の内数
					特別会計	<	> の内数 <	<	> の内数
合 計					一般会計	< 73,623,910 >	> の内数 <	< 80,206,501 >	> の内数
					特別会計	<	> の内数 <	<	> の内数

主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-⑬)

政策(※1)名	政策13:電波利用料財源による電波監視等の実施				分野	情報通信(ICT政策)
政策の概要	電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)を実施し、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」を実現する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進する。 [中間アウトカム]:近年、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが益々重要となっていることを踏まえ、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況	当初予算(a)	62,006	59,617	74,731	73,624
		補正予算(b)	428	△ 195	3,066	53,285
		繰越し等(c)	△ 5,695	△ 2,312	△ 2,554	
		合計(a+b+c)	56,739	57,111	75,243	
執行額		48,972	50,452	64,265		

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和2年7月17日	第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 IV 社会基盤の整備 1 5Gを軸とした協業促進によるインフラ再構築 等
	成長戦略フォローアップ	令和2年7月17日	3. デジタル市場への対応 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G(ビヨンド5G)の推進 等

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)(※2)				
				平成29年度	平成30年度	令和元年度		
電波監視の確実な実施	①	重要無線通信妨害への措置率 <アウトプット指標>	100% 【平成28年度】	100% (522件/522件)	100% (412件/412件)	100% (461件/461件)	100% (重要無線通信妨害の申告のうち措置した件数/重要無線通信妨害の申告件数) ※措置とは、申告を受け、確認、検知調査、告発及び行政指導を行う一連の対応をいう。 【令和元年度】	イ
総合無線局監視システムの安定的な運用	②	総合無線局監視システムの稼働率(計画停止を除く。) <アウトカム指標>	99.959% 【平成28年度】	無線局数の増加に影響されることなく99.9%以上確保			無線局数の増加に影響されることなく99.9%以上確保 (各機能ごとの年間のシステム稼働時間率の平均) 【令和元年度】	イ
				99.99% ((99.991+99.998+99.997)/3)	99.99% ((99.985+100.000+99.997)/3)	99.98% ((99.93+100.00+100.00)/3)		

不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	無線局の電子申請に関する周知・啓発活動を実施	3	無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 ＜アウトカム指標＞	74.6% 【平成28年度】	個人:50%以上 法人:80%以上 (平成29年度～令和元年度の平均)			個人:50%以上 法人:80%以上 (平成29年度～令和元年度の平均) (免許・再免許の電子申請件数/免許・再免許の申請件数) 【令和元年度】	イ
	電波が人体等と与える影響を解明するための調査を実施	4	電波の人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 ＜アウトプット指標＞	7.6 (最大10.0) 【平成28年度】	7.8以上	7.8以上	7.8以上	7.8以上 (最大10.0) 【令和元年度】	ロ
	高精度な周波数の提供	5	標準周波数 ^{※1} の精度(周波数標準値に対する偏差 ^{※2}) ＜アウトプット指標＞	1.0×10 ⁻¹³ (10兆分の1)以内 【平成28年度】	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内 【令和元年度】	イ
	電波の安全性に関する理解向上のための説明会等の周知活動を実施	6	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数 ＜アウトプット指標＞	各地方局で1回以上かつ全国で20回開催 【平成28年度】	各地方局で1回以上かつ全国で30回以上	各地方局で1回以上かつ全国で30回以上	各地方局で1回以上かつ全国で30回以上	各地方局で1回以上かつ全国で30回以上開催 【令和元年度】	イ
	電波の適正利用に関する理解向上のための周知活動を実施	7	電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数 ＜アウトプット指標＞	4,471件 【平成28年度】	4,500件以上	5,000件以上	5,000件以上	5,000件以上 【令和元年度】	イ
	IoTユーザの基本知識の要件(スキルセット)の策定や講習会等の実施	8	IoT機器に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合 ＜アウトカム指標＞	—	60%	60%	80%	80% (講習会等のアンケートにおいて「IoT機器に係る電波の適正利用について知解した」と回答した受講者/講習会等のアンケートに回答した受講者) 【令和元年度】	イ
	医療・救護活動等に携わる人材への研修・訓練等による周知啓発の実施	9	医療・救護活動に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合 ＜アウトカム指標＞	—	60%	60%	60%	60% (研修・訓練等のアンケートにおいて「医療・救護活動に係る電波の適正利用について理解した」と回答した受講者/研修・訓練等のアンケートに回答した受講者) 【令和元年度】	イ
					76% (211人/278人)	83% (197人/238人)	78% (187人/239人)		

無線LANの情報セキュリティに関する周知・啓発等の実施	10	総務省の無線LANセキュリティに関する周知啓発サイトへの年間アクセス数 ＜アウトカム指標＞	14,140回 【平成28年度】	14,500回以上	14,750回以上	15,000回以上	15,000回以上 【令和元年度】	イ
				20,558回	36,748回	34,399回		
電波資源拡大のための研究開発を実施	⑪	電波資源拡大のための研究開発における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	課題設定型: 4.1(最大5.0) 課題提案型: 21.1(最大30.0) 【平成28年度】	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0) 課題提案型: 21.0以上 (最大30.0) 【令和元年度】	ロ
				課題設定型: 3.7 課題提案型: 21.1	課題設定型: 3.8 課題提案型: 20.2	課題設定型: 3.7 課題提案型: 19.7		
周波数逼迫対策技術試験事務を実施	12	周波数逼迫対策技術試験事務における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	課題設定型: 4.0(最大5.0) 【平成28年度】	課題設定型: 3.5以上	課題設定型: 3.5以上	課題設定型: 3.5以上	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0) 【令和元年度】	イ
				課題設定型: 3.9	課題設定型: 3.6	課題設定型: 3.7		
高度な周波数共用を実現するための研究開発及び調査検討の実施	13	外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	外部専門家による評価点数の平均 4.0(最大5.0) 【平成28年度】	-	-	3.5以上 (最大5.0)	3.5以上 (最大5.0) 【令和元年度】	イ
				-	-	3.6		

電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	電波を有効利用する技術について国際標準化するための連絡調整事務を実施	14	国際標準化連絡調整事務における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	4.2(最大5.0) 【平成28年度】	3.5以上	3.5以上	3.5以上	3.5以上 (最大5.0) 【令和元年度】	イ
	電波を有効に利用する技術について周波数の国際協調利用を促進する事業を実施	15	周波数の国際協調利用促進のための事業実施状況等における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	-	3.5以上	3.5以上	3.5以上	3.5以上 (最大5.0) 【令和元年度】	イ
	携帯電話の利用環境の整備を支援	16	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。) ＜アウトカム指標＞	1.4万人 【平成28年度】	1万人未満			1万人未満 【令和元年度】	イ
	ラジオの難聴解消のため、FM中継局を整備	17	FM補完中継局の整備によりFM補完放送の聴取が可能となると推計される世帯数に占める、FM補完放送の聴取が可能となった世帯数の割合 ＜アウトカム指標＞	80.5% 【平成28年度】	87.8%	100%	100%	100% (当該年度までにFM補完放送の聴取が可能となる世帯数/39百万世帯(基準年度においてFM補完放送の聴取が可能となる世帯数)) 【令和元年度】	イ
	4K・8K普及促進等のため、衛星放送受信環境の整備を支援	18	中間周波数の漏洩対策済機器の出荷台数 ＜アウトカム指標＞	-	-	100万台	300万台	300万台 【令和元年度】	ロ
	防災等に資するWi-Fi環境の整備を推進	19	防災拠点等におけるWi-Fi環境整備済箇所数 ＜アウトカム指標＞	約1.4万箇所 【平成28年度】	約2万箇所	約2.5万箇所	約3万箇所	約3万箇所 【令和元年度】	ハ
	高度無線ネットワークを支える光ファイバ網の整備を推進	20	光ファイバ未整備世帯の減少 ＜アウトカム指標＞	約114万世帯 【平成28年度】	-	-	約66万世帯 ●万世帯 (令和3年2月頃公表予定)	約66万世帯 【令和元年度】	-

	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<p>指標①、②、⑩は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えているところ、①、②は目標達成することができた。⑩は一部目標に届かないところがあったものの、おおむね目標に近い実績を示している。</p> <p>指標3、5～10、12～17は目標を達成している。指標4、18については目標に到達していないものの、目標達成に向けた着実な進展が見られる状況である。</p> <p>指標19については、目標を達成できなかったが、着実な進捗が認められる。</p> <p>指標20については、現時点では達成・未達成の評価を行っていないが、着実な進捗が認められる。</p> <p>全体としては、電波利用共益事務を確実に実施し、電波の適正な利用の確保が図られており、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)	評価結果	<p><施策目標> 不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること</p> <p>測定指標①については、重要無線通信妨害事案の発生時の迅速な対応を確保するため、申告受付の夜間・休日の全国一元化を継続して実施するとともに、地方総合通信局等における迅速な出動体制を確保することなどにより、目標を達成することができた。</p> <p>測定指標②については、ユーザがシステムを利用できない時間を短くするための仕組みの導入や運用上の取組強化により、目標を上回ることができた。</p> <p>測定指標3については、関連イベントへの出展等による広報活動やインターネット上における周知・誘引活動の推進等により、目標を上回ることができた。</p> <p>測定指標4については、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発を実施するために、外部専門家による評価を行っているところではあるが、一部の研究開発において進捗に問題が認められたこと等により目標を達成することができなかった。その理由として、妊産婦に対する電磁波の影響評価を疫学的に行うものであったところ、当該研究機関における倫理審査に時間を要したことが挙げられる。なお、全体としての評価の平均値は、「5段階で上位から2番目の「優れている」に該当している。</p> <p>測定指標5については、情報通信研究機構による高精度な標準電波の発射を行う体制を確保することにより、目標を上回ることができた。</p> <p>測定指標6については、平成29年度より医療関係者のニーズに応える形で説明会開催の回数が増加していることから、目標を上回ることができた。</p> <p>測定指標7については、目標を達成することができた。達成できた要因として、ホームページへの相談件数が昨年度と比較して大幅に上昇(31件→54件)したことが挙げられる。</p> <p>測定指標8については、講習形態や受講者属性等を踏まえた講習を実施することにより、目標を達成することができた。</p> <p>測定指標9については、研修・訓練等の着実な実施による理解度の向上を図り、目標を上回ることができた。</p> <p>測定指標10については、動画コンテンツ等による周知啓発を積極的に実施したことにより、目標を上回ることができた。</p> <p><施策目標> 電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること</p> <p>測定指標⑩(課題設定型)については、目標を達成することができた。これは、施策の実施に当たって予算要求時などの各時点において、その進め方や効率性の妥当性について、外部専門家による評価を実施しながら進めることで、施策の効率的、かつ、着実な実施に努めたことによるものである。</p> <p>測定指標⑪(課題提案型)については、目標を達成することはできなかった。これは、新型コロナウイルス感染防止による学校封鎖や技術検証などの遅れにより、期間内に成果が得られなかったものが見受けられ、外部有識者による評価点が低くなった結果、平均としてやや目標には届かなかった。</p> <p>測定指標12については、目標を達成することができた。これは、施策の実施に当たって予算要求時などの各時点において、その進め方や効率性の妥当性について、外部専門家による評価を実施しながら進めることで、施策の効率的、かつ、着実な実施に努めたことによるものである。</p> <p>測定指標13については、令和元年度は概ね計画どおりの成果が得られており令和2年度の計画も適切である。短期間での成果が求められることから、研究開発と調査実証の連携を踏まえた綿密な計画のもと目標達成に向けた取組を期待する旨の外部専門家からの評価を得ている。</p> <p>測定指標14については、目標を達成することができた。これは、施策の実施に当たって予算要求時などの各時点において、その進め方や効率性の妥当性について、外部専門家による評価を実施しながら進めることで、施策の効率的、かつ、着実な実施に努めたことによるものである。</p> <p>測定指標15については、外部専門家による評価を踏まえ、評価結果を適切にフィードバックすることで、目標を上回ることができた。</p> <p>測定指標16については、携帯電話等エリア整備事業の活用等により、目標を達成することができた。</p> <p>測定指標17については、民放ラジオ難聴解消支援事業の活用等により、目標を達成することができた。</p> <p>測定指標18については、本補助事業を通じた漏洩対策の必要性に係る周知啓発等の取組から波及した民間企業による出荷台数の実績であり、漏洩対策済機器の出荷台数は当初目標をほぼ達成していると考えられる。なお、当初目標に若干届かなかった要因としては、年明けからの新型コロナウイルスの感染拡大に伴い国内の工事全般が停滞したことにより、結果として改修工事に必要な機器の出荷台数も鈍化したことが考えられる。</p> <p>測定指標19については、目標に届かなかった。原因として、整備主体である地方公共団体への調査によれば、自治体内における担当課等との調整、光回線等の施設整備の遅れ、昨今の災害等を踏まえた整備計画の見直し等により、整備意欲はあるものの、整備が遅れていることが考えられる。これらを踏まえ、事業を2年延長し、令和3年度までの計画延長等の「整備計画」見直しを実施することで、目標の未達部分についてカバーする予定としている。また、引き続き説明会等を通じた優良事例等の紹介を行う等により整備の推進を図っていくこととする。</p> <p>測定指標20については、令和元年度の実績値が判明していないため、達成、未達成の評価を行っていないが、総務省が毎年実施する光ファイバの整備率調査の最新値(平成30年度末時点)において、光ファイバの未整備世帯数は約66万世帯まで減少したため、目標を上回るペースで整備が進められていると考えられる。</p>

次期目標等への反映の方向性	<p><施策目標> 不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、目標を達成することができたため、次期事前分析表においてはより困難性の高い指標を設定する。 測定指標2については、目標を達成しており、今後も適切なシステム安定運用及び国費執行に努める。 測定指標3,5,6,10については、基本目標との関係性に乏しいものであるため、次期事前分析表の測定指標から削除する。 測定指標4については、次期事前分析表において、過去3か年度の平均値に基づく目標値を設定する。 測定指標7については、目標を達成することができたため、次期事前分析表においてはアウトカム指標を設定する。 測定指標8については、測定指標に紐付く事業が令和2年度で終了するため、次期事前分析表の測定指標から削除する。 測定指標9については、測定指標に紐付く事業が令和元年度で終了したため、次期事前分析表の測定指標から削除する。 <p><施策目標> 電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標11については、引き続き取組を推進していく。なお、各案件の効率性を客観的に判断するため、引き続き外部専門家による評価を実施し、評価結果を踏まえて各案件を実施する。 測定指標12,13,14,15については、測定指標11に一本化するため、次期事前分析表の測定指標から削除する。 測定指標16については、令和2年度以降は道路等の非居住エリアを対象として補助事業を実施するため、これを適切に評価することのできるよう測定指標を変更する。 測定指標17については、目標年度における目標を達成したため、次期事前分析表の測定指標から削除する。 測定指標18,19については、基本目標との関係性に乏しいものであるため、次期事前分析表の測定指標から削除する。 測定指標20については、引き続き本事業を適切に実施し、令和2年7月3日に策定された「ICTインフラ地域展開マスタープラン2.0」において定めた目標の達成に努める。 	
	(令和3年度予算概算要求に向けた考え方)	
	I 予算の拡大・拡充	
	令和3年度予算概算要求への主な反映内容	「Society5.0」を支える5Gの普及展開や更なる高度化とともに、2030年頃のBeyond 5Gの実現に向けて、「電波資源拡大のための研究開発」等を拡充する。
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	電波の適正な利用の確保と更なる電波有効利用を図るために必要な機構、定員要求を行うこととしている。特に2021年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けては、より電波の効率的な利用に資するため、必要な体制を構築する予定としている。	

学識経験を有する者の知見等の活用	令和2年8月、「令和2年度「総務省の政策評価に関する有識者会議」と「総務省行政事業レビュー外部有識者会合」の合同会合」における西出委員の御意見を踏まえ、測定指標18について「政策の分析」欄に記述を追加した。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○電波有効利用成長戦略懇談会 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/dempayukoriyo/index.html) ○電波利用料制度 (https://www.tele.soumu.go.jp/j/fees/index.htm)
-------------------------------	--

担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 等	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課電波利用料企画室長 根本 朋生	政策評価実施時期	令和2年9月
---------	------------------------------	--------	----------------------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	ICT分野における国際戦略の推進			番号	⑭					
評価方式	総合・実績事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施(評価は未実施)							
(千円)										
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額				
	会計	組織/勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	情報通信国際戦略推進費	情報通信技術の国際戦略に必要な経費		1,305,958		2,591,538		
	小 計				一般会計	< 1,305,958 >	の内数	< 2,591,538 >	の内数	
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの										
		小 計				一般会計	< >	の内数	< >	の内数
						特別会計	< >	の内数	< >	の内数
合 計					一般会計	< 1,305,958 >	の内数	< 2,591,538 >	の内数	
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数	

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑭)

政策(※1)名	政策14:ICT分野における国際戦略の推進				担当部局課室名	国際戦略局 国際政策課他 5 課室			作成責任者名	国際戦略局 国際政策課長 大森 一顕	
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、トップセールスによる官民ミッション団の派遣、国内外におけるセミナーの実施、要人の招へい等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献する。								分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:ICT分野における我が国の国際競争力強化や諸外国との協力関係の構築・強化及び政策協調を通じた、我が国の経済成長の促進及び国際社会への貢献 [中間アウトカム]:二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、国内外におけるセミナーの実施、官民ミッション団の派遣、要人の招へい、モデルシステムの構築等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、ICTによる各国の課題解決を図る。								政策評価実施予定時期	令和3年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)(※2)						
施策手段					平成30年度	令和元年度	令和2年度				
二国間・多国間における協議を通じた、諸外国との協力関係の構築・強化及び政策的協調	① 二国間での定期協議、政策協議への参画及び意見交換の実施回数 <アウトプット指標>	政策協議等:28回 (27年度~29年度の平均)	平成29年度	政策協議等:28回程度 令和2年度	年度毎に政策協議等:28回程度 56回 50回 —			円滑な情報流通等のための国際的な政策協調や我が国ICT企業の海外展開のための環境整備を図ることは、我が国のICT分野における国際競争力強化やプレゼンス向上を図る上で重要である。二国間の協議や国際機関等の会議への参画・意見交換を実施することにより、諸外国との協力関係の構築・強化及び政策的協調を図ることが可能となり、その結果、円滑な情報流通や我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 【参考】 平成29年度:58回(政策協議等:36回 国際会議:22回) 平成28年度:48回(政策協議等:28回 国際会議:20回) 平成27年度:47回(政策協議等:19回 国際会議:28回)			
	② 国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施回数 <アウトプット指標>	国際会議:23回 (27年度~29年度の平均)	平成29年度	国際会議:23回程度 令和2年度	年度毎に国際会議:23回程度 31回 29回 —						
二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に貢献すること	③ 我が国ICTシステムを活用した課題解決手法の紹介等を通じた、各国との協力関係の構築・強化 <アウトプット指標>	26件 (政務レベル13件) (27年度~29年度の平均)	平成29年度	26件程度 (政務レベル13件程度) 令和2年度	年度毎に26件程度 (うち政務レベル13件程度) 67件(政務レベル33件) 55件(政務レベル19件) —			我が国ICTシステムに係るノウハウや知見の諸外国への移転は、我が国のICT分野における国際競争力強化やICT企業の海外展開を推進する上で重要である。ICT分野における協力強化等を目的とした、各国との二国間協定や覚書の締結等により、我が国ICTシステムを活用した課題解決手法を紹介し、先方に導入を促すこと等は、ICT分野における諸外国、とりわけインフラ需要の増加が続く各国との協力関係を構築・強化し、我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 【参考】 平成29年度:37件(政務レベル14件) 平成28年度:23件(政務レベル16件) 平成27年度:19件(政務レベル10件)			
リスクマネー供給による、海外における電気通信事業、放送事業又は郵便事業等への民間資金の誘発(プロジェクトへの参加を促進)	④ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の支援案件に参加する日本企業数(出資企業+受注関連企業) <アウトカム指標>	平均2社/件以上	平成28年度	平均2社/件以上	令和2年度	平均2社/件以上	平均2社/件以上	平均2社/件以上	これまで日本企業が行ってきた製品やインフラの売り切りでは価格競争で中国・韓国の企業に対抗できない現状を踏まえて、相手国内のインフラ整備のみならず、併せてその運営及び維持管理、ICTサービスや放送コンテンツの提供等をパッケージで展開することを促進する観点から、平成27年11月25日に、海外で電気通信事業、放送事業又は郵便事業等を行う者に対して、リスクマネーの供給や専門家派遣等の支援を行う官民ファンド「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)」を設立。JICTの業務が開始され、具体的な目標設定が可能となったため、新たに測定指標を設定。JICTの支援は、JICTが供給するリスクマネーを「呼び水」として民間資金を誘発(プロジェクトへの参加を促進)することを狙いとするものであることから、その政策効果を測定する指標として、「JICTの支援案件に参加する日本企業数(出資企業+受注関連企業)」を設定。なお、目標値は「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」において同機構の成果目標とされているものとした。		
					令和2年度	2.25社/件	2.33社/件	—			

諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献すること	我が国の質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性についての理解の促進	⑤	国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施回数 ＜アウトプット指標＞	セミナー等：30回 ミッション団：5回 (27年度～29年度の平均)	平成 29年度	セミナー等：30回程度 ミッション団：5回程度	令和 2年度	年度毎にセミナー等：30回程度 年度毎にミッション団：5回程度	セミナー25回 ミッション団1回	セミナー35回 ミッション団2回	—	新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長により、今後も更なる市場の拡大が見込まれている。このため、我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、世界のインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の力強い経済成長につなげていくことが喫緊の課題となっている。こうした現状を踏まえ、国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施により、その実施国に対して官民一体となって我が国が強みを有する質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性について理解の促進を図り、我が国ICT企業の国際展開・案件受注の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。 【参考】 平成29年度：セミナー30回、ミッション団12回 平成28年度：セミナー42回、ミッション団1回 平成27年度：セミナー18回、ミッション団3回
		6	ICT海外展開の推進に向けたモデルシステム構築等に係る調査研究等の実施 ＜アウトプット指標＞	10回程度 (27年度～29年度の平均)	平成 29年度	10回程度	令和 2年度	年度毎に10回程度	12回	19回	—	インフラシステムの海外展開・案件受注のためには、相手国の実情を十分に踏まえ、様々な課題を複合的に解決できるソリューション提案を行い、我が国提案のコンセプトや技術的優位性・信頼性について理解を深めることが重要となる。このため、案件の構想段階から参画するための実証事業やモデルシステムの構築・運営等の充実・強化が課題となっている。こうした状況を踏まえ、モデルシステムの構築・運営により、各国の政府・事業者等に対して我が国が強みを有する質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性について理解の促進を図り、我が国ICT企業の国際展開・案件受注の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。 【参考】 平成29年度：9回 平成28年度：6回 平成27年度：15回
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)※3			関連する 指標※4		達成手段の概要等				令和2年度行政事業 レビュー事業番号	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度								
(1)	国際会議への対応(平成17年度)	239百万円 (183百万円)	240百万円 (189百万円)	240百万円	1.2.3	<p>情報通信分野における各種国際会議への出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際経済紛争の未然防止と政策面での連携強化を図るための2国間協議 ・情報通信分野の国際連携強化のための多国間会議等 ・国際機関が開催する情報通信分野のための国際会議 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策協議等を通じて実現した相手国との協力覚書等の締結等の件数：6件(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況：57回(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>高級実務者レベルによる二国間会合の開催や各種国際会議等への出席を通じて、情報通信分野における国際的な課題解決、連携強化を図ることにより、我が国の方針に沿った国際的なルール作りが実現されることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に寄与する。</p>					0145	
(2)	国際電気通信連合(ITU)分担金・拠出金(昭和24年度)	633百万円 (633百万円)	391百万円 (391百万円)	384百万円	1.2	<p>国際電気通信連合(ITU)は、電気通信に関する国連の専門機関であり、国際的な周波数の分配、電気通信の標準化、開発途上国に対する技術援助等を主要な目的としている。分担金は、国際電気通信連合憲章第二十八条に基づく構成国の義務として、連合の経費を負担するもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITUの職員数(専門職以上)に占める日本人職員数の割合：8.7%(令和2年度) ・ITUの幹部職員数(D1以上)に占める日本人幹部職員数の割合：8.7%(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITUが開催する国際会議等の数：589回(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>ITU構成国の義務として分担金を負担し、また、拠出金によりITUの活動を支援することにより、ITUに対する直接的な影響力の確保、我が国の政策の反映など、ITUにおける我が国のプレゼンスを向上させることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に寄与する。</p>					0146	

<p>(3)</p>	<p>経済協力開発機構(OECD)への拠出(平成13年度)</p>	<p>70百万円 (70百万円)</p>	<p>74百万円 (74百万円)</p>	<p>74百万円</p>	<p>1.2</p> <p>OECDの「デジタル経済政策委員会(CDEP)」は、今後の社会・経済に大きな影響を与え得る人工知能(AI)に関する検討をはじめ、5G・IoT等の新興技術の登場に伴うセキュリティの課題やデータの流通、信頼性の課題など、新たな情報通信政策に関する課題の検討を行っている。我が国もOECD加盟国として、国際的に調和が取れ、我が国国民の利益に資する政策提案が行われるよう、これらの課題に対する検討作業に貢献するため、財政上の支援を行</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・デジタル経済政策委員会関連の職員数(専門職以上)に占める日本人職員比率:4%(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・本拠出金の拠出先であるデジタル経済政策委員会における、我が国からの議長・副議長の人数:5人(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 OECDのデジタル経済政策委員会(CDEP)への拠出を通じて、同委員会における取組として我が国の政策を反映したプロジェクト等を推進することにより、ICT分野における我が国の知見に対する国際的なニーズ及び企業を含めた我が国のプレゼンスの向上が図られることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開への貢献に寄与する。</p>	<p>0147</p>
<p>(4)</p>	<p>アジア・太平洋電気通信共同体(APT)分担金・拠出金(昭和54年度)</p>	<p>151百万円 (151百万円)</p>	<p>145百万円 (145百万円)</p>	<p>145百万円</p>	<p>1.2</p> <p>アジア・太平洋電気通信共同体(APT)は、アジア・太平洋地域におけるICT分野の国際機関であり、地域のICTインフラ及びサービスの均衡した発展を目的として、標準化や無線通信の政策的調整、ICT分野の人材育成等を行っている。分担金はAPT憲章に基づく加盟国の義務として、拠出金は地域のICT分野に関する人材育成、デジタル・デバイド解消の取組等を支援するために拠出するものである。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・APT職員数(D1以上)に占める日本人職員数の割合:30.4%(令和2年度) ・APT職員数(専門職以上)に占める日本人幹部数の割合:30.4%(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・APTが主催する会議等の数:22回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 APT憲章に基づく加盟国の義務として分担金を負担し、また、技術の標準化や無線通信の政策的調整及びICT分野の人材育成等、APTの活動を拠出金によって支援することにより、ICT分野の人材育成やデジタルデバイド(情報格差)解消等の取組を通じてアジア・太平洋地域において我が国の政策の反映や技術紹介が可能となり、ICT分野における我が国の知見に対する国際的なニーズ及び企業を含めた我が国のプレゼンスの向上が図られることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開への貢献に寄与する。</p>	<p>0148</p>
<p>(5)</p>	<p>ICT発展に向けた日ASEAN共同調査・研究事業(平成21年度)</p>	<p>11百万円 (11百万円)</p>	<p>11百万円 (11百万円)</p>	<p>11百万円</p>	<p>3</p> <p>ASEANの情報通信技術基金に資金を拠出し、ASEANにおけるICTの発展に資する調査研究、ワークショップ、セミナー等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・事業を通じてASEAN各国に紹介された日本の情報通信技術・知見の数:6件(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・各年度の実施プロジェクトの件数:1件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ASEANにおけるICTの発展に資するワークショップやセミナー等を実施することにより、ASEANのニーズを踏まえた日本の情報通信技術・知見の紹介や、日ASEAN間の協力枠組み構築、政策合意形成の機会となることから、我が国ICT企業の海外展開に貢献するとともに、ASEAN各国の課題解決への貢献に寄与する。</p>	<p>0149</p>

<p>(6)</p>	<p>国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施(平成11年度)</p>	<p>89百万円 (85百万円)</p>	<p>90百万円 (79百万円)</p>	<p>96百万円</p>	<p>1.2.6</p> <p>(1)我が国の最先端の技術等を世界に発信することは、国際競争力確保の点からも重要であるため、英文ニュースレター等による情報発信を行う。 (2)諸外国の情報通信に関する政策・規制、市場動向等を収集することは、今後の情報通信分野の政策を企画・立案し、海外市場への国際展開を検討する上で必須なため、諸外国の情報通信分野における基礎的な情報、政策動向、サービスニーズ等の最新状況等グローバルな課題に関する情報の収集・分析及び調査を行う。 (3)情報通信分野の国際経済紛争を未然に防ぐため、国際協定の適用・解釈等について国際法に詳しい専門家からアドバイスを受け、また、国際経済紛争・交渉が想定される国の政策・規制動向の調査・分析を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査研究の成果物を活用した政策の立案・遂行等:4件(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・外国への情報発信、調査研究の実施件数:9件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 海外における情報通信分野概況等の情報収集・分析、途上国における国際協力の在り方に関する調査研究の実施、我が国情報通信政策等の諸外国への発信を通じ、国際的な政策動向・市場動向を踏まえた制度設計に必要な情報を整理することにより、情報通信分野の政策の企画・立案、国際競争力の強化及び国際経済紛争防止のための検討・対処が可能となり、諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献することが期待できる。</p>	<p>0150</p>
<p>(7)</p>	<p>ICT国際競争力強化パッケージ支援事業(平成27年度)</p>	<p>1,187百万円 (986百万円)</p>	<p>1,529百万円 (1,368百万円)</p>	<p>334百万円</p>	<p>5.6</p> <p>ICTインフラプロジェクトを相手国のニーズに応じて「パッケージ」で提案し、我が国におけるICTや知見・ノウハウを含めた成功事例を他国へ横展開するとともに、新規分野の開拓、重点国への戦略的支援を推進することによって、案件受注に向けて戦略的な対外広報や展開ステージ(案件発掘、案件提案、案件形成)の移行を促進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・規制・展開可能性調査、実証事業、官民ミッション派遣、セミナー実施年度から3年以内における事業化や日本企業の受注等件数:5件(令和5年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・官民ミッション派遣・セミナー等実施件数:18件(令和元年度) ・実証実験、規制・展開可能性調査実施件数:42件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 官民ミッション、セミナー・シンポジウム、モデルシステムの構築・運営(実証事業)等を実施することにより、我が国ICT企業が海外展開する際に、より一層の事業化・受注等が促進されることとなるため、諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献することに寄与する。</p>	<p>0151</p>
<p>(8)</p>	<p>グローバルICTインフラの構築の促進に向けた諸外国との戦略的連携の推進(令和元年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>22百万円</p>	<p>5.6</p> <p>グローバルICTインフラは、今後、5Gの普及に伴い、大容量の国際通信を支えるものとしてその重要性が高まっており、それ自身としての重要性に加え、他のICT関係案件の展開の基礎となる重要性を持つ。また、グローバルICTインフラプロジェクトの実施にはコストの高さやリスク分散の観点から、コンソーシアムが形成される等、様々なステークホルダーが関与し、さらに各国の許認可が必要である等、参入障壁が存在するため、グローバルICTインフラを取り巻く状況について、基礎調査を実施し、必要に応じて関係企業や関係国に対して情報共有を行い、我が国企業が積極的に大型案件に関与するための支援を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・基礎調査等実施年度から5年以内における日本企業のグローバルICTインフラプロジェクト参入件数:3件(令和6年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・基礎調査を実施したグローバルICTインフラプロジェクト件数 ・基礎調査等の情報共有(セミナー、意見交換等)件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 我が国企業のグローバルICTインフラプロジェクト参入による経済的利益及び各国政府等機関や企業との情報共有による、国際協調体制を構築し、グローバルICTインフラを展開した国から、上位レイヤに位置するICTインフラシステムの受注に寄与する。</p>	<p>0152</p>

(9)	G20貿易・デジタル経済大臣会合開催経費(令和元年度)	-	179百万円 (169百万円)	-	-	<p>G20サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)に先立ち、茨城県つくば市において開催が予定されているG20貿易・デジタル経済大臣会合の円滑な実施を実現するため、G20貿易・デジタル経済大臣会合を効率的かつ効果的に運営するための必要業務を外部委託する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・各国の合意文書の数:1件(令和元年度) ・本会合に先立ち取り組む作業部会、マルチステークホルダー会議のほか、地方自治体が主催する関連イベント等の件数:3件(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・G20貿易・デジタル経済大臣会合を開催する:1件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 G20デジタル経済大臣会合における成果文書の取りまとめ及び関係国とのバイ会談での協議を行うことにより、情報通信分野における国際的な課題解決、連携強化を図ることにより、我が国の方針に沿った国際的なルール作りが実現されることとなり、今後の国際社会における政策協調に積極的に貢献することが可能となり、ひいては我が国におけるICT分野のプレゼンス貢献に寄与するもの。</p>	0153	
(10)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成27年度)	-	-	-	4	我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行う枠組み(支援機構の設立、業務の範囲等)を定める。		
(11)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構への出資(財政投融資)等(平成27年度)	産投出資: 7,200百万円 (7,200百万円) 政府保証: 24,000百万円 (0百万円)	産投出資: 26,700百万円 (22,470百万円) 政府保証: 8,500百万円 (0百万円)	産投出資: 26,600百万円 政府保証: 15,700百万円	4	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等を支援するために必要となる産投出資金及び政府保証枠を確保する。		
政策の予算額・執行額		2,349百万円 (2,105百万円)	2,616百万円 (2,293百万円)	1,306百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						インフラシステム輸出戦略	平成25年5月17日 (平成26年6月3日改訂) (平成27年6月2日改訂) (平成28年5月23日改訂) (平成29年5月29日改訂) (平成30年6月7日改訂) (令和元年6月3日改訂) (令和2年7月9日改訂)	第2章 具体的施策 1. 官民一体となった競争力強化 2. 受注獲得に向けた戦略的取組 (1)海外インフラ案件の経営等への参画・継続的関与の推進 (2)第三国連携等を通じた競争力の補完 (3)ソフトインフラ 3. 質の高いインフラの推進 4. 幅広いインフラ分野への取組 (1)IoT、AIなど高度な分野への展開
						成長戦略フォローアップ	令和2年7月17日	6. 個別分野の取組 (2)新たに講ずべき具体的施策 × 海外の成長市場の取り込み ② 日本企業の国際展開支援
						経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章「新たな日常」の実現 5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現 (4)持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	郵政行政の推進			番号	⑮				
評価方式	総合・実績事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施(評価は未実施)						
(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	郵政行政推進費	郵政行政の推進に必要な経費		756,057		813,648	
	小 計				一般会計	< 756,057 >	の内数	< 813,648 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計				一般会計	< >	の内数	< >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
合 計					一般会計	< 756,057 >	の内数	< 813,648 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑮)

<p>政策^(※1)名</p>	<p>政策15: 郵政行政の推進</p>				<p>担当部局課室名</p>	<p>情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 菱沼 宏之</p>
<p>政策の概要</p>	<p>郵政民営化法等に基づき、民営化の成果を国民が実感できる事業展開の促進及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社に対する必要な監督を行う。 信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、信書制度及び信書便制度の周知・広報活動を推進することにより、信書便市場の活性化や、利用者利便の向上を図る。 さらに、各国との政策協議や万国郵便連合(UPU)への積極的貢献等を通じて、国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開を促進する。</p>						<p>分野【政策体系上の位置付け】</p>	<p>郵政行政</p>
<p>基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】</p>	<p>[最終アウトカム]: 郵政事業のユニバーサルサービスが安定的に供給され、国民が郵政民営化の成果を一層実感できるような社会を実現する。加えて、国際的な郵便制度・業務の改善等にも貢献する。 [中間アウトカム]: 日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっているため、日本郵政グループに対して適切に監督を行うことで、郵政民営化を着実に推進する。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。</p>				<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和4年8月</p>		
<p>施策目標</p>	<p>測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)</p>	<p>基準(値)</p>	<p>目標(値)</p>	<p>年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値)^(※2)</p>			<p>測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>施策手段</p>	<p>① 郵政民営化の着実な推進<アウトプット指標></p>	<p>基準年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>		
<p>郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること</p>	<p>・日本郵政グループの事業実施に関して、必要な認可等を行うこと ・郵政事業のユニバーサルサービスを確保するための検討を実施すること</p>	<p>郵政民営化法(平成17年法律第97号)等に基づく監督 「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」(平成30年7月情報通信審議会答申) 「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(平成30年12月)</p>	<p>日本郵政グループの事業展開の促進</p>	<p>令和3年度</p>	<p>日本郵政グループの事業展開の促進</p>	<p>日本郵政グループの事業展開の促進</p>	<p>平成27年11月に日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式が上場された。日本郵政グループは、ユニバーサルサービスの安定的な提供を行うとともに、企業価値を更に向上させる必要がある。また、郵政民営化法において、郵政民営化が多様で良質なサービスの提供を通じ利用者の利便の向上を図ることを目的とすることも踏まえ、「郵政民営化の着実な推進」を測定指標として設定。 併せて、郵政民営化の成果を国民が実感できるような「日本郵政グループの事業展開の促進」を目標として設定。</p>	

			郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	平成27年度	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	令和3年度	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	人口減少や電子メールの利用の拡大により郵便物数が減少するなど、郵便事業を取り巻く環境が厳しくなっており、日本郵便に責務として課せられている郵政事業のユニバーサルサービスが将来にわたっても安定的に確保されることが必要であり、「郵政事業のユニバーサルサービスの確保」を測定指標として設定。
		2	郵政事業のユニバーサルサービスの確保 ＜アウトカム指標＞		郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数:約180,000本)	平成30年度	郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数:約180,000本)	令和3年度	郵便差出箱の本数:約180,000本	郵便局ネットワークについては、長年にわたり国民共有の財産として築き上げられ、その郵便局ネットワークを通じて、郵政事業のユニバーサルサービスが国民に提供されることを踏まえ、「郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)」を目標として設定。
			郵便物が差し出された日から三日以内に送達すること(送達日数達成率:全国平均97%以上)	平成30年度	郵便物が差し出された日から三日以内に送達すること(送達日数達成率:全国平均97%以上)	令和3年度	送達日数達成率:全国平均97%以上			また、郵便サービス水準の維持及び郵便物が差し出された日から三日以内に送達することについては、郵便事業のユニバーサルサービスの確保方策として、郵便法等において求める水準を目標として設定。
			郵便物制度説明会での理解度:7割	平成30年度	7割以上	令和3年度	7割	7割	7割	(郵便物の設置水準の維持(国会付帯決議))
		3	事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動 ＜アウトカム指標＞		信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること ＜アウトカム指標＞	平成29年度	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること	基本的通信手段の一つである信書の送達事業については、健全な競争環境の整備により、利用者の選択の機会が拡大、事業者による創意工夫による多様なサービスの提供を行い、国民利用者の利便の向上を図ることが、平成15年の制度創設時から求められている。
	信書便制度の周知活動の推進	④	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること ＜アウトカム指標＞		信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること ＜アウトカム指標＞	平成29年度	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること	信書便事業分野において健全な競争環境の整備には、信書便制度が信書便事業者のみならず、広く利用者に認知されていることが前提である。このため、制度の周知活動における理解度を測定指標として設定する。また、信書便市場の活性化の状況については、単なる新規参入者の増加による市場拡大のみならず、事業者の努力による市場拡大についても併せて把握することが重要であり、「信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること」を測定指標として設定する。
			5回	平成26年度	5回以上	令和3年度	5回以上	5回以上	5回以上	インターネットの普及により紙媒体でのコミュニケーションが電子媒体に代替される一方、電子商取引が進展し国境を越えたモノの輸送が増大するというグローバルな環境変化が生じている現状を踏まえ、こうした環境変化に応じて郵便業務・制度の改善を行うためには、政策協議等を通じて定期的に各国の制度等に関する情報を収集するとともに、我が国の制度等に関する情報を提供するため、二国間・多国間政策協議等への参画回数を測定指標として設定。
各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること	諸外国と郵政分野における協力関係を築き、定期的な政策協議を実施すること	⑤	二国間・多国間政策協議等への参画回数 ＜アウトカム指標＞		5回	平成26年度	5回以上	5回以上	5回以上	なお、通常4年に1度開催されるUPU大会議がここ3年間で2度開催されたため、通常は開催されない大会議関係の準備会合等も開催され、参画回数が増加傾向となっているが、基本的に、多国間政策協議である万国郵便連合(UPU)及びアジア太平洋郵便連合(APPU)の年次会合として、UPU管理理事会(春と秋の2回)及びUPU郵便業務理事会(春と秋の2回)、APPU執行理事会(年1回)の5回の会合に参画することを重要視しており、この数値を基に目標値を記載している。

新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し、相手国の郵便業務の改善を図ること	新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの需要を把握し、相手国との協議・調整を行うこと	⑥	日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数 <アウトプット指標>	4か国	平成27年度	5か国以上	令和3年度	5か国以上	5か国以上	5か国以上	郵便の交換を行う多くの新興国・途上国には、正確性・迅速性において高い品質を有する日本の郵便システムに対する高いニーズがある現状を踏まえ、これらの国々における郵便の近代化・高度化への取組みを支援するため、日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する具体的な協力案件が実施されている新興国・途上国の数を指標として設定。
								5か国	-	-	
万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること	UPU関連委員会への積極的な参画及びUPUへの人材派遣を行うこと	7	UPU活動への人的貢献(職員の派遣数) <アウトプット指標>	2名	平成27年度	2名以上	令和3年度	2名以上	2名以上	2名以上	UPUにおいて、全世界共通の国際郵便に関するルールの制定や改廃が実施されている現状を踏まえ、我が国として積極的にUPUに貢献し、我が国の方針をUPUが定める国際郵便の諸制度に反映する必要があるところ、UPUへの人的貢献度及び我が国方針の達成度を評価・把握するため、UPU事務局への派遣職員数及び重要議案における我が国方針の達成率を指標として設定。 ※(採択数)÷(重要議案数)÷80%(成果目標)=達成率
								重要議案における我が国方針の達成率80%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	
		⑧	重要議案における我が国方針の達成率 <アウトプット指標>	94%	平成27年度	重要議案における我が国方針の達成率80%以上(※)	令和3年度	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	
達成手段(開始年度)				予算額(執行額) ^(※3)			関連する指標 ^(※4)	達成手段の概要等			令和2年度行政事業レビュー事業番号
				30年度	令和元年度	令和2年度					
(1)	郵政行政における適正な監督(平成15年度)			51百万円(43百万円)	50百万円(48百万円)	54百万円	1~4	<p>郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社に対して必要な監督・検査等を行う。信書便事業については、民間事業者等による信書の送達に関する法律に基づいて、検査等を行うとともに、市場の活性化や利用者の認知度の向上を図るため、制度の周知・広報活動を推進する。また、監督業務等の適切な遂行に資するため、郵政事業のユニバーサルサービスの確保や郵便・信書便事業における競争環境整備のための調査のほか、郵政事業を取り巻く経済の状況、物流・金融等の業界動向や行政・産業界での取組等の調査等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便局数:24,000局(令和2年度) 郵便差出箱の本数:180,000本(令和2年度) 送達日数達成率:97%(令和2年度) 信書便事業への新規参入者数:20者(令和2年度) 信書便事業市場の規模:100億円(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策判断の基礎資料となる情報収集・調査研究の実施件数:4件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>信書便事業については、平成15年の制度改革で信書の送達が民間開放され、その後、信書便事業者の参入が一定程度進んでいるところ、事業者及び利用者への制度の周知・広報活動(各地での説明会開催、周知用ポスター、チラシ等の作製等)を実施することにより、信書制度の遵守が徹底され、とともに事業者の創意工夫を凝らしたサービスの提供が進むため、サービスの多様化等を通じた信書便市場の活性化や利用者利便の向上に寄与する。</p> <p>また、日本郵政グループ各社に対する監督業務や郵政事業のユニバーサルサービスの確保に資する各種調査研究等を実施することにより、日本郵政グループの健全な業務運営が確保されるとともに、将来にわたっても郵政事業のユニバーサルサービスが確保されるための方策が具体化し、それが実施されることとなるため、日本郵政グループ各社の企業価値や利用者利便の向上及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保に寄与する。</p>			0154

(2)	郵政行政に係る国際政策の推進に必要な情報収集(平成15年度)	62百万円 (65百万円)	107百万円 (95百万円)	84百万円	<p>国際郵便に関する諸制度の改廃に当たって我が国施策・方針を反映させるとともに、国際的な協議・調整等に当たって相互理解を促進させるため、事業番号0156において分担金等を拠出している万国郵便連合(UPU)をはじめ、世界貿易機関(WTO)、経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)等の関係諸国会に積極的に参画する。また、日本型郵便インフラシステムの海外展開に向けた調整のため、関係国への出張等を行う。加えて、我が国の政策の企画立案及び国際機関や諸外国政府との協議・政策調整に当たって、適時適切に対応するため、諸外国における郵政事業に関する最新の情報・動向等を調査するほか、国際事務の円滑な実施のため、外部委託により、関係資料の翻訳、校閲及び通訳業務を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 万国郵便連合(UPU)の重要議案における我が国方針の達成率:80%(令和2年度) 通商交渉など、国際場裏等における対処方針や対外説明に、情報収集等の結果を活用した割合:100%(令和2年度) 日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数:5国(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策判断の基礎資料となる情報収集・調査研究の実施件数:2件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>海外出張等を行うことは、以下のように3つの施策目標の達成に寄与する。①各国と政策協議等を実施することにより、我が国が各国の制度等に関する情報を入手できるとともに、我が国の制度等に関する情報が各国に共有されるため、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善に寄与する。②新興国・途上国に日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されることにより、我が国の優れた業務ノウハウや関連技術が提供されるため、相手国の郵便業務の改善に寄与する。③UPUの各種会合に参加し議論に寄与することは、UPUへの積極的な貢献を通じた我が国の地位及び発言力の向上につながるため、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることに寄与する。</p>	0155
(3)	国際機関への貢献(平成15年度)	313百万円 (313百万円)	327百万円 (327百万円)	527百万円	<p>UPUは、郵便業務の質の向上及び郵便分野における国際協力の増進等に寄与するために設立された郵便業務に関する国連の専門機関である。また、APPUはUPU憲章第8条に基づき、アジア=太平洋地域内における郵便業務に特有な諸問題の解決を図り、郵便の利便向上に資するため設立された機関である。本事業は、UPU憲章第21条及びAPPU憲章第13条に基づく加盟国の義務として連合の経費を賄うための分担金を負担するとともに、UPUにおける災害対策の強化等を支援することを目的として、財政的支援を行うもの。なお、UPU及びAPPU関連会合への出席に係る諸費用は事業番号0155の予算から支出している。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 万国郵便連合(UPU)の重要議案における我が国方針の達成率:80%(令和2年度) UPU国際事務局の職員数(専門職以上)に占める日本人職員数の割合:6%(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 分担金の負担実施件数(UPU分担金):1件(令和元年度) 分担金の負担実施件数(APPU分担金):1件(令和元年度) 拠出金の負担実施件数(UPU拠出金):1件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>我が国がUPUに拠出金を支払うとともに、UPUにおける災害対策の強化を支援することは、UPUへの積極的な貢献を通じた我が国の地位及び発言力の向上につながるため、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることに寄与する。</p>	0156
(4)	APPU(アジア=太平洋郵便連合)執行理事会の開催(令和元年度)	-	32百万円 (24百万円)	-	<p>APPU執行理事会は、4年ごとに開催されるAPPUの大会議から大会議までの間の連合の重要事項を議論する機関であり、管理部門の機関として連合の年次予算等について審議・決定している。同理事会は、原則として加盟国の招致により、毎年1回開催することとされている。前年に引き続き、次回大会議(令和3年度開催予定)までの連合の各種活動を継続するための情報共有・協議を行うとともに、連合の年次予算等を決定する。我が国は、会議の円滑な運営を担い、かつ、これらの審議・決定に関して、APPUの課題や、UPUの課題に係るアジア・太平洋地域での協議に積極的に参画するとともに、執行理事会開催期間中にフォーラムを開催する等、重要なテーマについて議論や合意形成を促進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> APPU加盟国におけるAPPU執行理事会への参加率:74%(令和元年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> APPU(アジア=太平洋郵便連合)執行理事会の開催数:1件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>アジア太平洋地域の意思決定の場であるAPPU執行理事会の我が国での開催において、多くの加盟国が参加することは、UPU及びAPPUへの積極的な貢献を通じた我が国の地位及び発言力の向上につながるため、UPU及びAPPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることに寄与する。</p>	0157

(5)	郵便局活性化推進事業(郵便局×地方自治体等×ICT)(令和元年度)	-	20百万円 (20百万円)	22百万円	1	<p>わが国では、少子高齢化、人口減少、ICTの進展など社会環境が変化していく中で、「国民生活の安心安全の拠点」として郵便局に期待される役割は高まっていくものと見込まれる。今後、郵便局の強みを生かしつつ、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進していくために、ICTを活用するなどした郵便局と地方自治体等との連携のあり方について調査・検証し、その成果を全国の郵便局、地方自治体等へ普及展開する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・最適な連携の実施郵便局数:150局(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・郵便局と地方自治体等の連携のあり方に関する調査・検証件数:3件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本事業は、郵便局の強みを生かしつつ、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進していくために、ICTを活用するなどした郵便局と地方自治体等の連携のあり方について調査・検証し、その成果を全国の郵便局、地方自治体等へ普及展開するものであり、実証事業を通じて、郵便局と地方自治体等の最適な連携のあり方をメニュー化し普及展開することにより、地域の諸課題解決や利用者利便の向上・一層の充実が図られ、ひいては日本郵政グループの事業展開の促進及び郵政民営化の着実な推進に寄与する。</p>	0158
(6)	第27回万国郵便大会議対策(令和2年度)	-	-	69百万円	8	<p>UPUは、郵便業務の質の向上及び郵便分野における国際協力の増進等に寄与するために設立された郵便業務に関する国連の専門機関である。平成28年にトルコ(イスタンブール)において、UPUの第26回大会議が開催された。大会議は4年に1度開催されるもので、第27回万国郵便大会議はコートジボワール(アビジャン)で開催予定。UPUの国際事務局長・同次長及び常設理事会の理事国選挙、万国郵便条約をはじめとする各種制度の改正及びひこう4年間に加盟国全体で取り組むべき戦略計画の策定等が予定されている。日本はこれらに適切に対応できるよう総務大臣を団長とする代表団を派遣し、現地において、アジア初のUPU国際事務局長当選に向けた目時候補の選挙活動の展開、各種議決事項の議論への参加、諸外国郵政所管官庁・関係国際機関との連携・協調等の諸活動を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・UPU大会議の重要議案における我が国方針の達成率:80%(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・UPU大会議への出席</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 我が国がUPUの最高意思決定の場であるUPU大会議に参画し、選挙を通じて重要な地位を占めるとともに、重要議案を通過させることは、UPUへの積極的な貢献を通じた我が国の地位及び発言力の向上につながるため、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることに寄与する。</p>	新02-0024
(7)	郵政民営化法(平成17年)	-	-	-	1.2	<p>民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、株式会社に的確に郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。)の経営を行わせるための改革(以下「郵政民営化」という。)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めるもの。</p>	
(8)	郵便法(昭和22年)	-	-	-	2	<p>郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的として、日本郵便株式会社が行う郵便の業務について定めるもの。</p>	
(9)	民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年)	-	-	-	3.4	<p>信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置について定めるもの。</p>	
(10)	日本郵政株式会社法(平成17年)	-	-	-	1.2	<p>日本郵政株式会社を、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うこととする株式会社とし、日本郵政株式会社の業務等について定めるもの。</p>	
(11)	日本郵便株式会社法(平成17年)	-	-	-	1.2	<p>日本郵便株式会社を、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とし、日本郵便株式会社の業務等について定めるもの。</p>	

政策の予算額・執行額	427百万円 (421百万円)	536百万円 (513百万円)	756百万円	政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					第200回国会(臨時会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 第200回国会: 令和元年10月24日 第201回国会: 令和元年2月6日 (参議院総務委員会) 第200回国会: 令和元年10月24日 第201回国会: 令和2年3月5日	【第200回国会】 郵政事業については、引き続き、ユニバーサルサービスを確保します。なお、今回、日本郵政グループにおいて、顧客本位を徹底できず、契約者に不利益を生じさせた問題が発生しました。総務省としても厳正に対処し、監督責任を果たしてまいります。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	一般戦災死没者追悼等の事業の推進			番号	⑬				
評価方式	総合(実績)事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり						
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般	総務本省	一般戦災死没者追悼等事業経費	一般戦災死没者の追悼等に必要経費		565,059		610,451	
	小 計				一般会計	< 565,059 >	の内数	< 610,451 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計				一般会計	< >	の内数	< >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
合 計					一般会計	< 565,059 >	の内数	< 610,451 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数

(千円)

主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-⑯)

政策 ^(※1) 名	政策16:一般戦災死没者追悼等の事業の推進				分野	国民生活と安心・安全
政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:先の大戦に係る特定の課題に対する適切な対応がなされること [中間アウトカム]:一般戦災死没者への追悼の意を表すほか、兵士、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者の労苦(以下、「関係者の労苦」)についての幅広い世代の理解をより一層深める等の対応が適切になされること					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況	当初予算(a)	565	562	587	565
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	565	562	587	
執行額		503	511	540		

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度		
一般戦災死没者の慰霊事業等が適切に行われること	① 一般戦災死没者の慰霊事業等、先の大戦に係る事業を確実に実施すること 一般戦災死没者の慰霊事業等、先の大戦に係る事業(※)への対応 <アウトプット指標> ※事業 ・一般戦災死没者の慰霊事業(全国戦没者追悼式等に参列する一般戦災死没者遺族代表への旅費支給) ・引揚者等特別交付金支給事務費の交付 ・旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金の支給等 ・埋没不発弾等を対象とした不発弾等処理交付金の交付	100% (4事業/4事業) 100% (4事業/4事業)	100% (4事業/4事業) 100% (4事業/4事業)	100% (4事業/4事業) 100% (4事業/4事業)	100% (4事業/4事業) 【令和元年度】	イ	

旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及び当該労苦について幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供すること	平和祈念展示資料館の所蔵資料の適切な保存・管理、情報提供	2	画像を含む所蔵資料に係る情報の一般公開 ＜アウトプット指標＞	所蔵資料の総合目録の完成 【平成28年度】	基本方針、具体的な公開方法等の検討 所蔵資料に係る情報のうち、公開する項目(名称、年代等)を決定の上、一般公開用の画面のデモを作成し、イメージを決定	関連システムの設計・開発、改修 所蔵資料に係る情報を公開するシステムの設計・開発を実施	一般公開 一般公開を実施	画像を含む所蔵資料に係る情報の一般公開 【令和元年度】	イ
	平和祈念展示資料館における資料等の展示	③	平和祈念展示資料館の来館者数 ＜アウトプット指標＞	52,107名 【平成28年度】	42,000名以上 46,377名	50,000名以上 51,426名	50,000名以上 46,793名	50,000名以上 【令和元年度】	ロ

目標達成度の測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標1及び2は、目標を達成した。測定指標3は、目標には達していないものの、概ね目標に近い実績を示した。(平成29年度・30年度はそれぞれ「年度ごとの目標」を達成し、令和元年度は外部要因(新型コロナウイルス感染症の感染拡大)の影響を受ける以前の推移を踏まえれば概ね目標に近い実績を示した。)したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>＜施策目標＞一般戦災死没者の慰霊事業等が適切に行われること 当該施策目標については、目標を達成した。</p> <p>・測定指標1については、一般戦災死没者の慰霊事業等、先の大戦に係る事業(①一般戦災死没者の慰霊事業(全国戦没者追悼式等に参列する一般戦災死没者遺族代表への旅費支給)、②引揚者等特別交付金支給事務費の交付、③旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金の支給等、④埋没不発弾等を対象とした不発弾等処理交付金の交付)について、以下のとおり、評価対象期間を通じて、申請・請求があった場合にそれに対応することができたため、目標を達成した。</p> <p>①に関しては、都道府県から推薦された全国戦没者追悼式等に参列する一般戦災死没者遺族代表に対して旅費を支給した。【参考：一般戦災死没者遺族代表の国費参列者数(平成29年度：180人 平成30年度：182人 令和元年度：179人)】</p> <p>②に関しては、引揚者等特別交付金の支給対象となる引揚者等からの申請に基づき当該支給に係る認定事務等を行う都道府県から請求があった場合に、当該認定事務等に係る事務費を交付することができるよう必要な予算を確保した。【参考：執行額(平成29年度：0百万円 平成30年度：0百万円 令和元年度：0百万円)】</p> <p>③に関しては、日本赤十字社が行う旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金支給事業に要する経費、戦後強制抑留者に係る慰藉事業を全国規模で実施することができる者が行う当該慰藉事業に要する経費及び一般財団法人太平洋戦争全国空爆犠牲者慰霊協会が行う太平洋戦争全国戦災都市空爆死没者慰霊塔を通じた一般戦災死没者に対する追悼に関する事業に要する経費について補助金を交付した。【参考：執行額(平成29年度：145百万円 平成30年度：140百万円 令和元年度：130百万円)】</p> <p>④に関しては、埋没不発弾等を処理するための探査及び発掘を行う地方公共団体に対して不発弾等処理交付金を交付し、又は請求があった場合に交付することができるよう必要な予算を確保した。【参考：執行額(平成29年度：2.4百万円 平成30年度：0.1百万円 令和元年度：0百万円)】</p>	
	評価結果	<p>＜施策目標＞旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及び当該労苦について幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供すること 当該施策目標については、目標を達成した。</p> <p>・測定指標2については、有識者から意見を聴取しながら、画像を含む所蔵資料に係る情報の一般公開に向けて、公開項目等の検討やシステム整備等の取組を計画的に実施し、令和元年度中(令和2年3月25日)に画像を含む所蔵資料に係る情報を一般公開することができたため、目標を達成した。</p> <p>・測定指標3については、有識者から意見を聴取しながら、企画展の開催、語り部お話し会等の館内イベントの実施及び団体・グループ見学の誘致活動、インターネット・SNSによる情報発信その他各種媒体による広報等の来館促進につながる取組を実施した。</p> <p>これにより、平成29年度・30年度はそれぞれ「年度ごとの目標」を達成することができた(なお、平成29年度の目標はフロア移転に伴う閉館期間を考慮して設定したが、閉館期間外に行った企画展等の取組や積極的な広報等の運営努力により、目標を大きく上ることができた。)。令和元年度は令和2年1月末時点で来館者数が44,072人となっており、年度末までに目標達成を見通すことも可能な状況で推移してきたところ、外部要因(新型コロナウイルス感染症の感染拡大)の影響により、感染拡大防止のための措置として令和2年2月28日から長期の臨時休館及び春休みイベントの中止をしたことにより、2月開館中の来館者数が2,721人となり、前年2月・3月の来館者数(5,946人)と比べて大幅に減少した。その結果、目標には達していないものの、外部要因の影響を受ける以前の推移を踏まえれば概ね目標に近い実績を示した。なお、近年、児童・生徒による団体見学の小規模化(小規模グループによる見学)の傾向が見られることから、次期の目標達成に向けて、こうした傾向を踏まえた教育関係者への誘致活動の強化が必要と考えている。</p>

次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、目標を達成しており、引き続き一般戦災死没者の慰霊事業等、先の大戦に係る事業を確実に実施することとする。 ・測定指標2については、目標を達成し、これをもって独立したプロジェクトとしては完了したため、今期をもって終了する。 ・測定指標3については、所蔵資料の展示等を行う平和祈念展示資料館への来館が、関係者の労苦についての国民の理解を深めることにつながるため、次期も同様の測定指標等を設定する。なお、高齢化・少子化の一層の進展や団体見学の小規模化等の傾向を踏まえると、近年の実績を超える水準を見込むことは容易でなく、次期も目標値は同水準(50,000人以上)とする(なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、前年度2月28日から6月8日まで臨時休館としていたが、開館後の来館者数が前年度比で大幅に減少している状況であり、今後の収束状況も読めないため、年度ごとの目標は設定しないこととする。)。また、近年の児童・生徒による団体見学の小規模化(小規模グループによる見学)の傾向を踏まえた教育関係者への誘致活動を強化する。 ・(今後の政策の方向性)引き続き、一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施する。 	
	(令和3年度予算概算要求に向けた考え方)	
	III 予算の継続・現状維持	
令和3年度予算概算要求への主な反映内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般戦災死没者の慰霊事業等が適切に行われること」に関しては、引き続き必要な予算を要求する。このうち、旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金の支給については、支給対象者の減少が見込まれる範囲で減額要求を行う。 ・「旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及び当該労苦について幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供すること」に関しては、平和祈念展示資料館への来館を通じて関係者の労苦についての国民の理解を深めるため、引き続き必要な予算を要求するとともに、特に児童・生徒による団体見学を増やすために、より多くの教育関係者への誘致活動を行うために必要な予算を要求する。 	
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	-	

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・平和祈念展示資料館の運営については、「平和祈念展示資料館の運営に関するアドバイザーボード」(座長:黒沢文貴 東京女子大学現代教養学部教授)を開催し、有識者からの意見を踏まえて事業内容を逐次改善した。また、同資料館の所蔵資料に係る情報の一般公開については、同資料館において「所蔵資料情報の公開等に関する検討委員会」(座長:杉浦力 元会計検査院長)を開催し、有識者からの意見を踏まえながら取組を進めた。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	
-------------------------------	--

担当部局課室名	大臣官房総務課管理室	作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 村上 剛一	政策評価実施時期	令和2年9月
---------	------------	--------	----------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	恩給行政の推進			番号	⑰				
評価方式	総合 実績 事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）						
(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般	総務本省	恩給費	文官等に対する恩給支給に必要な経費		5,700,235		5,046,296	
	一般	総務本省	恩給費	旧軍人遺族等に対する恩給支給に必要な経費		158,271,671		131,817,378	
	一般	総務本省	恩給費	恩給支給事務に必要な経費		940,167		932,598	
	小 計				一般会計	164,912,073		137,796,272	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計	<	>の内数	<	>の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計				一般会計	<	>の内数	<	>の内数
					特別会計	<	>の内数	<	>の内数
	合 計				一般会計	164,912,073		137,796,272	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計	<	>の内数	<	>の内数

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑱)

政策(※1)名	政策17: 恩給行政の推進		担当部局課室名	政策統括官(恩給担当)付 恩給企画管理官室他1室		作成責任者名	政策統括官(恩給担当)付 管理官 熊木 利行			
	政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。		分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全					
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 高齢化が進んでいる恩給受給者とその御家族が、安心して生活していただける社会を実現 [中間アウトカム]: 恩給受給者の平均年齢は90歳を超えており、その御家族も含め高齢化が進んでいる現状を踏まえ、国家のために身を賭して尽くされた旧軍人等とその遺族の方々の生活を支えるとともに、安心して恩給を受給していただくため、受給者等に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。						政策評価実施予定時期	令和3年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) ^(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
	施策手段		基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
恩給受給者等に対するサービスの向上を図ること	① 部内会議で恩給請求処理状況を適宜把握し、必要に応じて改善を行うことにより、恩給請求の適切な処理を図ること	年平均の未処理案件比率 (月末における未処理件数/月間案件数)の年平均 <アウトプット指標>	21.7% (平成27年度～29年度の平均値)	平成29年度	平成29年度～31年度の平均値以下	令和2年度	21.7%以下	20.6%以下 (平成28年度～30年度の平均値以下)	平成29年度～31年度の平均値以下	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給請求の処理状況を的確に把握することが重要である。毎月末における処理実績等の報告を基に恩給請求未処理案件の進行管理を行うため、測定指標として設定した(過去3年間の実績(基準値を下回る場合には、基準値を用いる)の平均値を基準として目標値を設定)。なお、恩給請求の処理状況については部内会議で毎月把握し、必要に応じて改善を図ることとする。
							(620件/2,774件)	(472件/2,048件)	-	
	② 相談電話混雑時間帯の相談体制の強化など恩給電話相談対応の充実を図ること	恩給相談電話混雑率 (不対応件数/着信件数) <アウトプット指標>	13.6% (平成27年度～29年度の平均値)	平成29年度	平成29年度～31年度の平均値以下	令和2年度	13.6%以下	12.4%以下 (平成28年度～30年度の平均値以下)	平成29年度～31年度の平均値以下	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談対応の充実を図ることが重要である。恩給相談電話の混雑率の緩和に努めることを通じ、相談者の待ち時間を減らすことができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定した(過去3年間の実績(基準値を下回る場合には、基準値を用いる)の平均値を基準として目標値を設定)。 (参考)恩給受給者数(予算人員) 平成29年度:384千人、平成30年度:325千人、令和元年度:272千人、令和2年度:226千人
							(8,061件/78,286件)	(9,238件/78,800件)	-	
	③ 恩給相談対応技術向上の取組により、恩給相談者への適切な対応を図ること	恩給相談対応職員研修実施回数 <アウトプット指標>	4回	平成29年度	平成29年度値以上	令和2年度	4回以上	4回以上	4回以上	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談に的確かつ丁寧に対応する体制を整備することが重要である。相談に対応する職員の恩給相談技術の向上に努めることを通じ、的確な相談対応が可能になると考え、指標として設定した。
							4回	7回	-	
	恩給相談に対する説明対応に係る苦情発生件数 <アウトプット指標>	-	平成29年度	0件	令和2年度	0件	0件	0件	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談に的確かつ丁寧に対応することが重要。恩給相談対応技術の向上に向けた取組の結果として恩給相談に対する説明対応に係る苦情が発生しないことを目標として設定した。 (参考)恩給相談件数 平成29年度:79,119件、平成30年度:70,225件、令和元年度:69,562件	
						0件	0件	-		

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等			令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度					
(1)	恩給支給事業(昭和元年度以前)	238,078百万円 (229,849百万円)	198,946百万円 (191,934百万円)	164,912百万円	1~3	恩給等を受ける権利の裁定、恩給等の受給権調査及び恩給等についての不服申立てに関する事務のほか、恩給等の支給事務等。 【成果指標(アウトカム)】 ・年平均の未処理案件比率((月末における未処理件数/月間案件数)の年平均):21.3%以下(令和2年度) ・恩給相談電話混雑率(不対応件数/着信件数):11.4%以下(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 支給対象:恩給受給者数:254千人(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 恩給を適切に支給し、恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を行うことにより、恩給受給者とその御家族の生活を支えとともに、安心して恩給を受給していただくこととなるため、恩給受給者等に対する行政サービスの向上に寄与する。			0164
(2)	恩給法(大正12年)	—	—	—	1~3	恩給の受給対象者、種類、諸手続等について規定するもの。			
政策の予算額・執行額		238,078百万円 (229,849百万円)	198,946百万円 (191,934百万円)	164,912百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
						—	—	—	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	公的統計の体系的な整備・提供				番号	⑱			
評価方式	総合 (実績) 事業		政策目標の達成度合い	進捗が大きくない					
(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般	総務本省	統計調査費	統計調査等の実施に必要な経費		97,019,176		32,071,794	
	小 計				一般会計	< 97,019,176 >	の内数	< 32,071,794 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	一般	総務本省	独立行政法人統計センター運 営費	独立行政法人統計センター運営費 交付金に必要な経費		8,636,513		9,591,731	
	小 計				一般会計	< 8,636,513 >	の内数	< 9,591,731 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
合 計					一般会計	< 105,655,689 >	の内数	< 41,663,525 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数

主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-18)

政策 ^(※1) 名	政策18: 公的統計の体系的な整備・提供			分野	国民生活と安心・安全	
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、ICT化の進展も勘案しつつ公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の有用性の向上を図る。 統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。 					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 公的統計が整備され、それにより精度の高い統計情報を用いて国民・企業等が様々な意思決定を行うことができ、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上が実現する [中間アウトカム]: 基本計画に掲げられた諸施策が実現するとともに、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査が行われることで、「社会の情報基盤」である公的統計が体系的かつ効率的に整備される					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況	当初予算(a)	22,073	28,098	29,376	97,019
		補正予算(b)	1,536	836	60	0
		繰越し等(c)	△1,347	663	765	
		合計(a+b+c)	22,262	29,597	30,201	
執行額		21,657	28,718	29,107		

施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
公的統計の整備に関する基本的な計画 (第Ⅱ期)	平成26年3月25日	※全般的に関係
公的統計の整備に関する基本的な計画 (第Ⅲ期)	令和2年6月2日	※全般的に関係
経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	【本文】 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等 (1) 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革 ③ EBPMをはじめとする行政改革の推進 (i) データの積極的活用に向けた公的統計の整備とEBPMの推進 政府統計について、統計委員会の点検・検証等に基づき、事案の再発防止にとどまらない抜本改善を行うとともに、国民に信頼される統計行政の推進に必要なリソースを計画的に確保する。 個別統計の分析審査及びPDCAサイクルを機能させるための点検・検証体制の早急な整備、総務省・統計委員会のチェックの重点化・強化、地方における審査・調査員管理体制の強化や業務の実情に応じた効率化、統計部門の人材育成を行う。また、これまでの統計の作成・報告・利用の負担の2割削減の取組を踏まえつつ、業務、働き方、サービスの改革を一層進め、統計データの利便改善、品質の見える化、オンライン化促進やシステム適正化やビッグデータの活用の本格研究、国の統計業務の「共同化」に取り組む。公的統計を所管する各府省庁及び総務省において、税務情報や不動産登記情報などの行政記録情報等の統計への二次的な活用の促進を検討する。 統計改革推進会議に、今般の事案を受けた総合対策の検討体制と、政策部門と連携した不断の統計改革実施体制を構築する。

<p>政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>未来投資戦略2017 -Society5.0の実現に向けた改革-</p>	<p>平成29年6月9日</p>	<p>【本文】 第2 具体的施策 II Society 5.0 に向けた横割課題 A. 価値の源泉の創出 1. データ活用基盤の構築 (2)新たに講ずべき具体的施策 i)公共データのオープン化の推進 ・(中略)官民データ活用推進戦略会議で設定した官民データ活用に向けた重点分野を中心に、新サービス創出や社会課題の解決等につながる形でのデータのオープン化を推進する。 2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進 (2)新たに講ずべき具体的施策 i)政府横断での行政手続コスト削減の徹底 ・「行政手続部会取りまとめ」に沿って、各省庁は事業者目線で2020年3月までに事業者の行政手続コストの20%以上の削減を目指す。(中略)「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応する。各省庁は本年6月末までに基本計画を策定し、可能な事項は速やかに着手する。来年3月までに規制改革推進会議行政手続部会の見解及び基本計画策定後の取組状況を踏まえ、基本計画を改定する。なお、進捗状況については、規制改革推進会議行政手続部会がフォローアップを行う。</p> <p>【中短期工程表】 「データ活用基盤の構築」 2017年度以降 ・API機能及び統計GIS機能の改善並びに対象データの拡充・統計データの利用環境の充実 ・LODデータの拡充 「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」① 2017年度～2019年度 ・「行政手続部会取りまとめ」に沿って、各省庁は事業者目線で2020年3月までに事業者の行政手続コストを20%以上削減する。(中略)「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応。 ・進捗状況については、行政手続部会がフォローアップ。</p>
	<p>女性活躍加速のための重点方針2018</p>	<p>平成30年6月12日</p>	<p>II あらゆる分野における女性の活躍 3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 (9)国際的な協調及び貢献に向けた取組 ⑤第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催 各国・国際機関における取組を普及・共有することを目的として、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラム「第7回ジェンダー統計グローバルフォーラム」の我が国での開催に向けて、必要な準備を進め、フォーラムの実施を通じて、国際的なジェンダー統計の発展に貢献する。</p>
	<p>男女共同参画白書</p>	<p>令和元年6月14日</p>	<p>【本編】 II 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 第1部 平成30年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進 第2節 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進 (7) 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実等 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月閣議決定)においては、第4次基本計画等でジェンダー統計の充実の観点から性別データの把握等に努めることが求められていることを踏まえ、可能な限り性別ごとのデータを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析に資する統計の作成・提供を推進するとされている。 第13章 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 第2節 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮 5 国際会議等における日本の貢献と取組の発信 総務省は、平成30(2018)年11月、ジェンダー統計の作成及び活用に関する能力の向上や知識の共有を目的として、国連統計部が隔年で各国と共催する「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を、東アジア地域では初めて日本(東京)で開催した。73の国及び国際機関等から統計専門家、統計のユーザーや研究者等、約170人が参加し、経済、労働、気候変動、人権等の9つのテーマについて、日本を含む32の国及び国際機関等が、ジェンダー統計の作成、活用、分析に関する取組について、延べ46件の発表を実施した。</p>

	<p>世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画</p>	<p>令和元年6月14日</p>	<p>第2部 II 施策集 II-(2)オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】</p> <p>○[No.2-11] 統計データのオープン化の推進・高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築する必要。 ・政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データに転換するとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ(統計関連)の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。 ・これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案(EBPM)の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。 <p>KPI(進捗): e-Statで提供する統計情報データベースの登録データ数、匿名データ及び調査票情報の提供数 KPI(効果): e-Statでのデータベース利用件数、APIリクエスト件数、LODリクエスト件数及びオンサイト施設利用数</p>
	<p>統計改革推進会議最終とりまとめ</p>	<p>平成29年5月19日</p>	<p>※全般的に関係</p>

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)				目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)						
				平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			
基本計画に掲げられた諸施策を着実に実施するため、各府省を構成員とする会議等において各施策に関する検討・情報共有を行う。また、各府省に対して諸施策の進捗状況について毎年度報告を求め、政府部内の進捗管理を実施	①	第Ⅱ期基本計画に基づく諸施策の推進状況	第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の実施率 <アウトプット指標>	62% (121事項/第Ⅰ期基本計画別表全196事項) 【平成25年度】	40%以上	51%以上		65%以上 (70事項以上/第Ⅱ期基本計画別表全107事項) 【平成30年度】	イ	
				65% (69事項/全107事項)	67% (72事項/全107事項)					
		第Ⅲ期基本計画(当初)に基づく諸施策の推進状況	令和2年6月2日の変更前の第Ⅲ期基本計画(平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画(当初)」という。)の別表に掲げられた具体的な取組の実施率 <アウトプット指標>	0% (第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項中0事項) 【平成29年度】	-	-	57%以上 (106事項以上/第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項)	71%以上 (132事項以上/第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項)	100% (184事項/第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項) 【令和4年度】	-
					-	-	56.5% (104事項/第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項)	66.3% (122事項/第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項)		

<p>統計調査の精度向上等に向けた諸課題について、統計調査の審査・調整を通じ、各府省における着実な取組を推進</p>	<p>基幹統計調査について、統計委員会等からの答申において「今後の課題」を付されているもののうち、当該年度に調査計画の変更申請が行われたものにおいて「今後の課題」に対する措置を講じている割合</p> <p>【参考(実績数値)】 平成25年度:87.5% (21件/全24件) 平成26年度:100% (11件/全11件) 平成27年度:100% (16件/全16件) 平成28年度:100% (16件/全16件) 平成29年度:100% (11件/全11件)</p>	<p>100% (16件/全16件) 【平成27年度】</p>	<p>100% (16件/全16件)</p>	<p>100% (11件/全11件)</p>	<p>100% (15件/全17件)</p>	<p>100% (10件/全10件)</p>	<p>100% 【令和元年度】</p>	<p>ハ</p>
<p>上記目標は達成したが、公的統計を巡っては、平成31年1月に毎月勤労統計における不適切な処理が明らかになり、雇用保険等の給付や統計数値へ影響するという重大事態が発生した。これを受けて、統計委員会が行った全ての基幹統計・一般統計調査の一点検では、複数の統計調査において、計画どおりに履行されていない等の問題があることが明らかになった。一連の不適切統計問題を受けて、統計委員会等の場において、その原因分析と再発防止策等が検討され、統計委員会において「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について(建議)」(令和元年9月30日)が、統計改革推進会議統計行政新生部会において「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日)が取りまとめられ、これらを踏まえて、令和2年6月2日に基本計画が変更されたところ、今後は、再発防止と公的統計の信頼回復に向けて、基本計画に盛り込まれた新たな取組を推進していくことになったことを踏まえ、「ハ」=「目標を達成しておらず、目標(値)に近い実績も示していない」と判断した。</p>								
<p>国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組むこと</p>	<p>当該年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合 <アウトプット指標></p> <p>【参考(実績数値)】 算出方法:登録調査員からの任命数(人)/対象市区町村内における統計調査員の任命数(人) 平成22年度:15.5% (110,109人/709,380人) 平成23年度:75.1% (62,318人/82,926人) 平成24年度:82.1% (62,275人/75,848人) 平成25年度:65.1% (82,661人/126,908人) 平成26年度:48.0% (114,837人/239,392人) 平成27年度:14.3% (94,182人/657,263人) 平成28年度:69.4% (62,874/90,509人) 平成29年度:81.0% (63,711/78,675人) 平成30年度:62.0% (75,087/121,181人)</p>	<p>57.2% (22年度～26年度の平均) 【平成26年度】</p>	<p>58%以上 (24年度～28年度の平均)</p> <p>56% (参考値:61%※)</p> <p>※国勢調査を除いた5年度分の合計の任命数から算出した割合(詳細は、「評価の結果」中の「政策の分析」欄を参照)</p>	<p>58%以上 (25年度～29年度の平均)</p> <p>56% (参考値:61%※)</p> <p>※国勢調査を除いた5年度分の合計の任命数から算出した割合(詳細は、「評価の結果」中の「政策の分析」欄を参照)</p>	<p>58%以上 (26年度～30年度の平均)</p> <p>55% (参考値:60%※)</p> <p>※国勢調査を除いた5年度分の合計の任命数から算出した割合(詳細は、「評価の結果」中の「政策の分析」欄を参照)</p>	<p>58%以上 (27年度～令和元年度の平均)</p> <p>— (令和元年度分の取りまとめは令和2年末を予定)</p>	<p>58%以上 (27年度～令和元年度の平均) 【令和元年度】</p>	<p>ロ</p>

<p>国際統計の発展及び我が国の公的統計の整備に資するため、国際統計活動への積極的参画及び国際協力を行う</p>	<p>3</p> <p>国内機関との協力及び調整を踏まえた上で、①国際会議での対応、②国際比較に必要なデータの提供等の国際協力を行うほか、③国際的な議論の動向等を国内の公的統計整備に適時適切に反映させるための取組を一層推進</p>	<p>①国際会議での対応、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を行うとともに、③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施【平成27年度】</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出を実施</p> <p>①各種国際会議及び専門家会合に10回参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国際的なルール策定に参画した。また、ジェンダー統計について、各府省と連携し国際専門家グループへの登録といった取組を行い、平成29年3月の国連統計委員会においてジェンダー統計に関する国際会議(30年11月開催予定)の招致を表明し、29年10月の国際専門家グループ会合において正式に承認された。</p> <p>②国際協力の一環として、各国際機関等への国際比較可能なデータの提供をはじめとする照会案件に約150件対応し、国際的な統計活動に貢献したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上国の統計部局職員(1,918名)への統計研修等を実施するにあたり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。さらに、国連経済社会局統計部</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握</p> <p>①各種国際会議及び専門家会合に10回参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国際的なルール策定に参画した。また、平成30(2018)年11月、ジェンダー統計の作成及び活用に関する能力の向上や知識の共有を目的として、国連統計部が隔年で各国と共催する「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を、東アジア地域では初めて日本(東京)で開催した。</p> <p>②国際協力の一環として、各国際機関等への国際比較可能なデータの提供をはじめとする照会案件に約200件対応し、国際的な統計活動に貢献したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上国の統計部局職員(1,625名)への統計研修等を実施するにあたり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。さらに、国連経済社会局統計部</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握</p> <p>①各種国際会議及び専門家会合に11回参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国際的なルール策定に参画した。また、平成30(2018)年11月、ジェンダー統計の作成及び活用に関する能力の向上や知識の共有を目的として、国連統計部が隔年で各国と共催する「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を、東アジア地域では初めて日本(東京)で開催した。</p> <p>②国際協力の一環として、各国際機関等への国際比較可能なデータの提供をはじめとする照会案件に約310件対応し、国際的な統計活動に貢献したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上国の統計部局職員(1,273名)への統計研修等を実施するにあたり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。さらに、国連経済社会局統計部への職員派遣を引き続き行い、国連への協力を継続した。</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関するワーキンググループ」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握</p> <p>①各種国際会議及び専門家会合に9回のほか、関連するWeb会議に参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国際的なルール策定に参画した。その際、国連統計委員会やジェンダー統計に関する機関専門家グループ(IAEG-GS)では、議長として会合の運営に貢献した。</p> <p>②国際協力の一環として、各国際機関等への国際比較可能なデータの提供をはじめとする照会案件に約310件対応し、国際的な統計活動に貢献したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上国の統計部局職員(1,273名)への統計研修等を実施するにあたり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。さらに、国連経済社会局統計部への職員派遣を引き続き行い、国連への協力を継続した。</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握【令和元年度】</p>
--	---	--	---	---	---	--	--

				た。次年度以降は、我が国から国連へのSDG指標に関するデータの報告に向けた体制を構築していく。	らに、国連との調整の結果、国連経済社会局統計部への総務省職員の派遣制度を人的リソースという形で実現することができた。 ③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を2回開催(各回ともに、12府省等出席)し、前年度から検討しているSDG指標に対する日本の対応可能性を引き続き拡大していくよう努める必要があるという課題を共有した。その後、各府省等と連携し、SDGs推進本部幹事会において、我が国におけるSDG指標の整備に係る推進体制を決定した。さらに、SDG指標のデータ提供に向け、本決定に基づき、担当府省庁等の整理協議を行った。	への職員の派遣を省内公募し、職員を1名派遣し、国連への協力を職員派遣という形で更に拡大した。 ③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」(平成30年12月に同連絡会議に替えて「国際統計に関するワーキンググループ」を設置)を2回開催し、引き続きSDG指標に対する日本の対応可能性を引き続き拡大していくよう努める必要があるという課題を共有した。今年度においては、6月のSDGs推進本部幹事会において、主に指標の算出を担当する府省の確定が行われ、更に12月のSDGs推進本部幹事会において、指標に関連する政策を所管する部局による指標の作成方法等の確認・確定手順が決定された。	③ わが国におけるSDG指標への対応に関しては、6月のSDGs推進本部幹事会において、指標の作成方法等を決定するとともに、SDGs推進本部に指標の取りまとめ状況を報告した後、8月に日本政府共通のSDGsウェブサイトにおいて、全244指標(当時)のうち125指標のデータを公表した。「国際統計に関するワーキンググループ」を開催し、2020年に行われるSDGグローバル指標の包括的見直しに向けSDG指標に対する日本の対応可能性を引き続き拡大していくよう努める必要があるという課題を共有した。			
オープンデータの活用促進及び日本の企業活動のため、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講座等の学習基盤を整備することにより、“データサイエンス”力の高い人材の育成を図ること	データ分析を担う人材を育成するため、MOOC講座等の学習基盤を整備	④	データサイエンス・オンライン講座の受講者数 <アウトプット指標>	受講者数:23,800人 【平成27年度】	受講者数:25,200人以上	受講者数:25,200人以上	受講者数:25,200人以上	受講者数:23,900人以上 ※ 平成30年度のEBPM取組において、実例創出の対象政策としてロジックモデルを整理し、施策目標等の見直しを実施。これに伴い、基準年度から平成30年度までの実績と令和元年度の各講座の開講予定数を基に、講座ごとに受講者数の目標値を再設定	受講者数:23,900人以上 【令和元年度】	イ
				37,811人	23,851人	27,503人	36,682人			

社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供すること	国勢の基本となる統計の確実な作成・提供	⑤ 統計局所管統計について、経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表したデータの割合 <アウトプット指標>	99% 【平成27年度】 (182件/184件)	100%	100%	100%	100%	100% 【令和元年度】 (180件/180件)	ハ
			99% (175件/177件)	100% (173件/173件)	99% (175件/176件)	100% (180件/180件)	上記目標は達成したが、統計局所管の統計調査において不適切な事務処理(調査員が調査対象を不定期にしか訪問せず、訪問しなかった月には前月の数値を報告するなど)が明らかとなっており、国や都道府県による現地監査を強化するなど、再発防止に取り組んでいることを踏まえ、「ハ」=「目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない」と判断した。		
大規模調査におけるオンライン調査の活用促進	6	平成28年経済センサス-活動調査のオンライン調査利用割合 <アウトプット指標>	約0.5% (約400万件中約2万件) 【平成23年度】	10%以上 (約400万件中約40万件以上)	/	/	/	10%以上 (約400万件中約40万件以上) 【平成28年度】	イ
			22% (3,400,827件中、749,474件)	22% (3,400,827件中、749,474件)					
統計情報の適時的確実な提供	7	統計局所管統計について主要5紙(朝日、読売、毎日、日経、産経)に掲載された記事数(基準年度を含む直近5か年の平均) <アウトプット指標> 【参考(実績件数)】 平成23年度:512件 平成24年度:786件 平成25年度:864件 平成26年度:980件 平成27年度:1,002件 平成28年度:938件 平成29年度:656件 平成30年度:647件 令和元年度:683件	830件 (23年度~27年度の平均) 【平成27年度】	830件以上	830件以上	830件以上	830件以上	830件以上 【令和元年度】	ロ
			914件	888件	845件	785件			
統計情報の適時的確実な提供	8	統計局所管統計について各府省の年次報告書(白書)に掲載された件数(基準年度を含む直近5か年の平均) <アウトプット指標> 【参考(実績件数)】 平成23年度:369件 平成24年度:409件 平成25年度:669件 平成26年度:470件 平成27年度:615件 平成28年度:408件 平成29年度:506件 平成30年度:450件 令和元年度:407件	507件 (23年度~27年度の平均) 【平成27年度】	510件以上	510件以上	510件以上	510件以上	510件以上 【令和元年度】	ロ
			514件	534件	490件	477件			

統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	API機能を利用できる統計調査を増やし、e-Statから提供する統計表の充実を図る	⑨ 「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞ ※ 測定指標の対象は、「統計表ダウンロード件数」、「データベース利用件数」、「APIリクエスト件数」の3つの合計値	5,382万件 【平成27年度】 6,049万件 【平成29年度】 ※平成29年度のシステム更改を踏まえ、同年度の実績値を基に、平成30年度からの目標値を再設定	5,848万件以上 6,740万件	6,820万件以上 6,049万件 (従前はエラー処理によって実質的に提供できなかった場合についても、件数に包含していたが、平成29年度に実施したシステム更改によって、正常処理の場合のみ、件数として把握するよう改善したため減少した)	6,663万件以上 9,762万件 (うちAPI機能の利用件数: 7,301万件)	7,517万件以上 13,813万件 (うちAPI機能の利用件数: 10,150万件)	7,517万件以上 【令和元年度】 ※API(Application Programming Interface)機能: 手作業によることなく、プログラムが自動で統計データを取得できるようになる機能	イ
	統計局ホームページのリニューアルを実施し、利用者の利便性向上を図る	⑩ 統計局ホームページのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	4,177万件 【平成26年度】	4,540万件以上 4,045万件	4,720万件以上 3,907万件	4,900万件以上 6,681万件	5,000万件以上 6,505万件	5,000万件以上 【令和元年度】	イ
	公共データの民間開放(オープンデータの推進のため、オープンデータの最高ランク形式であるLOD形式で提供するデータを充実させる)	11 LOD(Linked Open Data)のアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	17,200件 【平成28年度】	17,200件以上 151,566件	225,000件以上 199,923件	315,000件以上 468,938件	409,500件以上 1,941,911件	409,500件以上 【令和元年度】 ※ LOD(Linked open data): メタデータ(データを表す情報)を国際標準に準拠した形式で整備し、容易なデータ検索及び関係するインターネット上の他のデータとの相互リンクを可能とするデータ	イ

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	進展が大きくない
	(判断根拠)	測定指標1については、当初想定していた目標は概ね達成したものの、「政策の分析」欄に記載のとおり、不適切統計問題が生じて新たな取組を始めたところであることを踏まえ、「目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない」と評価した。 測定指標3、4、6、9、10及び11は目標を達成している状況であることから、本施策は目標達成とした。 測定指標5自体は目標を達成している状況であるが、統計局所管の統計調査において不適切な事務処理が明らかとなっており、国や都道府県による現地監査を強化するなど、再発防止に取り組んでいることを踏まえ、「目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない」と判断した。 測定指標2、7及び8は目標には達していないが、取組として進捗が遅れているものではないため、本施策は「目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合」とした。 これらの目標達成状況を総合的に考慮した結果、「進展が大きくない」と判断した。

		<p><施策目標>国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組むこと</p> <p>当該施策目標については、第二期・第三期基本計画に掲げられた諸施策全体を着実に推進するとともに、具体的な事例として、ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進のため、情報セキュリティが確保された環境で調査票情報を用いた集計・分析を行うことができるオンサイト施設を整備(全国12か所)・オンサイト利用可能な統計調査の拡充を図る(54調査)、広範にわたるサービス分野の経済実態を産業横断的に捕捉するため、既存の統計調査を統合・再編し、「経済構造実態調査」を実施(令和元年度)するなどの取組を行った。また、基幹統計調査に係る統計委員会答申において付された「今後の課題」について、統計調査の審査・調整を通じ、その実施を求めることで統計調査の精度向上等に取り組んできている。なお、測定指標1中、「基幹統計調査について、統計委員会等からの答申において「今後の課題」を付されているもののうち、当該年度に調査計画の変更申請が行われたものにおいて「今後の課題」に対する措置を講じている割合」について、平成30年度の実績が88.2%(15件/全17件)となっているが、これは、統計委員会での検討の結果、措置が不十分とされたものがあつたためである。当該案件については、結果精度の向上のため、調査実施者の省内に検討会を立ち上げる等、課題への対応を開始しているところであり、次の統計委員会への諮問までに対応を完了できるよう、総務省としても対応状況を注視している。</p> <p>調査員の確保に関連しては、登録調査員の確保のほか、地方公共団体の統計業務従事職員やベテラン統計調査員(統計調査指導員等)の登録調査員以外から任命された統計調査員に対する丁寧なサポートや支援等、関係府省及び地方公共団体と連携して、学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた取組を行っている地方公共団体の事例を検証し、優れた取組の情報共有を図る等の取組を行っているところである。なお、測定指標2は、各年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合(当該年度における登録調査員からの任命数/当該年度における対象市区町村内における統計調査員の任命数。国勢調査を含む。)を5年度分平均して算出するものと設定していたが、参考値として、国勢調査を除いた5年度分の合計の任命数から算出した割合(登録調査員からの任命数(5年度分の合計)/対象市区町村内における統計調査員の任命数(5年度分の合計)。国勢調査を除く。)を掲載している。これは、他の統計調査と比較して突出して多くの統計調査員を必要とする国勢調査の性質を考慮したものであり、国勢調査を除いた大規模統計調査の実施に際して必要となる統計調査員数を確保するという登録調査員制度の趣旨のもと、本制度の進捗を測る指標として、参考値の方がより実態を適切に反映するものだからである。</p> <p>加えて、各種国際会議及び専門家会合等に参加したほか、我が国におけるSDG指標への対応として、SDG指標の作成方法等を決定し、指標を取りまとめ、全244指標(当時)のうち125指標のデータを公表するなどの取組を行った。</p> <p>このように、当初想定していた目標は概ね達成できたところであるが、他方、公的統計を巡っては、平成31年1月に毎月勤労統計における不適切な処理が明らかになり、雇用保険等の給付や統計数値へ影響するという重大事態が発生した。これを受けて、統計委員会が行った全ての基幹統計・一般統計調査の一斉点検では、複数の統計調査において、計画どおりに履行されていない等の問題があることが明らかになった。一連の不適切統計問題を受けて、統計委員会等の場において、その原因分析と再発防止策等が検討され、統計委員会において「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について(建議)」(令和元年9月30日)が、統計改革推進会議統計行政新生部会において「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日)が取りまとめられ、これらを踏まえて、令和2年6月2日に基本計画が変更されたところ、現在、再発防止と公的統計の信頼回復に向けて、当該基本計画に盛り込まれた新たな取組を推進している。</p>
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)		<p><施策目標>オープンデータの利活用の促進及び日本の企業活動のため、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講座等の学習基盤を整備することにより、“データサイエンス”力の高い人材の育成を図ること</p> <p>将来の経済成長を担う“データサイエンス”力の高い人材育成のための取組として、自らの学びをサポートするウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義「データサイエンス・オンライン講座」を開設している。この下に「社会人のためのデータサイエンス入門」、「社会人のためのデータサイエンス演習」及び「誰でも使える統計オープンデータ」の各講座を実施し、これまで社会人を中心として多数の方が受講している状況にある。平成29年度は、新たに公的統計を用いたデータ分析手法に係る講義を中心とした専門的な講座を開講し、基礎的な講座より優先して提供を実施したが、統計データと地図を組み合わせた統計GISや統計APIの活用など専門性が高かったことから、受講者数が目標を若干下回ることとなった。令和元年度は、年間を通じて継続的に3講座の提供(募集期間を含む)を行い、受講機会の拡大を図ったり、広報の回数を前年度より増やす等、講座の周知に取り組んだところ、統計に対する社会的な関心の高まりも受けて受講者の増加につながり、結果的に受講者数が目標を大幅に上回ることとなった。全体の評価としては、おおむね目標値に近い数値となっていること、翌年以降は設定目標を上回っていることから、「目標達成」と判断した。</p>
評価結果		<p><施策目標>社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供すること</p> <p>各種統計調査の適切な実施・公表により、我が国における社会経済情勢を適時的確に把握・提供している。これにより、GDPを推計する際の不可欠なデータや経済波及効果を推計する際の基礎資料となるデータを提供するとともに、社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供することができたと言える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年経済センサス・活動調査や平成30年住宅・土地統計調査を始めとする各種統計調査をスケジュールどおりに遅滞なく確実に公表するなど、社会経済情勢を適時的確に把握する統計を整備・提供した。 ・しかしながら、統計局所管の統計調査において不適切な事務処理(統計調査員による不適切な事務処理(毎月行うべき調査先訪問を不定期に行った等))が明らかとなり、再発防止策として国や都道府県による現地監査や調査員への指導・研修の一層の必要性が認識されたため、その強化等の措置を講じた。統計調査への信頼を損なうことがないよう、引き続き適切な調査方法により正確な統計データを提供していく必要があることから、測定指標5は数値目標を達成しているものの、「目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない」と判断することが妥当である。 ・正確かつ効率的な統計の作成や報告者の負担軽減・利便性の向上を図るオンライン調査推進に向けた広報活動等により、測定指標6の目標を大幅に上回って達成した。 <p><施策目標>統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること</p> <p>当該施策目標について、統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることで、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数、統計局ホームページのアクセス件数が目標を大きく上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標7については、掲載される記事数は社会情勢等による影響を受けるものと考えられるところ、目標を達成することはできなかったことから「目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合」としているが、遅滞なく、かつ分かりやすい統計を公表することは今後も施策目標達成の指標として重要であることから、引き続き、公表後の記者レクなどによる掲載数増加に向けた取組を行う。 ・測定指標8についても、白書作成を担う各府省の意向に影響を受けるものと考えられるところ、目標を達成することはできなかったことから「目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合」としているが、社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実かつ適時的確に作成し、分かりやすい統計を提供するとともに、社会的なトピックスに合わせたタイミングで統計情報を用いたコラム(例えば、こどもの日や敬老の日にあわせた関連するもの)を発表するなどし、国民にとって親しみやすい形で発信することは今後も施策目標達成の指標として重要であるとする。 ・測定指標9については、平成31年4月の統一地方選挙に関し、e-Stat API機能を利用し各地域の人口表示等を行う外部サイトの影響を強く受けたことにより一時的な増加がみられる。全体としては、掲載する統計表やAPI機能で取得可能な統計データを拡充することにより統計利用者の利便性の向上を図ることにより目標値を達成した。 ・測定指標10については、平成28年度、29年度はHPリニューアル前で利便性が改善される前であったことなどによりアクセス数が目標を下回ったと考えられるが、平成30年度以降は統計局HPのリニューアル、平成30年住宅・土地統計調査の実施内容の周知を行うなどのコンテンツ充実のほか、統計不正問題による関心も相まって大きくアクセス件数が伸びたものと考えられる。 ・測定指標11については、平成30年度及び令和元年度にLOD形式で提供するデータを拡充し、統計利用者の利便性の向上を図っているところ。平成28年度は目標「17,200件以上」に対し実績「151,566件」で目標を上回っており、これを踏まえ、平成29年度事前分析表作成時に目標値を当初よりも高く設定するよう見直ししているが、平成30年度及び令和元年度は目標を達成したことから、「目標達成」としている。なお、LOD形式で提供するデータ数は、平成28年度:約3億、平成29年度:約4億、平成30年度:約13億、令和元年度:約21億で推移している。

次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、今般の不適切統計問題を受けて、再発防止と信頼回復を図るため、令和2年度から、従前の施策目標「国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組むこと」に替えて、新たな施策目標として「公的統計の体系的・効率的な整備を進めるとともに、統計の品質管理を徹底すること」を設定する。その施策手段には「基本計画に掲げられた諸施策の実現」を設定し、測定指標には、「第Ⅲ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の実施率」を設定する。なお、測定指標2及び3に該当する施策（「統計調査の確実な実施及び統計精度の確保を目的として、質の高い統計調査員を確保する」及び「国際統計の発展及び我が国の公的統計の整備に資するため、国際統計活動への積極的参画及び国際協力を行う」）は、基本計画にも盛り込まれており、基本計画の実施状況を測定することにより引き続き進捗管理を行う。 ・測定指標4については、平成30年度のEBPM取組において、本施策の目的や目標とする効果についてロジックモデルを整理し、従前の施策目標である「“データサイエンス”力の高い人材の育成」については、「第Ⅲ期基本計画」における本施策の位置付け等から「受講者の統計リテラシーの向上」と「統計調査に対する協力意識の醸成」に見直している。さらに従前の施策手段である「MOOC講座等の学習基盤を整備」については、平成30年度までに3つの講座が構築できたことから、次期目標では、従前の施策目標「オープンデータの利活用の促進及び日本の企業活動のため、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講座等の学習基盤を整備することにより、“データサイエンス”力の高い人材の育成を図ること」に替えて、新たな施策目標として「統計リテラシーの向上と統計調査に対する協力意識の醸成」を設定する。その施策手段には「インターネットによるオンライン講座を実施」を設定し、測定指標には、「データサイエンス・オンライン講座の各講座の受講者数」を設定する。なお、新たな施策目標とした国民の統計リテラシーの向上は今後も施策目標達成の指標として重要であることから、引き続き指標として設定することとする。また、これまでは提供する講座のスケジュールが毎年異なっていたが、令和2年度以降は3講座の再開講のみを対象とすることとし、基準値及び目標値を再設定している。 ・測定指標5については、統計データを確実に遅滞なく公表する目標が達成できているところであるが、統計調査への信頼を損なうことがないよう、引き続き適切な調査方法により正確な統計データを提供していくことは今後も施策目標達成の指標として重要であることから、引き続き指標として設定することとする。 ・測定指標6については、第Ⅲ期基本計画でもオンライン調査の推進が引き続き掲げられている中、平成28年に実施した大規模周期調査のオンライン調査における回答数のみを指標として設定することは適切ではない。しかしながら、統計調査により実施時期、対象数、属性等が異なり、年度ごとに異なる統計調査を指標として設定して達成状況を測定していくことは困難であることから、測定指標からは削除し、今後は基本計画の実施状況を測定することにより、引き続きオンライン調査の活用促進を図ることとする。 ・測定指標7、8、9及び10については、一定の有用性があることから、引き続き、主要5紙及び各府省の年次報告書（白書）への掲載件数並びにe-Statの統計表及び統計局HPへのアクセス件数を指標とする。なお、測定指標7については社会情勢等により、測定指標8については白書作成の意向により影響を受けるものと考えられるため、本評価書における目標値を適用するのではなく、令和元年度実績に基づく目標値を設定するものとする。また、測定指標9については平成29年度のシステム更改に併せ利用実績取得方法を変更したことから、平成30年度及び令和元年度それぞれに目標値を別途設定したが、次期目標についてはシステム更改後の実績を踏まえて設定（なお年度によって実績値に大きな変動がある点等を考慮し、平成30年度及び令和元年度の平均値を採用）する。 ・測定指標11について、現状、e-Statで公開している統計データのメタデータ（属性情報）は各調査により異なり、同じ内容であっても機械的には同一と判別できないことから、検索性能に課題がある。今後は、e-Statの統計データの検索性向上に向け、LOD形式の統計データの拡充から、「総合的対策に基づく改革工程表」（令和2年6月2日統計行政推進会議申合せ）において求められている、ユーザによる再入力や書式変換等の不要な、利用しやすいデータ形式による統計情報の提供の推進へ取り組み、次期事前分析表「政府統計の総合窓口（e-Stat）」の統計表データの利用件数により、引き続き評価・測定を図ることとし、当指標については次期事前分析表の測定指標からは削除する。今後のLOD形式を含む統計データの提供形態については、統計改革において求められる取組内容等も踏まえ、検討の上、取組を進めることとする。 	
	（令和3年度予算概算要求に向けた考え方）	
	Ⅲ 予算の継続・現状維持	
	令和3年度予算概算要求への主な反映内容	政策評価結果を踏まえ、公的統計は国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」であることから、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備するとともに、統計情報を的確に提供することで国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与するため、必要な経費を要求する。
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—	

学識経験を有する者の知見等の活用	・令和2年7月、田淵雪子構成員から、統計調査において不適切な事務処理が発生した理由を政策の分析欄に記載すべきとの御意見を頂き、評価書に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）（https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/12.htm） ・統計法施行状況報告（https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm） ・政府統計の総合窓口（e-Stat）（https://www.e-stat.go.jp/）
-------------------------------	---

担当部局課室名	統計局総務課 他10課室 政策統括官（統計基準担当）付 統計企画管理官室 他5室	作成責任者名	統計局総務課長 永島 勝利 政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官 山田 幸夫	政策評価実施時期	令和2年9月
---------	--	--------	--	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績（値）又は施策の進捗状況（実績）」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績（値）の年度を示している。

※3 凡例「イ」：目標達成、「ロ」：目標未達成であるが目標（値）に近い実績を示した、「ハ」：目標未達成であり目標（値）に近い実績を示していない、「ニ」：目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	消防防災体制の充実強化				番号	⑱			
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	相当程度進展あり					
(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般	消防庁	消防防災体制等整備費	消防防災体制等の整備に必要な経費		13,427,877		12,048,656	
	一般	消防庁	消防防災体制等整備費	消防防災体制等の整備に係る技術研究開発に必要な経費		513,478		637,417	
	東日本大震災復興特別	復興庁	生活基盤行政復興政策費	消防防災体制等の整備に必要な経費		378,846		137,814	
	東日本大震災復興特別	復興庁	生活基盤行政復興事業費	消防防災体制等の整備に必要な経費		406,695		90,365	
	小 計				一般会計	13,941,355		12,686,073	
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計	785,541		228,179	
						< > の内数	< > の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
		小 計				一般会計			
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計				
						< > の内数	< > の内数		
合 計					一般会計	13,941,355		12,686,073	
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計	785,541		228,179	
						< > の内数	< > の内数		

主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-19)

政策 ^(※1) 名	政策19:消防防災体制の充実強化			分野	国民生活と安心・安全	
政策の概要	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:国民の身体、生命及び財産を火災から保護し、水火災、地震等の災害を防除し、これらの災害の被害の軽減を図る。 [中間アウトカム]:消防団及び自主防災組織等を中心とした地域防災力の向上 常備消防を中心とした自治体の消防・防災及び危機管理機能の強化 緊急消防援助隊の登録隊数の増加を中心とした大規模災害時等の広域応援体制の充実					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	11,547	12,021	17,075	14,727
		補正予算(b)	2,848	5,080	3,520	2,301
		繰越し等(c)	3,131	△ 1,343	△ 1,221	
		合計(a+b+c)	17,526	15,757	19,374	
執行額		14,567	14,535	16,958		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	被災者の迅速な救命・救助や被害の最小化を図るため、ISUTなどのICTを活用した情報共有、域外からの緊急援助体制や広域化をはじめとした消防体制の強化を行うとともに、応援体制に加え、受援等災害対応の運用の基盤の確立を図る。国及び地方自治体の災害救助体制や消防団を中核とした地域防災力の充実強化、行政・NPO・ボランティア等の三者連携の強化及びコーディネーター人材の育成、自主防災組織等の育成・教育訓練、防災拠点等となる学校等公共施設等の耐震化などの防災・避難所機能強化、新技術を活用した河川管理の高度化・避難の迅速化等により、地域の災害対応力の向上を図る。被災地の早急な復旧・復興に向けて、緊急災害対策派遣隊の体制・機能の拡充・強化、地方自治体職員の中長期派遣体制整備に取り組む。被災者の速やかな生活再建を図るため、被災者支援制度の充実や福祉との連携を検討する。南海トラフ地震に備えた計画的避難体制を確立するとともに、国民の正しい理解につなげる広報の充実を図る。 安全なまちづくりに向け、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修を促進するため、着実な支援の実施、不動産証券化手法の活用等に努める。災害派遣医療チームの強化された司令塔機能の活用等を進めるとともに、医療活動訓練等において医療モジュールの実証を推進する。「世界津波の日」を通じて、国内外において津波防災の重要性を普及啓発する。
第198回国会総務大臣所信	平成31年2月14日	昨年は、大阪北部地震、七月豪雨、台風第二十一号、北海道胆振東部地震など、大規模な災害が相次ぎました。こうした状況に鑑み、第二次補正予算において、七百億円を特別交付税の総額に加算しました。災害からの復旧・復興に向け、被災地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、適切に対応します。 また、南海トラフ地震、大規模風水害及び放射性物質、生物剤又は化学剤などによるテロ災害に対応するための緊急消防援助隊の強化、消防団の団員の入団促進や処遇の改善、さらに、災害時における、より効果的な活動を図るための救助用資機材の更なる配備などによる地域防災力の充実強化などを推進し、消防力を強化します。 加えて、G20大阪サミットや東京オリンピック・パラリンピックなどの開催に向けた安心・安全対策や、聴覚・言語機能障害者が音声によらない一〇九番通報を行うことができるシステムの全国展開、災害時の情報伝達手段の強化などを進めます。	

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
				平成29年度	平成30年度	令和元年度		
緊急消防援助隊の機能を強化すること	大規模災害等が発生した場合のため緊急消防援助隊の充実強化を実施	① 緊急消防援助隊の登録隊数<アウトカム指標> ※緊急消防援助隊(通称:緊援隊)とは大規模・特殊災害時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための全国的な消防の応援制度	5,658隊 (平成29年4月1日現在) 【平成28年度】	5,800隊以上	6,000隊以上	6,000隊 【平成30年度】	イ	
			5,978隊 (平成30年4月1日現在)	6,258隊 (平成31年4月1日現在)				
常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	消防防災体制の充実強化のため消防の広域化を推進	② 消防組織法に基づき広域化が実現した広域化対象市町村の組合せ数(ブロック数)(累計値) <アウトカム指標>	48ブロック (平成29年3月31日現在) 【平成28年度】	実現ブロック数(累計値)の増加			実現ブロック数(累計値)の増加 【令和元年度】	イ
	大規模地震時の消防水利確保のため、耐震性貯水槽の整備を推進	③ 耐震性貯水槽の整備数(累計値) <アウトカム指標>	110,707基 (平成28年4月1日現在) 【平成28年度】	整備数(累計値)の増加			整備数(累計値)の増加 【令和元年度】	イ
	救急救命体制の充実強化及び救命率の向上を推進	④ 受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の重症以上傷病者搬送事案)の割合 <アウトカム指標>	2.7% (平成27年中) 【平成28年度】	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減) 【令和元年度】	□
			2.3% (平成28年中)	2.2% (平成29年中)	2.4% (平成30年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) 【令和元年度】	□	
3.7% (平成27年中) 【平成28年度】			事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減)			
3.5% (平成28年中)			3.3% (平成29年中)	3.6% (平成30年中)				
2.4% (平成27年中) 【平成28年度】	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減) 【令和元年度】	□			
2.0% (平成28年中)	1.7% (平成29年中)	1.7% (平成30年中)						
3.3% (平成27年中) 【平成28年度】	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減)	事案の割合の減少 (対前年度減) 【令和元年度】	□			
2.6% (平成28年中)	2.5% (平成29年中)	2.6% (平成30年中)						

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	救急救命体制の充実強化及び救命率の向上を推進	5	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの) ＜アウトカム指標＞	48.1% (平成27年中) 【平成28年度】	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	応急手当実施率の向上 (対前年度増) 【令和元年度】	イ
				48.9% (平成28年中)	48.9%	49.9% (平成29年中)	50.7% (平成30年中)		
	海外被災地において効果的に捜索救助活動をするため、国際消防救助隊員に対する教育訓練を実施	6	国際消防救助隊の教育訓練参加隊員数 ＜アウトカム指標＞	年間213人 【平成28年度】	年間200人	年間200人	年間200人	年間200人 【令和元年度】	イ
				209人	231人	224人			
	防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進	7	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 ＜アウトカム指標＞	90.9% (平成28年3月31日現在) 【平成28年度】	耐震化率の増加 (対前年度増)			耐震化率の増加 (対前年度増) 【令和元年度】	イ
				92.2% (平成29年3月31日現在)	93.1% (平成30年3月31日現在)	94.2% (平成31年3月31日現在)			
消防団等地域防災力を強化すること	消防団の充実強化や自主防災組織の活動の活性化のため、地方公共団体への助言・各種予算事業を実施	⑧	消防団員数 ＜アウトカム指標＞	856,278人 (平成28年4月1日現在) 【平成28年度】	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増) 【令和元年度】	□
			女性消防団員数 ＜アウトカム指標＞	23,899人 (平成28年4月1日現在) 【平成28年度】	850,331	843,667	831,982	団員数の増加 (対前年度増)	
			学生消防団員数 ＜アウトカム指標＞	3,255人 (平成28年4月1日現在) 【平成28年度】	24,947	25,981	26,625	団員数の増加 (対前年度増) 【令和元年度】	
	自主防災組織の組織活動カバー率 ＜アウトカム指標＞	9	81.7% (平成28年4月1日現在) 【平成28年度】	カバー率の増加 (対前年度増)	カバー率の増加 (対前年度増)	カバー率の増加 (対前年度増)	カバー率の増加 (対前年度増) 【令和元年度】	イ	
				82.7%	83.2%	84.1%			
Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること	災害時に住民へ防災情報を伝達し警戒を呼びかけるため防災行政無線の整備を実施	10	市町村防災行政無線(同報系)の整備率 ＜アウトカム指標＞	82.0% (平成28年3月31日現在) 【平成28年度】	整備率の増加 (対前年度増)	整備率の増加 (対前年度増)	整備率の増加 (対前年度増)	整備率の増加 (対前年度増) 【令和元年度】	イ
				83.8% (平成29年3月31日現在)	84.1% (平成30年3月31日現在)	86.6% (平成31年3月31日現在)			

消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること	消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保するためのシステムのコスト削減	11	消防庁所管システムの運用・保守経費 ＜アウトカム指標＞	687,750千円 【平成25年度】	基準年度と比較して3割以上の減少 (令和3年度までの目標値) 基準額に対して3割削減した場合の経費は481,425千円(削減額206,325千円)			3割以上の削減 (対基準年度) 【令和3年度】	□
					630,133千円 (削減額57,617千円)	641,192千円 (削減額46,558千円)	708,030千円 (削減額0千円)		
消防庁及び地方公共団体の災害対応能力向上のため訓練を実施	消防庁及び地方公共団体の災害対応能力向上のため訓練を実施	12	消防庁及び消防庁と地方公共団体が連携して実施した訓練の回数 ＜アウトプット指標＞	66回 【平成28年度】	訓練の実施 (基準年度程度)	訓練の実施 (基準年度程度)	訓練の実施 (基準年度程度)	訓練の実施 (基準年度程度) 【令和元年度】	イ
					82回	80回	84回		
火災予防対策を推進すること	住宅火災における被害軽減のため防火対策に関する啓発を実施	13	住宅火災件数 ＜アウトカム指標＞	12,097件 (平成27年中)	件数の減少 (対前年度減)	件数の減少 (対前年度減)	件数の減少 (対前年度減)	件数の減少 (対前年度減) 【令和元年度】	イ
					11,354件 (平成28年中)	11,408件 (平成29年中)	11,019件 (平成30年中)		
危険物事故対策を推進すること	国民の安全確保のため危険物事故対策を実施	14	危険物施設における事故(震度6以上の地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	573件 (平成24年～平成28年の平均)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減) 【令和元年度】	□
					572件 (平成25年～平成29年の平均)	581件 (平成26年～平成30年の平均)	580件 (平成27年～令和元年の平均)		
コンビナート災害対策等を推進すること	国民の安全確保のためコンビナート災害対策等を実施	15	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故(地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	243件 (平成24年～平成28年の平均)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減) 【令和元年度】	□
					243件 (平成25年～平成29年の平均)	260件 (平成26年～平成30年の平均)	267件 (平成27年～令和元年の平均)		
消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること	技術基準等の改正や政策等への科学技術の反映のため研究開発を実施	16	研究開発事業の実施件数 ＜アウトプット指標＞	21件	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	研究開発事業の実施 (基準年度程度) 【令和元年度】	イ
					21件	18件	20件		

<p>目標達成度合いの測定結果 (※4)</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>相当程度進展あり</p> <p>測定指標1、2及び8は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。これら主要な測定指標は、ほぼ目標を達成もしくは目標を達成していないが目標値に近い実績を示している。また、その他の測定指標においても、目標を達成もしくは目標を達成していないが目標値に近い実績を示しており、政策全体としては改善の方向を示している。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)</p> <p>評価結果</p>		<p><施策目標>緊急消防援助隊の機能を強化すること 主な登録隊数の増加の内訳(平成31年4月1日現在:6,258隊) 消火小隊 112隊、救急小隊 63隊、特殊装備小隊 30隊、特殊災害小隊 17隊</p> <p><施策目標>常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること ・測定指標②については、消防庁では、消防広域化推進アドバイザーの派遣や広域化に伴い必要となる経費に対する財政支援などを実施することにより消防の広域化を積極的に推進してきた。この結果、令和元年度は2つの地域で広域化が実現し、目標を達成することができた。 ・測定指標③については、消防庁では、地震が発生しても消防水利が適切に確保されるよう、耐震性貯水槽の整備を進めている。耐震性貯水槽の整備数については、消防防災施設整備費補助金の活用等により増加し、目標を達成することができた。 ・測定指標④については、救急業務については、高齢化の進展等に伴い搬送件数が一貫して増加傾向にある中で、迅速な傷病者の搬送と医療機関による円滑な傷病者の受入れが求められており、消防庁では消防と医療機関の連携を促進することにより医療機関選定困難事案の減少を図っている。この結果、心肺機能停止傷病者への住民による応急手当の実施率が50.7%に増加し、住民による応急手当の適切な実施が進んでいる。 ・測定指標⑤については、救急隊が到着するまでの間に応急手当が適切に実施されることで大きな救命効果が期待されることから、消防庁では住民に対する救命講習の実施や応急手当指導者の養成、公衆出入場所の従業員等に対する応急手当の普及活動等を実施している。この結果、心肺機能停止傷病者への住民による応急手当の実施率が50.7%に増加し、住民による応急手当の適切な実施が進んでいる。 ・測定指標⑥については、海外被災地において、効果的に捜索救助活動を実施するため、77消防本部に所属する599人の国際消防救助隊員を対象とした教育訓練を実施している。測定指標⑥については、令和元年度に実施した国際消防救助隊員の連携訓練やセミナー等に延べ224人の隊員が参加し、目標を達成している。これらと併せて、国際消防救助隊セミナーを全登録消防本部を対象に実施するとともに、国際消防救助隊の連携訓練についても、全登録本部から隊員が参加出来るようにするなど、国際消防救助隊の更なる能力向上に取り組んでいる。 ・測定指標⑦について、消防庁では、災害発生時に避難所や災害応急対策の拠点となる公共施設等について、耐震化を推進している。防災拠点となる公共施設の耐震率については、緊急防災・減災事業債の活用などにより、平成31年3月31日現在で94.2%となり、目標を達成することができた。なお、耐震化の取組が遅れている自治体については、個別にその状況を把握するとともに、緊急防災・減災事業債等を活用した取組について通知等により促している。</p> <p><施策目標>消防団等地域防災力を強化すること 測定指標⑧、⑨のうち、消防団員数の増加以外については、消防団をはじめとした地域防災力の充実強化に向け、消防団等充実強化アドバイザーの派遣等を実施することにより、目標を達成できた。消防団員数については、産業・就業構造の変化、過疎化・少子化といった社会環境の変化、コミュニティ意識の希薄化等により減少傾向が続いており、地域の実情に応じた消防団員の確保等について積極的な取組を促進する等、更なる消防団への加入促進に取り組む必要がある。 (参考)消防団等充実強化アドバイザー派遣実施回数:平成29年度29回、平成30年度28回、令和元年度27回</p> <p><施策目標>Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること 測定指標10については、市町村が適切に災害情報等を市民に伝達できるようアドバイザーの派遣(※)、手引きの作成、地方財政措置の拡充等の支援を行うことにより目標を達成できた。 (※アドバイザー派遣については、平成29年度37箇所、平成30年度25箇所、令和元年度29箇所の市町村へ派遣を実施した。)</p> <p><施策目標>消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること ・測定指標11については、目標値である運用・保守経費の3割以上の減少を達成できなかった。主な要因としては、全国瞬時警報システム(Jアラート)の運用保守業務において、一部の機器やOSのサポート切れにより更新等の費用が増加したことや、基準年度以降、消防庁の危機管理機能の向上を図るため、新たにDR(ディザスタ・リカバリ)サイトを構築したことが挙げられる。一方で、情報システムの更新の機会を通じて、適宜統合するなど運用・保守経費の低減・効率化を図っているところである。 ・測定指標12については、消防庁では、災害応急対応を迅速・的確に行い、国民の命を守るため、消防庁と各地方公共団体(消防機関を含む。)が連携した災害対応能力の向上を図っている。 令和元年度においては、自然災害及び国民保護に係る庁内での図上訓練や、南海トラフ地震を想定した国と地方公共団体の共同訓練など、計84回の訓練を実施しており、当該施策目標についても、消防庁の危機管理能力及び地方公共団体と連携した災害対応能力の向上が図られ、目標を達成することができた。</p> <p><施策目標>火災予防対策を推進すること 測定指標13については、「住宅防火防災推進シンポジウム」への参画、高齢者に対し火災予防の注意喚起を行う「住宅防火・防災キャンペーン」の実施、広報用映像資料の制作・配布等住宅防火対策を推進するとともに、春・秋の火災予防運動等の機会を捉えた積極的な普及啓発活動を行ったことにより、平成29年中11,408件に対して平成30年中11,019件と減少しており、対前年度減という目標を達成することができた。 住宅火災の出火原因の上位を占めるたばこ火災については、平成23年度より、継続的にたばこ事業者等と協働し「たばこ火災防止キャンペーン」を全国的に実施し、たばこ火災による被害が顕著である喫煙者層向けのリーフレット等を作成、配布を行った結果、喫煙率の減少と併せて、火災件数の減少が図られた。 【参考】住宅火災のうち、たばこによる出火件数 1,451件(平成28年中) 1,420件(平成29年中) 1,346件(平成30年中)</p> <p><施策目標>危険物事故対策を推進すること ・測定指標14については、危険物事故防止対策情報連絡会の開催等危険物施設における事故防止対策の推進を行っており、平成30年度は事故件数が前年度を上回ったが平成29年度及び令和元年度は前年度より減少している。 ・危険物事故の原因としては、危険物施設に従事する者の維持管理不十分・操作確認不十分などの人的要因、危険物施設の腐食疲労等劣化などの物的要因によるものが多くなっており、それを受け、保安講習の充実化等による危険物保安人材の育成方策の検討、危険物施設の点検等に係る各種ガイドラインの策定など、事故の人的要因・物的要因に対応した取組を行っている。</p> <p><施策目標>コンピュータ災害対策等を推進すること ・当該施策目標について、直近5年平均事故件数は増加し目標を達成することができなかった。施設の老朽化などによる物的要因の事故件数が依然増加傾向であることが目標を達成できなかった大きな要因と考えられるが、令和元年単年では昨年と比較し事故件数が減少、死者も発生していないことから事故防止に向けた取組(事故分析、自衛防災組織の強化、事故資料の収集公表・自衛防災組織の技能コンテスト等)は一定の効果があったと考えられる。 【事故割合※】H22一般事故217件(人的109件、物的108件) → R1一般事故263件(人的108件、物的155件) ※その他の要因による事故を除く ・増加傾向である物的要因に対して経産省をはじめとする関係省庁等と連携した取組の強化等を検討しながら、人的要因に対しては、これまで続けてきた事故防止に向けた取組が一定の効果を発揮し、事故件数増加を抑えてきたと考えられることから、引き続き着実に取組を進めていく。(参考:事故件数 H24:248、H25:228、H26:253、H27:234、H28:250、H29:252、H30:314、R1:284)</p>

	<p><施策目標>消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること</p> <p>消防庁では、災害の予防や被害の軽減等に資するため消防防災技術に関する研究開発を実施している。測定指標16については、令和元年度は、消防活動の安全確保のための研究開発や災害対応のための消防ロボットの研究開発など、20件の研究開発を実施した。当該施策は、消防防災分野の研究開発の推進により、消防防災体制の充実強化を図ることを目的としており、測定指標の件数を増加させることを目標としているわけではない。平成30年度の研究開発事案件数は18件と基準年度(21件)より減少しているが、令和元年度は20件となっており、概ね基準年度の件数と同程度の実績を示していることから、必要とされる研究開発事業等を実施したと考えられ、消防防災体制の充実強化を図るという施策目標を達成することができた。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①：第四期基本計画(令和元年から5年度)に基づき部隊規模を6,600隊程度に増隊することとし、緊急消防援助隊の充実強化を行う。 ・測定指標②：着実な広域化の実現に繋げていくため、引き続き効果的・効率的な事業推進を図る。 ・測定指標3：引き続き耐震性貯水槽の整備数、整備計画を把握し、地方公共団体が必要とする整備が可能となるよう取り組む。 ・測定指標7：防災拠点となる公共施設の耐震率については、緊急防災・減災事業債などにより引き続き支援を行っていくとともに、地方公共団体に対し、こうした支援制度を活用した取組の推進を要請するなど、耐震化の早急な完了に向け取り組む。 ・測定指標⑧については、「女性団員数」及び「学生団員数」は前年度に比して増加しているが、「消防団員数」は前年度に比して減少している。引き続き、PR活動や各種支援事業を実施し、消防団員数等の増加に努める。なお、次期目標については、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」(令和元年12月13日付け消防庁長官通知)において、全国的な数値目標を設定していることから、当該目標を指標として設定する。 ・測定指標9：自主防災組織の組織活動カバー率は前年度に比して増加している。一方で、防災活動に対する住民意識の不足やリーダーの不足が課題となっていることから、住民の防災意識の向上を図るため、被災の体験を伝承する災害伝承10年プロジェクトや、地域の防災リーダーを育成する地域防災リーダー育成事業を引き続き推進していく。 ・測定指標13：設置から10年以上経過した住宅用火災警報器の機能劣化が課題となっており、高齢社会の進展に伴い住宅火災件数が増加に転じることも予想されることから、消防本部、消防団、女性(婦人)防火クラブ、自主防災組織等と協力して、火災予防運動、シンポジウム及び各種キャンペーン等を通じた住宅防火対策を引き続き推進していく。なお、住宅火災件数については放火によるものを含んでいるため、次期目標については、より、施策による効果を測ることのできる放火火災を除いた住宅火災件数を指標とする。【参考】放火を除いた住宅火災件数 10,523件(平成28年中) 10,489件(平成29年中) 10,269件(平成30年中) ・測定指標16：従来設定していた測定指標「研究開発事業の実施件数」だけでは、施策目標である研究開発の成果を技術基準等の改正や政策等へ反映することの達成状況が不明確なため、当該達成状況を測るための指標とする。 <p>(令和3年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p>	
	令和3年度予算概算要求への主な反映内容	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、第四期基本計画における目標登録隊数6,600隊に向け、令和3年度予算概算要求において、引き続き、補助金や無償使用制度を活用し、必要な車両資機材等を着実に整備・促進する。 ・測定指標15については、一層の事故件数の減少を目的として、事故防止に向けた取組にかかる予算について増額要求(10百万円程度)する予定である。
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月に、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生から、測定指標11の目標値欄の記述についてご意見を頂き、評価書に反映させた。 ・令和2年7月に開催された「総務省の政策評価に関する有識者会議」において、株式会社政策情報システム研究所の北大路信郷代表取締役所長、埼玉大学教育学部の重川純子教授から、測定指標15の政策の分析欄の記述についてご意見を頂き、評価書に反映させた。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年消防庁告示台33号「市町村の消防の広域化に関する基本指針」 ・消防広域化関係資料(令和元年5月)(https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/wide/items/wide001_04_m00.pdf) ・令和元年度消防白書(令和2年2月)(https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/r1/47787.html)
-------------------------------	---

担当部局課室名	消防庁総務課 他13課室等	作成責任者名	消防庁総務課長 齋藤 秀生	政策評価実施時期	令和2年9月
---------	---------------	--------	---------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。